

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 3 月30日

【計算期間】 第 7 期（自 平成22年11月 1 日 至 平成23年10月31日）

【ファンド名】 ピムコ・バミューダ・トラスト -
ピムコ・ワールド・ハイインカム
(PIMCO Bermuda Trust - PIMCO World High Income)【発行者名】 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・
エルエルシー
(Pacific Investment Management Company LLC)【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ブレント・アール・ハリス
(Brent R. Harris)【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、92660カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、
ニューポート・センター・ドライブ840番
(840 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所【事務連絡者氏名】 弁 護 士 三 浦 健
同 亀 田 康 次【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- （注１）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、平成24年１月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝76.38円）による。
- （注２）ファンドは、バミューダの法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
- （注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てである。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- （注４）本書中、ファンドの計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、11月１日に始まり10月31日に終了する一年をいう。ただし、第１会計年度は、平成17年４月21日から平成17年10月31日までの期間をいう。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとしてバミューダの法律に基づき構成されているユニット・トラストであるピムコ・バミューダ・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一つまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む20個のサブ・ファンドで構成されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、管理会社との間で信託証書補遺を締結することにより、今後サブ・ファンドを追加することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、サブ・ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求することにある。ファンドにおける信託金について限度額はない。

b ファンドの性格

ファンドは、2006年投資ファンド法（以下「投資ファンド法」という。）のもとで、標準ファンドとして認可および分類される。したがって、ファンドは投資ファンド法および標準ファンドについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。ファンドは、ファンドに伴うリスクを完全に判断することができ、リスクを負担できる投資者のみに適する投資ビークルとみなされるべきである。

ファンドの受益証券上限5,000億口の発行に関して、1972年バミューダ為替管理法（Exchange Control Act 1972）およびその規則に基づき、バミューダ金融庁（以下「BMA」という。）の認可を取得している。BMAによる認可およびBMAから受ける承認または許諾は、ファンドの業績またはファンドの信用性に関してBMAによる何らの保証を構成するものではない。さらに、ファンドを認可し、およびかかる承認または許諾を付与するに際して、BMAはファンドの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）に記載されるファンドの業績や、その運用またはサービス提供会社における不履行、または表明された意見もしくは記載の正確性について責任を負うものではない。

受益証券について、上場またはその他の取引手段の取得は、現在のところ考えられていない。

ただし、管理会社は、将来において上場を目指す可能性がある。

BMAは、投資ファンド法に規定された状況がある場合、受託会社またはサービス提供会社に対する書面による通知によりいつでも、ファンドの承認を取り下げることができる。

ファンドは、2003年12月1日付でウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド（旧受託会社）により締結された信託証書（随時改訂済）に従いバミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定された、オープン・エンド型ユニット・トラストである。2006年9月22日付でブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがファンドの後任受託会社として任命された。信託証書は2010年8月30日付で改訂および再録された（随時改訂済、以下「信託証書」という。）。信託証書は、ファンドの設定を定めている。信託証書に基づき、受託会社および投資顧問会社は、英文目論見書に記載された行為を行う権限を有する。

投資ファンド法の写しは、受託会社において閲覧の用に供されており、写しを取得することができる。

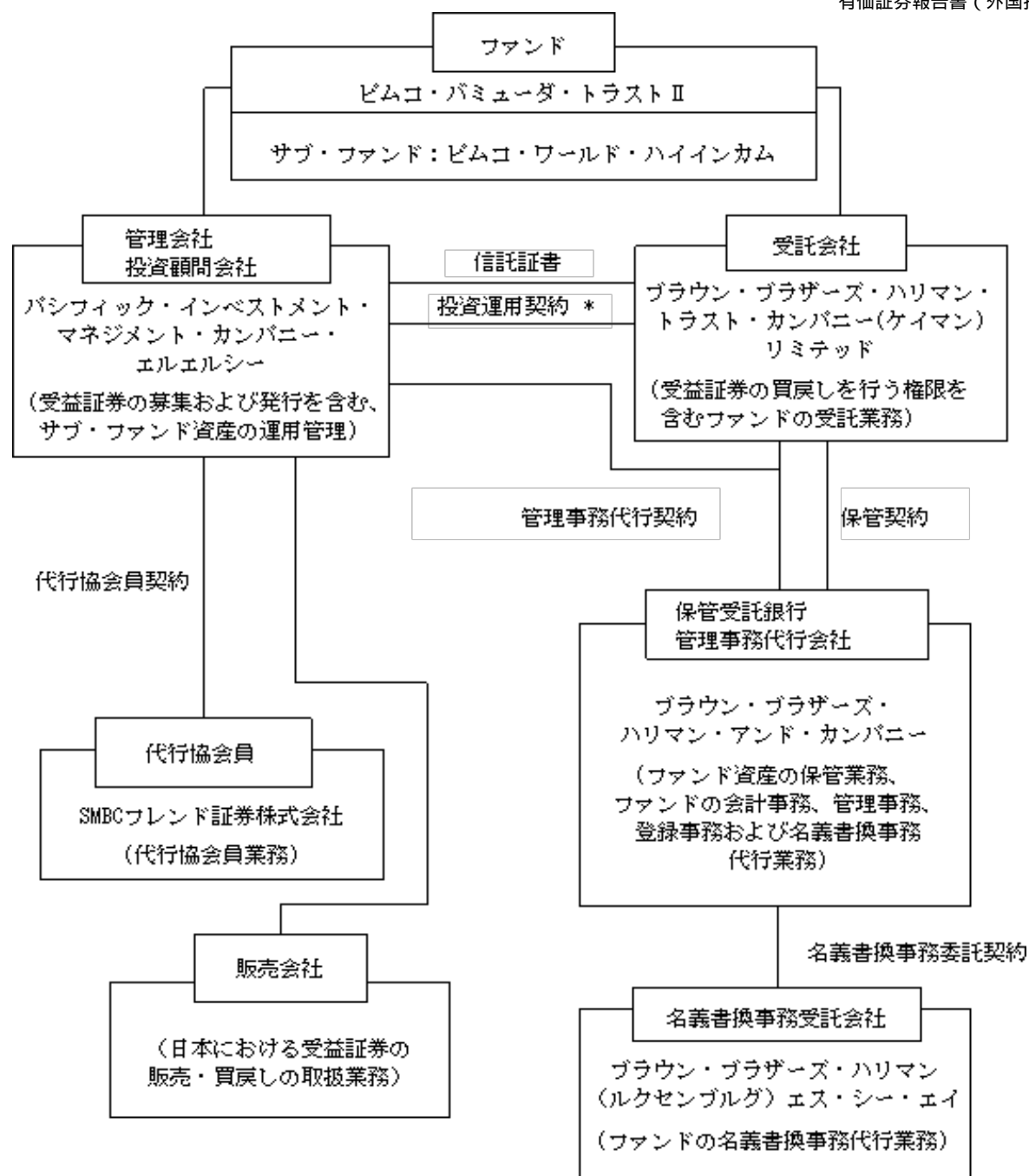
（2）【ファンドの沿革】

1971年3月8日 管理会社設立

2003年12月 1 日	信託証書締結
2005年 4 月 1 日	信託証書第十補遺締結
2005年 4 月21日	サブ・ファンドの運用開始
2005年 4 月25日	日本におけるサブ・ファンドの募集開始
2005年 6 月29日	信託証書第十一補遺締結
2005年 9 月 1 日	信託証書第十二補遺締結
2006年 6 月20日	信託証書第十四補遺締結
2006年 9 月22日	信託証書第十六補遺締結
2008年11月18日	信託証書第十八補遺締結
2010年 8 月30日	改訂済再録信託証書締結

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 投資運用契約は、受託会社と投資顧問会社との間で締結される。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
-----	------------	--------

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)	管理会社 投資顧問会社	管理会社は2003年12月1日付で信託証書（改訂済）をウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド（以下「旧受託会社」という。）と締結。2006年9月22日付で信託証書第16補遺を旧受託会社および受託会社と締結し、受託会社をファンドの受託会社として任命。2010年8月30日付で改訂済再録信託証書を締結。サブ・ファンドの資産の運用、管理ならびに受益証券の発行および買戻しについて規定している。 2006年9月22日付で投資運用契約（注1）を、また2010年8月30日付で改訂済再録投資運用契約を受託会社と締結。同契約により、投資顧問会社はファンドの投資顧問会社として行為し、サブ・ファンドの日々の投資運用につき最終的な責任を負う。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	旧受託会社は2006年9月22日付で信託証書第16補遺を管理会社および受託会社と締結し、受託会社をファンドの受託会社として任命。2010年8月30日付で改訂済再録信託証書を締結。サブ・ファンドの資産の保管について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 保管受託銀行	2010年11月23日付で管理会社および受託会社と改訂済再録管理事務代行契約（注2）を締結。サブ・ファンドの会計事務、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務について規定している。 2006年9月22日付で受託会社と保管契約（注3）を締結。また2011年9月30日付で改訂・再録保管契約を締結。サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	名義書換事務受託会社	2006年9月22日付で管理事務代行会社と名義書換事務委託契約（注4）を締結。サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しの登録および宣言された配当金（もしあれば）や受益証券の保有者（以下「受益者」という。）への配当金支払の記録の保持等の一定の業務の委託について規定している。
SMBCフレンド証券株式会社	代行協会員	2005年4月25日付で管理会社との間で代行協会員契約（随時改訂済）（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。

- （注１）投資運用契約とは、信託証書の規定に基づき任命された投資顧問会社がサブ・ファンドの資産に関し投資運用サービスを提供することを約する契約である。
- （注２）管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、サブ・ファンドの会計帳簿の維持および純資産価格の計算等の業務ならびに管理事務、登録事務および名義書換事務を行うことを約する契約である。
- （注３）保管契約とは、受託会社に任命された保管受託銀行がサブ・ファンドの資産のために保管業務を行うことを約する契約である。
- （注４）名義書換事務委託契約とは、管理事務代行会社が名義書換事務受託会社にサブ・ファンドの受益証券の発行事務、宣言済および支払済分配金の記録の管理事務等の一定の責務を委託することを定めた契約である。
- （注５）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、サブ・ファンドの受益証券に関する目論見書の配布、サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する財務書類その他の文書の配布等を行うことを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に基づき1971年３月８日に設立された。1994年９月、同社のすべての資産が、デラウェア州法上のゼネラル・パートナーシップであるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニーに拠出された。2000年５月、デラウェア州の法律に基づく有限責任会社として改組された。

（ ）会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

（ ）資本金の額（2012年１月末日現在）

資本金の額 214,857,883.43米ドル（約164億1,085万円）

授權有限責任会社社員持分口数

授權有限責任会社社員持分口数は1,000,000口である。クラスA授權持分口数は850,000口であり、クラスB授權持分口数は150,000口である。

発行済有限責任会社社員持分口数

クラスA発行済持分口数は850,000口であり、クラスB発行済持分口数は150,000口である。

過去５年間ににおける資本金の額の増減は、以下の通りである。

2008年 1月末日現在	101,571,247.45米ドル
2009年 1月末日現在	104,871,445.63米ドル
2010年 1月末日現在	178,011,862.37米ドル
2011年 1月末日現在	211,318,599.27米ドル
2012年 1月末日現在	214,857,883.43米ドル

（ ）会社の沿革

1971年３月８日設立。

（ ）大株主の状況

2012年１月末日現在、アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エル・ピーおよびその関連会社が合わせて管理会社の持分の97.9%を、管理会社の一定の現役員および元役員が所有するピムコ・パートナーズ・エルエルシーがその1.65%を、また管理会社の一定の役員がその0.37%を所有している。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドは、バミューダ諸島の法律に基づき設立されている。ファンドは1969年バミューダ金融庁の法律および投資ファンド法に服する。

（ ）準拠法の内容

1969年バミューダ金融庁の法律

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドに該当する金融組織を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンドを監督および規制しており、ファンドの業務運営者に、BMAが合理的に要求するファンドの運営に関する報告書を提出するよう要求する。

ファンドは、会計年度終了から6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則を遵守している旨を確認する文書を、BMAに提出しなければならない。ファンドのサービス提供会社は、特別な懸案事項についての報告書をBMAに提出しなければならない。

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するよう要求することができる。特に、BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書類の入手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのために調査を開始するための条項もある。

投資ファンド法

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA（集団投資ファンドスキーム分類）規則（以下「CIS規則」という。）は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、（１）法人向けファンド（Institutional funds）、（２）管理型ファンド（Administered funds）および（３）標準ファンド（Standard funds）に分類される。

投資ファンドは、複数の方法により構成および設立される。1981年会社法（改正済）（以下「会社法」という。）により免税会社として登録されかつミューチュアル・ファンドと称される会社は、日本からの投資家を除き、これまでのところ投資ファンドのために利用される投資ビークルとしては最も一般的な形のものである。このような会社は登録により設立され、すべての必要な情報が受領されれば設立手続きにわずか数日しかかからない。

投資ファンドはまた、（１）ユニット・トラスト・スキーム（日本からの投資家を選好する。）、（２）クローズ・エンド型投資会社（すなわちミューチュアル・ファンド会社ではない会社。）または（３）リミテッド・パートナーシップとして構成および組織することもできる。

法律上の観点からすると、投資ファンド法における「投資ファンド」の定義は範囲が広く、参加者が当該資産の運用により利益を得ることができるあらゆる種類の資産に関する取り決めが含まれている。かかる取り決めは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの形を取ることができるが、投資ファンド法が適用されるのは、ファンドの設立証書および目論見書に従い決定される価格において、当該設立証書および目論見書に従い買戻しが行われるファンドの権利および持分（名称は問わない。）（以下「ユニット」という。）を参加者が有することができる取り決めに限られる。したがって、投資ファンド法は、投資者に償還または買戻しの権利を付与していない投資ファンド、即ちクローズ・エンド型投資ファンドには、適用されない。投資ファンド法が適用されるのは、バミューダにおいて設立、構成および／または組織されるミューチュアル・ファンド会社、ユニット・トラストおよびリミテッド・パートナーシップに限られる。

（５）【開示制度の概要】

A バミューダ諸島における開示

監督官庁に対する開示

1981年バミューダ会社法第3部および第35条は、目論見書および募集について定めている。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはユニット・トラストの場合には、ユニット・トラストの受託会社もしくは管理会社による受益証券の募集を構成する。パートナーシップには1981年バミューダ会社法の規定の適用はない。従って、集団投資スキームにより作成された目論見書または募集説明書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設定するためのBMAへの申請の一部を形成する。ファンド証券がバミューダ諸島で設立された会社ではない管理会社より募集されるため、英文目論見書は、バミューダ会社登記官への提出は要求されない。しかし、英文目論見書は、BMAにより承認され、重要な変更についてはBMAの承認を要する。

バミューダの会社が証券の公募を行う場合、目論見書を発行しなければならない。また、目論見書は、1981年バミューダ会社法第27（1）条の要件を遵守しなければならない。目論見書が1981年バミューダ会社法を遵守している旨を証明する弁護士によりバミューダ会社登記官に提出しなければならない。投資ファンド法の認可を受けたファンドの証券である場合には、目論見書はファンド目論見書規則にも従わなければならない。証券の継続募集について、目論見書の記載中重大な事項について真正でなくなる場合、補足目論見書をバミューダ会社登記官に届け出なければならない。

1981年バミューダ会社法は、目論見書は、（a）1981年バミューダ会社法に規定されている事項を含んでいなければならない、または（b）バミューダ諸島外の一定の任命された証券取引所もしくは監督官庁により受領または受諾しなければならない旨規定されている。

ファンドはBMAが承認した監査人を選任しなければならない。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー

（PricewaterhouseCoopers LLP）である。ファンドの会計監査は、米国の会計基準に基づいて行われる。受益者に対する開示

監査済年次報告書は、決算日から3か月以内（もしくはその後可及的速やかに）に、受益者に送付される。また、監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理事務代行会社の本店において、閲覧または入手可能である。

ファンドおよびサブ・ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。サブ・ファンドの第一期の年次報告書は、2005年10月31日に終了する期間に対して作成された。

B 日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、BMAの監督に服している。監督の主な内容は次の通りである。

（ ）投資ファンド法および規則

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する責任を負っている。かかる趣旨において、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、CIS規則は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、（１）法人向けファンド（Institutional funds）、（２）管理型ファンド（Administered funds）および（３）標準ファンド（Standard funds）に分類される。

適切な分類で認可を取得するために、

- （a）ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければならない。ただし、BMAは、適切であると考えられる場合、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがある。
- （b）ファンドは、投資管理者、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、認可を受ける段階でこれらの者を任命する。
- （c）ファンドの財産は、バミューダにおいて認可を取得しているか、またはバミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服している保管受託銀行に委託しなければならない。BMAは、異なる取決めにによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めている。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドが保管受託銀行または承認されたプライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていることを条件とする。免除は、主としてインフラストラクチャーのタイプの資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがある。
- （d）保管受託銀行はまた、業務運営者（投資ファンド法の定義では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、およびミューチュアル・ファンド会社の場合は会社をいう。）から独立していなければならない。さらに
 - （１）ミューチュアル・ファンド会社の場合は、取締役、

（２）パートナーシップの場合は、パートナーからの独立が義務付けられている。

BMAは、かかる措置が適切であると考え、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、保管受託銀行は、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがある。

（e）業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行うものとして適切かつ適正な者でなければならない、その経験および知識の組み合わせは、ファンドの目的に適したものでなければならない。

（f）ファンドは、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守しなければならない。

認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならない、かかる者がバミューダにおいて参加者名簿を保管することを要求されている。

（ ）BMAに対する承認の申請および承認の取消

ファンドの認可の申請は「投資ファンド法申請書式」によって行われ、設立、構成および／または組織の承認ならびにファンドのユニットの発行および譲渡の一括承認の要請と、同時にまたは希望する場合は、事後に、BMAに提出される。

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きをただちに開始する。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立／組織について早い決定をする。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設するなど、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとる。しかし、ファンドが認可または免除を得るまで営業を開始できないことは明らかである。

申請の迅速な処理の一助として、BMAは、プロモーターになる予定の者およびサービス提供会社の名称をBMAに事前通知するために使用される直通連絡用Eメール・アドレスを設置したことに留意しなければならない。

認可申請は下記を伴わなければならない。

（a）会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書

（b）認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する業務運営者の署名した証明書

（c）BMAが合理的に要求する情報

（d）申請料

BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることがある。

BMAに対する投資ファンドの認可および分類の申請は、手続きに通常、2営業日から5営業日を要する。

投資ファンド法は、経過規定を含み、それにより、CIS規則の下でバミューダ法人向けスキームとして承認された各投資ファンドは、新投資ファンド法の下で法人向け投資ファンドとして認可され分類される。既存のバミューダ標準スキームは、標準投資ファンドとして分類される。さらに、CIS規則の下で承認された投資ファンドがその分類に課された条件に従っている場合、当該条件は投資ファンドに適用され続ける。いかなる当該投資ファンドも、手数料なしで分類を変更することができるが、分類変更の当該申請は投資ファンド法の開始日から6か月以内になされる。

BMAは、トラストを認可する要件が満たされなくなるか、トラストの受託会社またはトラストのサービス提供会社のいずれかが投資ファンド法の下での要件に違反しているか違反しそうであるかまたはBMAに虚偽のまたは誤解を与える情報を提供したと判断した場合、トラストの認可を取り消し、業務を停止させることがある。BMAが、トラストの認可の取消しの根拠とするほどには状況が重大ではないと判断した場合、受託会社に対してトラストの広告を停止するか受益証券の販売または買戻しを中止するかの指示をすることができる。BMAはまた、トラストの受益者または潜在的受益者の利益を保護するよう指示をすることがで

きる。トラストはまた、事実上休眠状態であり最低12か月間投資活動を行っていない場合、認可を取消されることがある。受託会社は、BMAの決定により権利が侵害されていると判断した場合、特別に設置された上訴裁判に上訴することができる。

（ ）BMAによる検査

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するように要求することができる。特に、BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書類の入手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのために調査を開始するための条項もある。

BMAの事前の承認を得ることなく、集団投資スキームの目論見書に重大な変更を加えてはならない。集団投資スキームは、BMAの書面による特定のまたは包括的な認可を得ることなく、受益証券を発行し、またはこれを後日譲渡することができない。

（ ）法令遵守、罰則

ファンドは、BMAに対して会計年度終了後6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守していることを確認する書面を提出しなければならない。

ファンドのサービス提供会社は、特定の重要事項についてBMAに報告することを要求されている。サービス提供会社が、ファンドの資産が実質的に目論見書に従って投資されていないことまたはファンドの一般的な管理が実質的にその設立書類の規定にしたがっていないことに気付いた場合、当該サービス提供会社は、事実の発生から14日以内にBMAに通知しなければならず、業務運営者に当該事実を書面で報告しなければならない。

当該報告をしなかったサービス提供会社は、刑事罰を受ける。

さらに、投資ファンド法に違反してバミューダにおいてまたはバミューダから投資ファンドを運営するいかなる者も、刑事罰を受ける。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、サブ・ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求することにある。サブ・ファンドは米ドル建てで表示される。

サブ・ファンドは、通常の状況において、その資産のほぼすべてを、ファンドの別のサブ・ファンドであるピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）に投資することにより、投資目的の達成を追求し、現金管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資する以外は、通常その他の発行体の債券その他の証券に直接投資することはない。マスター・ファンドに投資することにより、サブ・ファンドは、先進国の証券に投資するリスクとは異なり、かつより大きなリスクをもたらし発展途上（またはエマージング市場）経済地域内の各国をベースとしている発行体の証券のリスクにさらされる。

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用に基づきベンチマーク指標（マスター・ファンドのベンチマーク指標は、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数である。）を上回る投資実績を追求することである。

マスター・ファンドは、通常の状況下において、その総資産の80パーセント以上をエマージング証券市場と経済的な結びつきを有する国の政府、政府機関、または政府関連の事業体が発行する金利関連商品に投資することにより投資目的の実現を図っている。これらの有価証券は、米ドル建てまたはその他の通貨建てによるものとする。エマージング証券市場と経済的結びつきを有するということは、有価証券が主として当該国の証券市場で取引されている、ないしは発行体が当該国で設立されたか当該国を主たる営業所とする、その収益の大部分が当該国における運用に起因する、またはその資産の大部分が当該国に置かれていること

をいう。

マスター・ファンドが投資対象とする金利関連商品は以下を含むがこれらに限られない：

- ・ 政府、政府機関、政府部局、または政府関連の事業体により発行される有価証券（以下、「政府証券」という。）
- ・ 米国および米国外の発行体による社債（企業発行の無担保の短期約束手形を含む。）
- ・ 抵当またはその他資産の担保付きの有価証券
- ・ 政府および企業が発行するインフレ指数連動の債券
- ・ ハイブリッドまたは物価指数の証券を含むストラクチャード・ノート、特定事象に連関する債券およびローン・パーティシペーション
- ・ 遅延の資金調達貸付および循環信用取引
- ・ 銀行預金、固定期預金、銀行引受手形
- ・ レボ契約および逆レボ契約
- ・ 連邦または地方政府およびその機関、当局、その他政府関連の事業体から発行された債権証券
- ・ 国際機関または世界的機関による債券

投資顧問会社は、関連ある金利、物価上昇率、為替レート、金融および財政方針、取引および現行の勘定ならびにその他関係を有すると判断される特定の要因に基づきマスター・ファンドの国および通貨の構成を選択する。

マスター・ファンドの資産の最大15パーセントは、ムーディーズによりB格を下回る低位の格付またはスタンダード・アンド・プアーズ、フィッチまたは他の一般的に認められた統計的格付機関による同等の格付を有する有価証券、または格付はされていないが、PIMCOがそれに相当する信用力を有すると判断する有価証券に投資することができる。マスター・ファンドはその平均格付をB格以上に維持するものとする。さらに、マスター・ファンドは、米ドル建て以外の証券に制限なく投資できる。

マスター・ファンドの平均的なデュレーションは、PIMCOの予測金利により変動する。通常の市況下においてマスター・ファンドのポートフォリオは、3年間から8年間のデュレーションを有するものとする。

投資顧問会社は、投資顧問会社がエマージング証券市場として適格であると判断される国を特定し、投資することにつき、広範な裁量を有する。ただし、投資顧問会社は通常、世界銀行またはその関連団体、ないしは国際連合またはその当局がエマージング経済国または発展途上経済国として定義する国の証券市場をエマージング証券市場とする。マスター・ファンドは、一人当りの国民総生産が相対的に低く、急速な経済成長が期待できる国に重点を置く。投資顧問会社は、関連ある金利、物価上昇率、為替レート、金融および財政方針、取引および現行の勘定ならびにその他関係を有すると判断される特定の要因に基づきマスター・ファンドの国および通貨の構成を選択する。マスター・ファンドはアジア、アフリカ、中東、ラテンアメリカおよびヨーロッパの発展途上国に集中投資を行う可能性が高い。マスター・ファンドは、エマージング証券市場の発行体による有価証券に直接投資せず、デリバティブ商品等、一または複数のエマージング証券市場のパフォーマンスに連動した有価証券に投資する可能性がある。

マスター・ファンドは、すべての資産をオプションまたは先物契約、スワップ契約、ないしは担保もしくはアセット・バック証券等のデリバティブ商品に投資することができる。マスター・ファンドは、収益を得るためにブローカー、ディーラー、その他金融機関に組入れ証券の貸与を行うことができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結、または買戻しやダラー・ロールを含むその他の投資手段を利用し、集中投資を行う証券の市場エクスポージャーを図ることができる。マスター・ファンドの総収益とは、マスター・ファンドの投資対象のインカムゲインとキャピタルゲインを合計したものをいう。このキャピタルゲインは一般に金利の低下、その債券もしくは発行体の信用状況の改善により獲得することができる。

主な投資対象となるエマージング債券市場

- エマージング諸国とは、成長過程の初・中期に位置する国や地域を指し、「新興経済国」と訳されます。
- エマージング債券は一般的に先進国債券と比べ、信用リスクが高い傾向があります。
- サブ・ファンドは、エマージング債券市場全体を代表するJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数をベンチマークとします。

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数の構成国と格付

高 信用度 低	投資適格格付	AAA	米国(ご参考)、ドイツ(ご参考)、オーストラリア(ご参考)
		AA	日本(ご参考)、中国、チリ
		A	マレーシア、ポーランド、南アフリカ
		BBB	ロシア、ブルガリア、メキシコ、コロンビア、ブラジル、ペルー、クロアチア、カザフスタン、リトアニア、パナマ、インドネシア、ウルグアイ、ナミビア
		BB	トルコ、フィリピン、ベトナム、セルビア、ガボン、エルサルバドル、ヨルダン、グルジア、ハンガリー
		B	レバノン、ドミニカ、アルゼンチン、パキスタン、ペリズ、ガーナ、スリランカ、ウクライナ、ジャマイカ、エクアドル、ベラルーシ、ナイジェリア、セネガル、ベネズエラ、エジプト
		CCC	
		CC	
		C	
	投機的格付	格付なし	イラク、コートジボワール

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数

組 入 れ 国 : 44カ国
通 貨 : ドル建
平均格付け : BBB-(S&P社)
平均利回り : 5.70%

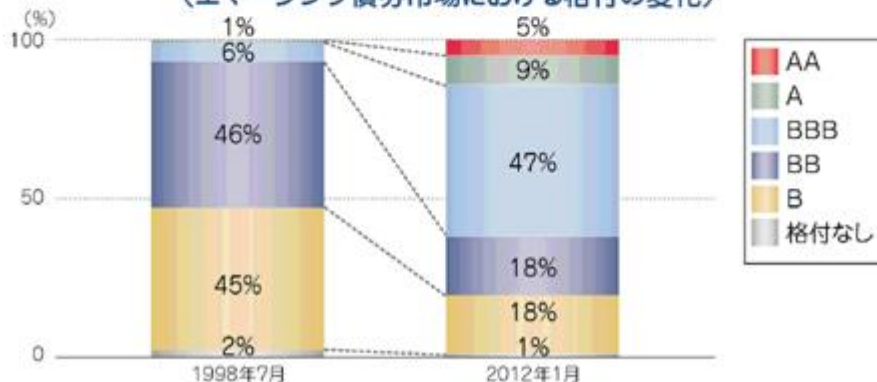
出所:JPモルガン・チェース、ブルームバーグ 2012年1月末現在
格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。
ただし、先進国については自国通貨建、エマージング諸国については外貨建ての債務格付を採用しております。
当サブ・ファンドは上記以外の国も投資対象にすることがあります。

※過去の実績は将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

ご参考情報

- 堅調なファンダメンタルズを背景に、エマージング債券市場の格付は向上しています。

(エマージング債券市場における格付の変化)



出所:JPモルガン・チェース、2012年1月末現在

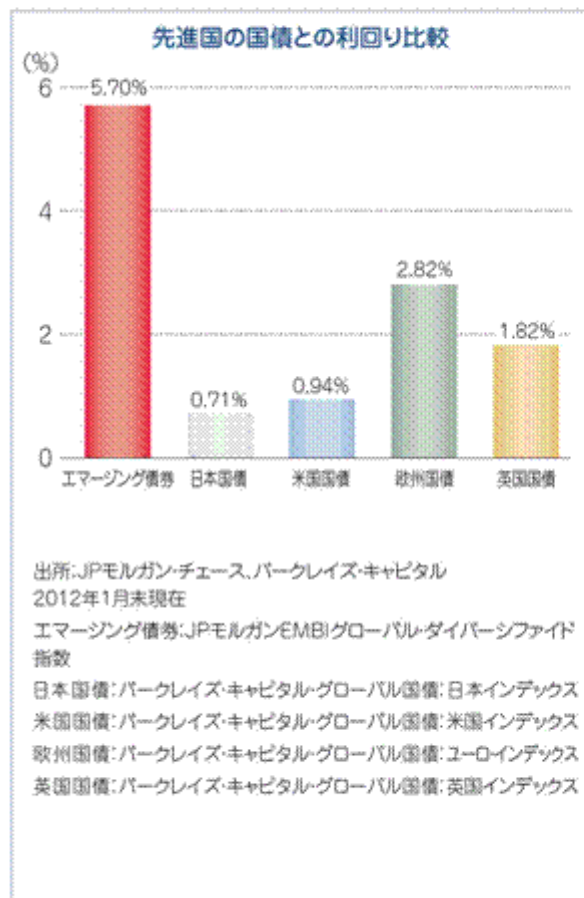
エマージング債券市場としてJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を使用

※格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。

※上記格付の構成比は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

エマージング債券投資の魅力

- エマージング諸国の債券は、先進国の債券と比べ相対的に格付が低い一方で、より高い利回りが期待できます。
- エマージング債券市場は、これまで幾度の経済危機を経験しながらも長期的にみると堅調に推移してきました。
- 先進国の国債など他の資産と異なる動きをするため、分散投資の効果が期待できます。



(2) 【投資対象】

本項では、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの主な投資対象と関連リスクの一部についての追加情報を記載する。また、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して随時活用する追加的な証券および投資手法の特質とリスクについても記述する。かかる証券および投資手法の大半は裁量的なものであり、投資顧問会社がこれらを採用するか否かを決定することができる。本書は、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して使用する多種多様な証券や投資手法のすべてを開示しようとするものではない。将来の規則改正により、マスター・ファンドが多種多様な証券または投資手法を用いることが制限または禁止される場合があり、最終的にサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成が妨げられることがある。サブ・ファンドへの投資者は、投資顧問会社と個々のポートフォリオ・マネジャーの専門的な投資判断と技量に依拠することになる。

サブ・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、後述する証券に通常の状況において直接投資することはない。サブ・ファンドの投資対象の評価は、サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、サブ・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび後述する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関連している。サブ・ファンドは、通常の状況において、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドに投資する。

証券選択

マスター・ファンドのために証券を選択するに際して、投資顧問会社は、金利、為替レートおよび経済に対する見通しを展開し、信用および期限前償還リスクを分析し、かつ、他の証券選択手法を利用する。投資顧問会社は、アメリカ経済その他世界各国の経済、金融市場その他の要因に対する見通しに基づき、一定の特性（クオリティ、セクター、金利または満期等）を有する証券に対するマスター・ファンドの投資割合を変更させる。

投資顧問会社は、他の市場よりも比較的安く評価されている債券市場のエリアを見極めることに努めている。投資顧問会社は、債券を短期金融商品、政府債、社債、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券および国際的証券等のセクターに分けることによりかかるエリアを識別する。高度な独自のシステムにより、セクターの評価と特定の証券の価格設定が可能になる。投資機会が発見されると、投資顧問会社は、相対価値および信用スプレッドの変化に応じて、資産をセクター間でシフトさせる。投資顧問会社の証券選択手法が好ましい結果を生むとの保証はない。

政府証券

政府証券は、米国政府、政府機関もしくはその下部機構もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。政府証券には、市場リスクや金利リスクが付随し、また様々な程度の信用リスクに服することがある。政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクを被る傾向がある。明確にするためにいうと、本書において政府証券とは連邦または国家政府により保有され、支配され、企画され、または保証される発行者が発行する証券を含む。

マスター・ファンドは、政府、政府機関もしくは下部機構またはその他政府関連の事業体が発行したソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の借換計画への参加および政府機関への追加貸付の供与を要請されることがある。そのほか、債務不履行になったソブリン債が回収されることになる破産手続は存在しない。

マスター・ファンドは、債務の組換えに関連して国家機関に対する既存のコマーシャル・バンク・ローンと新規債務との交換により設定される証券であるブレイディ・ボンドに投資することがある。ブレイディ・ボンドへの投資は投機的と見られることがある。マスター・ファンドが取得したブレイディ・ボンドが組換取決めまたは新規与信請求の対象となり、それにより、マスター・ファンドがその保有証券の利息または元本の損失を被ることがある。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局その他下部機構により発行される。地方債は、金利リスク、信用リスク、市場リスクを被る。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他政治的事情または発行体の倒産による影響を受けることがある。低格付の地方債は、より良質の地方債よりも大きな信用リスクや市場リスクを被る。マスター・ファンドが投資できる地方債の種類には地方自治体のリース債務が含まれる。マスター・ファンドは、原資産を地方債とする主体により発行される証券に投資することもある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（「CMO」）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、不動産担保証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券（「SMBS」）、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。

モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、マスター・ファンドを元本の再投資時における金利の低下にさらすこととなりうる。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般に下落し、また金利の下落時には、期限前償還の特質を有するモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度

までは上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格とボラティリティに影響し、取得時の予想を超えて当該証券の実効満期を短縮したり、延期したりすることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率がモーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用性に関する市場の見方に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／または保険によって担保されているが、民間保証人または保険会社はその債務を充足するとの保証はない。

SMBSには、モーゲージ資産から利息のすべてを受領するクラス（利息限定または「I0」クラス）があり、また、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）もある。I0クラスの満期までの利回りは、対象モーゲージ資産に対する元本支払率（期限前償還を含む。）に極めて影響されやすく、また元本支払率の急上昇は、かかる証券から得られるマスター・ファンドの満期までの利回りに大きな悪影響を及ぼしうる。マスター・ファンドは、その資産総額の5%を超えて、モーゲージ関連証券もしくはその他のアセット・バックI0、P0、デリバティブまたは逆変動利付債を組み合わせることはできない。

アメリカ合衆国およびアメリカ合衆国の領土、領地もしくはアメリカ合衆国の管轄権に服する地域（以下「米国」という。）の住宅用モーゲージ市場は、近年、困難に直面しており、これによりマスター・ファンドの一定のモーゲージ関連投資の運用実績および市場価格に悪影響が及ぶ場合がある。住宅用モーゲージ・ローン（特に、サブプライム・ローンおよび第2順位モーゲージ・ローン）の不履行および損失は、一般に、近年増加しており、また引き続き増加する可能性があり、住宅価格の下落または平坦化（多数の住宅市場で近年直面しており、直面し続ける可能性がある。）は、かかる不履行および損失を悪化させる可能性がある。変動利付モーゲージ・ローンの借主は、月々のモーゲージ・ローン返済に影響する金利変動に対してより敏感であり、比較的低金利の代替モーゲージを確保できない可能性がある。また、多くの住宅用モーゲージ・ローンのオリジネーターは、近年深刻な財政上の困難または破産に直面している。主に前述の理由により、モーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券に対する投資家の需要の減少および投資家の増大する利回りへの要求は、モーゲージ関連証券の流通市場での流動性を制限しており、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。かかる流通市場における流動性の制限は、継続しまたは悪化し得る可能性がある。

マスター・ファンドは、債券担保证券（「CBO」）、ローン担保证券（「CLO」）および同様の仕組みの証券を含む債務担保证券（「CDO」）に投資することがある。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高いリスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の固定利付債である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローン、劣後社債を含む。マスター・ファンドは、既に投資者に販売されているその他のアセット・バック証券に投資することができる。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

マスター・ファンドは、固定利付および変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、ローン・パーティシペーションと当該ローン・ポジションの譲渡の形態によることになる。ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡には、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、貸主リスクを含む特定種類のリスクを伴う。マスター・ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、貸主を介してのみその権利を執行することができ、借主のリスクに加えて、貸主の信用リスクをも引き受けることになる。

企業の債務証券

企業の債務証券は、発行体が当該債務に対する元利金の支払を充足できないリスクを被り、また金利に対する対応具合、当該発行体の信用性についての市場の見方、全般的な市場の流動性等の要因による価格の乱高下を被ることがある。金利の上昇時には、企業債務証券の価格は下落することが予想される。満期までの

期間が長ければ長いほど、債務証券は、短期の満期のものよりも金利の動向の影響を受けやすい傾向がある。

ハイ・イールド証券

マスター・ファンドは、「投資方針」に記載された投資対象のクオリティについての方針に従う。しかし、マスター・ファンドが保有する証券の格付が下がることがある。ムーディーズのBaa格またはS&PのBBB格より低い格付の証券は、しばしば「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資または保有には、高格付の債券への投資に伴うリスクの他、特別のリスクを伴う。ハイ・イールド証券は、元本の値上りと高いリターンの機会をより多くもたらす一方、一般に、比較的大きな価格変動にさらされ、高格付の証券より流動性が低いことがある。これらのハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元金支払能力に関し、圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高い格付の証券よりも、現実的または観念的な経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすい。

債権者の責任および債権者委員会への参加

一般に、マスター・ファンドがある発行体の債券またはその他の同等の確定利付証券を保有する場合、マスター・ファンドは、発行体の債権者となる。発行体の債権者であるマスター・ファンドは、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、発行体の株主もしくは発行体自身により提起された別の法的措置に関して、マスター・ファンドが保有する証券に関連する異議申立てを受けることがある。マスター・ファンドは、当該マスター・ファンドが保有する証券の発行体で、財政上問題のある発行体の経営陣と交渉するために債権者により構成された委員会に随時参加することができる。かかる参加により、マスター・ファンドは弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となる可能性があり、この結果、参加しなければかかるマスター・ファンドが証券について取引したり、追加ポジションを取得することを希望できた証券について、それを行う能力を制限される可能性がある。また、マスター・ファンドのかかる委員会への参加により、マスター・ファンドが連邦破産法または債権者および債務者の権利を定めるその他の法律に基づく潜在的な責任の対象になる可能性がある。マスター・ファンドは、投資顧問会社が、マスター・ファンドの債権者としての権利を行使するために、またはマスター・ファンドが保有する証券の価格を保護するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみかかる委員会に参加する。

変動利付証券

変動利付証券は、当該債務に対し支払われる金利の定期的な調整を規定している。マスター・ファンドは、変動利付債務証券（「フローター」）に投資することがある。変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に変動利付証券の価額は上昇しない。マスター・ファンドは、逆変動利付債務証券（「逆フローター」）にも投資することがある。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合、価額が下落することがあり、また同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価額の乱高下を示すことがある。マスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は、当該証券より受領する収益およびマスター・ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。さらに、マスター・ファンドは、無制限に残余持分債（一般に「RIBs」といわれる）に投資することができる。

インフレ連動債券

インフレ連動債券（後述する地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。）は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。指数測定インフレ率が低下すると、インフレ連動債券（後述する地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く）

く。)の元本価格は下方調整され、その結果、これら証券の支払利息（元本額がより少額なものに関して計算される。）は低下することになる。米国インフレ連動国債の場合、満期時の原債券元本の返済（インフレ率に応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済元本価格は、当初の元本を下回ることがある。

地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債のインフレ調整は、年2回の利息支払いにおいて行われる。そのため、地方自治体のインフレ連動債券およびインフレ連動社債の元本価格は、インフレ率に応じて調整されない。

インフレ連動債券の価格は、実質金利の変化に応じて変動することが予想される。実質金利は、名目金利とインフレ率との関係に連動している。名目金利がインフレ率を上回る速度で上昇する場合、実質金利は上昇し、インフレ連動債券の価格の低下をもたらす。短期的なインフレ率の上昇は価格の値下がりをもたらすことがある。インフレ連動債券の元本額の上昇分は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、課税対象の通常所得とみなされる。

イベント・リンク・エクスポージャー

マスター・ファンドは、「イベント・リンク債券」もしくは「イベント・リンク・スワップ」に投資し、または「イベント・リンク戦略」を実行することでイベント・リンク・エクスポージャーを獲得することができる。イベント・リンク・エクスポージャーは、往々にして偶発的であるか、確定されたトリガー・イベントに関係するとされる損益をもたらす。トリガー・イベントの例には、台風、地震、気象関連の現象またはこれら事象に関係する統計が含まれる。一部のイベント・リンク債券は、一般に、「災害債券」と呼ばれている。トリガー・イベントが発生すると、マスター・ファンドは、当該債券の投資元本全額またはスワップの額面額全額またはその一部を喪失することがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、トリガー・イベントが発生または発生する可能性がある場合には、損失請求を処理し、監査するために満期の延長を規定することがある。満期の延長は、ボラティリティを増大させることになる。イベント・リンク・エクスポージャーは、信用リスク、取引相手方リスク、不利な監督当局または管轄当局の解釈、不利な租税上の影響を含む一定の予想外のリスクにもマスター・ファンドをさらすことがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、流動性リスクを被ることもある。

転換証券および株式

マスター・ファンドは、転換証券に投資することができるが、普通株式に転換することはできない。転換証券とは所定の価格または割合で普通株式に転換されるまたは転換権を行使できる確定利付証券およびワラントを含む証券をいう。転換証券の価格は、この転換または転換権の行使という特徴のため、通常、転換先の普通株式の価格変動に比例して変化する。しかし、転換証券の価値の変動は、転換先の普通株式ほど急速には生じない。転換証券は、通常、収益を伴い、金利リスクを有する。転換証券は、より大きな信用リスクにさらされている低格付証券の場合がある。マスター・ファンドは、あらかじめ定めていた時期の前に転換を強いられることがあり、これによりマスター・ファンドが投資目的を達成する可能性に悪影響が生じるおそれがある。

マスター・ファンドは、普通株式、優先株式または日本において株式と認められるその他の証券に投資することができない。

米国外証券

米国外証券への投資には、米国証券への投資には一般的に関連しない特別のリスクや考察事項を伴う。受益者は、米国外の企業や政府が発行した証券に投資するマスター・ファンドに関わる大きなリスクを慎重に考慮すべきである。かかるリスクには以下のものが含まれる。すなわち、会計監査や財務報告基準の相違、一般により高い非米国ポートフォリオ取引に対する手数料料率、国有化、収用または没収的課税の可能性、投資規則または為替管理規則の不利な変更、政治的不安定である。個々の米国外の経済は、国内総生産の伸

び率、インフレ率、資本再投資、資源、自給力、収支の状況等に関し米国経済とは有利または不利に異なることがある。証券市場、証券価格、利回りおよび米国外証券市場に伴うリスクは、相互に個別に変化することがある。また、米国外証券およびかかる証券に対し支払われる配当金や利息は、当該証券に対する支払額からの源泉徴収税を含む米国外の税の課税対象となることがある。米国外証券は、米国証券よりも少ない頻度や小さい取引高で取引されることがよくあり、したがって、より大きな価格の乱高下を示すことがある。米国外証券への投資にはまた、米国内での投資よりも高い保管費用や米国外の通貨換算に関する追加の取引費用を伴うことがある。為替レートの変動も米国外の通貨建てまたは米国外の通貨で相場が立っている証券の価格に影響するであろう。

エマージング市場証券

証券がエマージング市場国の証券市場において主に取引されている場合、発行体がエマージング市場国において設立されるか主にエマージング市場国において事業を行っている場合、利益の大半をエマージング市場国における事業から得ている場合、またはエマージング市場国に多くの資産を有している場合、当該証券はエマージング市場国と経済的に結び付いている。投資顧問会社は、エマージング証券市場として適格であるとみなす国々を見極めそれらに投資することにつき、広範な裁量権を有している。しかしながら、エマージング証券市場は一般的に世界銀行もしくはその関連機関または国際連合もしくはその機関により新興経済または発展途上経済と定義される国にあるものと考えられている。エマージング市場証券への投資を行う際に、マスター・ファンドは1人あたり国民総生産が比較的低い国および急激な経済成長が見込まれる国を重要視する。投資顧問会社は、相対金利、インフレ率、為替レート、金融政策および財政政策、貿易収支および経常収支、およびその他関係すると思われる個別要因の評価に基づき、国および通貨の構成を選定する。

エマージング市場証券への投資は、先進国の証券への投資とは異なるまたはこれを上回るリスクに服する。かかるリスクには以下のものが含まれるがこれらに限定されない。すなわち、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性をもたない期間をもたらしうることがある。）、大きな価格の乱高下、外国投資の制限、投資利益や投資元本の本国送金の可能性、より大きな社会的、経済的、政治的な不確実性と不安定性、経済への政府の多大な関与、政府の監督や規制が少ないこと、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新設の小規模企業、価格統制、強制的合併、収容または没収の課税、差押え、国有化、将来の経済危機または政治危機に起因する政府独占の導入である。そのほか、外国投資者は売却代金の登録を要求されることがある。

エマージング市場への投資に影響を及ぼす法律および規制は未発達である可能性があり、または予測不可能でむしろ恣意的な方法で発展することがある。エマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの運用に適用のある法律および規制、とりわけ税制、対外投資および対外貿易、資産または証券の所有権および所有権の移転に関する法律および規制は比較的新しい場合があり、米国またはその他先進国よりもより不安定な方法で、著しい変更がなされる可能性がある。エマージング市場国は所有権の登記に関し信頼のおける制度または法的枠組みを持ち合わせていないことがあるため、マスター・ファンドが投資する資産または証券の所有権をマスター・ファンドが取得しているということをエマージング市場国の政府が認識または了解する保証はない。

一部のエマージング市場国においては一定の基本的な商法が整備されているが、それらは不明瞭であったり、解釈が変わる可能性もあり、また随時、マスター・ファンドの利益に反する方法で改正、修正され、無効とされたりまたは置き換えられることもある。通常、米国でみられるような幅広い分野の法律および手続は欠如していることがある。当該地域の法律および規制が米国のように発展するまたは前述の一部または全部がエマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

エマージング市場証券への投資はまた、監査基準および財務報告基準の相違により発行体についての重大な情報を取得できないリスクにさらされる。エマージング市場国の国家政府、地域政府、地方自治体および政府機関、当局または部局により公表された公式な情報は、先進国の情報よりも相当不完全で信用できる

ものではない。また、エマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの投資決定に際して、投資顧問会社が使用した公式な情報源が完全に信用できるという保証はない。公式な統計データは、先進国において使用されているものとは異なる根拠に基づき作成されていることもある。それゆえ当該市場に関する問題の検討は、入手可能な公式および公の情報の完全性および信頼性について懸念が残るため、確実ではない。

さらに、エマージング市場国の通貨は、米ドルおよび/または日本円に対して大幅な下落に見まわれることがあり、マスター・ファンドによるかかる通貨への投資後に通貨切下げが起こることがあり、マスター・ファンドが試みたいかなる通貨ヘッジ戦略も不成功に終わる可能性がある。インフレやインフレ率の急速な変動は、一部のエマージング市場国の経済や証券市場にマイナスの影響を及ぼしており、かかる影響が継続することがある。

そのほか、エマージング市場証券は、決済手続が異なることがあり、これにより、証券取引規模に対応できなかったり、その他当該取引の執行が困難になったりすることがある。決済上の問題により、マスター・ファンドが魅力ある投資機会を逃したり、投資までの間その資産を現金で保有したり、または組入証券の処分に遅れたりすることがある。かかる遅滞は、当該証券の購入者に債務を発生させるおそれがある。

東欧のエマージング市場国を含む一定のエマージング市場国において取引されている証券は、金融仲介業者の経験不足、近代的技術の欠如、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際投資に通常伴うリスクに加えてさらなるリスクにさらされる。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、かつて多額の財産を没収しており、そのことに対する請求は完全には決済されていない。東欧におけるマスター・ファンドの投資も、没収、国有化またはその他押収されないという保証はない。

通貨および為替取引

マスター・ファンドは為替リスクを被る。為替レートは短期的に大きく変動することがある。為替レートは一般に、外国為替市場の需給や各国への投資の相対的メリット、金利やその他複合要素の実際または想定される変化によって確定される。為替レートは、政府もしくは中央銀行による介入（もしくは介入の失敗）または為替管理もしくは政治動向によっても予想外の影響を受けることがある。

本書において別段の定めのある場合を除いてマスター・ファンドは、為替リスクをヘッジするため、ある通貨に対するエクスポージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨にシフトするため、為替予約を締結し、または通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションおよびスワップ契約およびスワップのオプションに投資することができる。

将来のある期日に契約時の設定価格で特定通貨を売買する義務を伴う為替予約は、当該契約の存続期間にわたり、その受け渡す通貨の価値の変動に対するマスター・ファンドのエクスポージャーを縮小し、その受領する通貨の価値の変動に対するエクスポージャーを増大させる。マスター・ファンドの価額への影響は、ある通貨建ての証券の売却と別の通貨建ての証券の購入に類似している。外国通貨を売却する契約は、ヘッジされる通貨の価値が上昇する場合に実現されうる利益の可能性を制限することになる。マスター・ファンドは、為替リスクに対しヘッジするため、ある通貨に対するエクスポージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨にシフトするためにかかる契約を締結することがある。

あらゆる状況下で適正なヘッジ取引が利用できるとは限らず、またマスター・ファンドが特定時期または随時かかる取引を行うことは保証できない。また、かかる取引が成果を上げず、マスター・ファンドが関係通貨の有利な変動から利益を得る機会を取り除くことがある。マスター・ファンドは、二通貨間の為替レートの相関関係が上昇関係にある場合には別の通貨（または通貨バスケット）の価値の不利な変動に対しヘッジするためある通貨（または通貨バスケット）を利用することがある。

レボ契約

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）、銀行またはブローカー／ディーラーから証券を買い付け、かかる銀行またはブローカー／ディーラーはサブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）の費用負担で指定期間内にそれぞれ当該証券を利息付で買い戻すことを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）、それぞれの保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価格以下に値下がりした場合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。満期まで7日以上レポ取引は、非流動性証券とみなされる。

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定時期に指定価格で当該証券を買い戻すためにマスター・ファンドによる証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。逆レポ取引では、マスター・ファンドは取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受ける。ただし、逆レポ取引は、マスター・ファンドによって保有される証券の市場価格がマスター・ファンドによる買戻し義務のあるマスター・ファンドによって売却された証券の価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、マスター・ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。

サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドは、借入れ時に純資産（借入れ金を含まない。）の10%を超える金額（低価格基準による。）の銀行借入れを行ってはならない。ただし例外として、合併、統合等の特別または緊急の目的のためには、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落において、借入れとは銀行からの借入れとみなされ、したがって、逆レポ契約およびダラー・ロールを含むがこれらに限定されない取引は、上述の10%の制限を受けるものとする。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は一部の点で逆レポ取引に類似している。「ダラー・ロール」取引ではサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドは、GNMAにより発行される証券等のモーゲージ関連の証券をディーラーに売却し、事前の指定価格で将来に類似の証券（ただし、同一証券ではない。）を買い戻すことを同時に約束する。「ダラー・ロール」は、逆レポ取引と同様に、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドが資金の獲得のためにディーラーに対しモーゲージ関連証券に質権を設定する担保付借入れとみなすことができる。逆レポ取引の場合とは異なり、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドがダラー・ロール取引を執行する相手のディーラーには、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが当初売却したものと同一の証券を返還する義務はなく、「実質的に類似する」証券を返還することができる。「ダラー・ロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、「ダラー・ロール」取引が合意されている特定の証券の価額について市場の動きを利用することはできない。「ダラー・ロール」の取引の相手方が債務不履行となった場合には、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、将来の売却義務を履行するために、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが購入しなければならない代替証券の市場価格（上昇する場合もあれば下落する場合もある）から当該将来の売却義務についてサブ・ファンドまたはマスター・ファンドが受け取るべき売却代金を控除した額を負担するリスクにさらされる。

セル・バイバックは逆レポ取引に類似している。ただし、セル・バイバックでは証券を買い付ける取引相手は、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドによる対象証券の買戻しの決済まで対象証券に対し行われる元利金の支払を受けることができる。

デリバティブ

マスター・ファンドは、リスク管理の目的でまたはその投資戦略の一環としてデリバティブ商品を利用することができるが、そうすることを義務付けられているものではない。一般に、デリバティブ商品とは、そ

の価格が原資産の価格、参照レートまたは指数に依拠するか、これらに由来する金融契約であって、株式、債券、金利、通貨または為替レート、商品、関連指数に係している。デリバティブ商品の例には、オプション契約、先物契約、先物契約にかかるオプション、スワップ契約（ロング/ショート・クレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むが、これらに限られない。）およびスワップ契約にかかるオプションがある。マスター・ファンドは、その資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することがある。ポートフォリオ・マネジャーはこれら戦略を利用しないことを決定することができ、マスター・ファンドが利用するデリバティブ戦略が成功するとの保証はない。

マスター・ファンドによるデリバティブ商品の利用は、有価証券その他の従来型の投資対象への直接投資に伴うリスクとは異なるリスクまたはそれを上回る可能性のあるリスクを伴う。以下に、マスター・ファンドが利用するあらゆるデリバティブ商品に係する重要なリスク要因に関するより一般的な事項を記載する。

運用リスク：デリバティブ商品は、株式や債券に伴うものとは異なる投資手法やリスク分析を必要とする高度に専門的な商品である。あらゆる市況下におけるデリバティブのパフォーマンスについては知ることができなくても、デリバティブを使用する際には、原投資対象についてのみならずデリバティブそのものについても理解しておく必要がある。

信用リスク：デリバティブ商品の利用は、契約の他方当事者（通常「カウンターパーティ」と呼ばれる。）が必要な支払を実行しないことまたはその他契約条件を遵守しないことの結果損失が生じるというリスクを伴う。そのほか、クレジット・デフォルト・スワップの基礎となる企業の信用力をマスター・ファンドが正確に評価しない場合には、クレジット・デフォルト・スワップは損失をもたらさう。

流動性リスク：特定のデリバティブ商品の売買が困難な時には流動性リスクが生じる。デリバティブ取引が特に大規模である場合、または関係市場が（多くの直接的な相対デリバティブのように）流動性をもたない場合、有利な時期にまたは有利な価格で取引を開始することまたはポジションを清算することができないことがある。

レバレッジ・リスク：多くのデリバティブ商品はレバレッジ部分を保持しているため、原資産、参照レートまたは指数の価格または水準の変動は、当該デリバティブ自体への投資額を大幅に上回る損失をもたらすことがある。一部のデリバティブ商品は、当初の投資規模に関わらず無限の損失の可能性がある。マスター・ファンドがレバレッジのためにデリバティブ商品を利用する時、マスター・ファンドの投資対象はさらに乱高下する傾向となり、その結果、市場の変動に応じてより大きな損益がもたらされる。

利用の可能性の欠如：一部のデリバティブ商品の市場（米国外の市場を含む。）は、相対的に新しく、未だに発展段階であるため、リスク管理等の目的のためのあらゆる場合において適正なデリバティブ取引が利用できないことがある。特定の取引満了時に、ポートフォリオ・マネジャーは、同様の契約を締結することでマスター・ファンドによるデリバティブ商品への投資ポジションの維持を希望することができるが、原契約の取引相手方が新たな契約を締結することを望まず、他の適切な取引相手方が見つからない場合、そのようにできないことがある。マスター・ファンドがある時点にまたは時に応じデリバティブ取引を行うとの保証は存しない。マスター・ファンドがデリバティブを利用する可能性は、一部の規制上・租税上の考察事項によっても制限される。

市場等のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品には、当該商品の市場価格がマスター・ファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネジャーによる証券価格、通貨、金利またはマスター・ファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確で

あった場合、マスター・ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い結果になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、マスター・ファンドの他の投資対象の有利な価格動向を相殺することにより、利益獲得の機会を削減したり、損失をもたらしたりすることもある。マスター・ファンドは、特定のデリバティブ取引に関連して相殺ポジションまたは資産補填を維持することを法律上要求されるため、不利な時期にまたは不利な価格で証券を売買しなければならないこともある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはマスター・ファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブ商品の価格が、その密接な追跡が図られている資産、基準レートまたは指数に完全にまたは全く相関関係をもたないことがある。

マスター・ファンドは、商品連動デリバティブ商品、スワップ取引、または指数連動および商品連動「仕組み」債に投資することにより、商品市場に対するエクスポージャーを得ようとすることができる。商品連動デリバティブ投資の価額は、一般に、実物商品（エネルギー、鉱物、または農産物など）、商品先物契約もしくは商品指数、または商品もしくは商品市場の価額変化を基礎とするその他の経済変数の値動きに基づく。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場の動きの変化、商品指数ボラティリティ、金利変動、または、干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および発達の展開など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

スワップ取引は、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、マスター・ファンドと取引相手方との間の個別の交渉契約である。当該義務は1年間を超える場合がある。スワップ取引には中心となる取引所または市場はなく、従って、取引所で取引される商品よりも流動性が低い。マスター・ファンドは、スワップの取引相手方の債務不履行または破産の場合には、スワップ契約において受け取ることを予想していた金額について損失のリスクを負う。スワップ市場は、比較的新しい市場であり、大部分は規制されていない。政府による規制の可能性を含め、スワップ市場の発展が、既存のスワップ契約を終了させまたはかかる契約に基づき受け取る予定の金額を実現するマスター・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、マスター・ファンドは、商品の価額、商品先物契約または商品指数の運用実績に連動する元本および/または利息が支払われるデリバティブ債務商品に投資することができる。これらは「商品連動」または「指数連動」債である。それらは、債務商品の条件が債券の発行体および債券の買主により構成される場合があるため「仕組債」と称されることがある。これらの債券の価額は、原商品または投資対象の関連指数の変化に応じて上下する。これらの債券により、マスター・ファンドは経済的に商品価格の動きにさらされることになる。これらの債券は、一般に債務証券の価額に影響するリスク（信用、市場および金利リスクなど）にもさらされる。従って、当該債券の満期時に、マスター・ファンドは元々投資していた投資元本より多い額を受け取ることもあれば少ない額を受け取ることもある。マスター・ファンドは、債券について、所定の利息支払よりも多い額または少ない額を受ける可能性がある。

先物およびスワップを含む様々なデリバティブ商品に対する政府の規制により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが、そうした商品を投資戦略の一環として利用することが制限または妨げられ、最終的な投資目的を達成できない可能性がある。この分野の過去、現在または将来の立法や規制の影響を完全に予測することは不可能であるが、影響が重大で好ましくない可能性もある。立法および規制により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが投資戦略として特定の商品を利用することが制限または禁止される可能性がある。また、マスター・ファンドが行うデリバティブ取引の相手方に対する制限や禁止により、マスター・ファンドが特定の商品を利用することが妨げられることもある。

今後の規制の変更により、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資の性質やサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資戦略を継続する能力が、おそらくは大幅に変更となる可能性がある。先物市場は、広範囲にわたる法規制および委託証拠金の対象となっている。さらに、米国証券取引委員会（「SEC」）、米国商品先物取引委員会（「CFTC」）および別の法域における特定の取引所および規制当局は、市場に緊急事態が発生した場合に、投機的ポジション制限の実施や引き下げ、証拠金要件の引き上げ、1日の値幅制限および取引の中断などの特別措置を講じる権限を付与されている。米国におけるスワップおよび先物取引の規制は、急速に変化している分野であり、政府や裁判所の措置により修正される可能性がある。

特に、ドッド・フランク・ウォール街改革法及び投資家保護法（「ドッド・フランク法」）が、2010年7月21日付で米国において成立した。ドッド・フランク法により、米国の金融システムに対する監督・規制の方法が変更されることになる。ドッド・フランク法の第7章では、マスター・ファンドが投資することのできるスワップなどの金融商品を含む、店頭（「OTC」）デリバティブに対する新しい法的枠組みを設けている。ドッド・フランク法の第7章は、OTCデリバティブ市場全体に影響するもので、OTCデリバティブおよび市場参加者を規制する大きな権限をSECやCFTCに対して新たに付与するとともに、多くのOTCデリバティブ取引に関して清算機関や取引所を通じた取引を求めるものである。

ドッド・フランク法には、新たな資本／証拠金を求める条項や多くのOTCデリバティブ取引に清算機関の使用を義務付ける条項が含まれる。CFTC、SECおよびその他の連邦監督当局は、ドッド・フランク法の条項を実施するための規制を策定する役割を担っている。規則の制定や実施がなされるまでには段階的な導入期間が設けられていることから、現時点でドッド・フランク法がサブ・ファンドおよびマスター・ファンドへ与える影響の性質および範囲を評価することはできない。しかし、スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップのカウンターパーティーは、新たな／追加的な規制、要件、遵守義務および関連費用を負うことになると予想される。公布されることになる新たな法令は、ファンドやそのカウンターパーティーに課せられる制限や要件により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの投資目的を達成する能力にマイナスに作用する可能性がある。特に、マスター・ファンドやそのカウンターパーティーに対する新たなポジション制限は、マスター・ファンドが効率的に投資目的を達成するために行う先物、オプションおよびスワップへの投資に影響する可能性がある。資本や清算システムの義務付けなどの新たな要件は、マスター・ファンドの投資コストや運用コストを上昇させ、投資者に対して好ましくない影響を及ぼす可能性がある。

不動産証券および関連デリバティブ

マスター・ファンドは、不動産連動デリバティブ商品に投資することから、不動産を直接所有する場合と同様のリスクに晒される。かかるリスクには、災害または土地の収用による損失、地域および一般的経済状況の変化、需給、金利、都市計画法ならびに賃料、固定資産税および運営費用に係る規制上の制約が含まれる。不動産投資信託（「REIT」）の価格に連動する不動産連動デリバティブ商品への投資は、REITの管理会社による運用実績の不振、税法の不利益な変更、REITが1986年米国内国歳入法（改訂済）（以下「内国歳入法」という。）に基づく所得に対する免税許可を取得できないなどの更なるリスクに晒されている。また、投資する不動産の数を限定し、地理的エリアを狭め、または不動産の種類が同一であるため、投資先が限定されるREITもある。さらに、REITの設立書類に、REITの主導権の変更を困難にし多大な時間を必要とする条項が含まれていることがある。

クレジットリンク債

クレジットリンク債（「CLN」）は、通常、別の当事者にリンクするクレジット・オプションもしくはリスクを有する発行体により発行される。発行体は、組み込まれたクレジット・オプションにより、特定の信用リスクをCLN保有者に移すことが可能となる。CLNの価格またはクーポンは、別の当事者の参照資産の運用実績に連動する。通常、CLN保有者は、CLN存続期間中には固定もしくは流動利率を、満期時には額面額を受領

する。キャッシュ・フローは、特定のクレジット関連イベントに左右される。別の当事者が債務不履行もしくは破産を宣言した場合、CLN保有者はリカバリー・レートと同額を受領することになる。CLN保有者は、別の当事者によるデフォルトおよび参照資産の不測の事態のリスクを負い、そのため元金および利息を失うことがある。これらリスクと引き換えに、CLN保有者は、高い利回りを享受する。多くのデリバティブ投資と同様、証券の複雑さ（すなわち、組み込まれたオプションの値付けが簡単ではないこと。）ゆえにCLNの評価は困難である。

繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティ

マスター・ファンドは、特定の期間中に借主の要求に応じ貸主が最大限度額までの貸付を行うことに同意する繰延融資やリボルビング・クレジット・ファシリティを実施するか、これへの参加権を取得することがある。かかる約定は、本来その旨の決定を行わない時期（当該企業の財務状況により、当該額が返済される公算のない時期を含む。）にある企業への出資を増加することがマスター・ファンドにとって必要になる効果を及ぼすことがある。マスター・ファンドは、追加資金の立て替えを約定している限度内で、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産で当該約定を充足するに十分な額を分別または取り分けておく。繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティは、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、および貸主リスクを被る。

発行時取引、繰延受渡および先渡約定取引

マスター・ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、繰延受渡に対し価格証券を売買し、通常の決済時期以後の将来のある期日に確定価格に対しかかる証券を購入する契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、繰延受渡購入および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、マスター・ファンドの他の資産の価格が下落するリスクに付加するものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、マスター・ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。概して、当該証券の受渡時期前にマスター・ファンドが買付を約束した証券にはインカム収益は発生しないが、マスター・ファンドは当該ポジションの補填のために分別または取り分けた証券に対する収益を得ることができる。

インフラストラクチャー投資

マスター・ファンドがインフラ事業、プロジェクトおよび資産に投資する範囲で、マスター・ファンドは経済、規制、政治的または他の進展により悪影響を受ける可能性がある。インフラ事業は、環境破壊、運営上の問題、資本調達、資本コストおよび様々な政府機関からの規制によるサービスの中断といった、事業や運営に悪影響を与える様々な事象に晒されている。様々な法域における法的な慣習および方針には大きな違いがあり、特定の監督官庁が、予測し得ない方法により、マスター・ファンドが投資する投資対象または資産もしくはかかる投資対象の発行者にかかる規則に影響を与える措置を講じることがある。インフラ事業、プロジェクトおよび資産は、消費税率、政府予算の制約、関税賦課および税法、他の規制政策の変更による影響を受ける可能性がある。インフラ事業、プロジェクトおよび資産の運営に影響を及ぼす可能性のある追加的な要因には、会社が製品またはサービスを提供する手段に影響を与える技術革新、インフラ資産の使用または需要における著しい変化、テロ行為、政治活動およびインフラ資産に対する市場心理の一般的变化が含まれる。マスター・ファンドが投資する事業および資産は共通した性質を有しており、しばしば類似した事業リスクや規制強化にさらされ、投資対象は予測し得ない様々な事象に同じように反応することがある。

他の投資会社への投資

マスター・ファンドは、クローズド・エンド型の投資会社またはプールド・アカウント等のその他の投資会社の証券に投資できない。サブ・ファンドは、通常、マスター・ファンドの受益証券にそのほぼすべての資産を投資する。

空売り

マスター・ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、または潜在する証券価格の下落を相殺するために空売りを行うことがある。空売りは、マスター・ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために証券を取得、転換または交換すること（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）が要求されるリスクにマスター・ファンドをさらし、その結果、マスター・ファンドに損失をもたらす。マスター・ファンドが空売りを行う場合、マスター・ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または取り分けるか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

非流動性証券

マスター・ファンドは、その純資産額の15%を上限として、非流動性証券に投資することができる。一部の非流動性証券は、投資顧問会社の監督下で誠実に決定された公正価格での価格設定を必要とすることがある。ポートフォリオ・マネジャーは、非流動性証券の処分の際には相当の遅滞を被ることがあり、また非流動性証券の取引は、流動性証券の取引に関わるものを上回る登録費用やその他の取引コストを内包することがある。

本項における「非流動性証券」とは、概ねマスター・ファンドが当該証券を評価した金額で通常の取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。制限付証券、すなわち、再販売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）（以下「証券法」という。）によるルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

組入証券の貸付

利益の達成を目的として、マスター・ファンドは、当該貸付が全額担保されていることを含む一定の条件が充足される場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しその組入証券を貸し付けることができる。マスター・ファンドが組入証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、またマスター・ファンドは、当該担保物件に対する手数料または利息も受領する。証券貸付は、借主が貸付証券を返還しない場合、または支払不能になる場合、当該担保物件の喪失リスクまたは当該担保物件の回収の遅延リスクを伴う。マスター・ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

ポートフォリオの回転率

マスター・ファンドが特定証券を保有する期間は、原則として投資決定上の考察事項ではない。マスター・ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転率」といわれる。マスター・ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発な組入証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば、100%以上）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含む、マスター・ファンドにとって結果的により多額の費用を伴うことになる。ポートフォリオの回転率に伴う、かかるコストおよびその他のコストは、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、投資顧問会社がかかる投資を適切とみなす場合には、一時的または防御目的で、課税対象証券や短期金融市場証券を含む米国の債務証券に無制限に投資することが

できる。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがかかる戦略を採用する場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、本書に掲載されるサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は投資時に適用される。マスター・ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除いて、かかる制限に違反することはない。

信用格付および非格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス会社である。格付機関による格付は絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時の変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況が格付よりも良かったり悪かったりする。一部の格付は、格付機関内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。マスター・ファンドは、購入時に当該証券がマスター・ファンドの最低格付カテゴリ内またはそれ以上に格付けされる場合、格付の修正に関わらず証券を取得することができる。例えば、マスター・ファンドは、B格の証券をサブ・ファンドが購入できる場合にB - 格の証券を購入することがあり、また同様に、マスター・ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A - 格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。マスター・ファンドが保有する証券が、「（１）投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、投資顧問会社は、当該証券を処分することを要求されない。投資顧問会社は、信用格付にのみ依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

マスター・ファンドは、当該証券がマスター・ファンドの購入できる格付証券に相当するクオリティを有するものであると投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付されていない）非格付証券を取得することができる。非格付証券は、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社が正確に評価できないというリスクを伴うことがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑なことがある。マスター・ファンドがハイ・イールドおよび／または非格付証券に投資する限り、マスター・ファンドによる投資目的の達成の成否は、マスター・ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

デュレーション（正もしくは負の数値となりうる。）は、金利の変動に対する証券価格の感応度を決定する際に使用される指標である。デュレーションが長いほど、その証券の金利の変動に対する感応度は大きい。同様に、組入証券の平均デュレーションが長い投資信託は、組入証券の平均デュレーションが短い投資信託に比して、金利の変動に対する感応度が大きくなる。例えば、デュレーションが5年の債券ファンドは、金利の1%の上昇により、約5%の価格の下落が見込まれる。逆に、デュレーションがマイナス1年の債券ファンドは、金利の1%の上昇により、約1%の価格の上昇が見込まれる。

その他の投資対象および手法

マスター・ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法は、マスター・ファンドを追加的なリスクに服させることになる。

発行体の多様性

マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。クレジットリンク債および指数連動の商品を含む投資先証券のポートフォリオにリンクする

仕組債については、マスター・ファンドのエクスポージャーは各投資先発行体のエクスポージャーに基づき計ることができる。

投資決定およびポートフォリオ取引

マスター・ファンドが投資を検討している証券は、投資顧問会社が取扱う他の顧客にもふさわしいことがある。このように、特定の証券は、同時に経済的な利害関係を有する投資顧問会社、その役員または従業員の勘定を含む他の顧客のために売買することができる場合であっても、一定の顧客により売買されることがある。マスター・ファンドおよび投資顧問会社が取扱う一または複数の顧客の投資方針に合致する証券の売買が同時または同時期に検討されている場合、当該証券の取引は、マスター・ファンドを含むすべての勘定を公平、平等にそして非差別的な方法で取扱うことを確実にするために制定された投資顧問会社の取引分配方針に基づき、マスター・ファンドおよび他の顧客との間で分配される。

投資顧問会社は顧客（マスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む。）のために、発行体の資本および債務構造の異なる側面に対するエクスポージャーを有する証券その他の金融商品（シニア債務およびジュニア債務／劣後債務に関連するものを含む（ただしこれらに限定されない。））を取得することがある。一定の状況において、発行体の資本および債務構造の一部に対するエクスポージャーを有するこれらの顧客の利益は、発行体の異なる部分の資本および債務構造に対するエクスポージャーを有する顧客の利益とは異なることがある。投資顧問会社は、発行体の資本および債務構造に関して最善の利益に合う助言を顧客に対して行いまたは措置をとることがあり、これは同一発行体の資本および債務構造について異なるエクスポージャーを有する他の顧客の利益とは異なる場合がある。

投資顧問会社の適切な判断において、注文を集約することが、価格、仲介手数料またはその他費用の観点から、マスター・ファンド、サブ・ファンドおよび他の顧客に全体的な経済的利益をもたらすと考えられる場合には、投資顧問会社は、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドのために、他の顧客のために投資顧問会社が同時に執行する取引とまとめて注文することができる。実行可能な場合、投資顧問会社は執行前に取引を分配する。執行前分配が不可能な場合には、投資顧問会社はすみやかに、確立された客観的な手続に従って取引の分配を行う。配分は通常、執行の時点およびその前後で取引日終了前までに行われる。この結果、ある勘定が特定の取引について受領した価額が、別の勘定のために行った同日の同様の取引において受領した価額とは異なることがある。

投資顧問会社は、時として、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む顧客に代わりブローカー・ディーラーに証券を売却し、その後、同一の証券をマスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む一または複数の投資顧問会社の他の顧客の勘定で、同一のまたは別のブローカー・ディーラーから購入することがある。投資顧問会社は、各勘定において最良の取引執行がなされるよう合理的に設計されていると投資顧問会社が考える手続きを採用している。

クラス間債務

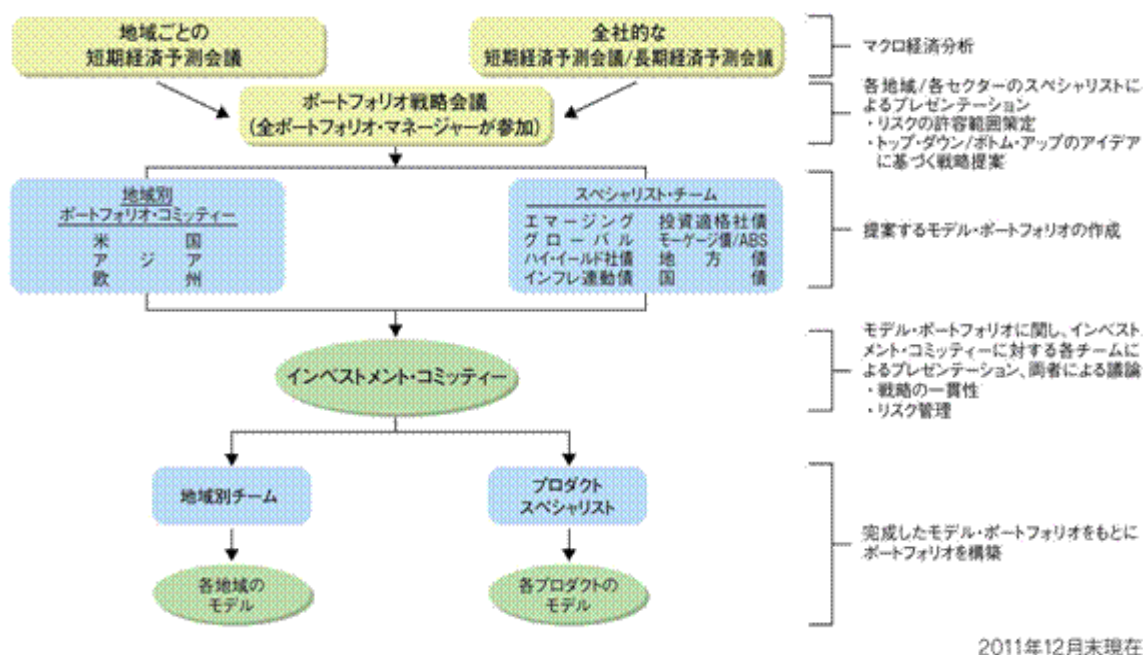
受託会社は、サブ・ファンドに関して別のクラスの受益証券を発行することがある。信託証書は、債務が個々のサブ・ファンドおよびクラスを超えて帰属する場合の方法を規定している。（一般的には、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属するものとされている。）

各サブ・ファンドは、独立したサブ・ファンドとして設立されるが、サブ・ファンドのクラスは別個のファンドではない。ゆえに、最初のクラスに当該債務を返済するための十分な資産がない場合、一つのクラスの債務がその特定のクラスに限定されず、当該サブ・ファンドの一または複数のクラスにも支払いが求められるリスクがある。

（３）【運用体制】

運用プロセス

- 長期的な視点に基づいた投資戦略
- トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



PIMCOの投資戦略決定プロセスは、運用商品の種類を問わずマクロの経済環境について長期的な展望を決定することから始まり、これが全てのプロセスを通じて最も重要な決定事項となる。経済及び政治の長期的な影響を分析することはポートフォリオを健全に維持するための基本であり、また、確固とした長期的な展望を堅持することにより、市場の短期的な変動に伴う影響に左右されることを回避することが可能となると考える。PIMCOでは、市場の短期的な動きのタイミングを計ることよりも、経済のファンダメンタルズ及び信用分析を通して、長期的な観点に立った投資判断を行うことのほうが重要であると考えている。この意味において、PIMCOの長期経済予測会議（Secular Forum）及び短期経済予測会議（Cyclical Forum）は大きな役割を担っている。

長期経済予測会議では、金融および財政政策、インフレ、人口動態、生産性の動向、情報テクノロジー等の世界経済に影響を及ぼすであろうテーマについて、PIMCOのポートフォリオ・マネージャー、アカウント・マネージャーからなる調査スタッフおよび外部のアナリストや学者等によるプレゼンテーションをもとに、徹底的な議論を行う。そしてこの会議の結論をベースにしてPIMCOのポートフォリオ全体としてのリスクについての方向性を決定する。長期経済予測会議の目的は各経済圏の経済成長率、インフレ率、予想される債券市場の3年から5年先までの金利の方向、および債券市場における一般的な評価に重大な影響を及ぼす可能性のあるテーマが何かを見定め、その展望について共通の理解を持つことにある。

次のステップは短期的な景気動向を分析することである。四半期毎に短期経済予測会議を開催し、全拠点の投資プロフェッショナルで、当面の経済成長率やインフレ率、短期的（半年から1年）に市場に影響を及ぼすトレンド等についての分析と討論と予測を行う。また、ここで得られた結論に基づいて、長期経済予測会議の結論についての見直しを行う。これらの経済予測会議の討議は、ポートフォリオ運用に適用する最適なデュレーション等、一連のリスク特性を決定する上で重要な役割を果たしている。

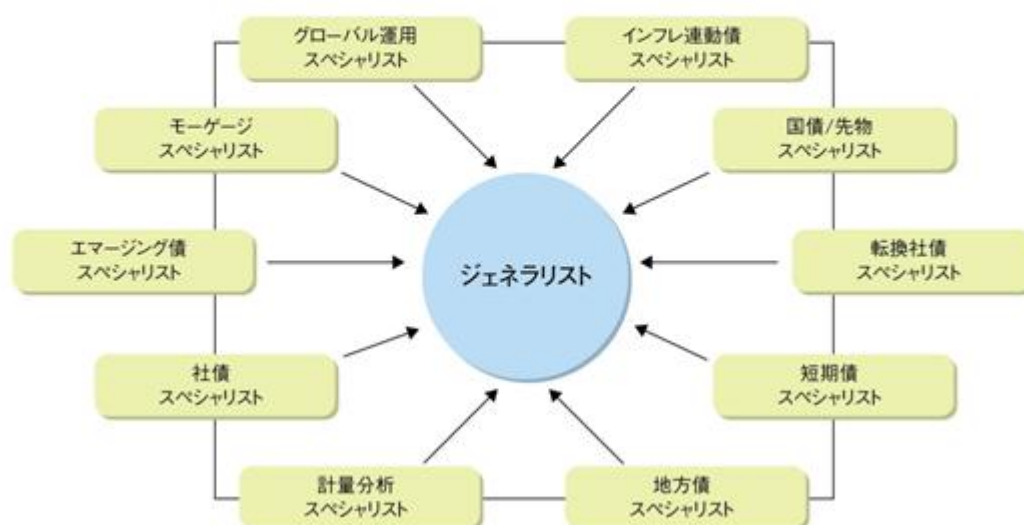
前述の経済予測会議の終了後に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーで構成されるインベストメント・コミッティーがポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と、債券市場の様々なセクターを担当している個々のセクター・スペシャリストからのボトム・アップの情報との両方を活用しつつモデル・ポートフォリオの構築を行う。その際にエマーシング債券運用では、更に以下の3段階のプロセスを経ることとなる。最初に、強いクレジット・ファンダメンタルズを有するエ

マーキング市場国を特定する。このプロセスを経ることにより、債務不履行となる可能性の高い国を極力回避することを目指す。強いクレジット・ファンダメンタルズの定義としてPIMCOでは以下の4点を掲げている。

- 1．強い財政状況
- 2．安定的かつ改善しつつある政治環境
- 3．十分な外貨準備残高
- 4．金融ショックにも耐え得る債務構造

ピムコ・ワールド・ハイインカムの運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合



2011年12月末現在

次に、先進国からの外需動向、商品市況、世界的な金利動向等、エマージング諸国に影響をもたらすと考えられる外部環境についての検討を行う。また、エマージング債券市場に対するマーケット・テクニカルな側面や、各エマージング債券の割安・割高分析も行う。それらをもとに、国別配分、デュレーション配分、ワールドカーブ戦略等の投資手段について決定、並びに市場で過剰に割安・割高に評価されているエマージング債券を洗い出しモデル・ポートフォリオを構築する。

個別ポートフォリオ運用に際しては、モデル・ポートフォリオと投資ガイドラインに沿うよう、投資手段を決定する。同時にチーム全体で個別ポートフォリオのリスク・リターン特性のモニタリングを行い、チーム体制での運用を行っている。

こうした多層構造を備えた投資アプローチが、所与の投資環境下で最適と考えられる投資戦略の実行を可能にすると考えている。

内部運用規定

PIMCOが運用する勘定は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するようモニターされている。かかるクライアント・ガイドラインおよび規制上の要件は、リーガル・コンプライアンス部（130名程度）によってモニターされている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー/ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアン

トの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、（該当の場合）手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー／ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー／ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。また、PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

サービス提供者に対する監督

信託証書および適用のパミュダ法の規定に基づき、受託会社と管理会社がファンドの運用・管理に関する最終的責任を負う。一定の制限を条件に、受託会社および管理会社は、それぞれの運用・管理の責務を他者に委託する権限を有しており、ファンドに代わって一定の責務を果たすよう管理事務代行会社と保管受託銀行に対し一部の業務を委託している。かかる業務の委託については、その期間および報酬は契約条件によるものとし、再委託をする権限を含み、受託会社および／または管理会社が場合により決定する規則に従うものとする。管理事務代行会社および保管受託銀行の業務履行に対しては、モニタリングが行われている。管理事務代行会社および保管受託銀行は、月次で業務報告を提出するほか、ファンドに関する業務を議題とした協議を毎月行う。

（４）【分配方針】

分配は、管理会社が承認する場合に限り、毎月宣言され、支払われるが、かかる承認は、管理会社の裁量により留保することができる。分配は、原則として、サブ・ファンドの純投資収益（利息等インカム・ゲイン）から行われる。また、管理会社は、純実現キャピタル・ゲインの支払いを分配に充当する権限を有している。管理会社が適切と判断する場合、追加的な分配を宣言することができる。サブ・ファンドに関する分配金の支払いにより、その額に相当する割合で、サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格が下がることになる。

サブ・ファンドの分配金は、受益者の裁量により、サブ・ファンドの受益証券に追加的に再投資することも、受益者に対して現金で支払うこともできる。現金は、サブ・ファンドの受益証券の通貨により支払われる。

分配は、収益または元本（または両方）から支払われ得るため、分配が投資者の当初元本またはキャピタル・ゲインを返還することになる可能性もあり、これにより、分配が支払い可能な収益を超える場合、元本を減少させることになる可能性もある。したがって、元本の確保を重視する投資者は、サブ・ファンドの投資価額は、投資対象の価格の下落のみならず、分配による投資者への元本の返還によっても減少する可能性があることを検討すべきである。

サブ・ファンドの分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、追加的な分配を行うことができる。本書により要求されるサブ・ファンドの分配金を支払うために十分な純収益および純実現キャピタル・ゲインが存しない場合、管理会社は、サブ・ファンドの元本部分から分配金を支払うことができる。

支払期日から６年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、サブ・ファンドに帰属する。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

追加的記載事項：分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(金利収入(インカム・ゲイン)および売買差益(キャピタル・ゲイン)等)を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配計算期間に係る分配日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)と比べて下落する事になります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配計算期間は、分配基準日の翌日から次回の分配基準日までの期間をいいます。なお、分配日は分配基準日の翌ファンド営業日を指します。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



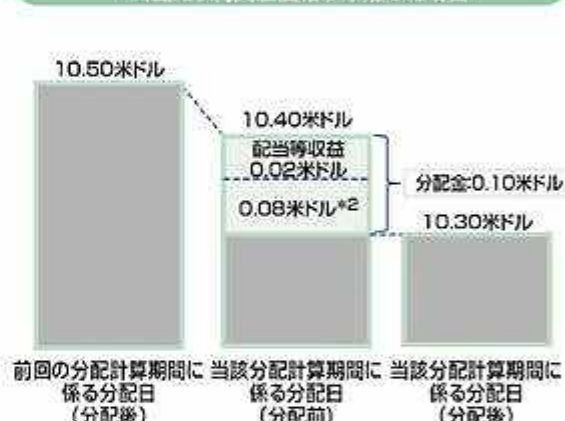
分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から
1口当たり純資産価格が上昇した場合



※1 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.05米ドルを取り崩す

前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から
1口当たり純資産価格が下落した場合



※2 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.08米ドルを取り崩す

・上記いずれの場合も分配金受取額は同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

(注) 分配金は、分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに1口当たり純資産価格について示唆、保証するものではありません。

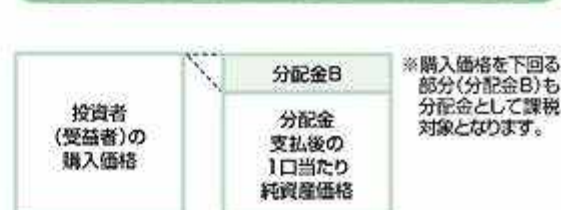
- 投資者(受益者)のファンドの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配課税の対象となります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりがかさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を上回る部分(分配金A)に加え、下回る部分(分配金B)も分配金として課税対象となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を下回る部分(分配金B)も分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、本書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資に関して、以下の投資制限および投資方針に従う。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、日本の法令上、日本国金融商品取引法（昭和23年法第25号改正済）第2条第1項によって定義される「有価証券」（企業または政府債券、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託受益証券またはミューチュアル・ファンドの受益証券等）および有価証券に関連するデリバティブ商品に、それぞれその資産総額の50%超を投資する。マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。マスター・ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しない。マスター・ファンドは、

株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資しない。

日本証券業協会の規則に基づく制限

- () 空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンド（適用ある場合）の純資産総額を超えてはならない。
- () 借入れの制限 借入残高の総額がサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる借入れは行ってはならない。ただし、特別または緊急の場合（合併の場合等）一時的に10%を超えることが許される。
- () 同一法人の株式の取得制限 いずれか一社（投資法人を含むが、日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズの場合に限る。）の発行済み株式総数の50%を超える株式を取得することはできない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の管理会社により運用されているすべての投資信託の保有分を合算して、50%を超える株式の取得をすることはできない。当該割合制限は投資時において適用がある。前記制限は、通常マスター・ファンドに投資することを投資目的とするサブ・ファンドには適用されない。
- () 流動性の低い有価証券への投資制限 サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募株式、未上場株式または流動性の低い証券化関連商品に投資することはできない。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが私募株式、未上場株式またはその他の流動性の低い銘柄への投資を行う場合、それらの証券が公正価格にて算定される方法が取られるものとする。
- () 利害関係当事者との取引の制限 管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

受益証券の買戻しもしくはサブ・ファンドの終了の場合、当該受益証券は、受益者から現金で買い戻される。サブ・ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。サブ・ファンドの受益証券が日本において販売される際に上記制限が日本の投資信託協会の規則または日本証券業協会の基準上要求されなくなった場合、かかる基準（適用ある場合）は、適用されなくなる。

3【投資リスク】

サブ・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レボ契約またはその他の金融商品に投資することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、後述する証券に通常の状況において直接投資することはない。サブ・ファンドへの投資の価値は、マスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、サブ・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび後述する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関連している。

リスク要因

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する一定の確定利付証券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期の残存期間を有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する証券よりも変動しやすい。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付証券の価額は上昇しない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価額が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益およびファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。

信用リスク

債券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、損害を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事実、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

ハイ・イールドリスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される。）への投資は、かかる証券に投資しない他のサブ・ファンドに比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払いに関し不履行となった場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

市場リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。

マスター・ファンドが米国外証券に投資する場合、米国企業の証券にのみ投資した場合に比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的発展が、マスター・ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、マスター・ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドが東欧またはアジアのように集中した地域にその相当部分の資産を投資する限度で、マスター・ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。同様に、マスター・ファンドが特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

エマージング市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結びついている発行体のエマージング市場

証券にマスター・ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの証券は、先進国のリスクと異なる、またはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがある。

発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。マスター・ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、マスター・ファンドは流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンが減少することがある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠く可能性がある。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、マスター・ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、マスター・ファンドが保有する商品の評価にも悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドの主要な投資戦略が米国外証券、デリバティブもしくは相当な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券と関係する場合、マスター・ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。マスター・ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、本書の「第12(2)投資対象」を参照のこと。マスター・ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。マスター・ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

マスター・ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。マスター・ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、マスター・ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、マスター・ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行うという保証はない。

商品リスク

マスター・ファンドは商品連動デリバティブ商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりもより大きな価格変動にさらされる。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

様々な種類のモーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、一定の追加的なリスクにさらされる。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、

確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、マスター・ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、マスター・ファンドのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、マスター・ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンは減少されることがある。

マスター・ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連すると同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。

為替リスク

マスター・ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。為替レートは、金利変動、アメリカ合衆国その他の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）またはアメリカ合衆国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。マスター・ファンドが比較的少数の発行体に投資を行う場合、より分散した投資を行うサブ・ファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

レバレッジ・リスク

一定の取引がレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、逆レポ取引、組入証券の貸付けおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、マスター・ファンドの投資規模を増大するかもしれない取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、マスター・ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。マスター・ファンドは、投資顧問会社が清算することを決定した資産を分別し、または、リスクが生じることがあるデリバティブ取引における義務をカバーするために相殺関係に立つポジションをとる。マスター・ファンドは、また投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされる。レバレッジの活用により、マスター・ファンドは、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを解消することがある。借入れを含むレバレッジにより、マスター・ファンドは、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる。これは、レバレッジにより、マスター・ファンドの組入証券の価値の増減が増幅されるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引がカバーされる限り、当該取引はレバレッジをかけられていないとみなされることはない。

マネジメント・リスク

マスター・ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが望まれる結果を生むとの保証はない。

アロケーション・リスク

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に係る。サブ・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証をすることはできない。

空売りのリスク

マスター・ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、マスター・ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。貸付予約によりショート・ポジションを保有することもでき、また先物契約またはスワップ契約によりショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、マスター・ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われる手数料および利息に相当する損失を負担することになる。したがって、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、マスター・ファンドに損失をもたらすリスクもある。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法令上の規制により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法令上の規制は、ファンドの投資対象の価値およびファンドが投資戦略を遂行する能力（レバレッジの使用を含む。）に悪影響を及ぼすことがあり、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全体、また特に私募ファンドやそれらの投資顧問会社の活動は、米国およびその他の法域において、法規制の監視強化の対象となっている。そうした監視により、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドおよび／または管理会社が法的、コンプライアンス上、管理事務上およびその他の関連する負担や費用、またサブ・ファンド、マスター・ファンドおよび／または管理会社への規制監督もしくは関与を増やし、また結果としてサブ・ファンド、マスター・ファンドもしくは管理会社に適用される法規制の仕組みに曖昧さや利益相反が生じる可能性もある。さらに、証券や先物市場は、広範囲にわたる法規制や委託証拠金の対象となっている。SEC、米商品先物委員会、自主規制の機関や取引所を含む米国連邦政府や州規制当局は、市場に緊急事態が発生した場合に例外的措置を講じることが認められている。デリバティブ取引や当該取引を行う法人への法規制は、現在、整備段階にあり、政府や司法による追加的な規制や変更の対象となっている。サブ・ファンド、マスター・ファンドもしくは管理会社に関する従来とは別の米国もしくは米国以外の規則や法規制が採用される可能性もあり、今後の規則や法規制の適用範囲は不明である。今後、サブ・ファンド、マスター・ファンドもしくは管理会社が監督当局の検査または規制を受けないとの保証は一切ない。規制の変更や今後の展開が及ぼすサブ・ファンドまたはマスター・ファンドへの影響は、それらの運用方法を左右し、重大で好ましくない影響である可能性もある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムはマスター・ファンドまたはサブ・ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、マスター・ファンドまたはサ

ブ・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有する組入れ金融商品の評価における潜在的な問題にさらされる可能性がある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資顧問会社は進展を監視し、マスター・ファンドをマスター・ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。そうした混乱が生じた場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の発行体が資産価値を大幅に低下させ、事業を中断することもあり得る。また、政府支援を受け、事業活動の大幅な制限その他の介入を招くことも考えられる。さらに、政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理することはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

投資者は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドへの投資のすべてまたは実質的にすべてを失う可能性がある。ファンド全体または投資顧問会社がサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの投資目的を達成できるとの保証はない。

所得税における不確実性に関する会計

米国財務会計基準審議会（「FASB」）および国際会計基準審議会（「IASB」）は、ファンドに適用される税開示の拡大を求める指針を最近発行した。米国GAAPを採用しているファンドに適用されるFASB第48号および国際財務報告基準（「IFRS」）を採用するファンドに適用されるIAS第12号は、財務諸表に記載される所得税の不確実性の測定および認識についての枠組みを設けている。こうした基準の適用により、サブ・ファンドが所得税を見込計上することを求められ、純資産価格の計算に悪影響を及ぼす可能性がある。また、そうした影響により、サブ・ファンドへの投資を開始または終了した時期に応じて、特定の投資者が利益を上げたり、損失を被ることも考えられる。

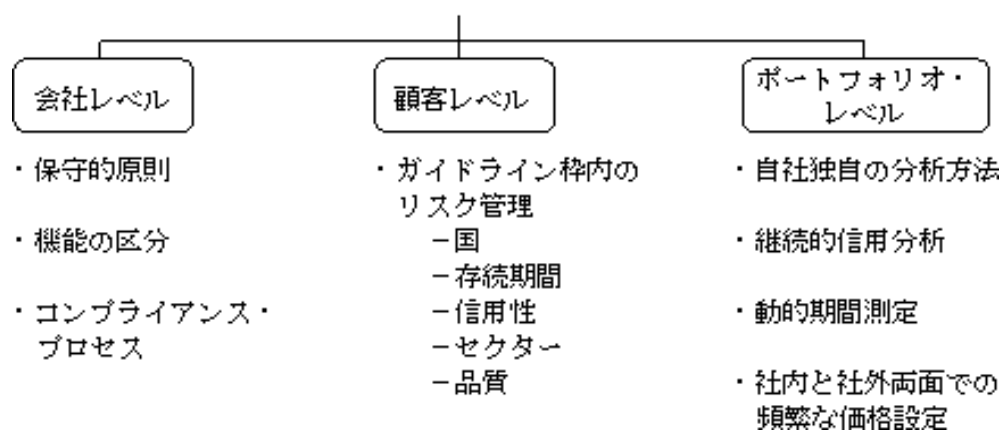
以上のリスク要因のリストは、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な記述ではない。投資をしようとする者は、本書全体を読み、サブ・ファンドに対する投資を決定する前に専門的アドバイザーに相談すべきである。

リスクに対する管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク

PIMCOのリスク管理／監視体制



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。

2011年12月末現在

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。ただし、販売会社は管理会社および受託会社の同意を得て徴収することもできる。

日本国内における申込手数料

3.675%（税込）を上限として各販売会社が定める料率とする。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。ただし、販売会社は管理会社および受託会社の同意を得て徴収することもできる。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドは、その日々平均純資産額に対する料率として表される以下の報酬を支払う。管理報酬としてサブ・ファンドの純資産額の年率0.70%の報酬を負担する。サブ・ファンドは、代行協会員報酬としてサブ・ファンドの純資産額の、１億米ドル以下の部分について年率0.10%、１億米ドル超の部分について年率0.05%の報酬を負担する。サブ・ファンドは、販売報酬としてサブ・ファンドの純資産額の、１億米ドル以下の部分について年率0.50%、１億米ドル超の部分について年率0.55%の報酬を負担する。

管理報酬は、管理会社に対して、投資顧問、管理事務および第三者への業務の提供および提供の手配（監査、保管、受託、投資証券会計、所定の弁護士、名義書換事務代行、印刷業務を含む。）について毎月後払いで支払われる。管理会社はファンドおよびサブ・ファンドが必要とする一定の第三者により提供されたサービスの費用を負担する。販売報酬および代行協会員報酬は、サブ・ファンドの受益証券に関し、サービスの提供および販売を行う金融仲介業者に対して、毎月後払いで支払われる。

2011年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は2,504千米ドル、代行協会員報酬229千米ドルおよび販売報酬は1,918千米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

PIMCOは、ファンドおよびサブ・ファンドの設立に関する設立費用を支払った。サブ・ファンドは以下の事項を含むサブ・ファンドの日本における公募に関連する費用を支払う。（ ）受益証券の買付および買戻し確認書ならびにファンドの受益者名簿に記載されていない受益者（販売会社によりサブ・ファンドに紹介された者）に対する定期報告書の作成・印刷および配付費用。（ ）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書。（ ）適用ある日本の法令ならびに／または協会の申合せおよび規則により作成が義務付けられている目論見書の作成・印刷・配付費用。（ ）販売会社が営業用に使用する有価証券届出書および目論見書の作成・印刷費用および日本の販売取扱会社への配付費用。（ ）サブ・ファンドの年次報告書および半期報告書ならびに販売会社が営業用に使用するその他の書類の作成・印刷および配付費用。（ ）日本国内における販売会社による受益証券の販売の結果として生じた独立公認会計士に対する報酬・費用。（ ）日本国内における販売会社による受益証券の販売のために生じた所定の弁護士に対する報酬・費用。（ ）適用ある日本の法令により作成するよう要求されている書類の作成・印刷・配付にかかるその他の合理的な費用および管理会社と販売会社の間で相互に合意されたその他の合理的な費用。管理会社は、法律・会計・保管・受託費用を含む、サブ・ファンドの日本における販売と関係のない運用費用を支払う。

サブ・ファンドを追加設定する場合、サブ・ファンドに直接関係する費用は、当該サブ・ファンドまたは管理会社が負担する。かかる費用がサブ・ファンドに直接関係しない場合、各サブ・ファンドは、管理会社がその裁量により負担しない限り、それぞれの純資産価額に比例して当該費用を負担する。サブ・ファンドが費用を全額支払う前に解散する場合、かかる未払金額は、期限を早めて直ちに支払われる。

サブ・ファンドは、受託会社の検討および承認を条件として、下記の事項を含むその業務に関連するその他の支払いを負担する。（ ）公租公課、（ ）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（ ）利息支払いを含む借入れ費用、（ ）訴訟費用および損害賠償費用（ ）特定のクラスの持分に割当てられたまたは割当てべき支出。本書に記載のとおり、サブ・ファンド（またはクラス）は、米国において一般的に認められた会計原則に従い資本化された創設費等の費用を負担する可能性がある。

2011年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は479千米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。
- （３）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （４）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （４）日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- （６）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）バミューダ諸島

本書の提出日現在、ファンドまたは受益者（バミューダ諸島に通常居住する受益者を除く。）によって支払われるバミューダ諸島の所得税、法人税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税、資本移転税、遺産税、または相続税はない。ファンドは、受益証券の発行、譲渡または買戻しに関して、印紙税を課せられない。

ファンドは、バミューダ諸島において、所得もしくは収益について計算される税金、または元本資産、キャピタル・ゲイン、もしくは価格上昇について計算される税金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課する法律が制定された場合、バミューダ諸島に通常居住する者で受益証券、ファンドの債務証券もしくはその他のファンドに対する債務、またはファンドに対して賃貸している土地を保有している者に対して適用される場合を除き、2016年3月28日まで、ファンドもしくはその事業、または受益証券、債務証券もしくはファンドのその他の債務について当該税金が課されないことを確保するよう、1966年免税事業課税防止法に基づき、バミューダ諸島の大蔵省からかかる措置を受けた。

ファンドは、バミューダ諸島の為替管理上、BMA（ファンドの受益証券の発行を承認している。）により、非居住者として位置付けられてきた。為替管理上バミューダ諸島の居住者または非居住者とみなされる者による、または、かかる者の間の受益証券の発行、買戻しおよび譲渡は、1972年バミューダ諸島為替管理法またはその下位規則に基づく特定の同意なくして行うことができる。

ファンドは、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者のために、制限なく自由に、外貨および外国証券を取得、保有、売却することができる。

（Ｃ）米国

米国連邦税の助言に関する投資者の信頼

米国連邦税に関する本記述は、罰則を回避する目的で使用する意図で記載されているものではなく、またかかる目的で使用することはできない。当該記述は、ファンドに関連する取引の販売促進またはマーケティングの一助とするためのものである。各投資者は、税務専門家から、個別の事情に応じて、米国連邦所得税に関する助言を受けるべきである。

ファンドの各サブ・ファンドは、異なる時期に、異なる投資方針および投資目的で設定されており、そのため、各サブ・ファンドに対する米国連邦所得税の取扱いもそれぞれ異なる。以下の記述は、現在の形態におけるファンドに対する米国連邦所得税の取扱いに限定される。

以下の記述は、ファンドへの投資に関連して、ファンドやその受益者に及ぼす可能性のある一定の米国連邦所得税の影響の一般的な要約である。当該記述は、ファンドに適用される米国連邦所得税をすべて網羅することを目的としていない。また、あらゆる受益者に適用される米国連邦所得税をすべて網羅することも目的としておらず、受益者によっては特別な規則が適用されることもあり得る。特に、当該記述は、（以下に定義される）米国納税者に適用される米国連邦所得税について述べたものではない。

以下の記述は、現在有効な法令に基づくものであり、遡及的または将来的に変更となる可能性がある。当該記述は、ファンドが今後、内国歳入法において定義される「米国不動産所有会社」の持分を（債権者として保有する場合を除き）保有しないことを前提としている。投資者は、個別な事情に応じたファンドへの投資に関する税金の取扱いについて、税務専門家に相談すべきである。

本書において「米国納税者」とは、（米国連邦所得税の課税目的で定義される）米国人もしくは米国に居住する外国人、米国もしくはその州（コロンビア特別区を含む。）においてまたはその法律に従い創設・設立された米国税制上パートナーシップまたは法人とみなされる法主体、米国財務省規則により米国納税者とみなされるその他のパートナーシップ、源泉にかかわらずその収益が米国所得税の対象となる不動産、米国内の裁判所がその管理について主たる監督を行い、かつその実質的な決定が一または複数の米国受託者の管理下にある信託をいう。なお、米国の市民権を失い、かつ米国外に居住する者であっても、場合によっては米国納税者とみなされることがある。

以下の記述は、ファンドが、各サブ・ファンドを含め米国連邦所得税の課税上単一の法人とみなされる場合を想定している。しかしながら、この分野の法律は不確定である。したがって、米国連邦所得税の課税目的で各サブ・ファンドを別個の法主体とみなすなど、米国内国歳入庁が別の見解を示す可能性がある。

ファンドへの課税

ファンドは原則として、米国において取引や事業に従事しているとみなされないようにその業務を行う予定であり、したがって、その所得のいずれもファンドが行う米国の取引や事業に「事実上関連する」とはみなされない。ファンドのいずれの所得もファンドが行う米国の取引や事業に事実上関連しない場合、米国の源泉からファンドが得た配当（および一定の代替配当ならびに支払に相当するその他の配当）を含む一定の範疇に属する所得ならびに一定の利息収入は、米国において30%の課税対象とされ、原則として当該所得から源泉される。キャピタル・ゲイン（デリバティブ商品の利用から発生したものを含む。）を含むその他の一定の範疇に属する所得および一定のポートフォリオ債務（米国政府証券を含む。）、当初発行から満期までの期間が183日以内である割引債、ならびに譲渡性銀行預金証書にかかる利息は、この30%の課税対象とはならない。一方、ファンドの所得が、ファンドが行う米国の取引や事業に事実上関連して生じた場合、かかる所得には米国内の法人に適用される米国連邦所得税が累進課税され、またファンドが支店利益税の対象となる可能性もある。

上記のとおり、ファンドは原則として、米国連邦所得税の課税対策上、米国において取引や事業に従事しているとみなされないように活動する予定である。具体的には、ファンドは、活動が自己勘定による株式や有価証券またはコモディティの取引に限定される場合には米国の事業に従事しているとはみなされないという内国歳入法のセイフ・ハーバー・ルールの適用を受けることを意図している。コモディティがセイフ・ハーバー・ルールの適用を受けるためには、コモディティは、習慣的に組織化された商品取引所で取引されており、かつ取引が習慣的に当該取引所で完了する類のもでなければならない。それらのセイフ・ハーバー・ルールは、取引がファンド、居住者であるブローカー、委託代理人、カストディアンもしくはその他の代理人によって行われているか否か、また、それらの代理人が取引実行の決定を一任されているか否かを問わず、適用となる。なお、セイフ・ハーバー・ルールは、株式、有価証券もしくはコモディティのディーラーには適用されないが、ファンドはそうしたディーラーとなることは予定していない。

ただし、米国内において自己勘定で有価証券およびコモディティのデリバティブ・ポジションを保有する非米国人に対する課税上の取扱いについては、最終案となっていない規制案を含む、ごく限定的な指針しか存在しないことに留意されたい。今後の指針により、ファンドは米国において従事する活動の方法を変更する可能性がある。

上記にかかわらず、ファンドは一定の貸出しを行っていることを根拠に、取引や事業に従事しているとみなされうる。ファンドは、かかる可能性を最小限にするため、繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティへの投資を含むローン投資を構成する予定である。それでもなお、ある課税年度において、ファンドが米国の取引や事業に従事しているとみなされない保証はない。

「想定元本契約」としてのクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップ契約に対する米国連邦所得税上の取扱いは、不確定である。米国内国歳入庁が、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップは米国連邦所得税の課税目的上「想定元本契約」ではないとの立場をとる場合、かかる投資からファンドが受領する支払いが、米国の物品税または所得税の対象となる可能性がある。

さらに、保険をベースにした証券や災害証券およびこれらに関連したデリバティブ商品が比較的最近市場に導入されていることを考慮すると、そうした商品が、その収入や収益が米国連邦所得税の対象外である有価証券とみなされる絶対的な保証はない。

コモディティ関連スワップ、ストラクチャード・ノートおよびその他の商品の課税に関する米国税法の今後の動向により、ファンドはコモディティのエクスポージャーを得る方法を変更する可能性がある。

ファンドは2013年初頭から、米国財務省に対して米国の外国投資口座に関する通知を行うために策定された、新たな報告および源泉の規定の遵守を求められることになる。これらの規定を遵守しない場合、ファンドは、一定の米国源泉の収入および収益について米国源泉税を課される。受益者は、ファンドがこれらの義務を果たすことができるよう、追加的な情報の提供を求められる可能性もある。米国財務省は、この新たな報告および源泉の制度の仕組みおよび適用範囲に関するさらに詳細な指針を公表すると予想されている。もっとも、今後のファンドの運用に関するこのような指針の公表のタイミングや影響についての保証はない。

受益者への課税

ファンドからの分配および受益証券の処分に関する受益者への米国における課税は一般に、受益者が米国内で取引や事業に従事しているか否か、または、受益者が米国納税者として課税対象となっているか否かといった、受益者の個別の状況による。

受益者は、非米国納税者の証明と共に、ファンドが随時に要求する追加的な情報の提供を求められることがある。そうした情報を提供しない場合、受益者は、米国源泉税の課税対象または自己の受益証券の強制買戻しの対象となる可能性がある。

米国の州および地方の税制

上記の米国連邦所得税に加え、投資者は、ファンドへの投資について米国の州税および地方税が課税される可能性があることも考慮すべきである。米国の州および地方の税法はしばしば、米国連邦所得税法とは異なる。

カリフォルニア州の税制

米国連邦所得税の課税目的上、ファンドが法人と分類される場合、カリフォルニア州を源泉とする収入については、カリフォルニア州のフランチャイズ所得税または法人所得税の対象となる。ファンドのような非米国法人は、（１）商業上の住所地がカリフォルニア州以外にある場合、または（２）その投資活動が、カリフォルニア州源泉の収入を発生しない自己勘定の「株式もしくは有価証券」の取引が許可されるセイフ・ハーバー・ルールに該当する場合のいずれかの場合に、無形の個人資産への直接投資からカリフォルニア州を源泉とする収入を回避することができる。法人の商業上の住所地とは、その取引や事業が指示もしくは管理される主要な場所をいう。ファンドは、その商業上の住所地はカリフォルニア州にはないとの立場である。ただし、異議申し立てがあった場合、このファンドの立場が支持される保証はない。さらに、ファンドは原則として、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」の取引に則った方法により投資活動を行うものであるが、この目的上の「有価証券」の定義についての指針はほとんど存在しない。例えば、コモディティ・リンク・スワップやストラクチャード・ノート、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のデリバティブ商品が、この目的上の「有価証券」ではないと判断された場合、ファンドの投資活動が、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」に基づくものにならない可能性もある。したがって、ファンドがカリフォルニア州を源泉とする収入を回避できる保証はない。

（Ｄ）その他の法域

米国またはバーミューダ諸島以外の法域において、ファンドが実現する収益、および一定の受益証券に関して支払われる分配は、当該法域の課税対象となる可能性がある。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

（2011年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (千米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	バミューダ	325,208	100.00
短期金融商品	米国	460	0.14
小計		325,668	100.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		- 467	- 0.14

合 計（純資産総額）	325,201 (約24,839百万円)	100.00
------------	-------------------------	--------

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

（2011年10月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名	時 価 合 計 (千米ドル)	投 資 比 率 (%)
準ソブリン債および社債	ロシア	45,044	13.85
	ブラジル	21,454	6.60
	カザフスタン	20,215	6.22
	米国	17,063	5.25
	メキシコ	13,340	4.10
	インドネシア	9,241	2.84
	ケイマン諸島	8,084	2.49
	アイルランド	5,794	1.78
	チリ	4,249	1.31
	オランダ	4,012	1.23
	インド	3,918	1.20
	コロンビア	3,910	1.20
	トリニダード・トバゴ	3,189	0.98
	カタール	3,146	0.97
	マレーシア	2,952	0.91
	ベネズエラ	2,820	0.87
	ドミニカ共和国	2,439	0.75
	バミューダ	2,111	0.65
	ルーマニア	1,985	0.61
	南アフリカ	1,908	0.59
	英領ヴァージン諸島	1,573	0.48
	アラブ首長国連邦	1,532	0.47
	韓国	1,399	0.43
	エルサルバドル	1,376	0.42
	ルクセンブルグ	1,170	0.36
	バルバドス	1,120	0.34
	ペルー	777	0.24
	エジプト	410	0.13
	カナダ	203	0.06

ソブリン債	ロシア	15,245	4.69
	トルコ	15,076	4.64
	ウルグアイ	14,810	4.55
	メキシコ	13,879	4.27
	インドネシア	11,586	3.56
	ガボン	6,960	2.14
	ベネズエラ	4,269	1.31
	ルーマニア	3,728	1.15
	南アフリカ	2,664	0.82
	コロンビア	2,630	0.81
	バーレーン	2,605	0.80
	韓国	2,076	0.64
	モロッコ	1,880	0.58
	スリランカ	1,684	0.52
	パナマ	1,510	0.46
	ブラジル	1,493	0.46
	ヨルダン	1,056	0.32
銀行借入債務証券	メキシコ	1,278	0.39
	ケイマン諸島	940	0.29
	インドネシア	742	0.23
	米国	598	0.18
	エジプト	469	0.14
短期金融商品	米国	26,623	8.19
米国財務省債券	米国	3,485	1.07
モーゲージ・バック証券	米国	57	0.02
株式（注2）	メキシコ	43	0.01
購入オプション	米国	5	0.00
売却オプション	米国	- 3	0.00
小 計		323,822	99.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,386	0.43
合 計（純資産総額）		325,208 (約24,839百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注2）保有していた一部の債券に関して転換オファーの結果、普通株式に転換された。マスター・ファンドは一時的に保有していた当該株式を全て遅滞なく処分した。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

ピムコ・ワールド・ハイインカム

（2011年10月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種 類	利率 (%)	償還日	簿価 (米ドル)	数量 (口)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	バミューダ	投資信託	-	-	291,965,046	26,700,149	325,207,817	100.00
2	TB Bank	米国	短期金融 商品	0.01	2011/11/1	438,541	438,541	438,541	0.13
3	HSBC Bank	米国	短期金融 商品	0.03	2011/11/1	21,847	21,847	21,847	0.01

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

（2011年10月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種 類	利率 (%)	償還日	簿価 (米ドル)	額面金額	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	Russia Government International Bond	ロシア	ソブリン債	7.500	2030/3/31	13,560,383	12,838,125 米ドル	15,245,273	4.69
2	Uruguay Government International Bond	ウルグアイ	ソブリン債	8.000	2022/11/18	12,404,521	11,135,580 米ドル	14,810,321	4.55
3	Gazprom OAO Via White Nights Finance BV	ロシア	準ソブリン債 および社債	10.500	2014/3/25	12,832,682	11,610,000 米ドル	13,348,017	4.10
4	Indonesia Government International Bond	インドネシア	ソブリン債	11.625	2019/3/4	9,778,778	7,750,000 米ドル	11,586,250	3.56
5	Morgan Stanley	米国	準ソブリン債 および社債	10.090	2017/5/3	7,585,616	15,300,000 ブラジル・レアル	8,422,723	2.59
6	Gabon Government International Bond	ガボン	ソブリン債	8.200	2017/12/12	6,534,094	6,000,000 米ドル	6,960,000	2.14
7	Gazprom OAO Via Gazprom International S.A.	ロシア	準ソブリン債 および社債	7.201	2020/2/1	5,998,643	5,771,430 米ドル	6,391,859	1.97
8	Mexico Government International Bond	メキシコ	ソブリン債	4.250	2017/7/14	5,188,429	4,100,000 ユーロ	5,811,608	1.79
9	KazMunayGas National Co.	カザフスタン	準ソブリン債 および社債	7.000	2020/5/5	5,027,250	5,100,000 米ドル	5,603,625	1.72
10	Deutsche Bank Securities, Inc	米国	短期金融商品	0.090	2011/11/1	5,600,000	5,600,000 米ドル	5,600,000	1.72
11	Tengizchevroil Finance Co. SARL	カザフスタン	準ソブリン債 および社債	6.124	2014/11/15	5,268,865	5,229,751 米ドル	5,432,404	1.67
12	Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	ロシア	準ソブリン債 および社債	9.000	2014/6/11	5,304,450	4,800,000 米ドル	5,340,000	1.64
13	Mexico Government International Bond	メキシコ	ソブリン債	7.250	2016/12/15	5,461,115	60,800,000 メキシコ・ペソ	5,071,786	1.56
14	JPMorgan Chase & Co.	米国	短期金融商品	0.120	2011/11/1	5,000,000	5,000,000 米ドル	5,000,000	1.54
15	Majapahit Holding BV	インドネシア	準ソブリン債 および社債	7.250	2017/6/28	4,678,176	4,400,000 米ドル	4,972,000	1.53
16	RZD Capital Ltd.	アイルランド	準ソブリン債 および社債	5.739	2017/4/3	4,648,626	4,600,000 米ドル	4,841,500	1.49
17	Turkey Government International Bond	トルコ	ソブリン債	7.500	2019/11/7	4,530,762	3,870,000 米ドル	4,624,650	1.42
18	TNK - BP Finance S.A.	ロシア	準ソブリン債 および社債	7.500	2016/7/18	4,202,541	4,100,000 米ドル	4,540,750	1.40
19	Turkey Government International Bond	トルコ	ソブリン債	6.750	2018/4/3	4,508,291	4,000,000 米ドル	4,540,000	1.40
20	Gerdau Holdings, Inc.	米国	準ソブリン債 および社債	7.000	2020/1/20	4,147,203	4,000,000 米ドル	4,310,000	1.33
21	U.S. Treasury Bills	米国	米国財務省債券	0.030	2012/3/22	4,199,498	4,200,000 米ドル	4,199,462	1.29
22	Pemex Project Funding Master Trust	メキシコ	準ソブリン債 および社債	5.750	2018/3/1	3,758,166	3,720,000 米ドル	4,129,200	1.27
23	Petrobras International Finance Co.	ブラジル	準ソブリン債 および社債	7.875	2019/3/15	3,552,706	3,310,000 米ドル	4,007,957	1.23
24	Petroleos Mexicanos	メキシコ	準ソブリン債 および社債	6.000	2020/3/5	3,581,566	3,500,000 米ドル	3,928,750	1.21
25	Ecopetrol S.A.	コロンビア	準ソブリン債 および社債	7.625	2019/7/23	3,619,812	3,250,000 米ドル	3,909,750	1.20
26	KazMunayGas National Co.	カザフスタン	準ソブリン債 および社債	6.375	2021/4/9	3,439,302	3,500,000 米ドル	3,736,250	1.15
27	Romania Government International Bond	ルーマニア	ソブリン債	5.000	2015/3/18	3,672,506	2,700,000 ユーロ	3,728,300	1.15
28	Kazakhstan Temir Zholy Finance BV	オランダ	準ソブリン債 および社債	6.375	2020/10/6	3,428,196	3,300,000 米ドル	3,502,125	1.08
29	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省債券	2.125	2021/8/15	3,590,122	3,500,000 米ドル	3,485,251	1.07
30	Sberbank of Russia Via SB Capital S.A.	ロシア	準ソブリン債 および社債	5.499	2015/7/7	3,379,433	3,300,000 米ドル	3,440,250	1.06

【投資不動産物件】

該当事項なし（2012年1月末日現在）。

【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2012年1月末日現在）。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2012年1月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純 資 産 総 額		一口当たりの純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円

第 1 会計年度末 (2005年10月末日)	1,199,914,964.00	91,649,505	10.37	792
第 2 会計年度末 (2006年10月末日)	934,014,183.18	71,340,003	10.63	812
第 3 会計年度末 (2007年10月末日)	596,992,292.66	45,598,271	10.65	813
第 4 会計年度末 (2008年10月末日)	414,256,463.77	31,640,909	7.61	581
第 5 会計年度末 (2009年10月末日)	476,704,289.36	36,410,674	10.10	771
第 6 会計年度末 (2010年10月末日)	427,452,305.34	32,648,807	11.16	852
第 7 会計年度末 (2011年10月末日)	325,201,320.92	24,838,877	10.74	820
2011年 2 月末日	360,684,849.18	27,549,109	10.57	807
3 月末日	355,888,765.54	27,182,784	10.66	814
4 月末日	356,070,037.85	27,196,629	10.78	823
5 月末日	354,633,620.15	27,086,916	10.84	828
6 月末日	344,398,515.52	26,305,159	10.78	823
7 月末日	343,424,536.08	26,230,766	10.91	833
8 月末日	337,880,259.70	25,807,294	10.84	828
9 月末日	311,853,634.28	23,819,381	10.24	782
10月末日	325,201,320.92	24,838,877	10.74	820
11月末日	313,228,285.95	23,924,376	10.55	806
12月末日	307,999,751.40	23,525,021	10.61	810
2012年 1 月末日	311,229,645.84	23,771,720	10.80	825

（注）純資産総額のうち各会計年度末については、監査済みの数値を記載している。

【分配の推移】

	1 口当たりの分配金	
	米ドル	円
第 1 会計年度	0.30	23
第 2 会計年度	0.72	55
第 3 会計年度	0.72	55
第 4 会計年度	0.72	55
第 5 会計年度	0.72	55
第 6 会計年度	0.72	55
第 7 会計年度	0.72	55
2011年 2 月	0.06	5
3 月	0.06	5
4 月	0.06	5
5 月	0.06	5
6 月	0.06	5
7 月	0.06	5

8月	0.06	5
9月	0.06	5
10月	0.06	5
11月	0.06	5
12月	0.06	5
2012年 1月	0.06	5

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第 1 会計年度 （ 2005年 4 月21日 - 2005年10月31日 ）	6.70%
第 2 会計年度 （ 2005年11月 1 日 - 2006年10月31日 ）	9.45%
第 3 会計年度 （ 2006年11月 1 日 - 2007年10月31日 ）	6.96%
第 4 会計年度 （ 2007年11月 1 日 - 2008年10月31日 ）	- 21.78%
第 5 会計年度 （ 2008年11月 1 日 - 2009年10月31日 ）	42.18%
第 6 会計年度 （ 2009年11月 1 日 - 2010年10月31日 ）	17.62%
第 7 会計年度 （ 2010年11月 1 日 - 2011年10月31日 ）	2.69%

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝会計年度末の一口当たりの純資産価格（該当期間の分配金の合計金額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たりの純資産価格（分配落の額）

（第 1 会計年度の場合、一口当たり当初発行価格（10米ドル））

<参考情報>（2012年1月末日現在）

※サブ・ファンドの運用実績は2012年1月末日現在のものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。
※金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。したがって、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移（2005年4月21日～2012年1月31日）

1口当たり純資産価格	10.80 米ドル
純資産総額	311,229,646 米ドル



主要な資産の状況（組入れ投資信託を通じたポートフォリオの状況）

●特性値

平均格付*	A
平均クーポン	6.43%
平均最終利回り	5.38%
平均デュレーション	6.44年

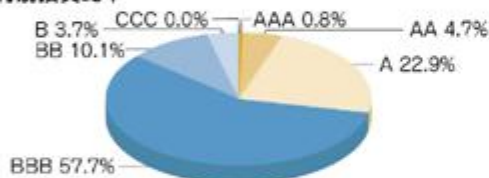
*平均格付とは、基準日時点において組入れ投資信託が保有する有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、組入れ投資信託およびサブ・ファンドに係る信用格付ではありません。

●エマージング債券 上位保有銘柄

銘柄名	クーポン	償還日	格付	投資割合
ロシア国債	7.50%	2030/3/31	BBB+	3.48%
ガスプロム*	10.50%	2014/3/25	BBB+	3.01%
インドネシア国債	11.63%	2019/3/4	BBB-	2.64%
ウルグアイ国債	8.00%	2022/11/18	BBB-	2.61%
インドネシア国債	4.88%	2021/5/5	BBB-	1.68%

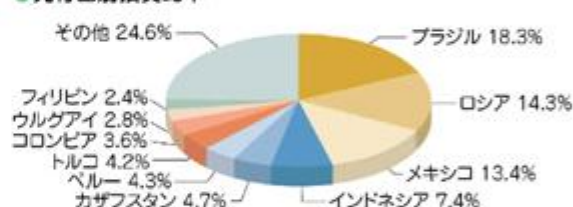
*ロシアのエネルギヤ会社

●格付別投資比率



※格付はMoody's社およびS&P社の格付を参考としてPIMCOが分類したものです。
※上記格付別投資比率は、現物債のみで算出しています（短期金融商品を含みません）。
※上記格付別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

●発行国別投資比率



組入れ国:	27カ国
その他に 含まれる エマージング国	南アフリカ、ベネズエラ、ガボン、フィリピン、ドミニカ、マレーシア、トリニダード・トバゴ、カタール、チリ、スリランカ、モロッコ、パナマ、インド、エジプト、エルサルバドル、ヨルダン、ポーランド

※「その他」には短期金融商品および派生商品を含みます。

分配の推移

分配月	第1会計年度	第2会計年度	第3会計年度	第4会計年度	第5会計年度	第6会計年度	第7会計年度	2011年11月	2011年12月	2012年1月	累計
1口あたり分配金(米ドル)	0.30	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.06	0.06	0.06	4.80

収益率の推移



(注1) ベンチマークはJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数

(注2) 収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たりの純資産価格(該当期間の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格(分配前の額)

第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格(10米ドル)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売及び買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2005年4月21日 - 2005年10月31日)	119,135,360 (119,125,360)	3,428,411 (3,418,411)	115,706,949 (115,706,949)

第 2 会計年度 (2005年11月 1 日 - 2006年10月31日)	30,593,930 (30,593,930)	58,404,592 (58,404,592)	87,896,287 (87,896,287)
第 3 会計年度 (2006年11月 1 日 - 2007年10月31日)	4,718,590 (4,718,590)	36,577,508 (36,577,508)	56,037,369 (56,037,369)
第 4 会計年度 (2007年11月 1 日 - 2008年10月31日)	7,590,470 (7,590,470)	9,157,653 (9,157,563)	54,470,186 (54,470,186)
第 5 会計年度 (2008年11月 1 日 - 2009年10月31日)	2,286,730 (2,286,730)	9,556,568 (9,556,568)	47,200,348 (47,200,348)
第 6 会計年度 (2009年11月 1 日 - 2010年10月31日)	3,195,800 (3,195,800)	12,077,494 (12,077,494)	38,318,654 (38,318,654)
第 7 会計年度 (2010年11月 1 日 - 2011年10月31日)	2,688,020 (2,688,020)	10,724,822 (10,724,822)	30,281,852 (30,281,852)

(注 1) () 内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

(注 2) 第 1 会計年度の販売口数には当初募集期間における口数も含まれる。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

投資者がサブ・ファンドの受益証券を申し込むためには、所定の申込書類に必要事項を記入して、必要な申込代金を送金するよう手配を行う。

管理会社は、継続的にサブ・ファンドの受益証券を、発行時におけるサブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格で発行することができる。ただし、管理会社またはその指名する代理人は、管理会社の単独の裁量において、一時的に発行を停止する権利を有する。受益証券一口当たりの発行価格は、後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ ）純資産価格の計算」に記載する要領で計算した各取引日における受益証券一口当たりの純資産価格とする。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の購入申込みを受領しなかった場合、受益証券一口当たりの発行価格は、次の取引日に決定される受益証券一口当たりの純資産価格とする。

管理会社は、受託会社の承諾の上、管理会社がその単独の裁量で決定する数量の受益証券にその単独の裁量で決定する方法で受益証券を分割および／または併合することを決定することができる。受益証券の分割および／または併合にあたり、受託会社は（分割および／または併合の効力発生前に通知していなかった場合）、直ちに分割および／または併合を受益者名簿にその名前が記載されている各受益者（または共同受益者の場合は筆頭受益者）に対して通知する。

受益者は、発行価格または一口当たりの純資産価格の支払いがなされた後に追加の支払いを要求されることはない。また、購入した受益証券について、受益者に追加の義務が課せられることはない。

サブ・ファンドは米ドル建てとする。受益証券は、無額面の一または複数のクラスで発行され、追加のクラス受益証券を将来募集することができる。

各投資者は、最低10万米ドルの投資を維持しなくてはならない。投資顧問会社は、適当と判断される場合、単独の裁量により、これらの額を減額または放棄することができる。受益証券の券面は発行しないものとする。名義書換事務受託会社はすべての投資者に、受益証券が投資者の名義で登録されていることを確認する確認書を送付する。

受益証券の申込代金は、受託会社またはその指名する代理人の命令に従って、サブ・ファンドの口座に即時現金化可能資金を送金して支払われる。サブ・ファンドの受益証券の申込みは米ドル貨で行われる。支払は、自由に交換可能な通貨で行うこともできるが、その場合、投資顧問会社は、申込人の費用とリスクにおいて、両替を要求することができる。特別の場合、受益者となろうとする者は、支払を投資証券その他の金融商品の譲渡により行うことができる。かかる現物支払は、譲渡される当該投資証券その他の金融商品がサブ・ファンドに、投資目的および投資方針に従って保有されることとなると投資顧問会社が考える場合にのみ許容される。受益者があるサブ・ファンドから別のサブ・ファンドへの転換を行った結果として発行された受益証券の代金は、あるサブ・ファンドの財産の資産を別のサブ・ファンドの財産に移すことによって、現物で支払うことができる。

確認書

名義書換事務受託会社は、申込みまたは買戻しの直後に、サブ・ファンドの受益証券の保有数の確認書を送付する。受益証券の券面は発行しないものとする。

受益証券の所有権と譲渡

受益証券の流通市場が開設される予定はない。受益証券の所有権は、譲渡人および譲受人が、または譲渡人および譲受人の代理人を務める受益者名簿に登録された適当な委任状を保有する者が、日付を記入し、署名した書面による譲渡申請により、譲渡される。投資者が受益証券を譲渡する場合には、いくつかの法的制約を受ける。ゆえに、譲受人は、法律の規定、政府等が定めた要件もしくは規則または管理会社もしくはその指名する代理人の方針等を遵守するために、管理会社またはその指名する代理人が要求する情報を提出す

る義務を負う。また譲受人は、以下に記載する受益証券の購入または保有を制限されていない者に受益証券を譲渡すること、および、譲受人が自己の勘定で受益証券を取得することを、書面により管理会社またはその指名する代理人に表明することを要する。受益証券の譲渡人は、受益証券に関して譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記録されるまでは、引き続き受益者として譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量で譲渡を拒否することができる。

受益者名簿において確定された受益者は、その名義で登録された受益証券に関する権利、権原または所有権を有する唯一の者であると受託会社または管理会社によって承認された者である。受託会社および管理会社は、かかる受益者にかかる受益証券の絶対所有者として承認することができ、また、これに反する一切の通知によって拘束されることはない。また、受託会社および管理会社は、いずれかの信託の執行について注意もしくは認識する義務はなく、また、信託証書において明記されている場合、または管轄権を有する法域の裁判所の命令を受けた場合を除き、これにより表象されているもしくはかかる受益者の名義で登録されている証券または受益証券に関する権利に影響を及ぼすいずれかの信託、もしくは衡平法上もしくはその他の権利を認識する義務はないものとする。

所有の制限

管理会社またはその指名する代理人は、独自の裁量にしたがって、居住地または設立地を問わず、個人または法人に対する受益証券の発行を一時的または恒久的に中止または制限することができる。管理会社またはその指名する代理人は、サブ・ファンドの受益証券の購入もしくは保有が禁止されている受益者が保有し、または受益証券の保有が当該法域の法律に違反する場合、いつでも、受益証券を買い戻すことができる。管理会社またはその指名する代理人が受益者に対して強制的買戻しの通知を送付した場合、かかる受益者は強制的買戻し通知に記載する日の営業終了時に、直ちに同通知に記載する受益証券の所有者ではなくなるものとする。強制的買戻しに基づいて管理会社またはその指名する代理人が買い戻す受益証券の買戻価格は、通知に記載する日の当該受益証券の純資産価額とし、サブ・ファンドの資産から支払われるものとする。

受益証券を、直接または間接的に、米国において、または米国人（以下に定義する。）に対して、販売し、譲渡し、または引き渡すことができない。ただし、米国および受益証券の販売を行う米国のいずれかの州の証券法を遵守している場合はこの限りではない。ただし、ファンドは、限られた人数または範囲の米国人向けに受益証券の私募を行う権利を留保する。さらに、ファンドは、受益者に適格性に関する追加的条件を課し、または投資を行おうとする者の申込みの一部もしくは全部の承諾を拒絶することができる。

米国人には、（１）証券法に基づいて公布されたレギュレーションSのルール902に定める「米国人」を含むが、（２）米国商品取引法に基づくルール4.7に定める「非米国人」（レギュレーションSのルール902に規定する「米国人」ではない者）を含まない。

現在、レギュレーションSは、「米国人」を以下のように定義している。

- （a）米国に居住する自然人
- （b）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人
- （c）執行者または財産管理人が米国人である財団
- （d）受託者が米国人である信託
- （e）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店
- （f）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託機関が保有する非一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- （g）米国で組織され、設立され、または（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- （h）法人またはパートナーシップで、米国外の法域の法律に基づいて設立され、証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家（証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立または所有する場合を除く。）

「米国人」には、下記のものを含まない。

- (a) 米国で組織され、設立され、または（個人の場合）米国に居住するディーラーもしくはその他のプロの受託機関が米国人の利益のために、または米国人の勘定で保有する一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- (b) 執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である財団で、米国人でない財団の執行者または財産管理人が財団の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、かつ、財団に外国の法律が適用される場合。
- (c) 執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である信託で、米国人でない信託の受託者が信託の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、信託の受益者（信託が取消可能である場合は、設定者）が米国人でない場合。
- (d) 米国以外の国の法律、慣行および書類に従って設立され、運営される従業員給付基金
- (e) 米国以外に所在する米国人の代理店または支店で、有効なビジネス上の理由で営業し、銀行または保険業に従事しており、所在する法域の銀行または保険に関する実体的規制に服する場合。
- (f) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国連および国連の部局、関係者、年金基金ならびにその他これに類する国際機関およびその部局、関係者および年金基金

現在、米国商品取引法規則ルール4.7は、関係部分において、以下の者を「非米国人」とみなすことを規定している。

- (a) 米国の居住者ではない自然人
- (b) パッシブ運用を主たる目的として、外国の法域の法律に基づいて設立され、外国の法域を主たる事業地とするパートナーシップ、法人またはその他の法主体
- (c) 源泉に関係なく、所得が米国の所得税の対象とならない財団または信託
- (d) パッシブ運用を主たる目的として設立された、資産プール、投資会社等の法主体（ただし、非米国人もしくは適格投資家としての資格がない者が保有する法主体の利益参加型受益証券が合計でかかる法主体の持分の10%未満であり、かつ利益参加者が非米国人であることを理由に米国商品先物取引委員会規則パート4に定める一部の条件の適用が免除された運営者に関する資産プールに対する非米国人としての資格がない者の投資を促進すること主たる目的として設立された法主体であることを条件とする。）
- (e) 米国以外で設立され、米国以外を主たる事業地とする法主体の従業員、執行役員または親会社の年金基金

以上にかかわらず、レギュレーションS上の「非米国人」とみなされる者およびルール4.7上の「非米国人」は、原則として、米国連邦所得税法上の所得税が賦課される。かかる者はサブ・ファンドへの投資について各自の税務顧問と相談するべきである。また、投資者は、原則として、米国の納税者でないことの証明を求められる。

ファンドが認可していない米国人が、単独で、または他の者と共同して、受益証券を所有していることに管理会社気づいた場合、受託会社は、かかる受益証券を強制的に買い戻すことができる。

申込みによってサブ・ファンドの規制上の地位が損なわれるとファンドが判断する場合は、原則として、かかる申込みの承諾を拒絶する。また、サブ・ファンドの規制上の地位が損なわれる場合、ファンドは、上記の適格性の基準に合致しない投資者の投資を承認しない権利を留保する。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングを防止し、テロへの資金援助に対抗するための責任を果たすため、名義書換事務受託会社、その関連会社、子会社または関係人は、申込者の身元および申込代金の資金源の詳細な確認をしなければならない。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な確認は必要とされない。

- (a) 申込者が、公認の金融機関の申込者名義の口座から支払を行う場合。または、
- (b) 申込みが、公認の仲介業者を通じて行われた場合。

これらの例外は、上記の金融機関または仲介業者が十分なマネー・ロンダリング規制を有すると認められる国に存在する場合にのみ適用される。

名義書換事務受託会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込者が確認手続のために必要な情報を提供しないかまたは提供が遅れた場合、名義書換事務受託会社は、申込みおよび買付金の受理を拒絶することができる。

現在のアメリカ合衆国のマネー・ロンダリング規制や今後の規制により、さらなる情報が要求されることがある。USAパトリオット法（USA PATRIOT ACT）により改正された米国銀行秘密保護法（The U.S. Bank Secrecy Act）は、アメリカ合衆国内の一定の金融機関に対して、マネー・ロンダリング防止措置の採用を義務付けており、金融機関に対し顧客の身元確認義務および疑わしい取引の報告義務を課している。将来、他の種類のものが追加される可能性がある。

ルクセンブルグの居住者は、（申込みその他の方法による）ファンドへの支払に犯罪行為による金員が含まれているとの疑いをもつ場合には、ルクセンブルグのCSSF通達08 / 387（CSSF通達10 / 476とともに参照されるべき）およびそれらを改訂、補足または置き換える通達ならびにマネー・ロンダリング規制に適用のあるルクセンブルグのその他の法律および規則に従ってかかる疑いを報告する義務を負う。

（２）日本における販売手続等

日本においては、平成24年３月31日から平成25年３月29日までの申込期間中の各日に販売取扱会社により取扱いが行われる。受益証券を申し込む投資者は、販売取扱会社と口座約款を締結するものとし、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書の提出を受ける。

受益証券は、一口当たりの純資産価格で購入することができる。最低販売単位は、１口以上１口単位とする。ただし、各販売会社はこれと異なる販売単位を定めることができる。日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における約定日から起算して日本における第４営業日目に、受渡しを行うものとする。

申込手数料は、3.675％（税込）を上限として各販売会社が定める料率とする。

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、買付代金の受領と引換えに取引残高報告書または他の通知書を交付する。買付代金の支払は、円貨または米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

サブ・ファンドの受益者は、保有する受益証券を適用ある当該受益証券の純資産価額でいつでも買戻し請求することができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が、名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の買戻し通知を受け取った関連する取引日に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定されるサブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに買戻し通知を受領しなかった場合、買戻し通知は受領したとみなされ、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。かかる買戻し後、受益者は（ ）本書で明記されるサブ・ファンドの最低保有口数を保有するか、または（ ）受益証券を保有しないかのいずれかでなければならない。

買戻し手数料は課せられない。買戻し価格の支払は、原則として、受託会社またはその指名する代理人により、名義書換事務受託会社が買戻し通知を受領するまたは受領したとみなされる取引日から２営業日以内に、

銀行振替で送金される。ただし、一定の状況下において、当該取引日から8営業日以内に支払を行うことができる。

買戻価格は、米ドルで支払われ、また管理会社がファンドの最善の利益に適合と判断する場合、管理会社より決定がなされ、かつ随時訂正される本書にその開示がなされない限り、買戻価格はサブ・ファンドの資産を構成する投資対象を現物で分配することで決済する。また、買戻しを求める受益者の請求に応じて、自由に換算できるその他の通貨で受益証券の代金を支払うことができる。ただし、為替の費用は受益者に支払うべき金額から差し引かれる。実際に分配が行われる前に、買戻代金に利息は付されない。

投資顧問会社は、通常の状況下では、受益者から請求を受け次第、すみやかに受益証券の買戻しを実施できるように、各サブ・ファンドが適正な水準の流動性を維持するように努力する。

以上の手順に基づく買戻請求は、取消不能であるが、「純資産価格の計算の停止」または「ファンドの解散」に記載するいずれかの理由により買戻請求に応じられない場合、受益者は、かかる請求を取り消すことができる。

管理会社またはその指名する代理人が、受益証券の購入もしくは保有を禁止されている者が、またはかかる者の利益のために、受益証券を保有していると判断する場合（「所有の制限」参照）、管理会社またはその指名する代理人は、かかる受益者に通知をして、通知に記載する日の買戻価格で受益証券を買い戻すことができ、通知に記載する日の営業終了時点において効力を発生するものとする。

大量取引通知

サブ・ファンドまたはその代理人は、随時、現在の受益者もしくは将来の受益者がサブ・ファンドの受益証券に関する大量取引注文を行う旨の通知または金融仲介業者がかかる注文を受領した旨の通知を受領することがある。サブ・ファンドは、後日まで注文がなされないかまたは処理されない場合であっても、当該注文を見込んでポートフォリオ取引の締結を決定することができる。この取扱い、受益者が取引注文をだす時点とサブ・ファンドがかかる注文に基づきポートフォリオ取引を締結する時点をより密接に相関させようとするものであり、買い注文の場合にはサブ・ファンドがより十分に証券に投資することを可能とし、買戻し注文の場合には投資ポジションをより整然と清算することを可能とする。一方で、現在の受益者もしくは将来の受益者または金融仲介業者（該当する場合）は最終的に注文をださないかまたは注文を処理しない可能性がある。この場合、サブ・ファンドは当該注文を見込んで締結されたポートフォリオ取引の決済のために資産の借入れを行う必要があり、このため借入費用が生じることがある。またサブ・ファンドはこれらのポートフォリオ取引により投資損失をこうむる可能性がある。逆に、サブ・ファンドは当該ポートフォリオ取引により、収益および投資利益を享受することもある。

申込／買戻し手数料

サブ・ファンドには、申込手数料または買戻し手数料はかからない。ただし、サブ・ファンドの販売が行なわれる法域において任命された販売会社は、管理会社および受託会社が同意した金額による申込み手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

（２）日本における買戻し手続等

サブ・ファンドの受益証券は、下記の方法により、販売会社から名義書換事務受託会社に対して通知することにより、各取引日（「買戻日」）に買い戻すことができる。買戻しは、受益証券一口単位で行うことができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が受益証券の買戻通知を受け取った取引日に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに買戻通知を受領しなかった場合、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券一口当りの純資産価格で実施される。

買戻し金額は円貨または米ドル貨で支払うものとし、米ドル貨と円貨との換算は、該当する約定日における日本での東京外国為替市場の外国為替レートに準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本における約定日は、日本において販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

3【乗換え】

受益証券は、別のサブ・ファンドの受益証券に転換することができず、他のサブ・ファンドの受益証券も、本サブ・ファンドの受益証券に転換することができない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（ ）純資産価格の計算

公表の頻度

サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は、管理会社の監督の下で、管理事務代行会社により、各取引日のニューヨーク証券取引所における通常取引終了時点（原則として米国東部標準時の午後4時）（以下「NYSE取引終了時」という。）で計算される。

本書で使用される「取引日」および「営業日」は、同じ意味であり、ニューヨーク証券取引所の各取引日をいい、元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デイ、ワシントンズ・バースデー（一般的にはプレジデント・デイとして知られる）、聖金曜日、メモリアル・デイ、独立記念日、レイバー・デイ、サンクスギビング・デイおよびクリスマスが除かれる。

（サブ・ファンドが買戻可能な期間中の）受益証券一口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理事務代行会社の主たる事務所で受益者に公表される。

サブ・ファンドの資産の計算と評価

サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は、（a）サブ・ファンドに帰属する資産の価値およびかかる資産に基づく利益から、（b）サブ・ファンドに帰属する費用および債務ならびに適正または必要とみなされる将来の費用の引当金または準備金を差し引いた金額を、その時点におけるサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除して計算される。ただし、サブ・ファンドの受益証券が別個のクラスに分割された場合は、受益証券一口当たりの純資産価格は、特定クラスに固有の費用および手数料ならびに債務を別個に計上するため、各クラス別個に計算される。

受益証券一口当たりの純資産価格を計算する上で、市場価格が容易に入手できる組入証券その他の資産は、所定の市場価格で評価される。市場価格は、原則として、最後に報告された売値、売りが報告されていない場合は、相場報告システム、評価の確立しているマーケット・メーカーまたは価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。日々の市場価格が容易に入手できない一部の証券または投資対象は、その他の証券または指数を参考にして評価することができる。満期が60日以内の短期の投資対象は、原則として、償却後原価で評価する。取引所で売買されているオプション、先物および先物オプションは、取引所の決済価格で評価する。市場価格が容易に入手できないその他の有価証券は、投資顧問会社または投資顧問会社の指示にしたがって行動する者が誠実に算定した公正価格で評価する。異常な状況下では、ファンドは、通常の方法で証券を評価する代わりに、投資顧問会社が誠実に算定した公正価格または見積価格で評価することができる。関係する市場の取引が終了した後、NYSE取引終了時の前に、異常な事態が発生した場合も、公正価格を使用することができる。

最初に米ドル以外の通貨で評価した投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して米ドルに換算する。米国以外の市場で取引される米ドル以外の通貨建ての証券の価格は、ニューヨーク証券取引所が終了しかつ投資家が受益証券の購入、買戻または交換ができない日に相当の影響を受けることがあり、投資家は、受益証券を購入、買戻請求、または交換することができない。

組入証券は、ニューヨーク証券取引所が営業している日のNYSE取引終了時に評価する。受益証券一口当たりの純資産価格を計算する上で、サブ・ファンドは、原則として、NYSEの取引終了直後に受領した米国の

株式関連証券に関する価格データを使用し、NYSEの取引終了後に行われた取引、決済または精算については通常考慮に入れないものとする。米国の債券および米国以外の証券は、原則として、NYSE取引終了時以前に、かかる証券の主要市場の取引終了時のデータを使用して価格を設定するものとする。特定の日に受益証券一口当たりの純資産価格を計算した後にファンドまたはその代理人が了知した情報は、原則として、それ以前に算定した証券の価格または受益証券一口当たりの純資産価格を適時的に調整するために使用しないものとする。ナスダック市場および時価総額の小さい証券の公正な市場価格もまた最終報告売却価格の代わりにナスダック公式終値（以下「NOCP」という。）を用いて算定される。

（ ）純資産価格の計算の停止

管理会社または受託会社（場合による。）が受益者の利益を顧慮した上でサブ・ファンドの純資産価額の決定の停止が好ましくかつ十分な理由があると判断する場合、管理会社は、1か月を超えない期間、受託会社の事前の同意を得て、サブ・ファンドに関する純資産価額（および一口当たりの純資産価格）の決定を停止でき、受託会社が要求する場合には停止する。管理会社および／または受託会社は、以下の状況において、サブ・ファンドの純資産価額の決定、当該サブ・ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止することが予定されている。

- （ a ）サブ・ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または、取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。
- （ b ）受託会社が行うサブ・ファンドの資産の処分が実行不能となる緊急事態が発生している期間。
- （ c ）サブ・ファンドの資産の価格またはサブ・ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段が故障している期間。
- （ d ）サブ・ファンドの資産の換金または支払に伴う送金が不可能である期間。
- （ e ）サブ・ファンドを実質的に終了もしくは清算させる事態（受託会社の裁量により判断される。）が発生している期間、または、BMAが命ずる期間。

かかる停止については、BMAおよび全受益者に対して停止後7日以内に通知され、かかる停止期間の終了前にも速やかに通知される。

サブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間中、受益証券を販売、買戻しまたは譲渡することができない。

（ 2 ）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（ 3 ）【信託期間】

ファンドは、下記「（ 5 ）その他（ロ）ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付から100年間継続する。

（ 4 ）【計算期間】

サブ・ファンドの会計年度末は毎年10月31日である。

（ 5 ）【その他】

（イ）発行限度額

受益証券の発行金額は、上限がない。

（ロ）ファンドの解散

管理会社は、サブ・ファンド（または適用ある場合にそのクラス）に関して、純資産価額がサブ・ファンド（または適用ある場合にそのクラス）の存続についてビジネス的な展開に至らず、または受益者の利益に資するものではなくてしまうレベルにまで減少したことを理由として、その裁量により、受益者への通知後適当な時期にサブ・ファンド（または適用ある場合にそのクラス）を終了することを決定することができる。

さらに、サブ・ファンド（または適用ある場合にそのクラス）は、次の場合に終了することができる。

受益者に対する通知から90日目以降に管理会社が、裁量により決定したとき。

管理会社の意見によれば、サブ・ファンド（または適用ある場合にその各クラス）の存続または他の法域への移転が違法となるか、または非現実的もしくは不適切またはサブ・ファンド（または適用ある場合にその各クラス）の受益者の利益に反するとき。

サブ・ファンド（または適用ある場合にその各クラス）の発行済受益証券の75%以上の多数決がサブ・ファンドの受益者の特別集会で決議されたとき。

バミューダ標準ファンドとしてのファンドの承認が撤回されたとき。

信託証書作成日から100年間を経過したとき。

さらにサブ・ファンドの純資産総額が、5,000万米ドルにまで減少した場合、これを終了することができる。

清算時において、受託会社は、サブ・ファンドの投資対象、財産その他の資産を換金し、支払うべき負債の適切な引当金を支払いまたは留保し、かつ、清算費用を留保した後に、換金された金銭を、ファンド清算時点におけるサブ・ファンドに対する持分割合に応じて、（受託会社が合理的に要求する権利の証明（もしあれば）の提出により、）受益者および管理会社に分配する。

支払日から12か月間請求されない受託会社が保有する純利益その他の現金（未請求の分配金を含む。）は、受託会社が支払にかかる費用を留保する権利を有していたとしても、受託会社により裁判所に支払われる。受託会社は、受託会社により決定がなされ、かつ随時訂正される本書にその開示がなされない限り、投資者の権利を充足させるため、サブ・ファンドの一定の資産または財産を現物で分配することができる。

（八）信託証書の変更

ファンドは、2003年12月1日付でウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド（旧受託会社）により締結された信託証書（随時改訂済）に従い、バミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定された。2006年9月22日付でブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがファンドの後任受託会社として任命された。信託証書は、2010年8月30日付で改訂および再録された。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有する。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望ましい。本書と信託証書との間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先される。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理事務代行会社の営業所ならびに受託会社の本社において、通常の営業時間内中無料で閲覧することができる。

受益者または影響を受けるすべてのサブ・ファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、更改または追加をする権限を有する。

（二）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約（随時改訂済。）は、受託会社または投資顧問会社が相手方当事者に60日前の事前通知を行うことにより、特定の月の末日に終了させることができる。

投資運用契約は、バミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、相手方当事者に60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約（随時改訂済。）を終了させることができる。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、相手方当事者に30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。本契約のいずれの当事者も、相手方当事者の書面による同意を得ることなく、本契約または本契約上の権利もしくは義務を譲渡することはできない。

管理事務代行契約は、バミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

保管契約

受託会社または保管受託銀行は、相手方当事者に60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約（随時改訂済。）を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

保管契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

名義書換事務委託契約

名義書換事務委託契約は、いかなる違約金の支払いもなしに、一方当事者から他方当事者に対する60日前の書面による通知をもって、いつでも終了することができ、また、名義書換事務受託会社がその権利を受託会社および管理会社の事前の書面による同意なしに譲渡した場合、自動的に終了する。

名義書換事務委託契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約（随時改訂済。）は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約（随時改訂済。）は、受託会社、管理会社または販売会社が相手方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドおよびサブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社または投資顧問会社は、適当と考える時期および場所に、受益者集会を招集することができる（また、受託会社は、発行済受益証券の10分の1以上の保有者として登録されている投資者の書面の請求に応じて、受益者集会を招集する。）。

受益者集会の招集通知は、21日前までに受益者に送付するものとし、招集通知には集会の場所、日時および提案する決議の項目を明記するものとする。

受益者集会は、発行済受益証券の10分の1以上を保有する受益者本人または代理人の出席をもって定足数とする。受益者集会では、受益者集会の議決に付されたすべての決議は挙手で決定するものとする。ただし、投票が求められた場合はこの限りではない。挙手に際して、個人の場合には本人が出席し、法人の場合には正式に授權された代表者が出席したすべての受益者は一票の議決権を有するものとし、また投票に際して、かかる受益者は、保有するすべての受益証券に関して一票の議決権を有するものとする。

ファンドの決議が可決されるためには、決議案が提出された受益者集会に本人または代理人が出席した受益者が投じた票の過半数を必要とする。

受託会社および投資顧問会社が、変更によっても受益者または潜在的受益者は大きな不利益を被らないことを書面で認めない限り、受益者集会で受益者が投じた票の過半数によって可決された決議によることなく、信託証書を変更してはならない。

一定クラスの発行済受益証券に付されている全てまたは一部の特権は、（当該クラスの受益証券の発行要項に適用ある別段の規定がない限り）当該受益証券の個別の受益者集会で受益者本人または代理人による過半数の投票によって可決された決議の拘束力によって変更もしくは廃止することができる。かかる目的では、受託会社または管理会社は当該全てのクラスの受益証券が検討されている議案によって同様に影響を受けたと考えられる場合、受益証券の全てのクラスを1つのクラスで構成しているように扱うことができるが、その他の場合では別個のクラスとして扱うことができる。

ノミニーとしての受益者によって保有されている受益証券は、実質投資者（以下「投資者」という。）の指示に従って、議決権を行使する権利を有する。かかる投資者が受益証券に対する法律上の所有権を有する保有者でない場合でも、受益者は、投票に際してはかかる受益証券の投資者の指示に従って、また挙手による議決権の行使に際してはかかる投資者の過半数（受益証券の口数に基づき）の指示に従って各受益証券に関する議決権の行使を行う意向である。ファンド中の他のサブ・ファンドによって保有されている受益証券は、投資顧問会社によって、その単独裁量により決定される通り議決権を行使する権利を有する。

（ 2 ）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、バミューダ諸島における外国為替管理上の制限はない。

（ 3 ）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドおよびサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規

則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度（平成21年11月1日から平成22年10月31日までおよび平成22年11月1日から平成23年10月31日まで）の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バミューダ諸島）における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（米ドル＝76.38円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

（1）【2011年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資産・負債計算書

2011年10月31日現在

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	（千米ドル、一口当たり金額を除く）	（百万円、一口当たり金額を除く）
資 産：		
投資証券、時価	460	35
関係会社に対する投資証券、時価	325,208	24,839
現金	0	0
外国通貨、時価	0	0
相手方への預託金	0	0
投資証券売却未収金	0	0
関係会社に対する投資証券売却未収金	1,156	88
ファンド受益証券売却未収金	583	45
未収利息および未収分配金	0	0
外国通貨契約にかかる未実現利益	0	0
	327,407	25,007
負 債：		
投資証券購入未払金	0	0
関係会社に対する投資証券購入未払金	139	11
相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	1,600	122

未払管理報酬	177	14
未払販売報酬	135	10
未払代行協会員報酬	16	1
外国通貨契約にかかる未実現損失	0	0
その他の負債	139	11
	<u>2,206</u>	<u>168</u>
純 資 産	<u>325,201</u>	<u>24,839</u>
純 資 産 の 内 訳:		
払込済資本金	303,277	23,164
未分配(過剰分配)純投資利益	(44,743)	(3,417)
累積未分配実現純利益(損失)	33,423	2,553
未実現純利益	33,244	2,539
	<u>325,201</u>	<u>24,839</u>

純 資 産	325,201	24,839
J(中国元)	該当なし	
J(日本円)	該当なし	
J(日本円、ヘッジあり)	該当なし	
Y(豪ドル)	該当なし	
Y(ブラジル・リアル)	該当なし	
Y(日本円)	該当なし	
Y(日本円、ヘッジあり)	該当なし	

発行済受益証券口数	30,282 千口
J(中国元)	該当なし
J(日本円)	該当なし
J(日本円、ヘッジあり)	該当なし
Y(豪ドル)	該当なし
Y(ブラジル・リアル)	該当なし
Y(日本円)	該当なし
Y(日本円、ヘッジあり)	該当なし

発行済受益証券一口当たりの
純資産価格および買戻価格

(機能通貨による)	10.74 米ドル	820 円
(純資産価額報告通貨による)	該当なし	
J(中国元)		
(機能通貨による)	該当なし	
(純資産価額報告通貨による)	該当なし	
J(日本円)		
(機能通貨による)	該当なし	
(純資産価額報告通貨による)	該当なし	
J(日本円、ヘッジあり)		
(機能通貨による)	該当なし	
(純資産価額報告通貨による)	該当なし	
Y(豪ドル)		
(機能通貨による)	該当なし	
(純資産価額報告通貨による)	該当なし	
Y(ブラジル・リアル)		
(機能通貨による)	該当なし	
(純資産価額報告通貨による)	該当なし	
Y(日本円)		
(機能通貨による)	該当なし	
(純資産価額報告通貨による)	該当なし	
Y(日本円、ヘッジあり)		
(機能通貨による)	該当なし	

（純資産価額報告通貨による）

該当なし

投資証券にかかる原価	460	35
関係会社に対する投資証券にかかる原価	291,965	22,300
保有外国通貨にかかる原価	0	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産 ・ 負 債 計 算 書

2011年10月31日現在

ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケット・ボンド・ファンド（M）（千米ドル、一口当たり金
額を除く）（百万円、一口当たり
金額を除く）

資 産：

投資証券、時価	313,225	23,924
関係会社に対する投資証券、時価	0	0
レポ契約、時価	10,600	810
現金	0	0
外国通貨、時価	13	1
相手方への預託金	700	53
投資証券売却未収金	3,136	240
ファンド受益証券売却未収金	139	11
未収利息および未収分配金	5,090	389
金融デリバティブ商品にかかる 未収変動証拠金	306	23
支払店頭取引スワップ・プレミアム	768	59
外国通貨契約にかかる未実現利益	2,401	183
店頭取引スワップ契約にかかる未実現利益	6,148	470
	<u>342,526</u>	<u>26,162</u>

負 債：

投資証券購入未払金	5,605	428
関係会社に対する投資証券購入未払金	0	0
繰延受渡による投資証券購入未払金	0	0
空売りにかかる未払金	0	0
相手方からの預託金	4,420	338
保管受託銀行に対する当座借越	2	0
未決済売却オプション	3	0
未払税金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	1,156	88
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理事務代行報酬	0	0
受領店頭取引スワップ・プレミアム	3,120	238
外国通貨契約にかかる未実現損失	2,163	165
店頭取引スワップ契約にかかる未実現損失	849	65
	<u>17,318</u>	<u>1,323</u>
純 資 産	<u>325,208</u>	<u>24,839</u>

純 資 産 の 内 訳：

払込済資本金	224,530	17,150
未分配（過剰分配）純投資利益	(14,961)	(1,143)

累積未分配実現純利益	96,234	7,350
未実現純利益	19,405	1,482
	<u>325,208</u>	<u>24,839</u>
純 資 産	325,208	24,839
インスティテューショナル（日本円）	該当なし	
インスティテューショナル（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
発行済受益証券口数	26,700 千口	
インスティテューショナル（日本円）	該当なし	
インスティテューショナル（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
発行済受益証券一口当たりの 純資産価格および買戻価格		
（機能通貨による）	12.18 米ドル	930 円
（純資産価額報告通貨による）	該当なし	
インスティテューショナル（日本円）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額報告通貨による）	該当なし	
インスティテューショナル（日本円、ヘッジあり）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額報告通貨による）	該当なし	
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（日本円、ヘッジあり）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額報告通貨による）	該当なし	
投資証券にかかる原価	299,784	22,898
関係会社に対する投資証券にかかる原価	0	0
レボ契約にかかる原価	10,600	810
保有外国通貨にかかる原価	13	1
売却オプションにかかる受取プレミアム	14	1

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

【損益計算書】

ピムコ・ワールド・ハイインカム
運 用 計 算 書
2011年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息（外国税控除後 [*] ）	0	0
関係会社に対する投資証券からの分配金	23,414	1,788
その他の収益	0	0
収益合計	23,414	1,788
費用：		
管理報酬	2,504	191
販売報酬	1,918	146
代行協会員報酬	229	17
印刷費用および弁護士費用	479	37
利息費用	0	0
その他の費用	0	0
費用合計	5,130	392
純投資利益	18,284	1,397
実現／未実現純利益（損失）：		
投資証券にかかる実現純利益	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 実現純利益	11,657	890
外国通貨取引にかかる実現純利益(損失)	0	0
投資証券にかかる未実現（損失）純変動額	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益（損失）純変動額	(21,656)	(1,654)
外国通貨建資産および負債の換算にかかる 未実現利益（損失）純変動額	1	0
純利益（損失）	(9,998)	(764)
運用の結果による純資産の純増加額	8,286	633
* 外国源泉徴収税	0	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム
運用計算書
2011年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド(M)	
	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息（外国税控除後 [*] ）	20,233	1,545
その他の収益	0	0
収益合計	20,233	1,545
費用：		
投資顧問報酬	0	0

投資顧問報酬 - インスティテューショナル （日本円）	0	0
投資顧問報酬 - インスティテューショナル （日本円、ヘッジあり）	0	0
管理事務代行報酬	0	0
利息費用	21	2
費用合計	21	2
純投資利益（損失）	20,212	1,544

実現 / 未実現純利益（損失）：

投資証券にかかる実現純利益（損失）	9,037	690
関係会社に対する投資証券にかかる 実現純利益	0	0
先物契約、売却オプションおよび スワップ契約にかかる実現純利益	3,538	270
外国通貨取引にかかる実現純利益	733	56
投資証券にかかる未実現（損失） 純変動額（外国税控除後*）	(21,448)	(1,638)
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益純変動額	0	0
先物契約、売却オプションおよび スワップ契約にかかる未実現利益純変動額	1,444	110
外国通貨建資産および負債の換算にかかる 未実現（損失）純変動額	(102)	(8)
純利益（損失）	(6,798)	(519)
運用の結果による純資産の純増加額	13,414	1,025
* 外国源泉徴収税	1	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2011年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	（千米ドル）	（百万円）
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資利益	18,284	1,397
実現純利益（損失）	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 実現純利益	11,657	890
未実現利益（損失）純変動額	1	0
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益（損失）純変動額	(21,656)	(1,654)
運用の結果による純増加額	8,286	633
受益者への分配金：		
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン からの分配金	(23,978)	(1,831)

Ｊ（中国元）	該当なし	
Ｊ（日本円）	該当なし	
Ｊ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Ｙ（豪ドル）	該当なし	
Ｙ（ブラジル・リアル）	該当なし	
Ｙ（日本円）	該当なし	
Ｙ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン を超える分配金	0	0
Ｊ（中国元）	該当なし	
Ｊ（日本円）	該当なし	
Ｊ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Ｙ（豪ドル）	該当なし	
Ｙ（ブラジル・リアル）	該当なし	
Ｙ（日本円）	該当なし	
Ｙ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
分配金合計	(23,978)	(1,831)
ファンド受益証券取引：		
受益証券販売受取額	28,764	2,197
Ｊ（中国元）	該当なし	
Ｊ（日本円）	該当なし	
Ｊ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Ｙ（豪ドル）	該当なし	
Ｙ（ブラジル・リアル）	該当なし	
Ｙ（日本円）	該当なし	
Ｙ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
分配金の再投資による発行額	0	0
Ｙ（豪ドル）	該当なし	
Ｙ（ブラジル・リアル）	該当なし	
Ｙ（日本円）	該当なし	
Ｙ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
受益証券買戻支払額	(115,323)	(8,808)
Ｊ（中国元）	該当なし	
Ｊ（日本円）	該当なし	
Ｊ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Ｙ（豪ドル）	該当なし	
Ｙ（ブラジル・リアル）	該当なし	
Ｙ（日本円）	該当なし	
Ｙ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(86,559)	(6,611)
純資産の増加（減少）額合計	(102,251)	(7,810)
純 資 産：		
期 首 残 高	427,452	32,649
期 末 残 高*	325,201	24,839
* 未分配（過剰分配）純投資利益を含む：	(44,743)	(3,417)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2011年10月31日終了年度

ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケッツ・ボンド・ファンド(M)
(千米ドル) (百万円)

以下による純資産の増加（減少）：

運用：

純投資利益（損失）	20,212	1,544
実現純利益	13,308	1,016
関係会社に対する投資証券にかかる 実現純利益	0	0
未実現（損失）純変動額	(20,106)	(1,536)
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益純変動額	0	0
運用の結果による純増加額	13,414	1,025

受益者への分配金：

純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン からの分配金	(23,414)	(1,788)
分配金合計	(23,414)	(1,788)

ファンド受益証券取引：

受益証券販売受取額	8,412	643
インスティテューショナル（日本円）	該当なし	
インスティテューショナル（日本円、ヘッジあり）	該当なし	

分配金の再投資による発行額	0	0
---------------	---	---

受益証券買戻支払額	(101,213)	(7,731)
インスティテューショナル（日本円）	該当なし	
インスティテューショナル（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（日本円、ヘッジあり）	該当なし	

ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(92,801)	(7,088)
-----------------------	----------	---------

純資産の増加（減少）額合計	(102,801)	(7,852)
---------------	-----------	---------

純資産：

期首残高	428,009	32,691
期末残高*	325,208	24,839
* 未分配（過剰分配）純投資利益を含む：	(14,961)	(1,143)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2011年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	11.16	852
純投資利益 (a)	0.55	42
投資証券にかかる実現／未実現純利益 (損失)	(0.25)	(19)
投資運用からの増加合計	0.30	23
純投資利益および純実現キャピタル・ ゲインからの分配金	(0.72)	(55)
純投資利益および純実現キャピタル・ ゲインを超える分配金	0.00	0
分配金合計	(0.72)	(55)
期末純資産価格	10.74	820
トータル・リターン（機能通貨による）(b)	2.93 %	
トータル・リターン（日本円による）	該当なし	
期末純資産（千米ドル）	325,201 千米ドル	24,839 百万円
費用の対平均純資産比率	1.43 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	1.43 %	
純投資利益の対平均純資産比率	5.11 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額間の組み合わせである。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2011年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド(M)	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	12.45	951
純投資利益 (a)	0.68	52

投資証券にかかる実現 / 未実現純利益 （損失）	(0.16)	(12)
投資運用からの増加合計	0.52	40
純投資利益および純実現キャピタル・ ゲインからの分配金	(0.79)	(60)
分配金合計	(0.79)	(60)
期末純資産価格	12.18	930
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	4.46 %	
トータル・リターン（日本円による）	該当なし	
期末純資産（千米ドル）	325,208 千米ドル	24,839 百万円
費用の対平均純資産比率	0.01 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	0.00 %	
純投資利益の対平均純資産比率	5.65 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額間の組み合わせである。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2011年10月31日

1. 機 構

本報告書において述べられる各ファンド（以下、各「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、締結された2003年12月1日付信託証書（随時改訂され、以下「信託証書」という。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）がファンドの受益証券の所有者（以下「受益者」という。）のためにトラストの受託会社の役割を果たす。本報告書に使用されているとおり、「受託会社」への言及は全て、トラストの受託者としての役割を果たす者を意味する。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」、または「投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは2006年投資ファンド法および標準ファンズについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。

投資顧問会社は現在、商品取引管理業者（以下「CPO」という。）として米国の商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）に登録されている。しかしながら、トラストに関し、投資顧問会社は、CFTC規則第4.13条（a）（4）に従い、全米先物協会に対して、（ ）トラストの受益証券は、1933年米国証券法に基づき登録を免除されており、米国の一般市場で売買されていないこと、ならびに（ ）トラストの投資家は、（a）CFTC規則第4.7条（a）（2）において定義される、適格者（以下「QEP」という。）である各自然人、および（b）CFTC規則第4.7条に基づくQEPである各自然人ではない者に限定されることを理由としてCPOに適用される一定の要件からの免

除を申請している。当該免除に従い、投資顧問会社は、投資顧問会社がCP0としてのCFTCへの登録を免除されていると同様にトラストを運用する。その結果、投資顧問会社はトラストの参加者に対する文書または公認の年次報告書の開示の交付を要求されず、トラストは制限されることなく商品先物取引や商品オプション取引に従事することができる。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本財務書類日付現在運用されている20のファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

本報告書に記載されるファンズは以下の通りである。

ファンズ	募集対象
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド	公募または私募によりその受益証券を日本において募集し、ピムコジャパンリミテッドまたは同等の免許を有する投資信託委託会社により管理され、日本の投資信託協会の規則の対象となる、日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づき組織されたファンド・オブ・ファンズ・タイプの投資信託（以下「日本の投資信託」という。）に限定して販売される。
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド ピムコ・ワールド・ハイインカム	日本人およびその他の投資者に対して募集される。
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）	他のファンズに限定してかかるファンズにとって投資対象ピークルとしての役割を果たすために募集される。

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
---------------------------	--

２．重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（以下「U.S. GAAP」という。）に従って財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。U.S. GAAPに従った財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求することができる。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

（a）投資先ファンズ

受託会社および管理会社は、（ ）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンドおよびPIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド、（ ）PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドおよびPIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、（ ）PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド およびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、（ ）PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド およびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、（ ）ピムコ・ワールド・ハイインカム（以下、それぞれ「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。）の資産の全てあるいは一部を、（ ）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）、（ ）PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）、（ ）PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、（ ）PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、（ ）PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）（以下、それぞれ「投資先ファンド」または「被取得ファンド」という。）の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該被取得ファンズに保有される。資産がこのようなに充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の一口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の一口当たりの買戻価格で当該受益証券を買い戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンズが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンズの投資目標が達成されるという保証はない。

（b）受益証券の純資産価額の決定

ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券一口当たりの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、（トラストの現在の目論見書に定義されている通り）各ファンドの取引日におけるニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点（通常米国東部標準時の午後４時）（以下「NYSE終了時点」という。）で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンドまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日まで決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。受託会社は、トラストの現在の目論見書に定義されている通り、特定の状況下において、ファンド（またはクラス（該当する場合））の純資産価額の決定およびこれに関連して当該ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

（c）証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より15日またはそれ以後に決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、ファンドが配当を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の

利息収入は、発生主義で計上される。特定の外国証券にかかる見積税金負債は、発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書において利息収入の構成要素または投資証券にかかる未実現損益の項目に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資証券にかかる実現純利益（損失）の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において利息収入の構成要素として計上される。

（d）現金および外国通貨

各ファンドの財務諸表は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される（以下「機能通貨」という。）。ファンズの機能通貨は米ドルである。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる通貨保有ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現外国通貨損益として計上される。投資証券にかかる実現損益および未実現損益ならびに収益および費用は、それぞれ取引の行われた各日および報告日に換算される。証券投資にかかる外国通貨換算レートの変動による影響は、当該証券の市場価格の変動による影響から運用計算書において分別されないが、投資証券にかかる純実現および未実現利益または損失に含まれる。

一定のファンズ（またはクラス（該当する場合））の純資産価額およびトータル・リターンは、現行の英文目論見書において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（以下「純資産価額報告通貨」という。）で表示されている。純資産価額および純資産価額報告通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額報告通貨および機能通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド/クラス	報告通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M） PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・エマージング・ボンド・インカム・ファンド（M） ピムコ・ワールド・ハイインカム	米ドル	米ドル

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド インスティテューショナル(日本円) インスティテューショナル(円ヘッジ) インスティテューショナル・アドミニストレイティブ(円ヘッジ) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド J(豪ドル) J(ブラジル・リアル) PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド J(日本円) J(円ヘッジ) Y(日本円) Y(円ヘッジ) PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド J(中国元) Y(豪ドル) Y(ブラジル・リアル) PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド	日本円	米ドル
---	-----	-----

(e) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスに関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。クラス特定費用は、適切な場合において、現在、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および販売報酬を含む。

(f) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り受益者に宣言され支払われるが、その許可は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎月宣言および支払い

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド
J(豪ドル)
J(ブラジル・リアル)
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)
PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド
J(日本円)
J(円ヘッジ)
Y(日本円)
Y(円ヘッジ)
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド
J(中国元)
Y(豪ドル)
Y(ブラジル・リアル)
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド
ピムコ・ワールド・ハイインカム
四半期毎の宣言および支払い
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド
PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド

以下のファンズ(またはそのクラス、該当する場合)について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
 インスティテューショナル(日本円)
 インスティテューショナル(円ヘッジ)
 インスティテューショナル・アドミニストレイティブ(円ヘッジ)
 PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド
 PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)
 PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド
 PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)
 PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド
 PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド

分配(もしあれば)は、一般的に関連するファンド(またはクラス(該当する場合))の純投資利益から支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可しうる。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。あらゆるファンド(またはクラス(該当する場合))に関連して支払われる分配金は当該ファンド(またはクラス(該当する場合))の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド(またはクラス(該当する場合))からの分配金はファンド(またはクラス(該当する場合))の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの純

資産価額報告通貨で支払われる。各ファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド（またはクラス（該当する場合））の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド（またはクラス（該当する場合））の利益として計上される。

（g）新会計基準公表

2011年4月、米国財務会計基準審議（以下「FASB」という。）は、金融資産を満期前に買戻し又は償還する権利と義務を譲渡人に付与するレポ契約および類似の契約の会計処理に関連する会計基準書アップデート（Accounting Standards Update, ASU）（以下「ASU」という。）を公表した。かかるASUは、譲渡された資産の実質的支配を決定する際の基準を修正するものであり、その結果、現在、特定の取引は担保付き借入として会計処理される。かかるASUは、2011年12月15日以降に開始する最初の四半期もしくは年度会計期間に発生した新規の取引および修正された既存取引に対し、将来に向かって適用される。現在、経営陣は、かかる変更の影響について評価している最中であるが、財務書類への影響についてはまだ決定がなされていない。

2011年5月、FASBは、U.S. GAAPおよび国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い公正価値測定ならびに公正価値測定に関する情報の開示への共通要件について策定するASUを公表した。FASBは、かかるASUの修正が、U.S. GAAPおよびIFRSに従い作成された財務書類において表示され、開示される公正価値測定の比較可能性を改善するものであると結論付けた。かかるASUは、2011年12月15日以降に開始する年度会計期間より、将来に向かって適用される。現在、経営陣は、かかる変更の影響について評価している最中であるが、財務書類への影響についてはまだ決定がなされていない。

3．投資証券の評価および公正価値測定

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できるファンドの証券およびその他の資産は、公正価値により評価される。公正価値は、原則として最後に報告された売値、売りが報告されない場合は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカー、または価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、その機能通貨に対する通貨の価額の変動により影響を受ける可能性がある。米国以外の市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の価額は、NYSEの休業日に重大な影響を受ける可能性があり、したがって投資家が受益証券を購入、買戻しまたは交換ができない日に純資産価額が変動する可能性がある。

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引において、ファンドが資産売却の際に受領する、または負債譲渡の際に支払う価格として定義する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2および3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1 - 活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格を使用したインプット。

レベル2 - 活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3 - 管理会社またはその指示に従って行動する者による投資証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に

基づいた重要であり観測不可能なインプット。

公正価値におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1およびレベル2に分類される金融商品の公正価値の決定に用いられる評価方法および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付証券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いて価格設定サービスによって評価される。サービス提供者の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク/スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービス提供者により、通常ブローカー・ディーラーからの見積りまたは内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ関連およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、上場投資信託および米国の証券取引所で取引される先物契約ならびにオプション契約などの金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場の動向を説明するために、外国為替でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格決定サービス提供者により、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先株式および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他の持分証券もまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

オープン・エンド型投資運用会社として登録された企業に対する投資証券は、当該投資証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資運用会社として登録されていない企業に対する投資証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。私募の投資ファンドに対する投資証券は、当該投資証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。その純資産価額のインプットが観測不可能である私募の投資ファンドに対する投資証券は、当該投資証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期が60日以内の短期金融商品は、一般的に、公正価値に近似する償却後原価により評価される。これらの投資証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

外国通貨契約、オプション契約またはスワップ契約等の店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらの契約は通常、ブローカー・ディーラーからの見積りまたは価格設定サービス提供者に基づいて評価される。その商品と取引条件に応じて、デリバティブ契約の価額は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービス提供者により見積られる。かかる価格設定モデルには、発行体に関する詳細、インデックス、スプレッド、金利、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場における観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたデリバティブは、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価値の階層のレベル3に分類される金融商品の公正価値の決定に用いられる評価方法および重要なインプットは以下のとおりである。

市場相場が容易に入手できない証券およびその他の資産は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産の価額に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータ（例えば、取引情報またはブローカー価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される証券取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券または資産の価額に重大な影響をおよぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または資産の価額が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を委託する。

管理会社は、市場相場が容易に入手できない場合における証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日々の市場相場が容易に入手できない投資証券は、その他の証券または指数を参照にして管理会社により設定された指針に従い、評価されることがある。証券または資産が管理会社により設定された評価方法の一つに従って評価できない場合、かかる証券または資産の価額は、管理会社の評価委員会により誠実に決定される。管理会社が用いる、重要であり観測不可能なインプットを適用する公正価値の評価方法によって、ファンドがその純資産価額を決定する場合、証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者が公正価値を正確に反映すると判断するその他の方法によって値付けされ、公正価値の階層のレベル3に分類される。これらの方法は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された証券価額が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、当期中の実現および未実現損益合計、購入および売却、レベル3への／からの移動に帰属する変動を表す、報告された市場価格の期首から期末までの残高の調整を要求する。US GAAPの要件に従い、公正価値の階層化およびレベル3の調整は、該当する場合、各ファンドの投資有価証券明細表の頁に含まれる。

4．証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領することができる。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果としてキャピタル・ゲインまたはロスが生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（b）インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に

基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に利息収入として含まれる。

（ｃ）ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することがある。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドは、通常、借主とのローン契約の条項の遵守を強制する権利を有しない。その結果、ファンドは、借主と、ローン契約を販売している貸主の両方の信用リスクを負うことがある。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。

特定のファンズはまた、将来の資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約を締結することができる。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮にローンの元本額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみおよび貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、変動金利ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主による変動金利ローンの期限前返済に対して期限前返済ペナルティー手数料を受領することができる。受領された／支払われた手数料は、運用計算書において、利息収益または利息費用の構成要素として計上される。

2011年10月31日現在、ファンズは未履行ローン契約を有していなかった。

（ｄ）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することがある。かかる証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券、債務担保証券、および不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のある其他証券が含まれる。モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券はローンまたはその他の未収金のプールに対する権利である。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他を含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。アセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む多種の資産により組成される。かかる証券は、金利および元本支払いの両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利支払い部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼす可能性があり、かつ購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の元本および金利の期限における支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。

モーゲージ担保債務証券（以下「CMOs」という。）はモーゲージによる担保が付され、クラス毎に分類される債務の法的実体である。CMOsは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。コマーシャル・モーゲージ・バック証券は、利息を反映し、商業不動産に対するモーゲージ・ローンを担保とする証券を含む。コマーシャル・モーゲージ・バック証券投資にかかるリスクの大半は、対象モーゲージ・ローンを担保とする不動産に対する投資リスクが反映されたものである。これらのリスクには、不動産についての地域経済および

その他の経済状況、賃借人のローン支払い能力、および賃借人を確保できる不動産の魅力などが反映される。

CMOsおよびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格のボラティリティーが大きい可能性がある。

ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMBS」という。)は、マルチ・クラスのモーゲージ・デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。一般的なSMBSとして、一方ではモーゲージ・アセットから元本の大半と一部の金利を受領するクラスがあり、他方では金利の大半と元本の残余部分を受領するクラスがある。最も極端な例としては、全ての金利を受領するクラス(金利限定もしくは「I0」クラス)と、全ての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)がある。I0について受領された支払は、運用計算書の利息収益に含まれる。I0の満期日には、元本がほとんどもしくは全く受領されないため、満期日まで毎月当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の利息収益に含まれる。P0について受領された支払は、取得原価および一口当たり証券の減額として扱われる。

債務担保证券(以下「CDOs」という。)は、債権担保证券(以下「CBOs」という。)、ローン担保证券(以下「CLOs」という。)および同様の仕組みの証券を含む。CBOsおよびCLOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の確定利付証券である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア(担保付き)・ローン、シニア(無担保)・ローンおよび劣後社債を含む。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保证券の種類およびCDOのクラスに依拠する。CDOsは、()担保证券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、()担保が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、()ファンドが他のクラスに劣後するCDOsに投資する可能性、および()複雑な仕組みの証券が、投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、または予期せぬ投資結果を招く可能性などを含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

(e) 現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券(以下「PIKs」という。)に投資することがある。PIKsは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債務証券により利息の支払を行うオプションを付与する。かかる追加の債務証券は、通常、原債券と同様の条件(満期日、利率および関連リスクを含む。)を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み(利込価格という。)、資産・負債計算書における投資証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する可能性がある。

(f) レボ契約

各ファンドは、レボ契約を締結することができる。通常のレボ取引の条項に従い、ファンドは売り主の買戻義務およびファンドによる指定時期および価格での再販売義務を条件とした対象債務(担保)の持高を保有する。全てのレボ取引に対する原証券は、ファンドの保管受託銀行に保管される。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。レボ契約に基づき購入される証券は、資産・負債計算書上に資産として反映される。受取利息は運用計算書において利息収益の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての利息費用となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。一般的に相手方の不履行が生じた場合、ファンドは発生した損失の相殺のため担保を利用する権利を有する。相手方が不履行に陥った場合、ファンドは担保として保有する証券の売却を試みる。これは、当該証券に関して、その価値が買戻価格を下回った場合に被る損失に加え、手続き上の費用または遅滞を伴う。

(g) 制限付き証券

各ファンドは、転売について法律上または契約上の制限がある証券に投資することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求される。私募証券は、一般的に、1933年米国証券法によるルール144Aに基づいて、適格機関投資家間で取引される証券を除き、制限されていると考えられる。制限付き証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。

（h）逆レポ契約

特定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約ではファンドは金融機関に、約定価格で約定期日に同種の有価証券を買戻すという契約に基づき、保有している有価証券を売却する。逆レポ契約で売却された有価証券は、資産・負債計算書の負債として計上される。支払利息は、運用計算書において、利息費用の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての利息収益となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領する場合がある。逆レポ契約はファンドが売却した有価証券の市場価格が、買戻す有価証券の価格以下に下落するリスクをとともなう。ファンドはPIMCOによる現金化が決定している資産または逆レポ契約に基づく債務を担保するその他の資産を分離保有する。

（i）空売り

特定のファンズは、空売りを行うことができる。空売りは、ファンドが証券の市場価格の下落を見越して保有していない証券を売却する取引である。空売りにより売却される証券および当該証券にかかる未払利息は、もしあれば、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドは、ショート・ポジションの買戻時に市場価格による証券の受渡を行う義務を負う。購入からの損失は投資合計額を超過することはないのに対して、空売りによる潜在的な損失は無制限である。

（j）米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。）などのその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。また、その他については下部機構の信用によってのみ支えられている。米国政府証券には、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う、時価基準で利息を分配しないゼロ・クーポン証券が含まれる。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれる。FNMAは、その普通株式が民間の受益者によって完全に保有されている政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、慣習的な（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書（以下「PCs」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

（k）発行時取引

特定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。かかる証券は、認可されていても市場で発行されていないため、かかる取引は条件付きで行われる。ファンドによる約定は、支払および交付を通常の決済期間を越えて行い、証券をあらかじめ決められた価格または利回りで売買するかかる取引に関して行われる。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果としてキャピタル・ゲインまたはロスが生じることがある。

5．金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによるデリバティブ商品の利用方法および利用事由、特定のデリバティブ商品に対する信用リスク関連の偶発的な特性、およびデリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現損益および未実現損益の変動（それぞれデリバティブ契約の一種

として分類される)は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。投資有価証券明細表に対する注記で開示される期末日現在未決済のデリバティブ商品、および運用計算書で開示される当期中のデリバティブ商品にかかる実現損益ならびに未実現損益の変動は、各ファンドのデリバティブ行為の取引高に対する指針の役割を果たす。

(a) 外国通貨契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関係する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、外国通貨契約を締結することができる。外国通貨契約は、二当事者間で将来のある期日に設定価格で通貨の売買をする合意である。外国通貨契約の市場価格は、外国通貨契約レートの変化に伴い変動する。外国通貨契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらの契約に関連し、証券は、各契約および条項に基づいて担保として分類されることができる。

ヘッジクラスを有する一定のファンズは、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、外国通貨契約を締結する。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

(b) 先物契約

特定のファンズは、先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することが出来る。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金または米国政府および政府機関の債務を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日次で時価評価され、評価額の変動への未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）は、ファンドにより記録される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはいみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上で開示される変動証拠金を上回る損失のリスクを負う。

(c) オプション契約

特定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売りオプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの負債は、資産・負債計算書に未決済売りオプションとして反映される。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または清算された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

さらに特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドは、ファンドの資産・負債計算書に投資として含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。失効した購入オプションへの支

払プレミアムは、実現損失として扱われる。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。当該オプションに対するプレミアムは特定期間のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または清算された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、原投資取引売却の際の実現利益もしくは損失の決定のため、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

上場先物契約にかかるオプション

特定のファンズは、上場先物契約にかかるオプション（以下「先物オプション」という。）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。ファンドは、収益目的または既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジする目的において、先物オプションを売却することができる。ファンドは、投機目的または市場の変動に対するエクスポージャーを管理する目的において、先物オプションを購入することができる。

金利スワップション

特定のファンズは、金利スワップション契約を締結することができる。スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションのことである。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかを特定するものである。

外国通貨にかかるオプション

特定のファンズは、外国通貨契約にかかるオプションを売却または購入することができる。これらのオプションは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる。外国通貨にかかるオプションは、特定日までに行使される貨幣額と為替レートを特定するものである。

証券にかかるオプション

特定のファンズは、証券にかかるオプション（以下「エクイティ・オプション」という。）を締結することができる。エクイティ・オプションは、特定の持分証券をオプション契約の原資産として使用する。ファンドは、収益目的または既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジする目的において、オプションを売却または購入することができる。

(d) スワップ契約

特定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認商品取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品およびインフレ・リスク管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約および条項に基づいて担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

スワップは、第三者によるベンダー、公認商品取引所あるいはマーケット・メーカーから提供される、入手可能な範囲で得られる価格に基づいて日次で時価評価される。市場価格の変動は、もしあれば、運用計算書において、未実現利益／（損失）純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動は、もしあれば、資産・負債計算書において、評価額の変動分が未収金または未払金として適宜計上される（以下「変動証拠金」という。）。市場相場が容易に入手できない場合およびスワップが評価方法のひとつに従って評価されない場合、スワップの価格は、投資顧問会社の評価委員会により誠実に決定される。

計算期間の開始時に受領または履行された店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に反映され、スワップ契約に記載される条項と現在の市況（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他の関連要因）間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に受領または履行された支払プレ

ミアムを表す。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満期時に、運用計算書において実現利益または損失として計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および書類リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領する／支払われるキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、および、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行、または参照銘柄、債務もしくは指数へのその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換えに一方の当事者（以下「プロテクションの買い手」という。）による他方の当事者（以下「プロテクションの売り手」という。）に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、（ ）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または（ ）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの売り手から、（ ）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を交付するか、または（ ）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、信用事由が発生するまで、業界基準となる回復率または当該銘柄の特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、回復決済額を計算する際に使用される。

社債、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。ファンドは、発行者による不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行者による不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄の全てまたは一部に不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたバスケット方式のクレジット商品またはエクスポー

ジャーの一覧である。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および／あるいは各セクター内の様々な信用格付けを含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にある全ての品目を参照にし、不履行が生じた場合、指数にある当該品目のウエイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各品目は指数において同等のウエイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を不履行から保護するための、また、トレーダーが信用の質の変動を推測する際のベンチマークとなっている。

絶対値で表され、期末時点の社債、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、投資有価証券明細表の注記として開示され、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブの不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい額である。ファンドをプロテクションの売り手とする2011年10月31日現在において未決済の全てのクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金、または同じ一つもしくは複数の参照銘柄に対してファンドによって締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額によって部分的に相殺されることがある。

クロス・カレンシー・スワップ契約

特定のファンズは、通貨リスクに対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにクロス・カレンシー・スワップ契約を締結することができる。クロス・カレンシー・スワップ契約は、指定された為替レートで後日再交換する合意をもって、二当事者による2つの異なる通貨の交換を伴う。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポット・レートで行われる。満期時の再交換は、同じ為替レート、指定されたレート、または、その時の直近スポット・レートにより行われる。利息の支払いは、適用ある場合、契約開始時の2つの通貨における有効利率に基づき、当事者間で行われる。クロス・カレンシー・スワップ契約の期間は、数年間の延長が可能である。クロス・カレンシー・スワップは、通常、商業銀行および投資銀行との間で交渉が行われる。一部のクロス・カレンシー・スワップは、元本キャッシュ・フローの交換を行わず、利息キャッシュ・フローの交換のみ行う。

金利スワップ契約

特定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに対するエクスポージャーにさらされる。ファンドは固定利率債を保有するため、金利上昇の局面においてかかる債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、想定元本に関連したファンドによる他の当事

者との利息の支払または受領にかかるそれぞれの約定の交換を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（ ）金利キャップ（この特約ではプレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップ、を越える場合に支払いを合意する。）、（ ）金利フロアー（この特約ではプレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。）、（ ）金利カラー（この特約ではファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを越える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。）、（ ）コーラブル金利スワップ（この特約では相手方が全てのスワップ取引を満了日までの所定の日時まで、ゼロ・コストで終了することができる。）、（ ）スプレッド・ロック（この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めている。）、または（ ）ベシス・スワップ（この特約では、二当事者間で、異なる短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。）。

6．主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンズによる、デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンズは金利リスク、為替リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定にされない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利変動により確定利付証券の価値が減少するリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンズにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。デュレーションの長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。デュレーションは、主として金利（すなわち利回り）の変動に対する確定利付証券の市場価格の感応度測定において有用である。

ファンズが外国通貨に直接投資する場合、外貨取引を行い外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、または為替リスクに晒されるデリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンズの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的発展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンズの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先株式、または先物、オプションといった株式関連投資有価証券などの持分証券の市場価格は、経済動向の現実の悪化もしくは悪化見込み、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって下落する可能性がある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落する可能性がある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティーが高い。

商品関連デリバティブ商品に対するファンズの投資は、従来の証券と比較してより市場価格に対するボラティリティーが高い。商品関連デリバティブ商品の価値は、全般的な市場の変動、商品指数のボラティリティー、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、禁輸措置、関税といった特定の産業もしくは商品に影響を及ぼす要因、および国際的な経済、政治および規制上の発展等の影響を受ける。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンズは、取引を行う相手方に対する信用リスクに晒され、また、決済時の不履行に対するリスクを負担する。ファンズは、高く評価され、信頼に値する取引所において多数の顧客および相手方との取引を行うことによ

り、信用リスクの集中を最小限に抑える。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ契約、レボ契約またはファンズの証券貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、ファンズは損害を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。

信用リスクと同様に、ファンズは取引相手方リスク、またはファンズと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクにさらされる可能性がある。ファンズが取引相手方リスクにさらされる可能性がある金融資産は、主に相手方および投資証券からの未収現金により構成される。PIMCOは、第三者との取引に入る前に、各相手方に対する審査を広範囲に実行すること、およびPIMCOの取引相手方リスク委員会による承認を入手することにより、ファンズに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。さらに、ファンズへの未払金が相手方と合意した所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンズに対して、ファンズへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは現金等価物の形で差出す。ファンズは、かかる担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンズへの未払額が後に減少した場合、ファンズは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。

上場証券の全ての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払がなされる。売却証券の引渡しはファンズが支払を受領した後のみになされることから、不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

特定のファンズは、選定された相手方との特定の取引条件を規律する様々な基本契約の対象となる。これらの基本契約は、信用保護機構を特定し、法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを軽減させる。異なる種類の先渡取引および店頭デリバティブ取引は異なる構造を持ち、それらは時として、特定の相手方組織である別々の法人組織から取引されるため、各種取引は、別々の基本契約によりカバーされ、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となる。そのため、エクスポージャーは相殺されず、すべてのタイプの取引にわたり担保を設定することができない。エクスポージャーは、同一法人組織との同一基本契約により規律される取引にわたる場合にのみ、相殺される。

基本契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保契約を特定することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。基本契約に基づき、所定の口座における相手方との関連基本契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方や基本契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、AAAの格付を有する他の形態の証券が使用されることもある。ファンズの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連する基本契約の対象となる各取引による影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

基本レボ契約（以下「基本レボ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方との間の取引を規律する。基本レボ契約は、レボ契約の取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に関する規定を定める。

基本証券先渡取引契約（以下「基本先渡契約」という。）は、ファンズと選定された相手方との間で繰延受渡ベースで行われた特定の売買の決済を取り巻く事項および要因について規律する。基本先渡契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に関する規定を定める。

国際スワップデリバティブ協会マスターアグリーメント（以下「ISDAマスターアグリーメント」という。）は、ファンズとこれらの相手方間で締結された店頭金融デリバティブ取引を規律する。ISDAマスターアグリーメントは、一般的な義務、表明事項、合意、担保および債務不履行または終了事由に関する規定を定める。終了事由は、適用されるISDAマスターアグリーメントに基づいて、早期終了を選択し全ての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとって重大であることがある。当期末現在の、受領された担保または差出された担保を除いた店頭金融デリバティブ取引の市場価格は、投資有価証券明細表に対する注記において開示される。

2008年9月15日に、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクは、米連邦破産法11条の適用を申請した。2008年9月19日には、ブローカー・ディーラーであるリーマン・ブラザーズ・インクに関する証券投資家保護法（以下「SIPA」という。）の手続きが開始された。SIPAに基づいて選出された管財人は、リーマン・ブラザーズ・インクの破産財産を管理する。2008年10月3日に、リーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクは、米連邦破産法11条の適用を申請した。これらの申請に関連して、リーマン・ブラザーズ・グループ・オブ・カンパニーズ（以下総称して「リーマン・ブラザーズ」という。）は、裁判所の承認を条件として、秩序ある方法で再編および／または清算されることになっている。各リーマン・ブラザーズ事業体はそれぞれ個別の法人組織であり、各自の破産手続きに従う。

リーマン・ブラザーズ関連の証券ならびに金融デリバティブ取引における予想損失は、投資証券売却未収金の構成要素として資産・負債計算書に、また投資証券にかかる実現純利益（損失）として運用計算書に組み入れられている。認識された金額を相殺する法的効力が認められる場合、金融資産および負債は相殺され、その純額が資産・負債計算書に計上される。

7. 報酬および費用

各ファンドは、（個別に計算される各ファンドまたはクラス（該当する場合）の日々の平均純資産額に基づく料率として算定される）以下の年率により、下記の報酬を負担する。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド					
インスティテューショナル（円）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル（円ヘッジ）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル・アドミニストレイティブ（円ヘッジ）	該当なし	該当なし	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	該当なし	0.28%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽³⁾	該当なし	該当なし
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド					
J（豪ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（ブラジル・レアル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO エマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド					
J（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（円ヘッジ）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

Y (円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド					
J (中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ピムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽⁴⁾	0.55% ⁽⁵⁾

- (1) 当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬を負担する。管理事務代行報酬は、() ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%を適用し、() 各クラスの資産水準に基づき、各クラスに管理事務代行報酬を比例按分して割り当てることにより算定される。
- (2) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)は、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (3) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)は、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (4) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。
- (5) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、PIMCOに対して、投資顧問業務、管理事務業務ならびに監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行、印刷業務を含む第三者による業務の提供または提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、該当する場合、該当ファンド(またはクラス(該当する場合))の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いで支払われる。PIMCOは、トラストおよび該当ファンドにより要求される一定の第三者によるサービスに対する費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該サービス費用の価格下落の恩恵を受ける。管理事務代行報酬の対象となるファンズに関して、PIMCOは通常かかる報酬について利益を得る。

ファンズ(またはクラス(該当する場合))は、() 公租公課、() ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、() 利息支払いを含む借入費用、() 訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用ならびに() 特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。

受託会社は、ピムコ・ワールド・ハイインカムの受益証券の日本での公募に関して、株式会社三井住友銀行(以下「SMBC」という。)を販売会社に任命した。その他のファンズに関しては、販売会社は任命されていない。

上記の表に記載される通り、特定のファンズおよびファンズのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。投資顧問会社の日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資している勘定、日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、投資顧問会社へサービス報酬として分配される。

ピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払った。新たにファンズが設立される場合、関連するファンドに直接帰属するかかる費用は、ファンドあるいはPIMCOにより負担される。かかる費用がファンドに直接帰属しない場合は、かかる費用がその裁量によりPIMCOによって負担される場合を除き、それぞれの純資産価額に比例して、各ファンドがかかる費用を負担する。いずれかのファンドが、完全に支払いを終える前に清算される場合、かかる未払い額は、繰り上げられ、ただちに支払われる。

８．関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「エージーアイ」という。）の過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は注記７に開示されている。

特定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドへのポートフォリオ、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられるポートフォリオによる証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2011年10月31日に終了した年度中、以下のファンズは、関連ファンズ間において、証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	0	14,671
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	0	5,702
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)	22,174	11,995
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	540,844	83,137
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)	23,815	1,638
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)	92,090	13,960

９．保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

10．利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込および買戻しはファンズの報告通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートにより米ドルに換算される。各ファンドの受益証券は、将来いずれかのファンドに関連して追加クラスを募集することができるが、無額面で、同一種類として発行される。ファンズの端数となる受益証券は発行されない。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位^{*}）。

	PIMCO バミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド		PIMCO バミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (M)		PIMCO バミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド		PIMCO バミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド (M)		PIMCO バミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド	
	2011年10月31日 終了年度		2011年10月31日 終了年度		2011年10月31日 終了年度		2011年10月31日 終了年度		2011年10月31日 終了年度	
	金額		金額		金額		金額		金額	
	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)
受益証券 販売受取額	0	0	701	8,412	1,078	155,918	3,645	529,398	1,148	175,931

インスティテューショナル（円）	921	113,376	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル（円ヘッジ）	971	153,393	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（円ヘッジ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル（円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル（円ヘッジ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（円ヘッジ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	0	0	(8,379)	(101,213)	(1,088)	(157,902)	(3,178)	(455,808)	(1,440) (215,973)
インスティテューショナル（円）	(356)	(44,464)	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル（円ヘッジ）	(91)	(15,651)	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（円ヘッジ）	(1)	(141)	0	0	0	0	0	0	0
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	1,444	212,513	(7,678)	(92,801)	(10)	(1,984)	467	73,590	(292) (40,042)
	PIMCO バミューダ JGB フローター・ フォーリン・ ストラテジー・ ファンド	PIMCO バミューダ JGB フローター・ ユー・エス・ ストラテジー・ ファンド	PIMCO バミューダ・ ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド（M）	PIMCO バミューダ・ ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド（M）	PIMCO エマージング・ ボンド・ インカム・ ファンド				
	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）				
受益証券販売受取額	2	270	1	180	232,051	2,351,374	585	83,103	258 25,279
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	14,069	140,352	0	0	0 0
受益証券買戻支払額	(85)	(10,213)	(57)	(6,808)	(96,944)	(969,460)	(194)	(27,316)	(493) (48,541)
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(83)	(9,943)	(56)	(6,628)	149,176	1,522,266	391	55,787	(235) (23,262)
	PIMCO エマージング・ ボンド・ インカム・ ファンド ⁽¹⁾	PIMCO エマージング・ ボンド・ インカム・ ファンド（M）	PIMCO エマージング・ ボンド・ （円ヘッジ） インカム・ ファンド	PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド	PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド				
	2011年10月31日 終了期間 金額 口数（米ドル）	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）	2011年10月31日 終了年度 金額 口数（米ドル）				
受益証券販売受取額	0	0	109,690	1,322,024	5,475	689,932	67	5,762	396 56,455
J（豪ドル）	4,515	563,875	0	0	0	0	0	0	0 0

Ｊ（ブラジル・リアル）	314	39,501	0	0	0	0	0	0	0
分配金の再投資による発行額	0	0	555	6,694	0	0	0	0	0
Ｊ（豪ドル）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｊ（ブラジル・リアル）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	0	0	(11,608)	(138,998)	(52)	(6,301)	(487)	(41,562)	(119) (16,902)
Ｊ（豪ドル）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｊ（ブラジル・リアル）	(7)	(766)	0	0	0	0	0	0	0
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	4,822	602,610	98,637	1,189,720	5,423	683,631	(420)	(35,800)	277 39,553
	PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド		PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド		ピムコ・ワールド・ハインカム
	2011年10月31日 終了年度		2011年10月31日 終了期間		2011年10月31日 終了年度		2011年10月31日 終了年度		2011年10月31日 終了年度
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数 金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	0	0	0	0	10	1,064	124	19,836	2,688 28,764
Ｊ（中国元）	0	0	11	1,173	0	0	0	0	0 0
Ｊ（日本円）	338	40,259	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｊ（円ヘッジ）	100	15,071	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｙ（豪ドル）	0	0	1,003	117,567	0	0	0	0	0 0
Ｙ（ブラジル・リアル）	0	0	19,775	2,208,524	0	0	0	0	0 0
Ｙ（日本円）	175	20,922	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｙ（円ヘッジ）	401	50,632	0	0	0	0	0	0	0 0
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｊ（中国元）	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｊ（日本円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｊ（円ヘッジ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｙ（豪ドル）	0	0	108	12,386	0	0	0	0	0 0
Ｙ（ブラジル・リアル）	0	0	3,435	369,962	0	0	0	0	0 0
Ｙ（日本円）	11	1,261	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｙ（円ヘッジ）	43	5,410	0	0	0	0	0	0	0 0
受益証券買戻支払額	0	0	0	0	(39)	(4,474)	(54)	(8,376)	(10,725) (115,323)
Ｊ（中国元）	0	0	(227)	(24,848)	0	0	0	0	0 0
Ｊ（日本円）	(28)	(3,118)	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｊ（円ヘッジ）	(912)	(135,948)	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｙ（豪ドル）	0	0	(137)	(16,113)	0	0	0	0	0 0
Ｙ（ブラジル・リアル）	0	0	(5,357)	(608,067)	0	0	0	0	0 0
Ｙ（日本円）	(96)	(11,073)	0	0	0	0	0	0	0 0
Ｙ（円ヘッジ）	(146)	(18,601)	0	0	0	0	0	0	0 0
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(114)	(35,185)	18,611	2,060,584	(29)	(3,410)	70	11,460	(8,037) (86,559)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(1) 当該ファンドの開始日は2011年3月31日であった。

11．規制および訴訟事項

トラストは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続きにも関与しておらず、トラストによるもしくはトラストに対する、重大な未解決または未発生はいかなる訴訟もしくは請求をも関知していない。

12．所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、財務書類において、所得税の引当は計上されていない。バミューダにおいて上記の税金が制定された場合、ファンズは、1966年免税事業税金保護法に基づき、2016年3月28日までファンズに対しすべての当該税金を免除する旨の約束をバミューダ財務省から受領している。

U.S. GAAPは、不確実なタックス・ポジションが財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2011年10月31日現在、ファンズはすでに取った、または将来の税務申告で取ることが見込まれる不確実なインカム・タックス・ポジションに関連する未認識の税金債務純額に関する負債を計上していない。

13．後発事象

投資顧問会社は、財務書類が公表可能となる2011年12月23日までの間に、ファンズの財務書類において存在する後発事象の可能性について評価している。投資顧問会社は、当該日までのファンズの財務書類において、調整または開示が要求される重大な追加事象はないと決定した。

【投資有価証券明細表等】

ピムコ・ワールド・ハイ・インカム
投資有価証券明細表
2011年10月31日現在

	口数	時価 (千単位)
ミューチュアル・ファンズ (a) 100.0%		
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)		
(取得原価 \$291,965)	26,700,149	\$ 325,208
	額面価格 (千単位)	
短期金融商品 0.1%		
定期預金 0.1%		
HSBC Bank		
0.010% due 11/01/2011	¥ 1,704	22
TD Bank		
0.030% due 11/01/2011	\$ 438	438
短期金融商品合計		460
(取得原価 \$460)		
投資合計 100.1%		\$ 325,668
(取得原価 \$292,425)		
その他の資産および負債（純額）(0.1%)		(467)
純資産 100.0%		\$ 325,201

投資有価証券明細表に対する注記（金額：千単位*）：

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

（ a ）関連会社に対する投資証券

（ b ）公正価値測定⁽¹⁾

以下は、2011年10月31日現在の、ファンドの資産および負債評価におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。⁽²⁾

カテゴリー ⁽³⁾	レベル1 ⁽⁴⁾	レベル2 ⁽⁵⁾	レベル3 ⁽⁶⁾	公正価値
ミューチュアル・ファンズ	\$ 325,208	\$ 0	\$ 0	\$ 325,208
短期金融商品	0	460	0	460
合計	\$ 325,208	\$ 460	\$ 0	\$ 325,668

⁽¹⁾ 追加情報については、財務書類に対する注記の注3を参照のこと。

⁽²⁾ 2011年10月31日に終了した年度中、重要なレベル1、レベル2およびレベル3からのノへの重要な移動はなかった。

⁽³⁾ 追加情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

⁽⁴⁾ 同一投資証券にとっての活発な市場における市場価格。

⁽⁵⁾ その他の重要であり観察可能なインプット。

⁽⁶⁾ 重要であり観察不可能なインプット。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表
2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
バーレーン 0.8%		
ソブリン債 0.8%		
Bahrain Government International Bond		
5.500% due 03/31/2020	\$ 2,700	\$ 2,605
バーレーン合計		2,605
(取得原価 \$2,649)		

バルバドス 0.3%**社債および約束手形 0.3%**

Columbus International, Inc.

11.500% due 11/20/2014

1,100 1,120

バルバドス合計

(取得原価 \$1,168)

1,120**バミューダ 0.6%****社債および約束手形 0.6%**

Noble Group Ltd.

6.750% due 01/29/2020

1,100 1,089

Qtel International Finance Ltd.

3.375% due 10/14/2016

200 204

4.750% due 02/16/2021

800 818

バミューダ合計

(取得原価 \$2,122)

2,111**ブラジル 7.1%****社債および約束手形 6.6%**

Banco do Brasil S.A.

4.500% due 01/22/2015

2,500 2,615

4.500% due 01/20/2016

EUR 1,000 1,404

Banco Santander Brasil S.A.

4.250% due 01/14/2016

\$ 1,500 1,457

Banco Votorantim S.A.

5.250% due 02/11/2016

900 909

BM&FBovespa S.A.

5.500% due 07/16/2020

600 622

Braskem Finance Ltd.

5.750% due 04/15/2021

900 909

7.000% due 05/07/2020

400 434

Centrais Eletricas Brasileiras S.A.

6.875% due 07/30/2019

270 309

7.750% due 11/30/2015

1,500 1,721

CSN Islands IX Corp.

10.000% due 01/15/2015

800 925

CSN Islands XI Corp.

6.875% due 09/21/2019

2,800 3,002

CSN Resources S.A.

6.500% due 07/21/2020

1,900 2,024

Petrobras International Finance Co.

3.875% due 01/27/2016

485 501

7.875% due 03/15/2019

3,310 4,008

8.375% due 12/10/2018

500 614

21,454

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）**投資有価証券明細表（続き）**

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ソブリン債 0.5%		
Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social		
6.369% due 06/16/2018	\$ 700	\$ 800
6.500% due 06/10/2019	600	693
		1,493
ブラジル合計		
(取得原価 \$21,854)		22,947

英領バージン諸島 0.5%**社債および約束手形 0.5%**

Gold Fields Orogen Holding BVI Ltd.

4.875% due 10/07/2020

1,500 1,355

Star Energy Geothermal Wayang Windu Ltd.

11.500% due 02/12/2015	200	218
英領バージン諸島合計		1,573
(取得原価 \$1,706)		
カナダ 0.1%		
社債および約束手形 0.1%		
Sino-Forest Corp.		
6.250% due 10/21/2017	584	203
カナダ合計		203
(取得原価 \$584)		
ケイマン諸島 2.8%		
銀行借入債務証券 0.3%		
Petroleum Export III Ltd.		
3.847% due 04/08/2013	945	940
社債および約束手形 2.5%		
AES Andres Dominicana Ltd.		
9.500% due 11/12/2020	1,100	1,117
ENN Energy Holdings Ltd.		
6.000% due 05/13/2021	400	425
Interoceanica IV Finance Ltd.		
0.000% due 11/30/2025	978	528
Interoceanica V Finance Ltd.		
0.000% due 05/15/2030	1,600	493
IPIC GMTN Ltd.		
4.875% due 05/14/2016	EUR 100	143
5.000% due 11/15/2020	\$ 1,500	1,509
Odebrecht Drilling Norbe VIII & IX Ltd.		
6.350% due 06/30/2021	2,100	2,215
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
0.000% due 05/31/2018	392	322
Usiminas Commercial Ltd.		
7.250% due 01/18/2018	1,200	1,332
		8,084
ケイマン諸島合計		9,024
(取得原価 \$8,824)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
チリ 1.3%		
社債および約束手形 1.3%		
Banco Santander Chile		
1.659% due 04/20/2012	\$ 1,800	\$ 1,801
3.750% due 09/22/2015	1,400	1,392
E.CL S.A.		
5.625% due 01/15/2021	1,000	1,056
チリ合計		4,249
(取得原価 \$4,182)		
コロンビア 2.0%		
社債および約束手形 1.2%		
Ecopetrol S.A.		
7.625% due 07/23/2019	3,250	3,910
ソブリン債 0.8%		
Colombia Government International Bond		
4.375% due 07/12/2021	2,250	2,357
8.125% due 05/21/2024	200	273
		2,630
コロンビア合計		6,540

(取得原価 \$6,103)

ドミニカ共和国 0.7%
社債および約束手形 0.7%

EGE Haina Finance Co.		
9.500% due 04/26/2017	2,380	2,439
ドミニカ共和国合計		2,439
(取得原価 \$2,383)		

エジプト 0.3%
銀行借入債務証券 0.2%

Petroleum Export Ltd.		
3.351% due 12/07/2012	471	469

社債および約束手形 0.1%

Nile Finance Ltd.		
5.250% due 08/05/2015	400	410

エジプト合計
(取得原価 \$871)

		879
--	--	------------

エルサルバドル 0.4%
社債および約束手形 0.4%

AES El Salvador Trust		
6.750% due 02/01/2016	1,400	1,376
エルサルバドル合計		1,376
(取得原価 \$1,397)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ガボン 2.1%		
ソブリン債 2.1%		
Gabon Government International Bond		
8.200% due 12/12/2017	\$ 6,000	\$ 6,960
ガボン合計		6,960
(取得原価 \$6,534)		
インド 1.2%		
社債および約束手形 1.2%		
Bank of India		
4.750% due 09/30/2015	800	803
ICICI Bank Ltd.		
4.750% due 11/25/2016	700	697
Rural Electrification Corp. Ltd.		
4.250% due 01/25/2016	100	98
State Bank of India		
2.562% due 01/21/2016	600	591
4.500% due 07/27/2015	1,700	1,729
インド合計		3,918
(取得原価 \$3,919)		
インドネシア 6.6%		
銀行借入債務証券 0.2%		
Indonesia Government International Bond		
1.250% due 12/14/2019	798	742
社債および約束手形 2.8%		
Adaro Indonesia PT		
7.625% due 10/22/2019	400	433
Indosat Palapa Co. BV		
7.375% due 07/29/2020	700	777
Listrindo Capital BV		
9.250% due 01/29/2015	100	109

Majapahit Holding BV		
7.250% due 06/28/2017	4,400	4,972
7.750% due 01/20/2020	2,100	2,449
Sigma Capital Pte Ltd.		
9.000% due 04/30/2015	500	501
		<u>9,241</u>

ソブリン債 3.6%

Indonesia Government International Bond		
11.625% due 03/04/2019	7,750	11,586

**インドネシア合計
(取得原価 \$19,223)****21,569**

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)**投資有価証券明細表(続き)**

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
アイルランド 1.8%		
社債および約束手形 1.8%		
RZD Capital Ltd.		
5.739% due 04/03/2017	\$ 4,600	\$ 4,841
Vimpel Communications Via VIP Finance Ireland Ltd. OJSC		
6.493% due 02/02/2016	500	493
7.748% due 02/02/2021	500	460
アイルランド合計		<u>5,794</u>
(取得原価 \$5,657)		
ヨルダン 0.3%		
ソブリン債 0.3%		
Jordan Government International Bond		
3.875% due 11/12/2015	1,100	1,056
ヨルダン合計		<u>1,056</u>
(取得原価 \$1,090)		
カザフスタン 6.2%		
社債および約束手形 6.2%		
Intergas Finance BV		
6.375% due 05/14/2017	1,000	1,065
6.875% due 11/04/2011	2,050	2,063
KazMunayGas National Co.		
6.375% due 04/09/2021	3,500	3,736
7.000% due 05/05/2020	5,100	5,604
9.125% due 07/02/2018	500	610
11.750% due 01/23/2015	1,400	1,704
Tengizchevroil Finance Co. SARL		
6.124% due 11/15/2014	5,230	5,433
カザフスタン合計		<u>20,215</u>
(取得原価 \$19,068)		
ルクセンブルグ 0.4%		
社債および約束手形 0.4%		
Severstal OAO Via Steel Capital S.A.		
6.700% due 10/25/2017	1,200	1,170
ルクセンブルグ合計		<u>1,170</u>
(取得原価 \$1,227)		
マレーシア 0.9%		
社債および約束手形 0.9%		
Axiata SPV1 Labuan Ltd.		
5.375% due 04/28/2020	800	841
Public Bank Bhd		
5.000% due 06/20/2017	2,100	2,111
マレーシア合計		<u>2,952</u>
(取得原価 \$2,893)		

メキシコ 8.8%

銀行借入債務証券 0.4%

Finaceira Urbi S.A. de C.V.

3.350% due 12/16/2011

1,300 1,278

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

	株数	時価 (千単位)
普通株式 0.0%		
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V.	33,656	\$ 43
	額面価格 (千単位)	
社債および約束手形 4.1%		
Corp. GEO SAB de C.V.		
8.875% due 09/25/2014	\$ 3,500	3,404
Desarrolladora Homex SAB de C.V.		
7.500% due 09/28/2015	300	300
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V.		
5.780% due 06/28/2018	MXN 3,512	93
Pemex Project Funding Master Trust		
5.750% due 03/01/2018	\$ 3,720	4,129
Petroleos Mexicanos		
6.000% due 03/05/2020	3,500	3,929
6.500% due 06/02/2041	1,100	1,190
Urbi Desarrollos Urbanos SAB de C.V.		
9.500% due 01/21/2020	300	295
		13,340
ソブリン債 4.3%		
Mexico Government International Bond		
4.250% due 07/14/2017	EUR 4,100	5,812
5.750% due 10/12/2110	\$ 800	817
6.050% due 01/11/2040	1,850	2,178
7.250% due 12/15/2016	MXN 60,800	5,072
		13,879
メキシコ合計		28,540
(取得原価 \$28,137)		
モロッコ 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Morocco Government International Bond		
4.500% due 10/05/2020	EUR 1,500	1,880
モロッコ合計		1,880
(取得原価 \$2,022)		
オランダ 1.2%		
社債および約束手形 1.2%		
Indo Energy Finance BV		
7.000% due 05/07/2018	\$ 500	510
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV		
6.375% due 10/06/2020	3,300	3,502
オランダ合計		4,012
(取得原価 \$3,928)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
パナマ 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Panama Government International Bond		
7.125% due 01/29/2026	\$ 1,175	\$ 1,510
パナマ合計		1,510
(取得原価 \$1,484)		
ペルー 0.2%		
社債および約束手形 0.2%		
Banco Continental S.A. Via Continental Senior Trustees Cayman Ltd.		
5.500% due 11/18/2020	800	777
ペルー合計		777
(取得原価 \$794)		
カタール 1.0%		
社債および約束手形 1.0%		
Nakilat, Inc.		
6.067% due 12/31/2033	1,500	1,639
Qatari Diar Finance QSC		
5.000% due 07/21/2020	1,400	1,507
カタール合計		3,146
(取得原価 \$2,844)		
ルーマニア 1.8%		
社債および約束手形 0.6%		
TMK OAO Via TMK Capital S.A.		
7.750% due 01/27/2018	2,100	1,985
ソブリン債 1.2%		
Romania Government International Bond		
5.000% due 03/18/2015	EUR 2,700	3,728
ルーマニア合計		5,713
(取得原価 \$5,772)		
ロシア 18.5%		
社債および約束手形 13.8%		
AK Transneft OJSC Via TransCapital Invest Ltd.		
5.670% due 03/05/2014	\$ 2,500	2,631
7.700% due 08/07/2013	100	108
8.700% due 08/07/2018	1,000	1,227
Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.		
9.250% due 04/23/2019	1,000	1,249
Gazprom OAO Via Gazprom International S.A.		
7.201% due 02/01/2020	5,771	6,392
Gazprom OAO Via White Nights Finance BV		
10.500% due 03/25/2014	11,610	13,348
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.		
7.175% due 05/16/2013	2,850	3,014
9.000% due 06/11/2014	4,800	5,340

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Sberbank of Russia Via SB Capital S.A.		
5.400% due 03/24/2017	\$ 100	\$ 103

5.499% due 07/07/2015	3,300	3,440
TNK-BP Finance S.A.		
6.125% due 03/20/2012	800	812
7.500% due 07/18/2016	4,100	4,541
7.875% due 03/13/2018	500	572
VimpelCom Holdings BV		
4.365% due 06/29/2014	300	294
VTB Bank OJSC Via VTB Capital S.A.		
6.609% due 10/31/2012	1,800	1,868
6.875% due 05/29/2018	100	105
		45,044

ソブリン債 4.7%**Russia Government International Bond**

7.500% due 03/31/2030	12,838	15,245
-----------------------	--------	--------

ロシア合計

(取得原価 \$56,847)

60,289**南アフリカ 1.4%****社債および約束手形 0.6%****AngloGold Ashanti Holdings PLC**

5.375% due 04/15/2020	1,000	984
-----------------------	-------	-----

FirstRand Bank Ltd.

4.375% due 06/09/2016	900	924
-----------------------	-----	-----

1,908**ソブリン債 0.8%****South Africa Government International Bond**

5.500% due 03/09/2020	2,000	2,235
-----------------------	-------	-------

5.875% due 05/30/2022	375	429
-----------------------	-----	-----

2,664**南アフリカ合計**

(取得原価 \$4,452)

4,572**韓国 1.1%****社債および約束手形 0.4%****Korea Exchange Bank**

4.875% due 01/14/2016	100	104
-----------------------	-----	-----

Korea Hydro & Nuclear Power Co. Ltd.

3.125% due 09/16/2015	1,300	1,295
-----------------------	-------	-------

1,399**ソブリン債 0.7%****Korea Housing Finance Corp.**

4.125% due 12/15/2015	2,000	2,076
-----------------------	-------	-------

韓国合計

(取得原価 \$3,390)

3,475

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)**投資有価証券明細表（続き）**

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
スリランカ 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Sri Lanka Government International Bond		
6.250% due 07/27/2021	\$ 1,650	\$ 1,684
スリランカ合計		1,684
(取得原価 \$1,650)		
トリニダード・トバゴ 1.0%		
社債および約束手形 1.0%		
Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.		

6.000% due 05/08/2022		3,254	3,189
トリニダード・トバゴ合計			3,189
(取得原価 \$3,161)			
トルコ 4.6%			
ソブリン債 4.6%			
Turkey Government International Bond			
5.625% due 03/30/2021	1,500	1,590	
6.750% due 04/03/2018	4,000	4,540	
7.000% due 09/26/2016	1,200	1,368	
7.250% due 03/15/2015	2,000	2,250	
7.500% due 07/14/2017	600	703	
7.500% due 11/07/2019	3,870	4,625	
トルコ合計		15,076	
(取得原価 \$14,853)			
アラブ首長国連邦 0.5%			
社債および約束手形 0.5%			
Dolphin Energy Ltd.			
5.888% due 06/15/2019	177	193	
DP World Ltd.			
6.850% due 07/02/2037	1,400	1,339	
アラブ首長国連邦合計		1,532	
(取得原価 \$1,390)			
アメリカ合衆国 6.5%			
銀行借入債務証券 0.2%			
Desarrolladora Homex SAB de C.V.			
3.746% due 04/27/2012	600	598	
社債および約束手形 5.2%			
American International Group, Inc.			
8.175% due 05/15/2058	2,700	2,616	
8.250% due 08/15/2018	1,000	1,128	
CEDC Finance Corp. International, Inc.			
9.125% due 12/01/2016	800	580	
Gerdau Holdings, Inc.			
7.000% due 01/20/2020	4,000	4,310	
Morgan Stanley			
10.090% due 05/03/2017	BRL 15,300	8,423	
Sino-Forest Corp.			
6.250% due 10/21/2017	\$ 19	6	
		17,063	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
モーゲージ・バック証券 0.0%		
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
2.734% due 03/25/2034	\$ 17	\$ 15
Luminent Mortgage Trust		
0.425% due 12/25/2036	42	22
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust		
2.259% due 06/25/2036	23	20
		57
米国財務省証券 1.1%		
U.S. Treasury Notes		
2.125% due 08/15/2021	3,500	3,485
アメリカ合衆国合計		21,203
(取得原価 \$20,232)		
ウルグアイ 4.6%		

ソブリン債 4.6%**Uruguay Government International Bond**

8.000% due 11/18/2022

11,136 14,810

ウルグアイ合計

(取得原価 \$12,404)

14,810**ベネズエラ 2.2%****社債および約束手形 0.9%****Petroleos de Venezuela S.A.**

4.900% due 10/28/2014

500 381

5.000% due 10/28/2015

1,800 1,237

5.500% due 04/12/2037

300 147

8.500% due 11/02/2017

1,450 1,055

2,820**ソブリン債 1.3%****Venezuela Government International Bond**

7.650% due 04/21/2025

600 377

7.750% due 10/13/2019

2,250 1,581

8.250% due 10/13/2024

2,300 1,489

9.000% due 05/07/2023

900 621

9.250% due 05/07/2028

300 201

4,269**ベネズエラ合計**

(取得原価 \$6,941)

7,089**短期金融商品 8.2%****米国短期財務省証券 4.5%**

0.039% due 01/19/2012 - 05/03/2012 (a)(d)

14,610 14,608

14,608

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)**投資有価証券明細表（続き）**

2011年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
コマーシャル・ペーパー 0.1%		
Fannie Mae		
0.060% due 11/28/2011	\$ 400	\$ 400
レボ契約 3.3%		
Deutsche Bank Securities, Inc		
0.090% due 11/01/2011	5,600	5,600
(Dated 10/31/2011.Collateralized by U.S. Treasury Notes 0.900% due 11/30/2015 valued at \$5,721.Repurchase proceeds are \$5,600.)		
JPMorgan Chase & Co.		
0.120% due 11/01/2011	5,000	5,000
(Dated 10/31/2011.Collateralized by Fannie Mae 0.870% due 09/12/2014 valued at \$5,114.Repurchase proceeds are \$5,000.)		
		10,600
定期預金 0.3%		
Brown Brothers Harriman & Co.		
0.149% due 11/01/2011	EUR 1	1
TD Bank		
0.030% due 11/01/2011	\$ 1,014	1,014
		1,015
短期金融商品合計		26,623
(取得原価 \$26,623)		
購入オプション (g) 0.0%		
(取得原価 \$6)		5

投資合計 99.6%
(取得原価 \$310,384)

売却オプション (h) (0.0%)
(プレミアム \$14)

(3)

その他の資産および負債（純額） 0.4%

1,386

純資産 100.0%

\$ 325,208

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

投資有価証券明細表に対する注記（金額：千単位*、契約数を除く）：

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(a) クーポンは加重平均率に相当する。

(b) 国際スワップデリバティブ協会マスターアグリーメントで規律されるとおり、2011年10月31日現在、700米ドルの現金が、スワップ、スワップション契約および外国通貨契約の担保となっている。

(c) 2011年10月31日終了年度中、未決済の平均借入額は7,935米ドルで、加重平均率は0.225%であった。

(d) 2011年10月31日現在、時価総額582米ドルの組入証券が、以下の未決済先物契約の担保となっている。

銘柄	種類	権利失効月	契約数	未実現利益	
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2013	194	\$	228
90-Day Eurodollar March Futures	Long	03/2014	68		153
U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	Long	12/2011	253		67
				\$	448

(e) 2011年10月31日現在未決済の集中清算の対象となるスワップ契約：

金利スワップ

支払／受領

変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日	想定元本	時価	未実現利益
Receive	3-Month USD-LIBOR	2.250%	12/21/2016	\$ 2,400	\$ 104	\$ 2

(f) 2011年10月31日現在の未決済スワップ契約：

社債、ソブリン債および米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾

参照銘柄	固定取引 受領金利	満期日	相手方	2011年 10月31日現在の インプライド・ クレジット スプレッド ⁽²⁾	想定 元本 ⁽³⁾	時価	前払 プレミアム 支払／ (受領)	未実現 利益／ (損失)
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	DUB	0.914%	\$ 100	\$ 0	\$ (1)	\$ 1
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	MSC	0.914%	100	0	(1)	1
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	UBS	0.914%	500	3	0	3
America Movil SAB de C.V. American International Group, Inc.	1.000%	03/20/2012	DUB	0.403%	2,500	9	(6)	15
Brazil Government International Bond	2.066%	03/20/2013	CSFB	2.597%	3,000	(14)	0	(14)
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2012	BNP	0.545%	500	4	1	3
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2012	CITI	0.545%	300	1	0	1
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2015	CITI	1.199%	5,000	(34)	(5)	(29)
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2016	CITI	1.254%	200	(2)	(1)	(1)
Brazil Government International Bond	1.000%	09/20/2016	DUB	1.346%	5,000	(76)	(46)	(30)
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2012	GSC	0.545%	300	1	0	1
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2015	HSBC	1.199%	2,000	(14)	(18)	4
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2016	HSBC	1.254%	5,000	(48)	(43)	(5)

Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2015	JPM	1.199%	2,600	(18)	(12)	(6)
---	--------	------------	-----	--------	-------	------	------	-----

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

社債、ソブリン債および米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾（続き）

参照銘柄	固定取引 受領金利	満期日	相手方	2011年 10月31日現在の インプライド・ クレジット スプレッド ⁽²⁾	想定 元本 ⁽³⁾	時価	前払 プレミアム 支払 / (受領)	未実現 利益 / (損失)
Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2016	JPM	1.303%	\$ 15,000	\$ (185)	\$ (117)	\$ (68)
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2012	RBS	0.444%	3,500	12	15	(3)
China Government International Bond	1.000%	09/20/2012	BCLY	0.626%	400	1	2	(1)
China Government International Bond	1.000%	12/20/2012	BCLY	0.641%	100	1	0	1
China Government International Bond	1.000%	06/20/2016	CITI	1.202%	9,000	(70)	86	(156)
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	CITI	1.280%	100	(2)	(5)	3
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	CSFB	1.280%	300	(4)	(15)	11
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	DUB	1.280%	500	(6)	(23)	17
China Government International Bond	1.000%	09/20/2012	JPM	0.626%	200	1	1	0
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	JPM	1.280%	400	(5)	(20)	15
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	MSC	1.280%	1,300	(16)	(61)	45
China Government International Bond	1.000%	06/20/2016	RBS	1.202%	600	(5)	6	(11)
Colombia Government International Bond	1.000%	09/20/2015	CSFB	1.149%	3,000	(14)	(68)	54
Colombia Government International Bond	0.920%	04/20/2012	JPM	0.405%	1,100	3	0	3
Colombia Government International Bond	1.000%	09/20/2012	JPM	0.467%	200	1	1	0
Colombia Government International Bond	1.000%	09/20/2015	JPM	1.149%	6,900	(31)	(170)	139
Corp. Nacional del Cobre de Chile	1.000%	12/20/2011	BCLY	0.486%	1,300	2	2	0
Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2016	DUB	4.086%	100	(12)	(9)	(3)
Export-Import Bank of China	1.000%	12/20/2016	CSFB	2.079%	200	(10)	(19)	9
Gazprom OAO Via Gazprom International S.A.	1.000%	12/20/2012	DUB	1.490%	600	(3)	(12)	9
Gazprom OAO Via Gazprom International S.A.	1.000%	12/20/2012	UBS	1.490%	200	(1)	(4)	3
Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2021	CSFB	2.202%	400	(37)	(26)	(11)
Indonesia Government International Bond	1.000%	03/20/2015	JPM	1.466%	9,100	(129)	(370)	241
Indonesia Government International Bond	1.000%	12/20/2015	JPM	1.634%	10,700	(255)	(163)	(92)
Indonesia Government International Bond	1.000%	03/20/2015	UBS	1.466%	1,500	(21)	(60)	39
Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2021	UBS	2.202%	100	(10)	(7)	(3)
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2012	CITI	0.431%	300	3	1	2
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2015	CITI	1.190%	5,000	(32)	(32)	0
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2015	DUB	1.190%	9,000	(58)	(76)	18
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2012	GSC	0.431%	300	2	1	1
Mexico Government International Bond	1.000%	03/20/2021	HSBC	1.642%	900	(45)	(41)	(4)
Mexico Government International Bond	1.000%	09/20/2012	JPM	0.408%	200	1	1	0
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2012	JPM	0.431%	500	4	1	3

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)
投資有価証券明細表(続き)
2011年10月31日現在

社債、ソブリン債および米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾(続き)

参照銘柄	固定取引 受領金利	満期日	相手方	2011年 10月31日現在の インプライド・ クレジット スプレッド ⁽²⁾	想定 元本 ⁽³⁾	時価	前払 プレミアム 支払/ (受領)	未実現 利益/ (損失)
Mexico Government International Bond	1.000%	03/20/2015	MSC	1.048%	\$ 300	\$ 0	\$ (4)	\$ 4
Mexico Government International Bond	1.000%	09/20/2015	RBS	1.149%	2,000	(9)	(39)	30
Mexico Government International Bond	1.000%	09/20/2015	UBS	1.149%	3,000	(14)	(44)	30
Panama Government International Bond	1.000%	09/20/2012	JPM	0.479%	200	2	1	1
Penerbangan Malaysia Bhd.	1.000%	09/20/2012	JPM	0.715%	200	1	1	0
Penerbangan Malaysia Bhd.	1.000%	09/20/2012	MSC	0.715%	300	1	2	(1)
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	BOA	1.326%	400	(5)	(10)	5
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	CSFB	1.326%	3,200	(43)	(87)	44
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	HSBC	1.326%	7,900	(105)	(196)	91
Peru Government International Bond	1.960%	10/20/2016	MSC	1.384%	8,950	251	0	251
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	HSBC	1.394%	500	(7)	(16)	9
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	JPM	1.394%	800	(11)	(23)	12
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2012	MSC	0.685%	400	1	(3)	4
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	MSC	1.394%	1,700	(23)	(58)	35
Philippine Government International Bond	1.000%	09/20/2015	BNP	1.412%	2,200	(32)	(47)	15
Philippine Government International Bond	1.000%	03/20/2015	BOA	1.296%	600	(5)	(17)	12
Philippine Government International Bond	2.730%	03/20/2018	CITI	1.856%	700	38	0	38
Philippine Government International Bond	2.830%	06/20/2018	CITI	1.877%	600	37	0	37
Philippine Government International Bond	1.000%	09/20/2015	DUB	1.412%	2,900	(42)	(71)	29
Philippine Government International Bond	2.500%	09/20/2017	DUB	1.812%	2,500	101	0	101
Philippine Government International Bond	1.000%	09/20/2015	HSBC	1.412%	1,300	(18)	(25)	7
Philippine Government International Bond	1.000%	03/20/2015	UBS	1.296%	7,000	(61)	(202)	141
Poland Government Bond	1.000%	03/20/2016	CITI	2.210%	4,250	(207)	(87)	(120)
Qatar Government International Bond	1.000%	03/20/2016	BOA	0.921%	500	2	0	2
Qatar Government International Bond	1.000%	03/20/2016	DUB	0.921%	100	0	(1)	1
Republic of Korea	1.000%	12/20/2012	DUB	0.714%	1,100	5	(6)	11
Republic of Korea	1.000%	12/20/2012	JPM	0.714%	300	1	(2)	3
Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2012	CITI	0.865%	600	2	(7)	9
Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2012	CSFB	0.865%	100	0	(1)	1
Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2012	HSBC	0.865%	500	2	(5)	7
Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2012	MSC	0.865%	100	0	(1)	1

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)
投資有価証券明細表(続き)
2011年10月31日現在

社債、ソブリン債および米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾(続き)

参照銘柄	固定取引 受領金利	満期日	相手方	2011年 10月31日現在の インプライド・ クレジット スプレッド ⁽²⁾	想定 元本 ⁽³⁾	時価	前払 プレミアム 支払 / (受領)	未実現 利益 / (損失)
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	1.870%	10/20/2012	CSFB	1.518%	\$ 1,400	\$ 6	\$ 0	\$ 6
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	0.920%	04/20/2012	GSC	1.204%	5,000	(5)	0	(5)
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	2.000%	10/20/2012	MSC	1.518%	3,800	20	0	20
South Africa Government International Bond	1.000%	12/20/2020	MSC	1.933%	2,860	(205)	(93)	(112)
Turkey Government International Bond	1.000%	03/20/2016	BNP	2.231%	7,000	(347)	(224)	(123)
Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2021	DUB	2.653%	100	(12)	(9)	(3)
Turkey Government International Bond	1.000%	03/20/2015	UBS	2.037%	500	(17)	(19)	2
Uruguay Government International Bond	1.050%	01/20/2012	DUB	0.905%	6,000	20	0	20
						\$ (1,786)	\$ (2,606)	\$ 820

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾

						前払 プレミアム 支払 / (受領)	未実現 利益 / (損失)
指数 / トランシェ	固定取引 受領金利	満期日	相手方	想定 元本 ⁽³⁾	時価 ⁽⁴⁾		
Dow Jones CDX N.A.EM13 Index	5.000%	06/20/2015	HSBC	\$ 2,900	\$ 279	\$ 299	\$ (20)
Dow Jones CDX N.A.EM15 Index	5.000%	06/20/2016	MSC	67	7	9	(2)
Dow Jones CDX N.A.EM15 Index	5.000%	06/20/2016	UBS	1,100	120	101	19
					\$ 406	\$ 409	\$ (3)

- (1) ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、() スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務もしくは参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または() 想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。
- (2) 絶対値で表され、期末時点の新興国の社債、米国地方債および新興国のソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、支払い / パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブの不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入 / 売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。
- (3) 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドがプロテクションの売り手として支払うこと、またはプロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。
- (4) クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い / パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブにとっての期待負債（あるいは期待収益）は、期末現在買戻された / 売却されたスワップ契約の想定元本である可能性を表す。スワップの想定元本と比較した場合の絶対値における市場価格の上昇は、レファレンス・エンティティのクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義される通り債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生するリスクの増大を表す。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

金利スワップ

支払 / 受領 変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日	相手方	想定元本	時価	前払 プレミアム 支払 / (受領)	未実現 利益 / (損失)
Pay	BRL-CDI-Compounded	11.830%	01/02/2013	UBS	BRL 30,600	\$ 267	\$ 87	\$ 180
Pay	BRL-CDI-Compounded	12.070%	01/02/2013	JPM	29,650	464	75	389
Pay	BRL-CDI-Compounded	12.455%	01/02/2013	BCLY	7,700	101	(1)	102
Pay	BRL-CDI-Compounded	12.465%	01/02/2013	HSBC	83,600	1,101	(3)	1,104
Pay	BRL-CDI-Compounded	11.820%	01/02/2014	JPM	37,400	570	(118)	688
Pay	BRL-CDI-Compounded	11.935%	01/02/2014	HSBC	84,000	1,445	(102)	1,547
Pay	IBMEXID	5.600%	09/06/2016	BCLY	MXN 42,300	21	47	(26)
Pay	IBMEXID	6.960%	07/27/2020	HSBC	70,000	247	(168)	415
Pay	IBMEXID	6.750%	08/31/2021	HSBC	56,900	111	28	83

\$	4,327	\$	(155)	\$	4,482
----	-------	----	-------	----	-------

(g) 2011年10月31日現在の未決済購入オプション:

上場先物契約にかかるオプション

銘柄	行使価格	権利失効日	契約数	取得原価	時価
Put - IMM Eurodollar December Futures	\$ 93.000	12/17/2012	94	\$ 1	\$ 1
Put - IMM Eurodollar September Futures	92.500	09/17/2012	650	5	4
				\$ 6	\$ 5

(h) 2011年10月31日現在の未決済売却オプション:

インフレーション・フロアー・オプション

銘柄	相手方	行使価格	行使指数	権利失効日	想定元本	プレミアム	時価
			Maximum of [1 - (Final Index/Initial Index), 0]				
Floor - OTC CPURNSA Index	CITI	\$ 217.965		09/29/2020	\$ 1,100	\$ 14	\$ (3)

売却コールおよびプット・オプション取引

	契約数	米ドルによる想定元本 (米ドル)	プレミアム
2010年10月31日現在残高	56	\$ 38,500	\$ 343
売却	176	0	39
買戻購入	(232)	0	(73)
権利消滅	0	(37,400)	(295)
権利行使	0	0	0
2011年10月31日現在残高	0	\$ 1,100	\$ 14

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2011年10月31日現在

(i) 2011年10月31日現在の未決済外国通貨契約:

種類	通貨	契約により カバーされた 元本額	相手方	決済月	未実現利益	未実現 (損失)	未実現 純利益/ (損失)
Sell	BRL	2,263	CITI	11/2011	\$ 63	\$ 0	\$ 63
Sell		3,361	DUB	11/2011	82	0	82
Buy		14,158	HSBC	11/2011	892	0	892
Sell		5,007	HSBC	11/2011	151	0	151
Sell		3,526	JPM	11/2011	42	0	42
Buy		5,153	HSBC	12/2011	47	0	47
Sell		5,153	HSBC	12/2011	0	(118)	(118)
Buy		1,705	HSBC	01/2012	12	0	12
Sell		14,158	HSBC	01/2012	0	(852)	(852)
Sell		5,153	HSBC	02/2012	0	(46)	(46)
Buy	CAD	349	RBC	11/2011	5	0	5
Buy	CNY	279	JPM	11/2011	0	0	0
Buy		12,000	DUB	02/2012	35	0	35
Buy		33,230	JPM	02/2012	123	0	123
Buy		8,000	DUB	08/2013	0	(20)	(20)
Buy		24,215	UBS	08/2013	0	(30)	(30)
Buy	EUR	10,961	CITI	11/2011	0	(254)	(254)
Sell		2,870	CITI	11/2011	0	(20)	(20)
Sell		8,091	UBS	11/2011	0	(126)	(126)
Sell		10,961	CITI	12/2011	254	0	254
Sell		5,030	BCLY	01/2012	0	(104)	(104)
Sell		4,733	DUB	01/2012	0	(69)	(69)
Sell	INR	2,413	CITI	11/2011	5	0	5
Buy	¥	10,739	DUB	01/2012	0	(2)	(2)
Sell	KRW	307,588	DUB	11/2011	4	0	4

有価証券報告書（外国投資信託受益証券）						
Sell	878,343	HSBC	11/2011	3	0	3
Buy	4,103,432	JPM	11/2011	0	(168)	(168)
Sell	4,230,350	JPM	11/2011	4	0	4
Sell	1,196,506	MSC	11/2011	5	0	5
Buy	MXN 15,925	DUB	11/2011	16	(28)	(12)
Sell	3,337	DUB	11/2011	4	0	4
Buy	75,063	HSBC	11/2011	102	0	102
Sell	37,086	HSBC	11/2011	27	0	27
Sell	365	JPM	11/2011	0	0	0
Sell	7,188	MSC	11/2011	68	0	68
Buy	183	UBS	11/2011	0	0	0
Sell	43,195	UBS	11/2011	252	0	252
Sell	75,063	HSBC	03/2012	0	(97)	(97)
Buy	MYR 10,606	UBS	04/2012	0	(76)	(76)
Buy	PHP 198,260	CITI	03/2012	137	0	137
Sell	198,260	HSBC	03/2012	0	(133)	(133)
Buy	SGD 100	RBS	12/2011	0	(3)	(3)
Buy	558	UBS	12/2011	0	(17)	(17)
Buy	TRY 2,862	JPM	01/2012	68	0	68
				\$ 2,401	\$ (2,163)	\$ 238

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

（j）公正価値測定⁽¹⁾

以下は、2011年10月31日現在の、ファンドの資産および負債評価におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。⁽²⁾

カテゴリー ⁽³⁾	レベル1 ⁽⁴⁾	レベル2 ⁽⁵⁾	レベル3 ⁽⁶⁾	公正価値
バーレーン				
ソブリン債	\$ 0	\$ 2,605	\$ 0	\$ 2,605
バルバドス				
社債および約束手形	0	0	1,120	1,120
バミューダ				
社債および約束手形	0	2,111	0	2,111
ブラジル				
社債および約束手形	0	16,428	5,026	21,454
ソブリン債	0	1,493	0	1,493
英領バージン諸島				
社債および約束手形	0	218	1,355	1,573
カナダ				
社債および約束手形	0	0	203	203
ケイマン諸島				
銀行借入債務証券	0	940	0	940
社債および約束手形	0	7,063	1,021	8,084
チリ				
社債および約束手形	0	4,249	0	4,249
コロンビア				
社債および約束手形	0	3,910	0	3,910
ソブリン債	0	2,630	0	2,630
ドミニカ共和国				
社債および約束手形	0	2,439	0	2,439
エジプト				
銀行借入債務証券	0	469	0	469
社債および約束手形	0	410	0	410
エルサルバドル				
社債および約束手形	0	1,376	0	1,376
ガボン				
ソブリン債	0	6,960	0	6,960
インド				
社債および約束手形	0	3,918	0	3,918
インドネシア				
銀行借入債務証券	0	742	0	742
社債および約束手形	0	8,740	501	9,241
ソブリン債	0	11,586	0	11,586
アイルランド				
社債および約束手形	0	5,334	460	5,794
ヨルダン				
ソブリン債	0	1,056	0	1,056
カザフスタン				
社債および約束手形	0	20,215	0	20,215
ルクセンブルグ				
社債および約束手形	0	1,170	0	1,170

マレーシア				
社債および約束手形	0	2,952	0	2,952
メキシコ				
銀行借入債務証券	0	0	1,278	1,278
普通株式	0	0	43	43
社債および約束手形	0	9,548	3,792	13,340
ソブリン債	0	13,879	0	13,879
モロッコ				
ソブリン債	0	1,880	0	1,880
オランダ				
社債および約束手形	0	4,012	0	4,012
パナマ				
ソブリン債	0	1,510	0	1,510

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

公正価値測定（続き）

以下は、2011年10月31日現在の、ファンドの資産および負債評価におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。(2)
（続き）

カテゴリー ⁽³⁾	レベル1 ⁽⁴⁾	レベル2 ⁽⁵⁾	レベル3 ⁽⁶⁾	公正価値
ペルー				
社債および約束手形	\$ 0	\$ 777	\$ 0	\$ 777
カタール				
社債および約束手形	0	3,146	0	3,146
ルーマニア				
社債および約束手形	0	1,985	0	1,985
ソブリン債	0	3,728	0	3,728
ロシア				
社債および約束手形	0	45,044	0	45,044
ソブリン債	0	15,245	0	15,245
南アフリカ				
社債および約束手形	0	1,908	0	1,908
ソブリン債	0	2,664	0	2,664
韓国				
社債および約束手形	0	1,399	0	1,399
ソブリン債	0	2,076	0	2,076
スリランカ				
ソブリン債	0	1,684	0	1,684
トリニダード・トバゴ				
社債および約束手形	0	3,189	0	3,189
トルコ				
ソブリン債	0	15,076	0	15,076
アラブ首長国連邦				
社債および約束手形	0	1,339	193	1,532
アメリカ合衆国				
銀行借入債務証券	0	0	598	598
社債および約束手形	0	17,057	6	17,063
モーゲージ・バック証券	0	57	0	57
米国財務省証券	0	3,485	0	3,485
ウルグアイ				
ソブリン債	0	14,810	0	14,810
ベネズエラ				
社債および約束手形	0	2,820	0	2,820
ソブリン債	0	4,269	0	4,269
短期金融商品	0	26,623	0	26,623
購入オプション	5	0	0	5
投資合計、時価	5	308,224	15,596	323,825
金融デリバティブ商品⁽⁷⁾				
資産				
クレジット契約	0	1,640	0	1,640
外国通貨契約	0	2,401	0	2,401
金利契約	450	4,508	0	4,958
	450	8,549	0	8,999
負債				
クレジット契約	0	(823)	0	(823)
外国通貨契約	0	(2,163)	0	(2,163)

金利契約	0	(26)	(3)	(29)
	0	(3,012)	(3)	(3,015)
金融デリバティブ商品合計	\$ 450	\$ 5,537	\$ (3)	\$ 5,984
合計	\$ 455	\$ 313,761	\$ 15,593	\$ 329,809

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

公正価値測定（続き）

以下は、2011年10月31日に終了した年度における、重要であり観測不可能なインプット（レベル3）を使用した公正価値の調整である。

カテゴリー ⁽³⁾	2010年 10月31日 現在 期首残高	購入 純額 ⁽⁸⁾	売却 純額 ⁽⁸⁾	未払 ディス カウント ノ（プレ ミアム）	実現利益 ノ（損失）	未実現 利益 ノ（損失） 純変動額 ⁽⁹⁾	レベル3 への移動	レベル3 からの 移動	2011年 10月31日 現在 期末残高	2011年 10月31日 現在保有の 投資証券に かかる 未実現利益 ノ（損失） 純変動額 ⁽⁹⁾
バルバドス										
社債および 約束手形	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,120	\$ 0	\$ 1,120	\$ (133)
ブラジル										
社債および 約束手形	0	0	0	0	0	0	5,026	0	5,026	(134)
英領バージン諸島										
社債および 約束手形	0	191	0	1	0	(11)	1,174	0	1,355	(116)
カナダ										
社債および 約束手形	0	0	0	0	0	0	203	0	203	(390)
ケイマン諸島										
社債および 約束手形	1,460	0	(91)	63	28	(117)	0	(322)	1,021	(78)
インドネシア										
社債および 約束手形	0	540	0	(6)	0	(33)	0	0	501	(33)
アイルランド										
社債および 約束手形	0	509	0	0	0	(49)	0	0	460	(49)
メキシコ										
銀行借入 債務証券	0	1,300	0	0	0	(22)	0	0	1,278	(22)
社債および 約束手形	0	334	0	(2)	0	(238)	3,698	0	3,792	(1,183)
普通株式	0	242	0	0	0	(199)	0	0	43	(199)
アラブ首長国連邦										
社債および 約束手形	0	199	(8)	(1)	(1)	4	0	0	193	4
アメリカ合衆国										
銀行借入 債務証券	0	599	0	0	0	(1)	0	0	598	(1)
社債および 約束手形	0	504	(265)	0	(220)	(13)	0	0	6	(13)
投資合計、時価	1,460	4,418	(364)	55	(193)	(679)	11,221	(322)	15,596	(2,347)
金融デリバティブ 商品⁽⁷⁾										
負債										
金利契約	(10)	0	0	0	0	7	0	0	(3)	7
合計	\$ 1,450	\$ 4,418	\$ (364)	\$ 55	\$ (193)	\$ (672)	\$ 11,221	\$ (322)	\$ 15,593	\$ (2,340)

(1) 追加情報については、財務書類に対する注記の注3を参照のこと。

(2) 2011年10月31日に終了した年度中、重要なレベル1、レベル2およびレベル3からのノへの重要な移動はなかった。

(3) 追加情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

(4) 同一投資証券にとっての活発な市場における市場価格。

(5) その他の重要であり観測可能なインプット。

(6) 重要であり観測不可能なインプット。

(7) 金融デリバティブ商品は、未決済の先物契約、スワップ契約、売却オプションおよび外国通貨契約を含むことがある。

(8) 金融デリバティブ商品の購入純額および売却純額は、スワップ契約に規定される条項と実際の市況との差異を補う目的で、スワップ契約締結時になされたまたは受領した支払を含むことがある。

(9) 未実現損益純変動額および2011年10月31日現在保有の投資証券にかかる未実現損益純変動額の差異は、期末現在もはや保有されていない、またはレベル3に分類されていない投資証券に起因することがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

（k）2011年10月31日現在のデリバティブ商品の公正価値[△]

以下は、当年度中ファンドによって保有されたデリバティブ商品に関連するリスク・エクスポージャーの概要である。

2011年10月31日現在の資産・負債計算書上のデリバティブ商品の公正価値：

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ							
計上場所	商品契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	外国通貨 契約	金利契約	合計	
資産							
投資証券、時価 (購入オプション)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 5	\$	5
金融デリバティブ商品に かかる未収変動証拠金^^	0	0	0	0	306		306
外国通貨契約にかかる 未実現利益	0	0	0	2,401	0		2,401
店頭取引スワップ契約 にかかる未実現利益	0	1,640	0	0	4,508		6,148
	\$ 0	\$ 1,640	\$ 0	\$ 2,401	\$ 4,819	\$	8,860
負債							
未決済売却オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (3)	\$	(3)
外国通貨契約にかかる 未実現損失	0	0	0	(2,163)	0		(2,163)
店頭取引スワップ契約に かかる未実現損失	0	(823)	0	0	(26)		(849)
	\$ 0	\$ (823)	\$ 0	\$ (2,163)	\$ (29)	\$	(3,015)

2011年10月31日に終了した年度の運用計算書上のデリバティブ商品の影響：

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ							
計上場所	商品契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	外国通貨 契約	金利契約	合計	
運用の結果により認識 されたデリバティブ 商品にかかる実現利益							
投資証券にかかる 実現純（損失） （購入オプション）	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (148)	\$ (13)	\$	(161)
先物契約、売却オプション およびスワップ契約に かかる実現純利益	0	2,366	0	167	1,005		3,538
外国通貨契約にかかる 実現純利益	0	0	0	420	0		420
	\$ 0	\$ 2,366	\$ 0	\$ 439	\$ 992	\$	3,797
運用の結果により認識 されたデリバティブ 商品にかかる未実現 利益／（損失）の変動							
投資証券にかかる 未実現利益（損失） 純変動額 （購入オプション）	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 89	\$ (1)	\$	88
先物契約、売却オプション およびスワップ契約に かかる未実現利益 （損失）純変動額	0	(1,444)	0	(163)	3,051		1,444
外国通貨契約にかかる 未実現（損失）純変動額	0	0	0	(77)	0		(77)
	\$ 0	\$ (1,444)	\$ 0	\$ (151)	\$ 3,050	\$	1,455

[△] 追加情報については、財務書類に対する注記の注5を参照のこと。

^{△△} 直近日の変動証拠金のみが、資産・負債計算書内で報告される。投資有価証券明細表に対する注記で報告される通り、先物およびスワップにかかる変動証拠金は、それぞれ448米ドルおよび2米ドルにのぼる未決済先物契約の累計利益／（損失）に含まれる。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

2011年10月31日現在

（１）店頭取引金融デリバティブ商品に対して（受領）差入された担保

以下は、2011年10月31日現在の、相手方との店頭取引金融デリバティブ商品の時価および（受領）差入された担保の概要である。

相手方	店頭取引デリバティブの時価総額	担保（受領）／差入	エクスポージャー純額 ⁽¹⁾
BOA	\$ (8)	\$ 0	\$ (8)
BPS	(375)	360	(15)
BRC	22	0	22
CBK	(84)	0	(84)
DUB	(52)	230	178
FBF	(116)	110	(6)
GST	(2)	0	(2)
HUS	2,936	(2,800)	136
JPM	483	(430)	53
MSC	(162)	(725)	(887)
MYC	271	(155)	116
RBC	5	0	5
RYL	(5)	(10)	(15)
UAG	269	(300)	(31)

(1) エクスポージャー純額は、債務不履行時のブローカーからの／への未収金／（未払金）を表す。信用リスクおよび取引相手方リスクに関する追加情報については、財務書類に対する注記の注6「主要なリスク」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2011

(Amounts in thousands, except per unit amount)

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO U.S. High Yield (Yan-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yan-Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Assets:					
Investments, at value	\$ 15,106	\$ 294,824	\$ 92	\$ 314	\$ 460
Investments in affiliates, at value	383,376	2,297,373	18,097	70,498	325,208
Cash	0	540	0	0	0
Foreign currency, at value	0	23	0	0	0
Deposits with counterparty	0	270	0	0	0
Receivable for investments sold	0	43,620	1	0	0
Receivable for investments in affiliates sold	2,309	0	0	474	1,156
Receivable for fund units sold	0	9,105	92	1,404	583
Interest and dividends receivable	0	3	0	0	0
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	2,931	155,303	509	1,935	0
	413,722	2,801,061	18,791	74,825	327,407
Liabilities:					
Payable for investments purchased	\$ 0	\$ 7,898	\$ 1	\$ 0	\$ 0
Payable for investments in affiliates purchased	0	7,980	92	1,397	139
Deposits from counterparty	0	92,320	0	0	0
Payable for Fund units redeemed	2,308	385	0	474	1,600
Accrued management fee	0	0	0	0	177
Accrued distribution fee	0	0	0	0	135
Accrued agency fee	0	0	0	0	16
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	8,516	49,560	846	3,272	0
Other liabilities	0	0	0	0	139
	10,824	158,143	939	5,143	2,206
Net Assets	\$ 402,898	\$ 2,642,918	\$ 17,852	\$ 69,482	\$ 325,201

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 10

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2011

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Net Assets Consist of:

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO U.S. High Yield (Yan-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yan-Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Paid in capital	\$ 327,807	\$ 2,853,226	\$ 20,245	\$ 44,713	\$ 303,277
Undistributed (overdistributed) net investment income	(138,742)	(309,695)	7,010	0	(144,742)
Accumulated undistributed net realized gain (loss)	106,891	12,409	(111,134)	16,202	33,425
Net unrealized appreciation	6,942	86,988	1,731	8,567	33,244
	\$ 402,898	\$ 2,642,918	\$ 17,852	\$ 69,482	\$ 325,201

Net Assets:

	N/A	N/A	\$ 17,852	\$ 69,482	\$ 325,201
J (CNY)	N/A	\$ 28,835	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	\$ 67,155	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	254,213	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	144,867	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	2,469,216	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	12,265	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	69,264	N/A	N/A	N/A	N/A

Units Issued and Outstanding:

	N/A	N/A	152	408	30,282
J (CNY)	N/A	265	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	597	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	1,702	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	1,238	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	24,295	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	107	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	540	N/A	N/A	N/A	N/A

Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:

(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$ 117.53	\$ 170.10	\$ 10.74
(Expressed in NAV reporting currency)	N/A	N/A	¥ 9,185	¥ 13,264	N/A
J (CNY)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 108.53	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	N/A	¥ 8,463	N/A	N/A	N/A
J (JPY)					
(Expressed in functional currency)	\$ 112.48	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	¥ 8,771	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	\$ 149.41	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	¥ 11,650	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 117.02	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	N/A	¥ 9,125	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 101.63	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	N/A	¥ 7,925	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)					
(Expressed in functional currency)	\$ 114.68	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	¥ 8,942	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	\$ 129.24	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	¥ 10,000	N/A	N/A	N/A	N/A

Cost of Investments

	\$ 15,106	\$ 294,832	\$ 92	\$ 314	\$ 480
--	-----------	------------	-------	--------	--------

Cost of Investments in Affiliates

	\$ 380,847	\$ 2,315,998	\$ 16,028	\$ 80,591	\$ 291,865
--	------------	--------------	-----------	-----------	------------

Cost of Foreign Currency Held

	\$ 0	\$ 20	\$ 0	\$ 0	\$ 0
--	------	-------	------	------	------

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 11

Statements of Assets and Liabilities

October 31, 2011

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Two- Hedged) Bond Fund
Assets:					
Investments, at value	\$ 554,542	\$ 313,225	\$ 28	\$ 3,361,515	\$ 2,714
Investments in affiliates, at value	0	0	963,450	0	1,825,994
Repurchase agreements, at value	37,300	10,600	0	0	0
Cash	111	0	0	91	0
Foreign currency, at value	6	13	0	3	0
Deposits with counterparty	3,545	700	0	47,130	0
Receivable for investments sold	231,222	3,136	0	276,430	0
Receivable for Fund units sold	1,955	130	0	3,095	3,110
Interest and dividends receivable	6,466	5,090	0	31,036	0
Variation margin receivable on financial derivative instruments	412	306	0	4,580	0
OTC swap premiums paid	4,101	768	0	4,159	0
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	4,416	2,401	0	18,333	54,517
Unrealized appreciation on OTC swap agreements	1,907	5,148	0	12,323	0
	846,575	342,526	963,478	3,758,764	1,890,335
Liabilities:					
Payable for investments purchased	\$ 238,785	\$ 5,605	\$ 0	\$ 983,936	\$ 904
Payable for investments in affiliates purchased	0	0	0	0	3,095
Payable for investments purchased on a delayed-delivery basis	0	0	0	116,604	0
Payable for short sales	0	0	0	58	0
Deposits from counterparty	8,450	4,420	0	8,200	0
Overdraft due to custodian	0	2	0	0	0
Written options outstanding	343	3	0	1,831	0
Accrued taxes payable	72	0	0	0	0
Payable for Fund units redeemed	0	1,156	0	0	0
Accrued investment advisory fee	152	0	0	572	0
Accrued administration fee	51	0	0	210	0
OTC swap premiums received	4,366	3,120	0	10,906	0
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	10,247	2,163	0	35,763	105,620
Unrealized depreciation on OTC swap agreements	1,521	840	0	5,044	0
	263,987	17,318	0	1,163,264	110,619
Net Assets	\$ 581,588	\$ 325,208	\$ 963,478	\$ 2,595,490	\$ 1,575,716

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011

9

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2011

(Amounts in thousands, except per unit amount)

Net Assets Consist of:

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund
Paid in capital	\$ 468,44E	\$ 224,530	\$ 647,941	\$ 1,828,101	\$ 978,494
Undistributed (overdistributed) net investment income	48,007	(14,961)	0	467,034	186
Accumulated undistributed net realized gain	50,120	96,234	126,147	254,612	420,536
Net unrealized appreciation	15,01E	19,405	195,390	45,733	176,49E
	\$ 581,588	\$ 325,208	\$ 969,478	\$ 2,595,480	\$ 1,575,716

Net Assets:

	N/A	\$ 325,208	\$ 969,478	\$ 2,595,480	\$ 1,575,716
Inst (JPY)	\$ 266,118	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	288,162	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst Admin (JPY, Hedged)	27,308	N/A	N/A	N/A	N/A

Units Issued and Outstanding:

	N/A	26,700	6,423	17,195	9,601
Inst (JPY)	2,080	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	1,629	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst Admin (JPY, Hedged)	199	N/A	N/A	N/A	N/A

Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:

(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 12.18	\$ 150.93	\$ 150.95	\$ 164.12
(Expressed in NAV reporting currency)	N/A	N/A	¥ 11,769	¥ 11,770	¥ 12,797
Inst (JPY)					
(Expressed in functional currency)	\$ 127.93	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	¥ 9,975	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	\$ 176.87	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	¥ 13,791	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst Admin (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	\$ 137.35	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV reporting currency)	¥ 10,710	N/A	N/A	N/A	N/A

Cost of Investments	\$ 533,947	\$ 239,794	\$ 28	\$ 3,307,219	\$ 2,714
Cost of Investments in Affiliates	\$ 0	\$ 0	\$ 774,060	\$ 0	\$ 1,396,466
Cost of Repurchase Agreements	\$ 37,300	\$ 10,600	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Cost of Foreign Currency Held	\$ 6	\$ 13	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Premiums Received on Written Options	\$ 233	\$ 14	\$ 0	\$ 5,117	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011

8

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended
October 31, 2011

(Amounts in thousands)

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO U.S. High Yield (Yan-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yan-Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Investment Income:					
Interest, net of foreign taxes*	\$ 0	\$ 189	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Dividends from affiliate investments	29,949	110,403	1,239	0	23,414
Miscellaneous income	1	0	0	0	0
Total Income	29,950	110,592	1,239	0	23,414
Expenses:					
Management fees	0	0	0	0	2,504
Distribution fees	0	0	0	0	1,918
Agency fees	0	0	0	0	229
Printing and Legal expense	0	0	0	0	479
Interest expense	0	39	0	0	0
Miscellaneous expense	0	4	0	0	0
Total Expenses	0	43	0	0	5,130
Net Investment Income	29,950	110,549	1,239	0	18,284
Net Realized and Unrealized Gain (Loss):					
Net realized gain on investments	0	168	0	0	0
Net realized gain on affiliate investments	29,870	9,558	528	2,788	11,657
Net realized gain (loss) on foreign currency transactions	33,338	(2,110)	1,690	5,012	0
Net change in unrealized (depreciation) on investments	0	(11)	0	0	0
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on affiliate investments	(36,481)	(36,856)	(695)	317	(21,696)
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	(20,063)	93,678	(1,141)	(3,119)	1
Net Gain (Loss)	6,664	64,427	382	4,998	(9,936)
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	\$ 36,614	\$ 174,976	\$ 1,621	\$ 4,998	\$ 8,286
* Foreign tax withholding	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011

15

Statements of Operations

Year Ended
October 31, 2011

(Amounts in thousands)

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund S	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund
Investment Income:					
Interest, net of foreign taxes*	\$ 21,826	\$ 20,233	\$ 0	\$ 86,259	\$ 0
Miscellaneous income	1	0	0	33	1
Total Income	21,827	20,233	0	86,292	1
Expenses:					
Investment advisory fees	0	0	0	6,749	0
Investment advisory fees - Inst (JPY)	810	0	0	0	0
Investment advisory fees - Inst (JPY, Hedged)	751	0	0	0	0
Administration fees	547	0	0	2,485	0
Interest expense	5	21	0	86	10
Total Expenses	2,113	21	0	9,320	10
Net Investment Income (Expense)	19,714	20,212	0	76,972	(9)
Net Realized and Unrealized Gain (Loss):					
Net realized gain (loss) on investments	(1,330)	9,037	0	54,103	0
Net realized gain on affiliate investments	0	0	46,280	0	57,825
Net realized gain on futures contracts, written options and swap agreements	1,112	3,538	0	27,961	0
Net realized gain on foreign currency transactions	21,806	733	2	18,336	116,807
Net change in unrealized (depreciation) on investments, net of foreign taxes*	(1,309)	(21,446)	0	(42,247)	0
Net change in unrealized appreciation on affiliate investments	0	0	1,387	0	14,187
Net change in unrealized appreciation on futures contracts, written options and swap agreements	878	1,444	0	634	0
Net change in unrealized (depreciation) on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	(11,297)	(102)	(1)	(16,043)	(94,210)
Net Gain (Loss)	9,900	(5,758)	47,668	42,744	94,609
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	\$ 29,614	\$ 13,414	\$ 47,668	\$ 119,716	\$ 94,600
* Foreign tax withholding	\$ 0	\$ 1	\$ 0	\$ 0	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 12

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended
October 31, 2011

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Net investment income	\$ 29,950	\$ 110,540	\$ 1,239	\$ 0	\$ 18,294
Net realized gain (loss)	33,336	(1,942)	1,890	5,012	0
Net realized gain on affiliate investments	29,870	9,568	526	2,788	11,657
Net change in unrealized appreciation (depreciation)	(20,065)	93,667	(1,141)	(3,119)	1
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on affiliate investments	(36,481)	(36,896)	(895)	317	(21,896)
Net increase resulting from operations	36,614	174,976	1,621	4,998	8,286

Distributions to Unitholders:

From net investment income and net realized capital gains	N/A	N/A	(1,495)	0	(23,978)
J (CNY)	N/A	(2,741)	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	(17,834)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	(39,385)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	(5,073)	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	(112,293)	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	(1,261)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	(5,410)	N/A	N/A	N/A	N/A
Distributions in excess of net investment income and net realized capital gains	N/A	N/A	0	0	0
J (CNY)	N/A	(1,679)	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	0	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	0	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	(7,313)	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	(276,896)	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	0	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	0	N/A	N/A	N/A	N/A
Total Distributions	(53,890)	(405,995)	(1,495)	0	(23,978)

Fund Unit Transactions:

Receipts for units sold	N/A	N/A	1,064	19,836	28,764
J (CNY)	N/A	1,179	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	40,259	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	15,071	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	117,587	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	2,208,524	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	20,922	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	50,632	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	0	0	0
Y (AUD)	N/A	12,386	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	369,962	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	1,261	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	5,410	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed	N/A	N/A	(4,474)	(8,376)	(115,323)
J (CNY)	N/A	(24,848)	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	(3,116)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	(135,946)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	(18,113)	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	(808,067)	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	(11,075)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	(18,601)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	(35,186)	2,060,584	(3,410)	11,460	(86,558)
Total Increase (Decrease) in Net Assets	(52,461)	1,829,585	(3,284)	16,458	(102,251)

Net Assets:

Beginning of year	455,359	813,353	21,136	53,024	427,452
End of year*	\$ 402,898	\$ 2,642,918	\$ 17,852	\$ 69,482	\$ 325,201

* Including undistributed (overdistributed) net investment income of \$ (38,745) \$ (309,685) \$ 7,010 \$ 0 \$ (44,743)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011

19

Statements of Changes in Net Assets

Year Ended
October 31, 2011

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)	PMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund
Net investment income (expense)	\$ 19,714	\$ 20,212	\$ 0	\$ 76,972	\$ (9)
Net realized gain	21,686	13,309	2	100,400	116,807
Net realized gain on affiliate investments	0	0	46,280	0	57,825
Net change in unrealized (depreciation)	(11,785)	(20,106)	(1)	(57,698)	(94,210)
Net change in unrealized appreciation on affiliate investments	0	0	1,397	0	14,187
Net increase resulting from operations	29,614	13,414	47,668	119,774	94,600

Distributions to Unitholders:

From net investment income and net realized capital gains	0	(23,414)	0	0	0
Total Distributions	0	(23,414)	0	0	0

Fund Unit Transactions:

Receipts for units sold	N/A	8,412	155,918	529,368	175,931
Inet (JPY)	113,376	N/A	N/A	N/A	N/A
Inet (JPY, Hedged)	159,393	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	N/A	(101,213)	(157,902)	(455,808)	(215,973)
Inet (JPY)	(44,464)	N/A	N/A	N/A	N/A
Inet (JPY, Hedged)	(15,651)	N/A	N/A	N/A	N/A
Inet Admin (JPY, Hedged)	(141)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	212,513	(92,801)	(1,984)	73,560	(40,042)

Total Increase (Decrease) in Net Assets

	242,127	(102,801)	45,684	193,336	54,558
--	---------	-----------	--------	---------	--------

Net Assets:

Beginning of year	339,461	428,009	923,794	2,402,174	1,521,158
End of year*	\$ 581,588	\$ 325,208	\$ 969,478	\$ 2,595,480	\$ 1,575,716

*Including undistributed (overdistributed) net investment income of

	\$ 48,007	\$ (14,961)	\$ 0	\$ 467,034	\$ 186
--	-----------	-------------	------	------------	--------

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 18

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended
October 31, 2011

Selected Per Unit Data:	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II Y (BRL)	PIMCO U.S. High Yield (Yen- Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen- Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Net asset value beginning of year	\$ 113.07	\$ 116.57	\$ 156.97	\$ 11.16
Net investment income (a)	6.48	7.45	0.00	0.55
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	8.73	2.52	13.13	(0.25)
Total increase from investment operations	13.21	9.97	13.13	0.30
Distributions from net investment income and net realized capital gains	(10.66)	(9.01)	0.00	(0.72)
Distributions in excess of net investment income and net realized capital gains	(14.68)	0.00	0.00	0.00
Total distributions	(24.85)	(9.01)	0.00	(0.72)
Net asset value end of year	\$ 101.63	\$ 117.53	\$ 170.10	\$ 10.74
Total return (Expressed in functional currency) (b)	12.41%	9.04%	8.36%	2.93%
Total return (Expressed in Japanese yen)	8.82%(c)	5.56%(c)	4.90%(c)	NA
Net assets end of year (000s)	\$ 2,469,216	\$ 17,652	\$ 69,482	\$ 325,201
Ratio of expenses to average net assets	0.00%	0.00%	0.00%	1.43%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.00%	0.00%	1.43%
Ratio of net investment income to average net assets	5.93%	6.48%	0.00%	5.11%

^(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the period.^(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit.^(c) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar, however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's NAV reporting currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 4

Financial Highlights

Year Ended
October 31, 2011

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst LPY	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst LPY, Hedged	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst Admin LPY, Hedged	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)
Net asset value beginning of year	\$ 124.47	\$ 166.98	\$ 129.23	\$ 12.45
Net investment income (a)	5.17	6.98	5.60	0.68
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	(11.71)	2.91	2.52	(0.16)
Total increase from investment operations	3.46	9.89	8.12	0.52
Distributions from net investment income and net realized capital gains	0.00	0.00	0.00	(0.79)
Total distributions	0.00	0.00	0.00	(0.79)
Net asset value end of year	\$ 127.93	\$ 176.87	\$ 137.35	\$ 12.18
Total return (Expressed in functional currency) (b)	2.78%	5.92%	6.28%	4.46%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	(0.51)%	2.53%	2.88%	N/A
Net assets end of year (000s)	\$ 266,118	\$ 288,162	\$ 27,308	\$ 325,208
Ratio of expenses to average net assets	0.47%	0.47%	0.12%	0.01%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.47%	0.47%	0.12%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	4.17%	4.17%	4.35%	5.65%

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yes- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund
Net asset value beginning of year	\$ 143.58	\$ 143.60	\$ 153.76	\$ 118.16
Net investment income (a)	0.00	4.62	0.00	2.20
Net realized/unrealized gain on investments	7.34	2.73	10.36	3.65
Total increase from investment operations	7.34	7.35	10.36	5.85
Distributions from net investment income and net realized capital gains	0.00	0.00	0.00	0.00
Total distributions	0.00	0.00	0.00	0.00
Net asset value end of year	\$ 150.93	\$ 150.95	\$ 164.12	\$ 124.01
Total return (Expressed in functional currency) (b)	5.11%	5.12%	6.74%	4.95%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	1.76%	1.75%	3.33%	1.60%
Net assets end of year (000s)	\$ 969,478	\$ 2,595,480	\$ 1,575,716	\$ 51,518
Ratio of expenses to average net assets	0.00%	0.38%	0.00%	0.00%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.38%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	0.00%	3.19%	0.00%	1.84%

^(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the period.^(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit.^(c) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's NAV reporting currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011

1

Notes to Financial Statements

October 31, 2011

1. ORGANIZATION

Each fund discussed in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds") is a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II (the "Trust"). The Trust is an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended from time to time, the "Trust Deed"). Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited serves as the "Trustee" of the Trust for the owners of units of the Funds (the "Unitholders"). As used in this report all references to the "Trustee" shall mean the person then serving as trustee to the Trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO," the "Manager" or the "Investment Adviser") is the sponsor of and was responsible for structuring the Trust.

The Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 and related rules relating to standard funds.

The Investment Adviser is currently registered with the United States Commodity Futures Trading Commission ("CFTC") as a commodity pool operator ("CPO"). However, with respect to the Trust, the Investment Adviser has filed with the United States National Futures Association a claim pursuant to CFTC Rule 4.13(a)(4) for exemption from certain requirements applicable to a CPO on the basis that (i) Units of the Trust are exempt from registration under the Securities Act of 1933 and are offered and sold without marketing to the public in the United States, and (ii) investors in the Trust are limited as follows: (a) each natural person is a qualified eligible person ("QEP"), as that term is defined in CFTC Rule 4.7(a)(2), and (b) each non-natural investor is a QEP under any section of CFTC Rule 4.7. Pursuant to such exemption, the Investment Adviser operates the Trust as if the Investment Adviser is exempt from having to register with the CFTC as a CPO, consequently, the Investment Adviser is not required to deliver a disclosure document or a certified annual report to participants in the Trust, and the Trust may engage in unlimited commodity futures and commodity option transactions.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further funds in addition to the twenty Funds currently in operation as at the date of these financial statements.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund PIMCO U.S. High Yield Fund PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	Offered only to fund of funds type Japanese investment trusts organized under the Law concerning Investment Trust and Investment Company of Japan ("Japanese Investment Trusts") which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd. or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association, Japan.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund PIMCO U.S. High Yield Fund II PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II PIMCO World High Income	Offered to Japanese and other investors.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	Offered only to other Funds to serve as underlying investment vehicles for such Funds.
PIMCO Emerging Bond Income Fund II	Offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trusts Association, Japan, or in any other jurisdiction.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(a) Underlying Funds. The Trustee and the Manager may apply all or a portion of the assets of (i) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund and PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund, (ii) PIMCO Emerging Bond Income Fund and PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, (iii) PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II, and PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, (iv) PIMCO U.S. High Yield Fund II and PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II, (v) PIMCO World High Income (each referred to herein as a "Fund of Funds" or "Acquiring Fund" which invest in other Funds) to the respective credit of (i) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), (ii) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), (iii) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), (iv) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), (v) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), (each referred to herein as an "Underlying Fund" or "Acquired Fund"). Any assets so applied will be held in such Acquired Funds as if received directly thereby. Where assets are so applied, the Acquired Fund will record the issue of Units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per Unit of such Units and will repurchase such Units at the repurchase price per Unit of such Units at the time of repurchase. Accordingly, the

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

ability of an Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Funds to achieve their investment objectives. There can be no assurance that the investment objectives of the Acquired Funds will be achieved.

(b) Determination of Net Asset Value of Units. The Net Asset Value per Unit ("NAV") of a Fund (or any Class thereof, if applicable) is valued as of the close of regular trading (normally 4:00 p.m., Eastern time) on the New York Stock Exchange (the "NYSE Close") on each Fund's Dealing Day (as defined in the current Offering Memorandum of the Trust). Information that becomes known to a Fund or its agents after the NAV has been calculated on a particular day will not generally be used to retroactively adjust the price of a security or the NAV determined earlier that day. The Trustee may temporarily suspend the determination of the NAV of a Fund (or any Class thereof, if applicable), and in connection therewith, the issue, repurchase and conversion of Units in or from the Fund under certain circumstances, as defined in the current Offering Memorandum of the Trust.

(c) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled 15 days or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the dividend. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or net change in unrealized gain/loss on investments on the Statements of Operations, as appropriate. Tax liabilities realized as a result of such security sales are reflected as a component of Net realized gain (loss) on investments in the Statements of Operations. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

(d) Cash and Foreign Currency. The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The functional currency for the Funds is the U.S. dollar.

The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statements of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments.

The NAV and total returns of the Funds (or Classes thereof, as applicable) are presented in the currency for which the NAV is reported (the "NAV reporting currency") as detailed in the current Offering Memorandum. For the purposes of presenting the NAV and the total return in the NAV reporting currency, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution. See table below for the NAV reporting and functional currency of each respective fund.

Fund	NAV Reporting Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO World Income	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II - Inst (JPY) - Inst (JPY, Hedged) - Inst Admin (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund II - J (AUD) - J (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund - J (JPY) - J (JPY, Hedged) - Y (JPY) - Y (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

Fund	NAV Reporting Currency	Functional Currency
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (CNY) • Y (AUD) • Y (BRL)		
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	Japanese yen	U.S. dollar

(e) Multiclass Operations. Each class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of the Fund equal to that of other classes of the same Fund, except for specific assets and gains and losses designated to a class relating to currency hedging operations. Income, non-class specific expenses, and non-class specific realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each class of units based on the relative net assets of each class of the respective Fund. Class specific expenses, where applicable, currently include management, investment advisory, administrative and distribution fees.

(f) Distribution Policy. The chart below shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld at the Manager's discretion.

Declared and paid monthly:

PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)
PIMCO Emerging Bond Income Fund
PIMCO Emerging Bond Income Fund II

- J (AUD)
- J (BRL)

PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund
PIMCO U.S. High Yield Fund
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund

- J (JPY)
- J (JPY, Hedged)
- Y (JPY)
- Y (JPY, Hedged)

PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II

- J (CNY)
- Y (AUD)
- Y (BRL)

PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund
PIMCO World High Income

Declared and paid quarterly:

PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund

The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II

- Inst (JPY)
- Inst (JPY, Hedged)
- Inst Admin (JPY, Hedged)

PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)
PIMCO U.S. High Yield Fund II
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional Units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the NAV reporting currency of the Fund. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there shall be inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(g) New Accounting Pronouncements. In April 2011, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued an Accounting Standards Update ("ASU") related to the accounting for repurchase agreements and similar agreements that both entitle and obligate a transferor to repurchase or redeem financial assets before their maturity. The ASU modifies the criteria for determining effective control of transferred assets and as a result certain agreements may now be accounted for as secured borrowings. The ASU is effective prospectively for new transfers and existing transactions that are modified in the first interim or annual period beginning on or after December 15, 2011. At this time, management is evaluating the implications of this change and its impact on the financial statements has not been determined.

In May 2011, FASB issued an ASU to develop common requirements for measuring fair value and for disclosing information about fair value measurements in accordance with U.S. GAAP and International Financial Reporting Standards (IFRSs). FASB concluded that the amendments in this ASU will improve the comparability of fair value measurements presented and disclosed in financial statements prepared in accordance with U.S. GAAP and IFRSs. The ASU is effective prospectively for annual periods beginning on or after December 15, 2011. At this time, management is evaluating the implications of this change and its impact on the financial statements has not been determined.

3. INVESTMENT VALUATION AND FAIR MARKET VALUE MEASUREMENT

For purposes of calculating the NAV, Fund securities and other assets for which market quotes are readily available are valued at fair market value. Fair market value is generally determined on the basis of last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

Investments valued in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates obtained from pricing service providers. As a result, the NAV of a Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its functional currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the NAV may change on days when an investor is not able to purchase, redeem or exchange units.

U.S. GAAP defines fair market value as the price that a Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. It establishes a fair market value hierarchy that prioritizes inputs to valuation methods and requires disclosure of the fair market value hierarchy, separately for each major category of assets and liabilities, that segregates fair market value measurements into levels (Level 1, 2, and 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities. Levels 1, 2, and 3 of the fair market value hierarchy are defined as follows:

- Level 1 — Inputs using quoted prices in active markets or exchanges for identical assets and liabilities.
- Level 2 — Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.
- Level 3 — Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Manager or persons acting in their direction that are used in determining the fair market value of investments.

Level 1 and Level 2 trading assets and trading liabilities, at fair market value

The valuation techniques and significant inputs used in determining the fair market values of financial instruments classified as Level 1 and Level 2 of the fair market value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities and non-U.S. bonds are normally valued by pricing service providers that use broker dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The service providers' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair market value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date.

Mortgage-related and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also normally valued by pricing service providers that use broker dealer quotations or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes, current market data, estimated cash flows and market-based yield spreads for each tranche and incorporate deal collateral performance, as available. Mortgage-related and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair market value hierarchy.

Common stocks, exchange-traded funds and financial derivative instruments such as futures contracts or options contracts that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation

adjustments are not applied, they are categorized as Level 1 of the fair market value hierarchy. Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the close of the NYSE. These securities are valued using pricing service providers that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in the U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair market value hierarchy. Preferred stock and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorized as Level 2 of the fair market value hierarchy.

Investments in registered open-end investment management companies will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 1 of the fair market value hierarchy. Investments in unregistered open-end management investment companies will be calculated based upon the NAVs of such investments and are considered Level 1 provided that the NAVs are observable, calculated daily and are the value at which both purchases and sales will be conducted. Investments in privately held investment funds will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 2 of the fair market value hierarchy. Investments in privately held investment funds where the inputs of the NAVs are unobservable will be calculated based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 3 of the fair market value hierarchy.

Short-term investments having a maturity of 60 days or less are generally valued at amortized cost which approximates fair market value. These investments are categorized as Level 2 of the fair market value hierarchy.

Over-the-counter financial derivative instruments such as foreign currency contracts, options contracts, or swap agreements, derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. These contracts are normally valued on the basis of broker dealer quotations or pricing service providers. Depending on the product and the terms of the transaction, the value of the derivative contracts can be estimated by a pricing service provider using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as issuer details, indices, spreads, interest rates, curves, dividends and exchange rates. Derivatives that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair market value hierarchy.

Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair market value

The valuation techniques and significant inputs used in determining the fair market values of financial instruments classified as Level 3 of the fair market value hierarchy are as follows:

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager or persons acting in their direction and are categorized as Level 3 of the fair market value hierarchy.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information or broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of a Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Manager has delegated the responsibility for monitoring significant events that may materially affect the values of a Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

The Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instances in which daily market quotes are not readily available, investments may be valued, pursuant to guidelines established by the Manager, with reference to other securities or indices. In the event that the security or asset cannot be valued

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

pursuant to one of the valuation methods established by the Manager, the value of the security or asset will be determined in good faith by the Valuation Committee of the Manager. When a Fund uses fair valuation methods applied by the Manager that use significant unobservable inputs to determine its NAV, securities will be priced by another method that the Manager or persons acting at their direction believe accurately reflects fair market value and are categorized as Level 3 of the fair market value hierarchy. These methods may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot guarantee that values determined by the Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires a reconciliation of the beginning to ending balances for reported market values that presents changes attributable to total realized and unrealized gains or losses, purchases and sales, and transfers in/out of the Level 3 category during the period. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair market value hierarchy and Level 3 reconciliation, if any, have been included in the Notes to the Schedule of Investments for each respective Fund.

4. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Delayed-Delivery Transactions. Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, a Fund can designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a capital gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(b) Inflation-Indexed Bonds. Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed-income securities whose principal value is periodically adjusted to the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income in the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity.

(c) Loan Participations and Assignments. Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. A Fund generally has no right to enforce compliance with the terms of the loan agreement with the borrower. As a result, a Fund may be subject to the credit risk of both the borrower and the lender that is selling the loan agreement. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrower of the loan.

Certain Funds may also enter into unfunded loan commitments, which are contractual obligations for future funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate Funds to supply additional

cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the notional loan amounts will never be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. A Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a floating rate loan. In certain circumstances, a Fund may receive a prepayment penalty fee upon the prepayment of a floating rate loan by a borrower. Fees earned/paid are recorded as a component of interest income or interest expense in the Statements of Operations.

As of October 31, 2011, the Funds had no unfunded loan commitments.

(d) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities. Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities. These securities include mortgage pass-through securities, collateralized mortgage obligations, commercial mortgage-backed securities, stripped mortgage-backed securities, asset-backed securities, collateralized debt obligations and other securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, mortgage loans on real property. Mortgage-related and other asset-backed securities are interests in pools of loans or other receivables. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. Asset-backed securities are created from many types of assets, including auto loans, credit card receivables, home equity loans, and student loans. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal payments. Interest payments may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of pre-payments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the United States government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that the private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements.

Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralized by mortgages and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches," with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including pre-payments. Commercial mortgage-backed securities include securities that reflect an interest in, and are secured by, mortgage loans on commercial real property. Many of the risks of investing in commercial mortgage-backed securities reflect the risks of investing in the real estate securing the underlying mortgage loans. These risks reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make loan payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. CMOs and commercial mortgage-backed securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or asset-backed securities.

Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. A common type of SMBS will have one class reserving some of the interest and most of the principal from the mortgage assets, while the other class will receive most of the interest and the remainder of the principal. In the most extreme case, one class will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income in the Statements of Operations. Because little to no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the cost of the security on a monthly

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

basis until maturity. These adjustments are included in interest income in the Statements of Operations. Payments received for PQs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include collateralized bond obligations ("CBOs"), collateralized loan obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the collateral may decline in value or default, (iii) the Fund may invest in CDOs that are subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

(e) Payment In-Kind Securities. Certain Funds may invest in payment-in-kind securities ("PIKs"). PIKs give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata adjustment from the unrealized appreciation or depreciation on investments to interest receivable in the Statements of Assets and Liabilities.

(f) Repurchase Agreements. Each Fund may engage in repurchase agreement transactions. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. The underlying securities for all repurchase agreements are held in safekeeping at the Fund's custodian. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Securities purchased under repurchase agreements are reflected as an asset in the Statements of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statements of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund. Generally, in the event of counterparty default, a Fund has the right to use the collateral to offset losses incurred. If the counterparty should default, a Fund will seek to sell the securities which it holds as collateral. This could involve procedural costs or delays in addition to a loss on the securities if their value should fall below their repurchase price.

(g) Restricted Securities. Each Fund may invest in securities that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but are required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted except for those securities traded between qualified institutional investors under the provisions of Rule 144A of the Securities Act of 1933. Disposal of restricted securities may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve.

(h) Reverse Repurchase Agreements. Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund sells to a financial institution a security that it holds with an agreement to repurchase the same security at an agreed-upon price and date. Securities sold under reverse repurchase agreements are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the

security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to the Fund. A reverse repurchase agreement involves the risk that the market value of the security sold by a Fund may decline below the repurchase price of the security. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(i) Short Sales. Certain Funds may enter into short sales transactions. A short sale is a transaction in which a Fund sells securities it does not own in anticipation of a decline in the market price of the securities. Securities sold in short sale transactions and interest payable on such securities, if any, are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund is obligated to deliver securities at the market price at the time the short position is closed. Possible losses from short sales may be unlimited, whereas losses from purchases cannot exceed the total amount invested.

(j) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises.

Certain Funds may invest in securities of U.S. Government agencies or Government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of, and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government, others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"), others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations, and still others are supported only by the credit of the instrumentality. U.S. Government securities may include zero coupon securities, which do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to greater risk than interest-paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC"). FNMA is a government-sponsored corporation, the common stock of which is owned entirely by private stockholders. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

(k) When-Issued Transactions. Certain Funds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorized, has not yet been issued in the market. A commitment by a Fund is made regarding these transactions to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Fund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a capital gain or loss.

5. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use derivative instruments, the credit-risk-related contingent features in certain derivative instruments, and how derivative instruments affect the Funds' financial position, results of operations and cash flows. The location and fair value amounts of these instruments on the Statements of Assets and Liabilities and the realized and changes in unrealized gains and losses on the Statements of Operations, each categorized by type of derivative contract, are included in a table in the Notes to Schedules of Investments. The derivative instruments outstanding as of period end

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

as disclosed in the Notes to Schedules of Investments and the amounts of realized and changes in unrealized gains and losses on derivative instruments during the period as disclosed in the Statements of Operations serve as indicators of the volume of derivative activity for each Fund.

(a) Foreign Currency Contracts. Certain Funds may enter into foreign currency contracts in connection with selling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. In connection with these contracts, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

Certain Funds having a hedged class enter into foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these class specific foreign currency contracts will be successful.

(b) Futures Contracts. Certain Funds may enter into futures contracts. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates, and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker, an amount of cash or U.S. Government and Agency Obligations in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and a payable or receivable for the change in value ("variation margin") is recorded by the Fund. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the variation margin disclosed in the Statements of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts. Certain Funds may write call and put options on securities and financial derivative instruments it owns or in which it may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are reflected as written options outstanding on the Statements of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund

pays a premium which is included on the Fund's Statements of Assets and Liabilities as an investment and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is sold.

Options on Exchange-Traded Futures Contracts. Certain Funds may write or purchase options on exchange traded futures contracts ("Futures Option"). A Futures Option is an option contract in which the underlying is a single futures contract. A Fund may write a Futures Option for income purposes or to hedge an existing position or future investment. A Fund may purchase Futures Options for speculative purposes or to manage exposure to market movements.

Interest Rate Swaptions. Certain Funds may enter into interest rate swaption agreements. A swaption is an option to enter into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed rate payer.

Foreign Currency Options. Certain Funds may write or purchase foreign currency options. These options may be used as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates or to gain exposure to foreign currencies. A foreign currency option will specify the amount of currency and a rate of exchange that may be exercised by a specified date.

Options on Securities. Certain Funds may enter into options on securities ("Equity Option"). An Equity Option uses a specified equity security as the underlying for the option contract. A Fund may write or purchase options for income purposes or to hedge an existing position or future investment.

(d) Swap Agreements. Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements are privately negotiated in the over-the-counter market ("OTC swaps") and may be executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered commodities exchange ("centrally cleared swaps"). A Fund may enter into credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Swaps are marked to market daily based upon values provided by third party vendors, registered commodities exchanges, or quotations from market makers to the extent available. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net changes in unrealized appreciation/depreciation on the Statements of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps, if any, are recorded as a receivable or payable for the change in value as appropriate ("variation margin") on the Statements of Assets and Liabilities. In the event that market quotes are not readily available and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Valuation Committee of the Investment Advisor.

OTC swap payments received or made at the beginning of the measurement period are reflected as such on the Statements of Assets and Liabilities and represent premiums paid or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions (credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

other relevant factors). These upfront premiums are recorded as realized gains or losses on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realized gains or losses on the Statements of Operations.

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. This risk is mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event for the referenced entity, obligation or index. As a seller of protection on credit default swap agreements, a Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, a Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If a Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If a Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the recovery settlement value.

Credit default swap agreements on corporate, sovereign or U.S. Municipal issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. If a credit event occurs and cash settlement is not elected, a variety of other deliverable obligations may be delivered in lieu of the specific referenced obligation. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event). A Fund may use credit default swaps on corporate, sovereign or U.S. Municipal issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a list of a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. A Fund may use credit default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are benchmarks for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate, sovereign or U.S. Municipal issues as of period end are disclosed in the Notes to the Schedules of Investments and serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. For credit default swap agreements on asset-backed securities and credit indices, the quoted market prices and resulting values serve as the indicator of the current status of the payment/performance risk. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller of protection could be required to make under a credit default swap agreement would be an amount equal to the notional amount of the agreement. Notional amounts of all credit default swap agreements outstanding as of October 31, 2011 for which a Fund is the seller of protection are disclosed in the Notes to the Schedules of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by a Fund for the same referenced entity or entities.

Cross-Currency Swap Agreements Certain Funds may enter into cross-currency swap agreements to gain or mitigate exposure on currency risk. Cross-currency swap agreements involve two parties exchanging two different currencies with an agreement to reverse the exchange at a later date at specified exchange rates. The exchange of currencies at the inception date of the contract takes place at the current spot rate. The re-exchange at maturity may take place at the same exchange rate, a specified rate, or the then current spot rate. Interest payments, if applicable, are made between the parties based on interest rates available in the two currencies at the inception of the contract. The terms of cross-currency swap contracts may extend for many years. Cross-currency swaps are usually negotiated with commercial and investment banks. Some cross-currency swaps may not provide for exchanging principal cash flows, but only for exchanging interest cash flows.

Interest Rate Swap Agreements Certain Funds are subject to interest risk exposure in the normal course of pursuing its investment objectives. Because a Fund holds fixed rate bonds, the value of these bonds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party of their respective commitments to pay or receive interest with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap"; (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor"; (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels; (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole at zero cost by a predetermined date and time prior to the maturity date; (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark; or (vi) basis swap, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets.

6. PRINCIPAL RISKS

In the normal course of business the Funds trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk), or failure or insolvency of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk).

Market Risks The Funds' investments in derivatives and other financial instruments expose the Funds to various risks such as, but not limited to, interest rate, foreign currency, equity and commodity risks.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Funds are likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations. Duration is useful primarily as a measure of the sensitivity of a fixed income's market price to interest rate (i.e., yield) movements. If the Funds invest directly in foreign currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, or in derivatives that provide exposure to foreign currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Fund, or, in the case of hedging positions, that the Funds' base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments in the United States or abroad. As a result, the Funds' investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Funds.

The market values of equities, such as common stocks and preferred stocks or equity related investments such as futures or options, may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

The Funds' investments in commodity-linked derivative instruments may subject the Funds to greater market price volatility than investments in traditional securities. The value of commodity-linked derivative instruments may be affected by changes in overall market movements, commodity index volatility, changes in

interest rates, or factors affecting a particular industry or commodity, such as drought, floods, weather, livestock disease, embargoes, tariffs and international economic, political and regulatory developments.

Credit and Counterparty Risks The Funds will be exposed to credit risk on parties with whom they trade and will also bear the risk of settlement default. The Funds minimize concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognized and reputable exchanges. The Funds could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a financial derivatives contract, repurchase agreement or a loan of the Funds' securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities are subject to varying degrees of credit risk, which are often reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, the Funds may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which the Funds have unsettled or open transactions will default. Financial assets, which potentially expose the Funds to counterparty risk, consist principally of cash due from counterparties and investments. PIMCO minimizes counterparty risks to the Funds by performing extensive reviews of each counterparty and obtaining approval from the PIMCO Counterparty Risk Committee prior to entering into transactions with a third party. Furthermore, to the extent that unpaid amounts owed to the Funds exceed a predetermined threshold agreed to with the counterparty, such counterparty shall advance collateral to the Funds in the form of cash or cash equivalents equal in value to the unpaid amount owed to the Funds. The Funds may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to the Funds subsequently decreases, the Funds would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced to the Funds.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery upon approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the Funds have received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

Certain Funds are subject to various Master Agreements, which govern the terms of certain transactions with select counterparties. These Master Agreements reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardization that improves legal certainty. Since different types of forward and OTC derivative transactions have different mechanics and are sometimes traded out of different legal entities of a particular counterparty organization, each type of transaction may be covered by a different Master Agreement and result in the need for multiple agreements with a single counterparty. Therefore, exposure cannot be netted and collateralized across all types of transactions. Exposures can only be netted across transactions governed under the same Master Agreement with the same legal entity.

Master Agreements can also help limit counterparty risk by specifying collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Under the Master Agreements, collateral is routinely transferred if the total net exposure to certain transactions (net of existing collateral already in place) governed under the relevant master agreement with a counterparty in a given account exceeds a specified threshold, which typically ranges from zero to \$250,000 depending on the counterparty and the type of Master Agreement. United States Treasury bills and US dollar cash are generally the preferred forms of collateral, although other forms of AAA rated paper may be used. The Funds' overall exposure to counterparty risk can change substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements ("Master Repo Agreements") govern transactions between the Funds and select counterparties. The Master Repo Agreements maintain provisions for initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral for Repurchase Agreements.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

Master Securities Forward Transaction Agreements ("Master Forward Agreements") govern the considerations and factors surrounding the settlement of certain purchases and sales made on a delayed-delivery basis by and between the Funds and select counterparties. The Master Forward Agreements maintain provisions for, among other things, initiation and confirmation, payment and transfer, events of default, termination, and maintenance of collateral.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements ("ISDA Master Agreements") govern OTC financial derivative transactions entered into by the Funds and those counterparties. The ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to early terminate could be material to the financial statements. The market value of OTC financial derivative transactions net of collateral received in or pledged by counterparty as of period end is disclosed in the Notes to the Schedules of Investments.

On September 15, 2008, Lehman Brothers Holdings Inc. filed for protection under Chapter 11 of the United States Bankruptcy Code. On September 19, 2008, a proceeding under the Securities Investor Protection Act (SIPA) was commenced with respect to Lehman Brothers Inc., a broker-dealer. A trustee appointed under SIPA is administering the bankruptcy estate of Lehman Brothers Inc. Lehman Brothers Special Financing Inc. filed for protection under Chapter 11 of the United States Bankruptcy Code on October 3, 2008. In connection with these filings, the Lehman Brothers group of companies (collectively "Lehman Brothers") will be reorganized and/or liquidated in an orderly fashion, subject to court approval. Each Lehman Brothers entity is a separate legal entity that is subject to its own bankruptcy proceeding.

Anticipated losses for securities and financial derivatives transactions associated with Lehman Brothers have been incorporated as components of receivable for investments sold on the Statements of Assets and Liabilities and net realized gain/(loss) on investments on the Statements of Operations. Financial assets and liabilities may be offset and the net amount is reported in the Statements of Assets and Liabilities where there is a legally enforceable right to set off the recognized amounts.

7. FEES AND EXPENSES

Each Fund is subject to the following fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Investment Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II					
• Inst (JPY)	—	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	—	—
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	—	—
• Inst Admin (JPY, Hedged)	—	—	0.20% ⁽¹⁾	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	—	0.25%	0.20% ⁽¹⁾	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	—	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund II	—	—	—	—	—
• J (AUD)	—	—	—	—	—
• J (BRL)	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Fund II	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	—	—	—	—	—
• J (JPY)	—	—	—	—	—
• J (JPY, Hedged)	—	—	—	—	—
• Y (JPY)	—	—	—	—	—
• Y (JPY, Hedged)	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	—	—	—	—	—
• J (CHF)	—	—	—	—	—
• Y (AUD)	—	—	—	—	—
• Y (BRL)	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	—	—	—	—	—
PIMCO World High Income	0.70%	—	—	0.10% ⁽¹⁾	0.55% ⁽¹⁾

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

- ¹⁹ The Class is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund. The administration fee is calculated by (i) applying 0.20% per annum on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million; and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the administration fee based on the asset level of each Class.
- ²⁰ The PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.
- ²¹ The PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.
- ²² PIMCO World High Income is subject to an agency fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.10% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets; and 0.05% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.
- ²³ PIMCO World High Income is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.50% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets and 0.55% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

The management, advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to PIMCO for providing or arranging for the provision of investment advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the Units of the applicable Fund (or Class thereof, as applicable). PIMCO will bear the cost of certain third party services required by the Trust and the applicable Fund. PIMCO, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. With respect to Funds that are subject to an administrative fee, PIMCO generally makes a profit on such a fee.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, and administrative fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expense; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class of Units.

The Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Banking Corporation ("SMBC") to act as Distributor of PIMCO World High Income with respect to the public offering of Units of the Fund in Japan. No distributors have been appointed for any of the other Funds.

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees. PIMCO Japan Ltd., the Investment Adviser's affiliate in Japan, is paid a fee from the accounts, Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to the Investment Adviser to compensate it for its services.

PIMCO World High Income has paid the on-going expenses related to the public offering of its Units in Japan. If further Funds are launched, such costs directly attributable to the relevant Fund will be borne by the Fund, or by PIMCO. Where such costs are not directly attributable to a Fund, each Fund will bear such costs in proportion to its respective Net Asset Value, unless such costs are borne by PIMCO in its discretion. If any Fund is liquidated prior to the expenses being fully paid, such unpaid amount will be accelerated and paid immediately.

8. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Investment Adviser is a related party to the funds and is a majority-owned subsidiary of Allianz Global Investor of America L.P. ("AGI"). Fees payable to the related party are disclosed in Note 7.

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a portfolio from or to another fund or portfolio that are or could be considered an affiliate by virtue of having a common adviser (or affiliated investment adviser), is effected at the current market price. During the year ended October 31, 2011, the Funds below engaged in purchases and sales of securities among affiliated Funds (amounts in thousands):

Fund	Purchases	Sales
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	\$ 0	\$ 14,671
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	0	5,702
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	22,174	11,995
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	540,844	83,137
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	23,815	1,638
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	92,080	13,960

9. GUARANTEES AND INDEMNIFICATIONS

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

10. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units of beneficial interest. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the Funds are denominated in the Funds' Reporting currency and converted

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

to U.S. dollars at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value and of the same class although additional Classes of Units may be offered in the future related to any Fund. Fractional units of the Funds will not be issued.

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands*)

	PMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II		PMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund		PMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)		PMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Non- Hedged) Bond Fund	
	Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	0	\$ 0	701	\$ 8,412	1,078	\$ 155,918	3,642	\$ 529,338	1,148	\$ 175,331
Inst (JPY)	921	113,378	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst (JPY, Hedged)	971	199,333	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst Admin (JPY, Hedged)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst (JPY)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst (JPY, Hedged)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst Admin (JPY, Hedged)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	0	0	(5,373)	(101,213)	(11,088)	(157,902)	(3,178)	(455,809)	(11,440)	(1215,973)
Inst (JPY)	(395)	(44,464)	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst (JPY, Hedged)	(91)	(15,651)	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst Admin (JPY, Hedged)	(1)	(141)	0	0	0	0	0	0	0	0
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	1,444	\$ 212,513	(7,678)	\$ (92,601)	(10)	\$ (1,984)	467	\$ 73,530	(222)	\$ (40,042)

	PMCO Bermuda JGB Focus Foreign Strategy Fund		PMCO Bermuda JGB Focus U.S. Strategy Fund		PMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)		PMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)		PMCO Emerging Bond Income Fund	
	Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	2	\$ 270	1	\$ 180	232,051	\$ 2,351,374	592	\$ 83,103	258	\$ 25,279
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	14,063	140,352	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(65)	(10,213)	(57)	(6,806)	(86,844)	(969,400)	(194)	(27,316)	(493)	(48,541)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(63)	\$ (9,943)	(56)	\$ (6,626)	149,170	\$ 1,502,268	398	\$ 55,787	(235)	\$ (23,262)

	PMCO Emerging Bond Income Fund (M)		PMCO Emerging Bond Income Fund (M)		PMCO Emerging Bond (Non- Hedged) Income Fund		PMCO U.S. High Yield Fund		PMCO U.S. High Yield Fund II	
	Period Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	0	\$ 0	109,692	\$ 1,327,024	5,475	\$ 683,332	67	\$ 5,762	395	\$ 56,455
J (AUD)	4,515	583,675	0	0	0	0	0	0	0	0
J (BRL)	314	39,501	0	0	0	0	0	0	0	0
Issued as reinvestment of distributions	0	0	552	5,694	0	0	0	0	0	0
J (AUD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (BRL)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	0	0	(11,608)	(139,990)	(52)	(6,301)	(497)	(41,962)	(115)	(16,907)
J (AUD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (BRL)	(7)	(786)	0	0	0	0	0	0	0	0
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	4,822	\$ 602,610	99,637	\$ 1,193,728	5,423	\$ 683,631	(430)	\$ (36,200)	280	\$ 39,548

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

	PMCO U.S. High Yield Strategy Fund		PMCO U.S. High Yield Strategy Fund 1		PMCO U.S. High Yield (then Hedged) Fund		PMCO U.S. High Yield (then Hedged) Fund 1		PMCO World High Income	
	Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011		Year Ended October 31, 2011	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	0	\$ 0	0	\$ 0	10	\$ 1,064	124	\$ 19,836	2,680	\$ 28,764
J (CNY)	0	0	11	1,175	0	0	0	0	0	0
J (JPY)	339	40,293	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY, Hedged)	100	15,071	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (AUD)	0	0	1,005	117,567	0	0	0	0	0	0
Y (BRL)	0	0	13,775	2,209,504	0	0	0	0	0	0
Y (JPY)	175	20,522	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	401	50,632	0	0	0	0	0	0	0	0
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (CNY)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY, Hedged)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (AUD)	0	0	105	12,385	0	0	0	0	0	0
Y (BRL)	0	0	3,435	363,962	0	0	0	0	0	0
Y (JPY)	11	1,261	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	43	5,410	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	0	0	0	0	(33)	(4,474)	(54)	(8,376)	(10,725)	(115,373)
J (CNY)	0	0	(22)	(24,845)	0	0	0	0	0	0
J (JPY)	(29)	(3,118)	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY, Hedged)	(312)	(135,948)	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (AUD)	0	0	(137)	(16,115)	0	0	0	0	0	0
Y (BRL)	0	0	(5,357)	(601,007)	0	0	0	0	0	0
Y (JPY)	(95)	(11,073)	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	(145)	(18,501)	0	0	0	0	0	0	0	0
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(114)	\$ (35,185)	18,811	\$ 2,060,584	(29)	\$ (3,410)	70	\$ 11,460	(8,037)	\$ (86,559)

* A per share balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽¹⁾ The Fund's inception date was March 31, 2011.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2011

11. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Trust is not engaged in any material litigation or arbitration proceedings and is not aware of any material litigation or claim pending or threatened by or against it.

12. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of Units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. In the event of such taxes being enacted in Bermuda, the Funds have received an undertaking from the Minister of Finance of Bermuda, under the Exempted Undertakings Tax Protection Act of 1966, exempting the Funds from all such taxes until March 28, 2016.

U.S. GAAP provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. As of October 31, 2011, the Funds have recorded no liability for net unrecognized tax obligations relating to uncertain income tax positions they have taken or expect to take in future tax returns.

13. SUBSEQUENT EVENTS

The Investment Adviser has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Funds' financial statements through December 23, 2011, the date that the financial statements were available to be issued. The Investment Adviser has determined that there are no additional material events that would require adjustments to or disclosure in the Funds' financial statements through this date.

Schedule of Investments PIMCO World High Income

October 31, 2011

	UNITS	VALUE (000s)
MUTUAL FUNDS (a) 100.0%		
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (BM)		
(Cost \$291,965)	26,700,143	\$ 325,208
	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	
SHORT-TERM INSTRUMENTS 0.1%		
TIME DEPOSITS 0.1%		
HSBC Bank		
0.010% due 11/01/2011	¥ 1,704	22
TD Bank		
0.030% due 11/01/2011	\$ 438	438
Total Short-Term Instruments		460
(Cost \$460)		
Total Investments 100.1%		\$ 325,668
(Cost \$292,425)		
Other Assets and Liabilities (Net) (0.1%)		(467)
Net Assets 100.0%		\$ 325,201

Notes to Schedule of Investments (amounts in thousands*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) Affiliated Investments.

(b) Fair Value Measurements⁽¹⁾

The following is a summary of the fair value valuations according to the inputs used as of October 31, 2011 in valuing the Fund's assets and liabilities⁽²⁾:

Category ⁽³⁾	Level 1 ⁽⁴⁾	Level 2 ⁽⁵⁾	Level 3 ⁽⁶⁾	Fair Value
Mutual Funds	\$ 325,208	\$ 0	\$ 0	\$ 325,208
Short-Term Instruments	0	460	0	460
Totals	\$ 325,208	\$ 460	\$ 0	\$ 325,668

⁽¹⁾ See note 3 in the Notes to Financial Statements for additional information.

⁽²⁾ There were no significant transfers into and out of Level 1, Level 2 and Level 3 during the year ended October 31, 2011.

⁽³⁾ Refer to the Schedule of Investments for additional information.

⁽⁴⁾ Quoted prices in active markets for identical investments.

⁽⁵⁾ Significant other observable inputs.

⁽⁶⁾ Significant unobservable inputs.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 125

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)**

October 31, 2011

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
BAHRAIN 0.8%		
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Bahrain Government International Bond		
5.500% due 03/31/2020	\$ 2,700	\$ 2,605
Total Bahrain		2,605
(Cost \$2,649)		
BARBADOS 0.3%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%		
Columbus International, Inc.		
11.500% due 11/20/2014	1,100	1,120
Total Barbados		1,120
(Cost \$1,168)		
BERMUDA 0.6%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.6%		
Noble Group Ltd.		
6.750% due 01/29/2020	1,100	1,089
Onel International Finance Ltd.		
3.375% due 10/14/2016	200	204
4.750% due 02/16/2021	800	818
Total Bermuda		2,111
(Cost \$2,122)		
BRAZIL 7.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 6.6%		
Banco do Brasil S.A.		
4.500% due 01/22/2015	2,500	2,615
4.500% due 01/20/2016	EUR 1,000	1,404
Banco Santander Brasil S.A.		
4.250% due 01/14/2016	\$ 1,500	1,457
Banco Votorantim S.A.		
5.250% due 02/11/2016	900	909
BM&F Bovespa S.A.		
5.500% due 07/16/2020	600	622
Braskem Finance Ltd.		
5.750% due 04/15/2021	900	909
7.000% due 05/07/2020	400	434
Contrais Eletricas Brasileiras S.A.		
6.875% due 07/30/2019	270	309
7.750% due 11/30/2015	1,500	1,721
CSN Islands IX Corp.		
10.000% due 01/15/2015	800	925
CSN Islands XI Corp.		
6.875% due 09/21/2019	2,800	3,002
CSN Resources S.A.		
6.500% due 07/21/2020	1,800	2,024
Petrobras International Finance Co.		
3.875% due 01/27/2016	495	501
7.875% due 03/15/2019	3,310	4,009
9.375% due 12/10/2019	500	614
		21,454
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social		
6.369% due 06/16/2018	700	800
6.500% due 06/10/2019	800	830
		1,493
Total Brazil		22,947
(Cost \$21,854)		

See accompanying notes

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
BRITISH VIRGIN ISLANDS 0.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%		
Gold Fields Orogen Holding BVI Ltd.		
4.875% due 10/07/2020	\$ 1,500	\$ 1,355
Star Energy Geothermal Wayang Windu Ltd.		
11.500% due 02/12/2015	200	218
Total British Virgin Islands		1,573
(Cost \$1,706)		
CANADA 0.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%		
Sino-Forest Corp.		
6.250% due 10/21/2017	584	203
Total Canada		203
(Cost \$584)		
CAYMAN ISLANDS 2.8%		
BANK LOAN OBLIGATIONS 0.3%		
Petroleum Export III Ltd.		
3.847% due 04/09/2013	945	940
CORPORATE BONDS & NOTES 2.5%		
AES Andres Dominicana Ltd.		
8.500% due 11/12/2020	1,100	1,117
ENN Energy Holdings Ltd.		
6.000% due 05/13/2021	400	425
Interoceanica IV Finance Ltd.		
0.000% due 11/30/2025	978	929
Interoceanica V Finance Ltd.		
0.000% due 05/15/2030	1,800	493
IPIC GMTN Ltd.		
4.875% due 05/14/2016	EUR 100	140
5.000% due 11/15/2020	\$ 1,500	1,509
Odebrecht Drilling Norbe VIII & IX Ltd.		
6.350% due 06/30/2021	2,100	2,215
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
0.000% due 05/31/2018	382	322
Usiminas Commercial Ltd.		
7.250% due 01/18/2018	1,200	1,332
		8,004
Total Cayman Islands		9,024
(Cost \$8,824)		
CHILE 1.3%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.3%		
Banco Santander Chile		
1.659% due 04/20/2012	1,800	1,801
3.750% due 09/23/2015	1,400	1,392
ECL S.A.		
5.625% due 01/15/2021	1,000	1,056
Total Chile		4,289
(Cost \$4,182)		
COLOMBIA 2.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
Ecopetrol S.A.		
7.625% due 07/23/2018	3,250	3,910

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Colombia Government International Bond		
4.375% due 07/12/2021	\$ 2,250	\$ 2,357
6.125% due 05/21/2024	200	273
		2,630
Total Colombia		6,540
(Cost \$6,193)		
DOMINICAN REPUBLIC 0.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
EGE Haina Finance Co.		
9.500% due 04/26/2017	2,280	2,439
Total Dominican Republic		2,439
(Cost \$2,393)		
EGYPT 0.3%		
BANK LOAN OBLIGATIONS 0.2%		
Petroleum Export Ltd.		
3.357% due 12/07/2012	471	489
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%		
Nile Finance Ltd.		
5.250% due 06/05/2015	400	410
Total Egypt		879
(Cost \$871)		
EL SALVADOR 0.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
AES El Salvador Trust		
6.750% due 03/01/2016	1,400	1,376
Total El Salvador		1,376
(Cost \$1,397)		
GABON 2.1%		
SOVEREIGN ISSUES 2.1%		
Gabon Government International Bond		
8.200% due 12/12/2017	6,000	6,960
Total Gabon		6,960
(Cost \$6,534)		
INDIA 1.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
Bank of India		
4.750% due 09/30/2015	800	803
ICICI Bank Ltd.		
4.750% due 11/25/2016	700	837
Rural Electrification Corp. Ltd.		
4.250% due 01/25/2016	100	99
State Bank of India		
2.562% due 01/21/2016	600	591
4.900% due 07/27/2015	1,700	1,729
Total India		3,918
(Cost \$3,919)		
INDONESIA 6.6%		
BANK LOAN OBLIGATIONS 0.2%		
Indonesia Government International Bond		
1.250% due 12/14/2019	798	742

Annual Report | October 31, 2011 32

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)** (Cont.)

October 31, 2011

	PRINCIPAL AMOUNT (000)	VALUE (000)
CORPORATE BONDS & NOTES 2.8%		
Adaro Indonesia PT		
7.625% due 10/22/2019	\$ 400	\$ 433
Indosat Palapa Co. BV		
7.375% due 07/29/2020	700	777
Listrindo Capital BV		
9.250% due 01/29/2015	100	109
Majapahit Holding BV		
7.250% due 06/29/2017	4,400	4,972
7.750% due 01/20/2020	2,100	2,449
Sigma Capital Pte Ltd.		
9.000% due 04/30/2015	500	501
		9,241
SOVEREIGN ISSUES 3.6%		
Indonesia Government International Bond		
11.625% due 03/04/2019	7,750	11,595
Total Indonesia		21,569
(Cost \$19,223)		
IRELAND 1.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.8%		
RZD Capital Ltd.		
5.750% due 04/03/2017	4,600	4,941
Vimpel Communications Via VIP Finance Ireland Ltd. OJSC		
6.430% due 03/02/2016	500	493
7.748% due 02/02/2021	500	480
Total Ireland		5,794
(Cost \$5,657)		
JORDAN 0.3%		
SOVEREIGN ISSUES 0.3%		
Jordan Government International Bond		
3.875% due 11/12/2015	1,100	1,055
Total Jordan		1,055
(Cost \$1,090)		
KAZAKHSTAN 6.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 6.2%		
Intergas Finance BV		
6.375% due 05/14/2017	1,000	1,065
8.875% due 11/04/2011	2,050	2,063
KazMenayGas National Co.		
6.375% due 04/03/2021	3,500	3,736
7.000% due 05/05/2020	5,100	5,004
9.125% due 07/02/2019	500	610
11.750% due 01/29/2015	1,400	1,704
Teegizchevroil Finance Co. SARL		
8.124% due 11/15/2014	5,230	5,433
Total Kazakhstan		20,215
(Cost \$19,068)		
LUXEMBOURG 0.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
Soverstal OAO Via Steel Capital S.A.		
6.700% due 10/25/2017	1,200	1,170
Total Luxembourg		1,170
(Cost \$1,227)		

	PRINCIPAL AMOUNT (000)	VALUE (000)
MALAYSIA 0.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.9%		
Axiata SPV1 Labuan Ltd.		
5.375% due 04/29/2020	\$ 800	\$ 841
Public Bank Bhd		
5.000% due 06/20/2017	2,100	2,111
Total Malaysia		2,952
(Cost \$2,893)		
MEXICO 8.8%		
BANK LOAN OBLIGATIONS 0.4%		
Financiera Urbi S.A. de C.V.		
9.350% due 12/16/2011	1,300	1,278
		SHARES
COMMON STOCKS 0.0%		
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V.		
	33,656	43
	PRINCIPAL AMOUNT (000)	
CORPORATE BONDS & NOTES 4.1%		
Corp. GEO SAB de C.V.		
8.875% due 03/25/2014	\$ 3,500	3,404
Desarrolladora Homex SAB de C.V.		
7.500% due 09/29/2015	300	300
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V.		
5.760% due 06/29/2018	MXN 3,512	93
Pemex Project Funding Master Trust		
5.750% due 03/01/2018	\$ 3,720	4,129
Petroleos Mexicanos		
6.000% due 03/05/2020	3,500	3,329
6.500% due 06/02/2041	1,100	1,190
Urbi Desarrollos Urbanos SAB de C.V.		
9.500% due 01/21/2020	300	295
		13,340
SOVEREIGN ISSUES 4.3%		
Mexico Government International Bond		
4.250% due 07/14/2017	EUR 4,100	5,812
5.750% due 10/12/2110	\$ 800	817
6.050% due 01/11/2040	1,850	2,178
7.250% due 12/15/2016	MXN 60,800	5,072
		13,879
Total Mexico		28,540
(Cost \$28,137)		
MOROCCO 0.6%		
SOVEREIGN ISSUES 0.6%		
Morocco Government International Bond		
4.500% due 10/05/2020	EUR 1,500	1,860
Total Morocco		1,860
(Cost \$2,022)		
NETHERLANDS 1.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
Indo Energy Finance BV		
7.000% due 05/07/2018	\$ 500	510
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV		
6.375% due 10/06/2020	3,300	3,502
Total Netherlands		4,012
(Cost \$3,928)		

	PRINCIPAL AMOUNT (000)	VALUE (000)
PANAMA 0.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
Panama Government International Bond		
7.125% due 01/29/2025	\$ 1,175	\$ 1,510
Total Panama		1,510
(Cost \$1,484)		
PERU 0.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
Banco Continental S.A. Via Continental Senior Trustees Cayman Ltd.		
5.500% due 11/16/2020	800	777
Total Peru		777
(Cost \$794)		
QATAR 1.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%		
Nakilat, Inc.		
6.067% due 12/31/2033	1,500	1,639
Qatari Diar Finance QSC		
5.000% due 07/21/2020	1,400	1,507
Total Qatar		3,146
(Cost \$2,844)		
ROMANIA 1.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.8%		
TMK OAO Via TMK Capital S.A.		
7.750% due 01/27/2018	2,100	1,965
SOVEREIGN ISSUES 1.2%		
Romania Government International Bond		
5.000% due 03/16/2015	EUR 2,700	3,726
Total Romania		5,713
(Cost \$5,772)		
RUSSIA 18.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 13.8%		
AK Transneft OJSC Via TransCapitalInvest Ltd.		
5.670% due 03/09/2014	\$ 2,500	2,631
7.700% due 06/07/2013	100	108
8.700% due 06/07/2016	1,000	1,227
Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.		
9.250% due 04/23/2019	1,000	1,249
Gazprom OAO Via Gazprom International S.A.		
7.201% due 02/01/2020	5,771	6,382
Gazprom OAO Via White Nights Finance BV		
10.500% due 03/25/2014	11,610	13,348
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.		
7.175% due 05/16/2013	2,850	3,014
9.000% due 06/11/2014	4,800	5,340
Sberbank of Russia Via SB Capital S.A.		
5.400% due 03/24/2017	100	103
5.439% due 07/07/2015	3,300	3,440
TNK-BP Finance S.A.		
6.125% due 03/20/2012	800	812
7.500% due 07/16/2016	4,100	4,541
7.875% due 03/13/2018	500	572

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 | 33

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)** (Cont.)

October 31, 2011

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
VimpelCom Holdings BV		
4.362% due 06/29/2014	\$ 300	\$ 294
VTB Bank OJSC Via VTB Capital S.A.		
6.603% due 10/31/2012	1,800	1,869
8.875% due 05/29/2018	100	105
		45,044
SOVEREIGN ISSUES 4.7%		
Russia Government International Bond		
7.500% due 03/31/2030	12,898	15,245
		60,289
Total Russia		
(Cost \$56,847)		
SOUTH AFRICA 1.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.6%		
AngloGold Ashanti Holdings PLC		
5.375% due 04/15/2020	1,000	984
FirstRand Bank Ltd.		
4.375% due 06/09/2016	900	974
		1,908
SOVEREIGN ISSUES 0.0%		
South Africa Government International Bond		
5.500% due 03/09/2020	2,000	2,235
5.875% due 05/30/2022	375	429
		2,664
Total South Africa		
(Cost \$4,452)		4,572
SOUTH KOREA 1.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
Korea Exchange Bank		
4.875% due 01/14/2016	100	104
Korea Hydro & Nuclear Power Co. Ltd.		
3.125% due 09/16/2015	1,300	1,295
		1,399
SOVEREIGN ISSUES 0.7%		
Korea Housing Finance Corp.		
4.125% due 12/15/2015	2,000	2,076
		3,475
Total South Korea		
(Cost \$3,390)		
SRILANKA 0.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
Sri Lanka Government International Bond		
6.250% due 07/27/2021	1,650	1,694
Total Sri Lanka		
(Cost \$1,650)		1,684
TRINIDAD AND TOBAGO 1.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%		
Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.		
6.000% due 05/09/2022	3,254	3,189
Total Trinidad and Tobago		
(Cost \$3,161)		3,189

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
TURKEY 4.6%		
SOVEREIGN ISSUES 4.6%		
Turkey Government International Bond		
5.625% due 03/30/2021	\$ 1,500	\$ 1,500
6.750% due 04/03/2018	4,000	4,543
7.000% due 09/26/2016	1,200	1,368
7.250% due 03/15/2015	2,000	2,250
7.500% due 07/14/2017	600	703
7.500% due 11/07/2019	3,870	4,625
Total Turkey		15,076
(Cost \$14,853)		
UNITED ARAB EMIRATES 0.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%		
Dolphin Energy Ltd.		
5.888% due 06/15/2019	177	193
DP World Ltd.		
6.850% due 07/02/2037	1,400	1,339
Total United Arab Emirates		1,532
(Cost \$1,390)		
UNITED STATES 6.5%		
BANK DEPOSIT OBLIGATIONS 0.2%		
Desarrolladora Homex SAB de C.V.		
3.746% due 04/27/2012	600	598
CORPORATE BONDS & NOTES 6.2%		
American International Group, Inc.		
8.175% due 05/15/2056	2,700	2,616
8.250% due 06/15/2016	1,000	1,128
CEOC Finance Corp. International, Inc.		
3.125% due 12/01/2016	800	580
Gerdau Holdings, Inc.		
7.000% due 01/20/2020	4,000	4,310
Morgan Stanley		
10.000% due 05/03/2017	BRL 15,300	8,423
Sino-Forest Corp.		
6.250% due 10/21/2017	\$ 19	6
		17,063
MORTGAGE-BACKED SECURITIES 0.0%		
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
2.734% due 03/25/2034	17	15
Luminent Mortgage Trust		
0.425% due 12/25/2036	42	22
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust		
2.250% due 06/25/2036	23	20
		57
U.S. TREASURY OBLIGATIONS 1.1%		
U.S. Treasury Notes		
2.125% due 08/15/2021	3,500	3,495
		21,203
Total United States		
(Cost \$20,232)		
URUGUAY 4.6%		
SOVEREIGN ISSUES 4.6%		
Uruguay Government International Bond		
8.000% due 11/18/2022	11,136	14,810
Total Uruguay		14,810
(Cost \$12,404)		

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
VENEZUELA 2.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.9%		
Petroleos de Venezuela S.A.		
4.900% due 10/29/2014	\$ 500	\$ 381
5.000% due 10/29/2015	1,800	1,237
5.500% due 04/12/2037	300	147
6.500% due 11/02/2017	1,450	1,096
		2,820
SOVEREIGN ISSUES 1.3%		
Venezuela Government International Bond		
7.650% due 04/21/2025	600	377
7.750% due 10/13/2019	2,250	1,561
8.250% due 10/13/2024	2,300	1,488
9.000% due 05/07/2023	900	621
9.250% due 05/07/2026	300	201
		4,269
Total Venezuela		7,089
(Cost \$6,941)		
SHORT-TERM INSTRUMENTS 0.2%		
U.S. TREASURY BILLS 4.5%		
0.039% due 01/19/2012 -		
05/03/2012 (all)	14,610	14,858
		14,608
COMMERCIAL PAPER 0.1%		
Fannie Mae		
0.060% due 11/26/2011	400	400
REPURCHASE AGREEMENTS 9.3%		
Deutsche Bank Securities, Inc.		
0.030% due 11/01/2011	5,600	5,600
(Dated 10/31/2011. Collateralized by U.S. Treasury Notes 0.000% due 11/30/2015 valued at \$5,721. Repurchase proceeds are \$5,600.)		
JPMorgan Chase & Co.		
0.120% due 11/01/2011	5,000	5,000
(Dated 10/31/2011. Collateralized by Fannie Mae 0.870% due 03/12/2014 valued at \$5,114. Repurchase proceeds are \$5,000.)		
		10,600
TIME DEPOSITS 0.3%		
Brown Brothers Harriman & Co.		
0.143% due 11/01/2011	EUR 1	1
TD Bank		
0.030% due 11/01/2011	\$ 1,014	1,014
		1,015
Total Short-Term Instruments		26,623
(Cost \$26,623)		
PURCHASED OPTIONS (p) 0.0%		
(Cost \$6)		\$
Total Investments 99.6%		\$ 323,825
(Cost \$310,384)		
Written Options (h) (0.0%)		(3)
(Premiums \$14)		
Other Assets and Liabilities (Net) 0.4%		1,396
Net Assets 100.0%		\$ 325,208

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 | 24

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)** (Cont.)

October 31, 2011

Notes to Schedule of Investments (amounts in thousands*, except number of contracts):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) Coupon represents a weighted average rate.

(b) Cash of \$700 has been pledged as collateral as of October 31, 2011 for swap, swaption and foreign currency contracts as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements.

(c) The average amount of borrowings while outstanding during the year ended October 31, 2011 was \$7,935 at a weighted average interest amount of 0.225%.

(d) Securities with an aggregate market value of \$582 have been pledged as collateral for the following open futures contracts on October 31, 2011:

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealized Appreciation
30-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2013	194	\$ 228
30-Day Eurodollar March Futures	Long	03/2014	89	153
U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	Long	12/2011	253	87
				<u>\$ 468</u>

(e) Centrally cleared swap agreements outstanding on October 31, 2011:

Interest Rate Swaps

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation
Receive	3 Month USD LIBOR	2.250%	12/21/2016	\$ 2,400	\$ 104	\$ 2

(f) Swap agreements outstanding on October 31, 2011:

Credit Default Swaps on Corporate, Sovereign, and U.S. Municipal Issues - Sell Protection^(a)

Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Counterparty	Implied Credit Spread at October 31, 2011 ^(b)	Notional Amount ^(c)	Market Value	Unpaid Premiums Paid/Received ^(d)	Unrealized Appreciation/Depreciation ^(e)
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	DUB	0.914%	\$ 100	\$ 0	\$ (1)	\$ 1
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	MSC	0.914%	100	0	(1)	1
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	UBS	0.914%	500	3	0	3
America Movil SAB de CV	1.000%	03/20/2012	DUB	0.403%	2,500	9	(6)	15
American International Group, Inc.	2.088%	03/20/2013	CSFB	2.587%	3,000	(14)	0	(14)
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2012	BNP	0.549%	500	4	1	3
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2012	CITI	0.549%	300	1	0	1
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2015	CITI	1.193%	5,000	(34)	(5)	(29)
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2016	CITI	1.254%	200	(2)	(1)	(1)
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2016	DUB	1.346%	5,000	(78)	(46)	(30)
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2012	OSC	0.549%	300	1	0	1
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2015	HSHC	1.199%	2,000	(14)	(18)	4
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2016	HSHC	1.254%	5,000	(48)	(43)	(5)
Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2015	JPM	1.199%	2,600	(18)	(12)	(6)
Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2016	JPM	1.303%	15,000	(185)	(117)	(68)
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2012	RBS	0.444%	3,500	12	15	(3)
China Government International Bond	1.000%	09/20/2012	BCLY	0.626%	400	1	2	(1)
China Government International Bond	1.000%	12/20/2012	BCLY	0.641%	100	1	0	1
China Government International Bond	1.000%	06/20/2016	CITI	1.202%	9,000	(70)	86	(156)
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	CITI	1.280%	100	(2)	(5)	3
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	CSFB	1.280%	300	(4)	(15)	11
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	DUB	1.280%	500	(6)	(23)	17
China Government International Bond	1.000%	09/20/2012	JPM	0.626%	200	1	1	0
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	JPM	1.280%	400	(5)	(20)	15
China Government International Bond	1.000%	12/20/2016	MSC	1.280%	1,300	(16)	(61)	45
China Government International Bond	1.000%	06/20/2016	RBS	1.202%	600	(5)	6	(11)
Colombia Government International Bond	1.000%	09/20/2015	CSFB	1.149%	3,000	(14)	(68)	54
Colombia Government International Bond	0.920%	04/20/2012	JPM	0.405%	1,100	3	0	3
Colombia Government International Bond	1.000%	09/20/2012	JPM	0.467%	200	1	1	0
Colombia Government International Bond	1.000%	09/20/2015	JPM	1.149%	6,300	(31)	(170)	139
Corp. Nacional del Cobre de Chile	1.000%	12/20/2011	BCLY	0.496%	1,300	2	2	0
Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2016	DUB	4.096%	100	(12)	(9)	(3)
Export-Import Bank of China	1.000%	12/20/2016	CSFB	2.079%	200	(10)	(19)	9
Gazprom OAO Via Gazprom International S.A.	1.000%	12/20/2012	DUB	1.430%	600	(3)	(12)	9
Gazprom OAO Via Gazprom International S.A.	1.000%	12/20/2012	UBS	1.490%	200	(1)	(4)	3
Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2021	CSFB	2.202%	400	(37)	(26)	(11)
Indonesia Government International Bond	1.000%	03/20/2015	JPM	1.466%	9,100	(129)	(370)	241
Indonesia Government International Bond	1.000%	12/20/2015	JPM	1.834%	10,700	(256)	(163)	(92)
Indonesia Government International Bond	1.000%	03/20/2015	UBS	1.466%	1,500	(21)	(60)	39
Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2021	UBS	2.202%	100	(10)	(7)	(3)

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 | 35

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2011

Credit Default Swaps on Corporate, Sovereign, and U.S. Municipal Issues - Sell Protection^(b) (Cont.)

Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Counterparty	Implied Credit Spread at October 31, 2011 ^(c)	Notional Amount ^(d)	Market Value	Upfront Premiums Paid/(Received)	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2012	CITI	0.431%	\$ 300	\$ 3	\$ 1	\$ 2
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2015	CITI	1.180%	5,000	(32)	(32)	0
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2015	DUB	1.190%	9,000	(58)	(76)	18
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2012	GSC	0.431%	300	2	1	1
Mexico Government International Bond	1.000%	03/20/2021	HSBC	1.842%	300	(45)	(41)	(4)
Mexico Government International Bond	1.000%	09/20/2012	JPM	0.406%	200	1	1	0
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2012	JPM	0.431%	500	4	1	3
Mexico Government International Bond	1.000%	03/20/2015	MSC	1.048%	300	0	(4)	4
Mexico Government International Bond	1.000%	03/20/2015	RBS	1.149%	2,000	(9)	(33)	30
Mexico Government International Bond	1.000%	03/20/2015	UBS	1.149%	3,000	(14)	(44)	30
Panama Government International Bond	1.000%	09/20/2012	JPM	0.479%	200	2	1	1
Penerbangan Malaysia Bhd	1.000%	09/20/2012	JPM	0.715%	200	1	1	0
Penerbangan Malaysia Bhd	1.000%	09/20/2012	MSC	0.715%	300	1	2	(1)
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	BGA	1.326%	400	(5)	(10)	5
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	CSFB	1.326%	3,200	(43)	(87)	44
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	HSBC	1.326%	7,800	(105)	(186)	81
Peru Government International Bond	1.860%	10/20/2016	MSC	1.364%	8,950	251	0	251
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	HSBC	1.364%	500	(7)	(16)	9
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	JPM	1.364%	800	(11)	(23)	12
Petrobras International Finance Co.	1.000%	03/20/2012	MSC	0.865%	400	1	(3)	4
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	MSC	1.364%	1,700	(23)	(58)	35
Philippine Government International Bond	1.000%	09/20/2015	BNP	1.412%	2,200	(32)	(47)	15
Philippine Government International Bond	1.000%	03/20/2015	BGA	1.296%	600	(5)	(17)	12
Philippine Government International Bond	2.730%	03/20/2018	CITI	1.656%	700	38	0	38
Philippine Government International Bond	2.830%	06/20/2018	CITI	1.877%	600	37	0	37
Philippine Government International Bond	1.000%	09/20/2015	DUB	1.412%	2,900	(42)	(71)	29
Philippine Government International Bond	2.500%	09/20/2017	DUB	1.812%	2,500	101	0	101
Philippine Government International Bond	1.000%	09/20/2015	HSBC	1.412%	1,300	(18)	(25)	7
Philippine Government International Bond	1.000%	03/20/2015	UBS	1.296%	7,000	(61)	(202)	141
Poland Government Bond	1.000%	03/20/2016	CITI	2.210%	4,250	(207)	(87)	(120)
Qatar Government International Bond	1.000%	03/20/2016	BGA	0.921%	500	2	0	2
Qatar Government International Bond	1.000%	03/20/2016	DUB	0.921%	100	0	(1)	1
Republic of Korea	1.000%	12/20/2012	DUB	0.714%	1,100	5	(6)	11
Republic of Korea	1.000%	12/20/2012	JPM	0.714%	300	1	(2)	3
Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2012	CITI	0.865%	600	2	(7)	9
Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2012	CSFB	0.865%	100	0	(1)	1
Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2012	HSBC	0.865%	500	2	(5)	7
Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2012	MSC	0.865%	100	0	(1)	1
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSH Capital S.A.	1.870%	10/20/2012	CSFB	1.516%	1,400	6	0	6
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSH Capital S.A.	0.920%	04/20/2012	GSC	1.204%	5,000	(5)	0	(5)
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSH Capital S.A.	2.000%	10/20/2012	MSC	1.516%	3,600	26	0	26
South Africa Government International Bond	1.000%	12/20/2020	MSC	1.939%	2,860	(205)	(93)	(112)
Turkey Government International Bond	1.000%	03/20/2016	BNP	2.231%	7,000	(347)	(224)	(123)
Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2021	DUB	2.653%	100	(12)	(3)	(3)
Turkey Government International Bond	1.000%	03/20/2015	UBS	2.037%	500	(17)	(19)	2
Uruguay Government International Bond	1.050%	01/20/2012	DUB	0.905%	6,000	20	0	20
					\$ (1,786)	\$ (2,806)	\$ 820	

Credit Default Swaps on Credit Indices - Sell Protection^(b)

Index/Tranches	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Counterparty	Notional Amount ^(d)	Market Value ^(e)	Upfront Premiums Paid/(Received)	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Dow Jones CDX N.A. EM13 Index	5.000%	06/20/2015	HSBC	\$ 2,300	\$ 278	\$ 233	\$ (20)
Dow Jones CDX N.A. EM15 Index	5.000%	06/20/2016	MSC	67	7	9	(2)
Dow Jones CDX N.A. EM15 Index	5.000%	06/20/2016	UBS	1,100	120	101	19
					\$ 405	\$ 403	\$ (3)

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 30

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)** (Cont.)

October 31, 2011

- ¹² If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- ¹³ Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues of an emerging country as of period end serve as an indicator of the current status of the payment/default risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- ¹⁴ The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- ¹⁵ The quoted market prices and resulting values for credit default swap agreements on credit indices serve as an indicator of the current status of the payment/default risk and represent the likelihood of an expected liability (or profit) for the credit derivative should the notional amount of the swap agreement be closed/out as of the period end. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

Interest Rate Swaps

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Counterparty	Notional Amount	Market Value	Upfront Premiums Paid/Received	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Pay	BRL CDI-Compounded	11.830%	01/02/2013	UBS	BRL 30,600	\$ 267	\$ 87	\$ 180
Pay	BRL CDI-Compounded	12.070%	01/02/2013	JPM	29,650	464	75	389
Pay	BRL CDI-Compounded	12.455%	01/02/2013	BCLY	7,700	101	(1)	102
Pay	BRL CDI-Compounded	12.465%	01/02/2013	HG&C	83,600	1,101	(3)	1,104
Pay	BRL CDI-Compounded	11.830%	01/02/2014	JPM	37,400	570	(118)	688
Pay	BRL CDI-Compounded	11.935%	01/02/2014	HG&C	84,000	1,445	(102)	1,547
Pay	BIMEXD	5.800%	09/06/2016	BCLY	MXN 42,300	21	47	(26)
Pay	BIMEXD	6.360%	07/27/2020	HG&C	70,000	247	(168)	415
Pay	BIMEXD	6.750%	09/31/2021	HG&C	56,800	111	26	83
						\$ 4,327	\$ (155)	\$ 4,482

(g) Purchased options outstanding on October 31, 2011:

Options on Exchange-Traded Futures Contracts

Description	Exercise Price	Expiration Date	# of Contracts	Cost	Market Value
Put - IBM Eurodollar December Futures	\$ 93.000	12/17/2012	94	\$ 1	\$ 1
Put - IBM Eurodollar September Futures	92.500	09/17/2012	650	5	4
				\$ 6	\$ 5

(h) Written options outstanding on October 31, 2011:

Inflation Floor Options

Description	Counterparty	Strike Index	Exercise Index	Expiration Date	Notional Amount	Premiums	Market Value
Floor - OTC CPURNCA Index	CITI	\$ 217.965	Maximum of [1 - (Final Index/Initial Index), 0]	09/29/2020	\$ 1,100	\$ 14	\$ (3)

Transactions in written call and put options

	# of Contracts	Notional Amount in \$	Premium
Balance at October 31, 2010	56	\$ 38,500	\$ 343
Sales	176	0	39
Closing Buys	(232)	0	(73)
Expirations	0	(37,400)	(299)
Exercised	0	0	0
Balance at October 31, 2011	0	\$ 1,100	\$ 14

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 | 37

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)** (Cont.)

October 31, 2011

(i) Foreign currency contracts outstanding on October 31, 2011:

Type	Currency	Principal Amount Covered by Contract	Counterparty	Settlement Month	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Sell	BRL	2,263	CITI	11/2011	\$ 63	\$ 0	\$ 63
Sell		3,361	DUB	11/2011	82	0	82
Buy		14,198	HGB C	11/2011	892	0	892
Sell		5,007	HGB C	11/2011	151	0	151
Sell		3,526	JPM	11/2011	42	0	42
Buy		5,193	HGB C	12/2011	47	0	47
Sell		5,193	HGB C	12/2011	0	(118)	(118)
Buy		1,705	HGB C	01/2012	12	0	12
Sell		14,198	HGB C	01/2012	0	(852)	(852)
Sell		5,193	HGB C	02/2012	0	(46)	(46)
Buy	CAD	343	RBC	11/2011	5	0	5
Buy	CNY	279	JPM	11/2011	0	0	0
Buy		12,000	DUB	02/2012	35	0	35
Buy		33,230	JPM	02/2012	129	0	129
Buy		8,000	DUB	06/2013	0	(20)	(20)
Buy		24,215	UBS	06/2013	0	(30)	(30)
Buy	EUR	10,861	CITI	11/2011	0	(254)	(254)
Sell		2,670	CITI	11/2011	0	(20)	(20)
Sell		8,091	UBS	11/2011	0	(126)	(126)
Sell		10,861	CITI	12/2011	254	0	254
Sell		5,030	BCLY	01/2012	0	(104)	(104)
Sell		4,733	DUB	01/2012	0	(89)	(89)
Sell	HR	2,413	CITI	11/2011	5	0	5
Buy	V	10,739	DUB	01/2012	0	(2)	(2)
Sell	KRW	307,988	DUB	11/2011	4	0	4
Sell		878,343	HGB C	11/2011	3	0	3
Buy		4,103,432	JPM	11/2011	0	(188)	(188)
Sell		4,230,350	JPM	11/2011	4	0	4
Sell		1,136,906	MSC	11/2011	5	0	5
Buy	MXN	15,825	DUB	11/2011	16	(26)	(12)
Sell		3,337	DUB	11/2011	4	0	4
Buy		75,063	HGB C	11/2011	102	0	102
Sell		37,096	HGB C	11/2011	27	0	27
Sell		365	JPM	11/2011	0	0	0
Sell		7,188	MSC	11/2011	88	0	88
Buy		183	UBS	11/2011	0	0	0
Sell		43,195	UBS	11/2011	252	0	252
Sell		75,063	HGB C	03/2012	0	(87)	(87)
Buy	MYR	10,606	UBS	04/2012	0	(76)	(76)
Buy	PHP	198,260	CITI	03/2012	137	0	137
Sell		198,260	HGB C	03/2012	0	(133)	(133)
Buy	SGD	100	RBC	12/2011	0	(3)	(3)
Buy		958	UBS	12/2011	0	(17)	(17)
Buy	TRY	2,662	JPM	01/2012	68	0	68
					\$ 2,401	\$ (2,163)	\$ 238

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 28

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2011

(j) Fair Value Measurements⁽¹⁾The following is a summary of the fair value valuations according to the inputs used as of October 31, 2011 in valuing the Fund's assets and liabilities⁽²⁾:

Category ⁽³⁾	Level 1 ⁽⁴⁾	Level 2 ⁽⁴⁾	Level 3 ⁽⁴⁾	Fair Value	Category ⁽³⁾	Level 1 ⁽⁴⁾	Level 2 ⁽⁴⁾	Level 3 ⁽⁴⁾	Fair Value
Bahrain					Romania				
Sovereign Issues	\$ 0	\$ 2,805	\$ 0	\$ 2,805	Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 1,985	\$ 0	\$ 1,985
Barbados					Sovereign Issues	0	3,728	0	3,728
Corporate Bonds & Notes	0	0	1,120	1,120	Russia				
Bermuda					Corporate Bonds & Notes	0	45,044	0	45,044
Corporate Bonds & Notes	0	2,111	0	2,111	Sovereign Issues	0	15,245	0	15,245
Brazil					South Africa				
Corporate Bonds & Notes	0	16,426	5,026	21,454	Corporate Bonds & Notes	0	1,908	0	1,908
Sovereign Issues	0	1,493	0	1,493	Sovereign Issues	0	2,664	0	2,664
British Virgin Islands					South Korea				
Corporate Bonds & Notes	0	218	1,355	1,573	Corporate Bonds & Notes	0	1,339	0	1,339
Canada					Sovereign Issues	0	2,076	0	2,076
Corporate Bonds & Notes	0	0	203	203	Sri Lanka				
Cayman Islands					Sovereign Issues	0	1,684	0	1,684
Bank Loan Obligations	0	940	0	940	Trinidad and Tobago				
Corporate Bonds & Notes	0	7,063	1,021	8,084	Corporate Bonds & Notes	0	3,189	0	3,189
Chile					Turkey				
Corporate Bonds & Notes	0	4,249	0	4,249	Sovereign Issues	0	15,076	0	15,076
Colombia					United Arab Emirates				
Corporate Bonds & Notes	0	3,910	0	3,910	Corporate Bonds & Notes	0	1,339	193	1,532
Sovereign Issues	0	2,630	0	2,630	United States				
Dominican Republic					Bank Loan Obligations	0	0	939	939
Corporate Bonds & Notes	0	2,439	0	2,439	Corporate Bonds & Notes	0	17,057	6	17,063
Egypt					Mortgage-Backed Securities	0	57	0	57
Bank Loan Obligations	0	469	0	469	U.S. Treasury Obligations	0	3,485	0	3,485
Corporate Bonds & Notes	0	410	0	410	Uruguay				
El Salvador					Sovereign Issues	0	14,810	0	14,810
Corporate Bonds & Notes	0	1,376	0	1,376	Venezuela				
Gabon					Corporate Bonds & Notes	0	2,620	0	2,620
Sovereign Issues	0	6,960	0	6,960	Sovereign Issues	0	4,269	0	4,269
India					Short-Term Instruments	0	26,623	0	26,623
Corporate Bonds & Notes	0	3,918	0	3,918	Purchased Options	5	0	0	5
Indonesia					Investments, at value	5	306,224	15,996	323,821
Bank Loan Obligations	0	742	0	742	Financial Derivative Instruments⁽⁵⁾				
Corporate Bonds & Notes	0	8,740	501	9,241	Assets				
Sovereign Issues	0	11,586	0	11,586	Credit Contracts	0	1,640	0	1,640
Ireland					Foreign Currency Contracts	0	2,401	0	2,401
Corporate Bonds & Notes	0	5,334	460	5,794	Interest Rate Contracts	490	4,998	0	4,998
Jordan						490	6,549	0	6,999
Sovereign Issues	0	1,056	0	1,056	Liabilities				
Kazakhstan					Credit Contracts	0	(823)	0	(823)
Corporate Bonds & Notes	0	20,215	0	20,215	Foreign Currency Contracts	0	(2,163)	0	(2,163)
Luxembourg					Interest Rate Contracts	0	(26)	(3)	(29)
Corporate Bonds & Notes	0	1,170	0	1,170		0	(3,012)	(3)	(3,015)
Malaysia					Total Financial Derivative				
Corporate Bonds & Notes	0	2,952	0	2,952	Instruments	\$ 450	\$ 5,537	\$ (3)	\$ 5,984
Mexico					Totals	\$ 455	\$ 313,761	\$ 15,993	\$ 329,808
Bank Loan Obligations	0	0	1,278	1,278					
Common Stocks	0	0	43	43					
Corporate Bonds & Notes	0	9,548	3,792	13,340					
Sovereign Issues	0	13,879	0	13,879					
Morocco									
Sovereign Issues	0	1,880	0	1,880					
Netherlands									
Corporate Bonds & Notes	0	4,012	0	4,012					
Panama									
Sovereign Issues	0	1,510	0	1,510					
Peru									
Corporate Bonds & Notes	0	777	0	777					
Qatar									
Corporate Bonds & Notes	0	3,146	0	3,146					

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 | 39

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)** (Cont.)

October 31, 2011

Fair Value Measurements (Cont.)

The following is a reconciliation of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Fund during the year ended October 31, 2011:

Category ^(a)	Beginning Balance at October 31, 2010	Net Purchases ^(b)	Net Sales ^(b)	Accrued Discounts/ (Premiums)	Realized Gain/ (Loss)	Net Change in Unrealized Appreciation/ (Depreciation) ^(c)	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Ending Balance at October 31, 2011	Net Change in Unrealized Appreciation/ (Depreciation) on Investments held at October 31, 2011 ^(d)
Barbados:										
Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,120	\$ 0	\$ 1,120	\$ (133)
Brazil:										
Corporate Bonds & Notes	0	0	0	0	0	0	5,026	0	5,026	(134)
British Virgin Islands:										
Corporate Bonds & Notes	0	191	0	1	0	(11)	1,174	0	1,355	(116)
Canada:										
Corporate Bonds & Notes	0	0	0	0	0	0	203	0	203	(380)
Cayman Islands:										
Corporate Bonds & Notes	1,460	0	(81)	63	28	(117)	0	(322)	1,021	(79)
Indonesia:										
Corporate Bonds & Notes	0	540	0	(6)	0	(33)	0	0	501	(33)
Ireland:										
Corporate Bonds & Notes	0	503	0	0	0	(49)	0	0	454	(49)
Mexico:										
Bank Loan Obligations	0	1,300	0	0	0	(22)	0	0	1,278	(22)
Corporate Bonds & Notes	0	334	0	(2)	0	(238)	3,698	0	3,792	(1,183)
Common Stocks	0	242	0	0	0	(193)	0	0	43	(193)
United Arab Emirates:										
Corporate Bonds & Notes	0	193	(6)	(1)	(1)	4	0	0	193	4
United States:										
Bank Loan Obligations	0	593	0	0	0	(1)	0	0	592	(1)
Corporate Bonds & Notes	0	504	(265)	0	(220)	(13)	0	0	6	(113)
Investments, at value	1,460	4,418	(364)	55	(193)	(679)	11,221	(322)	15,536	(2,347)
Financial Derivative Instruments^(e)										
Liabilities										
Interest Rate Contracts	(10)	0	0	0	0	7	0	0	(3)	7
Totals	\$ 1,450	\$ 4,418	\$ (364)	\$ 55	\$ (193)	\$ (672)	\$ 11,221	\$ (322)	\$ 15,533	\$ (2,340)

^(a) See note 3 in the Notes to Financial Statements for additional information.^(b) There were no significant transfers into and out of Level 1, Level 2 and Level 3 during the year ended October 31, 2011.^(c) Refer to the Schedule of Investments for additional information.^(d) Quoted prices in active markets for identical investments.^(e) Significant other observable inputs.^(f) Significant unobservable inputs.^(g) Financial derivative instruments may include open futures contracts, swap agreements, written options, and foreign currency contracts.^(h) Net Purchases and Sales for Financial Derivative Instruments may include payments made or received upon entering into swap agreements to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions.⁽ⁱ⁾ Any difference between Net Change in Unrealized Appreciation/Depreciation and Net Change in Unrealized Appreciation/Depreciation on Investments held at October 31, 2011 may be due to an investment no longer held or categorized as level 3 at year end.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 40

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)** (Cont.)

October 31, 2011

(k) Fair Value of Derivative Instruments as of October 31, 2011¹

The following is a summary of the risk exposure related to derivative instruments held during the year ended by the Fund.

Fair Values of Derivative Instruments in the Statements of Assets and Liabilities as of October 31, 2011:

Location	Derivatives not accounted for as hedging instruments						Total
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts		
Assets							
Investments, at value (purchased options)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 5	\$	\$ 5
Variation margin receivable on financial derivative instruments ^{1,2}	0	0	0	0	306		306
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	0	0	0	2,401	0		2,401
Unrealized appreciation on OTC swap agreements	0	1,640	0	0	4,509		6,149
	\$ 0	\$ 1,640	\$ 0	\$ 2,401	\$ 4,815	\$	\$ 8,860
Liabilities							
Written options outstanding	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (3)	\$	\$ (3)
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	0	0	0	(2,163)	0		(2,163)
Unrealized depreciation on OTC swap agreements	0	(823)	0	0	(26)		(849)
	\$ 0	\$ (823)	\$ 0	\$ (2,163)	\$ (29)	\$	\$ (3,015)

The effect of Derivative Instruments in the Statements of Operations for the year ended October 31, 2011:

Location	Derivatives not accounted for as hedging instruments						Total
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts		
Realized Gain on derivatives recognized as a result from operations							
Net realized (loss) on investments (purchased options)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (148)	\$ (13)	\$	\$ (161)
Net realized gain on futures contracts, written options and swap agreements	0	2,366	0	167	1,006		3,539
Net realized gain on foreign currency contracts	0	0	0	420	0		420
	\$ 0	\$ 2,366	\$ 0	\$ 439	\$ 993	\$	\$ 3,797
Change in Unrealized Appreciation/(Depreciation) on derivatives recognized as a result from operations							
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on investments (purchased options)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 89	\$ (1)	\$	\$ 88
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on futures contracts, written options and swap agreements	0	(1,444)	0	(163)	3,051		1,444
Net change in unrealized (depreciation) on foreign currency contracts	0	0	0	(77)	0		(77)
	\$ 0	\$ (1,444)	\$ 0	\$ (151)	\$ 3,050	\$	\$ 1,455

¹ See note 5 in the Notes to Financial Statements for additional information.² Only current day's variation margin is reported within the Statements of Assets and Liabilities. The variation margin on futures and swaps is included in the open futures cumulative appreciation/(depreciation) of \$488 and \$27 respectively, as reported in the Notes to Schedule of Investments.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 | 41

Schedule of Investments **PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)** (Cont.)

October 31, 2011

(I) Collateral (Received) Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the market value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)pledged as of October 31, 2011.

Counterparty	Total Market Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposures ⁽¹⁾
BOA	\$ (8)	\$ 0	\$ (8)
BPS	(375)	360	(15)
BRC	22	0	22
CBK	(84)	0	(84)
DUB	(52)	230	178
FBF	(116)	110	(6)
GST	(2)	0	(2)
HLS	2,936	(2,800)	136
JPM	483	(430)	53
MSC	(162)	(725)	(887)
MYC	271	(155)	116
RBC	5	0	5
RVL	(5)	(10)	(15)
UAG	269	(300)	(31)

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/payable that would be due from/to the counterparty in the event of default. See Note 6, Principal risks, in the Notes to Financial Statements for more information regarding credit and counterparty risk.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2011 42

(2) 【2010年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産 ・ 負 債 計 算 書

2010年10月31日現在

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル、一口当たり金 額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産：		
投資証券、時価	69	5
関係会社に対する投資証券、時価	428,009	32,691
現金	0	0
外国通貨、時価	0	0
取引相手方への預託金	0	0
投資証券売却未収金	0	0
関係会社に対する投資証券売却未収金	1,300	99
ファンド受益証券売却未収金	5,169	395
外国通貨契約にかかる未実現利益	0	0
	<u>434,547</u>	<u>33,191</u>
負 債：		
投資証券購入未払金	0	0
関係会社に対する投資証券購入未払金	4,015	307
取引相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	2,453	187
未払管理報酬	258	20
未払販売報酬	199	15
未払代行協会員報酬	23	2
外国通貨契約にかかる未実現損失	0	0
その他の負債	147	11
	<u>7,095</u>	<u>542</u>
純 資 産	<u>427,452</u>	<u>32,649</u>
純 資 産 の 内 訳：		
払込済資本金	389,836	29,776
未分配（過剰分配）純投資利益	(39,049)	(2,983)
累積未分配実現純利益（損失）	21,766	1,662
未実現純利益	54,899	4,193
	<u>427,452</u>	<u>32,649</u>
純 資 産：	427,452	32,649
J（中国元）	該当なし	
J（日本円）	該当なし	
J（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Y（豪ドル）	該当なし	
Y（ブラジル・リアル）	該当なし	
Y（日本円）	該当なし	
Y（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
発 行 済 受 益 証 券 口 数：	38,319 千口	
J（中国元）	該当なし	
J（日本円）	該当なし	
J（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Y（豪ドル）	該当なし	

Y（ブラジル・レアル）	該当なし	
Y（日本円）	該当なし	
Y（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
発行済受益証券一口当たりの 純資産価格および買戻価格		
（機能通貨による）	11.16 米ドル	852 円
（報告通貨による）	該当なし	
J（中国元）		
（機能通貨による）	該当なし	
（報告通貨による）	該当なし	
J（日本円）		
（機能通貨による）	該当なし	
（報告通貨による）	該当なし	
J（日本円、ヘッジあり）		
（機能通貨による）	該当なし	
（報告通貨による）	該当なし	
Y（豪ドル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（報告通貨による）	該当なし	
Y（ブラジル・レアル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（報告通貨による）	該当なし	
Y（日本円）		
（機能通貨による）	該当なし	
（報告通貨による）	該当なし	
Y（日本円、ヘッジあり）		
（機能通貨による）	該当なし	
（報告通貨による）	該当なし	
保有投資証券にかかる原価	69	5
関係会社に対する保有投資証券にかかる原価	373,110	28,498
保有外国通貨にかかる原価	0	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産 ・ 負 債 計 算 書

2010年10月31日現在

資 産：	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド(M)	
	（千米ドル、一口当たり金 額を除く）	（百万円、一口当たり 金額を除く）
投資証券、時価	420,694	32,133
関係会社に対する投資証券、時価	0	0
レボ契約、時価	2,400	183
現金	0	0
外国通貨、時価	166	13
取引相手方への預託金	469	36
投資証券売却未収金	30,268	2,312
繰延受渡による投資証券売却未収金	3,577	273
ファンド受益証券売却未収金	4,015	307
未収利息および未収分配金	6,767	517
未収変動証拠金	15	1
支払スワップ・プレミアム	2,810	215
外国通貨契約にかかる未実現利益	1,898	145
スワップ契約にかかる未実現利益	4,359	333

	477,438	36,467
負債：		
投資証券購入未払金	28,597	2,184
関係会社に対する投資証券購入未払金	0	0
繰延受渡による投資証券購入未払金	10,144	775
逆レボ契約にかかる未払金	0	0
空売りにかかる未払金	0	0
取引相手方からの預託金	5,460	417
保管受託銀行に対する当座借越	0	0
未決済売却オプション	74	6
ファンド受益証券買戻未払金	1,300	99
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理事務代行報酬	0	0
受領スワップ・プレミアム	1,472	112
外国通貨契約にかかる未実現損失	1,583	121
スワップ契約にかかる未実現損失	799	61
	49,429	3,775
純資産	428,009	32,691

純資産の内訳：		
払込済資本金	317,331	24,238
未分配(過剰分配)純投資利益	(11,759)	(898)
累積未分配実現純利益	82,926	6,334
未実現純利益	39,511	3,018
	428,009	32,691

純資産：	428,009	32,691
インスティテューショナル(日本円)	該当なし	
インスティテューショナル(日本円、ヘッジあり)	該当なし	
インスティテューショナル(米ドル)	該当なし	
インスティテューショナル アドミニストレイティブ(日本円、ヘッジあり)	該当なし	

発行済受益証券口数：	34,378 千口
インスティテューショナル(日本円)	該当なし
インスティテューショナル(日本円、ヘッジあり)	該当なし
インスティテューショナル(米ドル)	該当なし
インスティテューショナル アドミニストレイティブ(日本円、ヘッジあり)	該当なし

発行済受益証券一口当たりの 純資産価格および買戻価格		
(機能通貨による)	12.45 米ドル	951 円
(報告通貨による)	該当なし	
インスティテューショナル(日本円)		
(機能通貨による)	該当なし	
(報告通貨による)	該当なし	
インスティテューショナル(日本円、ヘッジあり)		
(機能通貨による)	該当なし	
(報告通貨による)	該当なし	
インスティテューショナル(米ドル)		
(機能通貨による)	該当なし	

インスティテューショナル
アドミニストレイティブ（日本円、ヘッジあり）
（機能通貨による）
（報告通貨による）

該当なし
該当なし

保有投資証券にかかる原価	385,804	29,468
関係会社に対する保有投資証券にかかる原価	0	0
保有レポ契約にかかる原価	2,400	183
保有外国通貨にかかる原価	163	12
空売りにかかる受取収入	0	0
売却オプションにかかる受取プレミアム	343	26

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

【損益計算書】

ピムコ・ワールド・ハイインカム 運 用 計 算 書 2010年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	（千米ドル）	（百万円）
投 資 収 益：		
利息	0	0
関係会社に対する投資証券からの分配金	28,378	2,168
その他の収益	0	0
収 益 合 計	28,378	2,168
費 用：		
管理報酬	3,186	243
販売報酬	2,454	187
代行協会員報酬	278	21
利息費用	0	0
その他の費用	147	11
費 用 合 計	6,065	463
純 投 資 利 益	22,313	1,704
実現 / 未実現純利益（損失）：		
投資証券にかかる実現純利益	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 実現純利益（損失）	11,377	869
外国通貨取引にかかる実現純利益	0	0
投資証券にかかる未実現利益純変動額	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益純変動額	42,406	3,239
外国通貨建資産および負債の換算にかかる 未実現利益純変動額	0	0
純利益	53,783	4,108
運用の結果による純資産の純増加額	76,096	5,812

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運用計算書

2010年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケット・ボンド・ファンド(M)	
	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息（外国税控除後*）	26,282	2,007
その他の収益	0	0
収益合計	26,282	2,007
費用：		
投資顧問報酬	0	0
投資顧問報酬 - インスティテューショナル （日本円）	0	0
投資顧問報酬 - インスティテューショナル （日本円、ヘッジあり）	0	0
管理事務代行報酬	0	0
利息費用	10	1
その他の費用	3	0
費用合計	13	1
純投資利益	26,269	2,006
実現 / 未実現純利益（損失）：		
投資証券にかかる実現純利益（損失）	23,365	1,785
関係会社に対する投資証券にかかる 実現純利益	0	0
先物契約、売却オプションおよび スワップ契約にかかる実現純利益	8,319	635
外国通貨取引にかかる実現純利益	546	42
投資証券にかかる未実現利益純変動額	20,030	1,530
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益純変動額	0	0
先物契約、売却オプションおよび スワップ契約にかかる未実現利益（損失）純変動額	3,495	267
外国通貨建資産および負債の換算にかかる 未実現利益（損失）純変動額	136	10
純利益	55,891	4,269
運用の結果による純資産の純増加額	82,160	6,275
* 外国源泉徴収税	1	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2010年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資利益	22,313	1,704
実現純利益	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる		
実現純利益（損失）	11,377	869
未実現利益純変動額	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる		
未実現利益純変動額	42,406	3,239
運用の結果による純増加額	76,096	5,812
受益者への分配金：		
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン		
からの分配金	(31,305)	(2,391)
J（中国元）	0	0
J（日本円）	0	0
J（日本円、ヘッジあり）	0	0
Y（豪ドル）	0	0
Y（ブラジル・リアル）	0	0
Y（日本円）	0	0
Y（日本円、ヘッジあり）	0	0
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン		
を超える分配金		
Y（豪ドル）	0	0
Y（ブラジル・リアル）	0	0
分配金合計	(31,305)	(2,391)
ファンド受益証券取引：		
受益証券販売受取額	33,738	2,577
J（中国元）	0	0
J（日本円）	0	0
J（日本円、ヘッジあり）	0	0
Y（豪ドル）	0	0
Y（ブラジル・リアル）	0	0
Y（日本円）	0	0
Y（日本円、ヘッジあり）	0	0
分配金の再投資による発行額		
Y（豪ドル）	0	0
Y（ブラジル・リアル）	0	0
Y（日本円）	0	0
Y（日本円、ヘッジあり）	0	0
受益証券買戻支払額	(127,781)	(9,760)
J（日本円）	0	0
Y（豪ドル）	0	0
Y（日本円）	0	0
Y（日本円、ヘッジあり）	0	0
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(94,043)	(7,183)
純資産の増加（減少）額合計	(49,252)	(3,762)
純資産：		
期首残高	476,704	36,411
期末残高*	427,452	32,649
* 未分配（過剰分配）純投資利益を含む：	(39,049)	(2,983)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム
純資産変動計算書
2010年10月31日終了年度

ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケット・ボンド・ファンド(M)
(千米ドル) (百万円)

以下による純資産の増加（減少）：

運用：

純投資利益	26,269	2,006
-------	--------	-------

実現純利益	32,230	2,462
関係会社に対する投資証券にかかる 実現純利益	0	0
未実現利益純変動額	23,661	1,807
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益純変動額	0	0
運用の結果による純増加額	82,160	6,275
受益者への分配金：		
純投資利益および純実現キャピタル・ ゲインからの分配金	(28,378)	(2,168)
分配金合計	(28,378)	(2,168)
ファンド受益証券取引：		
受益証券販売受取額	13,785	1,053
インスティテューショナル（日本円）	0	0
インスティテューショナル（日本円、ヘッジあり）	0	0
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（日本円、ヘッジあり）	0	0
受益証券買戻支払額	(116,405)	(8,891)
インスティテューショナル（日本円）	0	0
インスティテューショナル（日本円、ヘッジあり）	0	0
インスティテューショナル アドミニストレイティブ（日本円、ヘッジあり）	0	0
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(102,620)	(7,838)
純資産の増加（減少）額合計	(48,838)	(3,730)
純 資 産：		
期 首 残 高	476,847	36,422
期 末 残 高*	428,009	32,691
*未分配（過剰分配）純投資利益を含む：	(11,759)	(898)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2010年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	（米ドル）	（円）
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	10.10	771
純投資利益 ^(a)	0.51	39
投資証券にかかる実現 / 未実現純利益	1.27	97
投資運用からの増加合計	1.78	136
純投資利益および純実現キャピタル・ ゲインからの分配金	(0.72)	(55)
純投資利益および純実現キャピタル・ ゲインを超える分配金	0.00	0
分配金合計	(0.72)	(55)
期末純資産価格	11.16	852

トータル・リターン（機能通貨による）	18.33 %	
トータル・リターン（日本円による）	該当なし	
期末純資産（千米ドル）	427,452 千米ドル	32,649 百万円
費用の対平均純資産比率	1.33 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	1.33 %	
純投資利益の対平均純資産比率	4.90 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2010年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド(M)	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	11.05	844
純投資利益 ^(a)	0.67	51
投資証券にかかる実現 / 未実現純利益	1.45	111
投資運用からの増加合計	2.12	162
純投資利益および純実現キャピタル・ ゲインからの分配金	(0.72)	(55)
分配金合計	(0.72)	(55)
期末純資産価格	12.45	951
トータル・リターン（機能通貨による）	19.91 %	
トータル・リターン（日本円による）	該当なし	
期末純資産（千米ドル）	428,009 千米ドル	32,691 百万円
費用の対平均純資産比率	0.00 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	0.00 %	
純投資利益の対平均純資産比率	5.78 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2010年10月31日

１．機 構

本報告書において述べられる各ファンド（以下、各「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、締結された2003年12月1日付信託証書（随時改訂および補完され、以下「信託証書」という。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）がファンドの受益証券の所有者（以下「受益者」という。）のためにトラストの受託会社の役割を果たす。本報告書に使用されているとおり、「受託会社」への言及は全て、トラストの受託者としての役割を果たす者を意味する。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」、または「投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負う。

トラストは、2006年投資ファンド法（以下「投資ファンド法」という。）に基づき標準ファンドとして認可および分類される。したがって、トラストは投資ファンド法および標準ファンズについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。投資ファンド法の目的上、ファンドは「ユニット・トラスト・ファンド」の定義に該当する。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本財務書類日付現在運用されている20のファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

本報告書に記載されるファンズは以下の通りである。

ファンズ	募集対象
PIMCOバミューダ JGB フローター・ フォーリン・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ ユー・エス・ストラテジー・ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ ファンド PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ） インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド （円ヘッジ）ファンド	公募または私募によりその受益証券を日本において募集し、ピムコジャパンリミテッドまたは同等の免許を有する投資信託委託会社により管理され、日本の投資信託協会の規則の対象となる、日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づき組織されたファンド・オブ・ファンズ・タイプの投資信託（「日本の投資信託」）に限定して販売される。

PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド ピムコ・ワールド・ハイインカム	日本人およびその他の投資者に対して募集される。
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M) PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M) PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)	他のファンズに限定してかかるファンズにとって投資対象ビークルとしての役割を果たすために募集される。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則(以下「U.S. GAAP」という。)に従って財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。U.S. GAAPに従った財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求することができる。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

(a) 投資先ファンズ

受託会社および管理会社は、() PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンドおよびPIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド、() PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドおよびPIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド、() PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド およびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド、() PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド およびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド、() ピムコ・ワールド・ハイインカム(以下、「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。)の資産の全てあるいは一部を、() PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)、() PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)、() PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、() PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、() PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)(以下、それ

ぞれ「投資先ファンド」または「被取得ファンド」という。)の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該ファンド・オブ・ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の一口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の一口当たりの買戻価格で当該受益証券を買い戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンズが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンズの投資目標が達成されるという保証はない。

(b) 受益証券の純資産価額の決定

ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券一口当たりの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、（トラストの現在の目論見書に定義されている通り）各ファンドの取引日における通常取引終了時点（通常米国東部標準時の午後4時）（以下「NYSE終了時点」という。）で評価される。受託会社は、トラストの現在の目論見書に定義されている通り、特定の状況下において、ファンド（またはクラス（該当する場合））の純資産価額の決定およびこれに関連して当該ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

(c) 投資証券の評価および公正価値測定

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、適正市場価格により評価される。適正市場価格は、原則として最後に報告された売値、売りが報告されない場合は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカー、または価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。

最初に米ドル以外の通貨で評価される投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して、米ドルに換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、その米ドルに対する通貨の価額の変動により影響を受ける可能性がある。米国以外の市場で取引されている証券、またはファンドの米ドル以外の通貨建ての証券の価額は、NYSEの休業日に重大な影響を受ける可能性があり、したがって投資家が受益証券を購入、買戻しまたは交換ができない日に純資産価額が変動する可能性がある。

US GAAPは、適正市場価格を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引において、ファンドが資産売却の際に受領する、または負債譲渡の際に支払う価格として定義する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2および3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1 - 活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格を使用したインプット。

レベル2 - 活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティ、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3 - 投資顧問会社またはその指示に従って行動する者による投資証券の適正市場価格の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

適正市場価格におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価格の階層のレベル1およびレベル2に分類される金融商品の適正市場価格の決定に用いられる評価方法および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む固定利付債券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または

内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いて価格設定サービスによって評価される。サービス提供者の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した固定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日々値洗いされる。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービス提供者により、通常ブローカー・ディーラーからの見積りまたは内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッド、現在の市況データを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、上場投資信託および米国の証券取引所で取引される先物契約ならびにオプション契約などの金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場の動向を説明するために、外国為替でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格決定サービス提供者により、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先株式および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他のエクイティもまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

オープン・エンド型投資運用会社として登録された企業に対する投資証券は、当該投資証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資運用会社として登録されていない企業に対する投資証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。私募の投資ファンドに対する投資証券は、当該投資証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。その純資産価額が観測不可能である私募の投資ファンドに対する投資証券は、当該投資証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期が60日以内の短期金融商品は、一般的に、適正市場価格に近似する償却後原価により評価される。これらの投資証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

外国通貨契約、オプション契約またはスワップ契約等の店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらの契約は通常、ブローカー・ディーラーからの見積りまたは価格設定サービス提供者に基づいて評価される。その商品と取引条件に応じて、デリバティブ契約の価額は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービス提供者により見積られる。かかる価格設定モデルには、発行体に関する詳細、インデックス、スプレッド、金利、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場における観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたデリバティブは、公正価値の階層のレベル2に分類される。

適正市場価格におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価格の階層のレベル3に分類される金融商品の適正市場価格の決定に用いられる評価方法および重要なインプットは以下のとおりである。

市場相場が容易に入手できない証券およびその他の資産は、投資顧問会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産の価額に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータ（例えば、取引情報またはブローカー価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される証券取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。投資顧問会社は、ファンドの証券または資産の価額に重大な影響をおよぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または資産の価額が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を、PIMCOに委託している。

投資顧問会社は、市場相場が容易に入手できない場合における証券およびその他の資産を評価する方法を採用しており、その評価方法を適用する責任をPIMCOに委託している。例えば、日々の市場相場が容易に入手できない投資証券は、その他の証券または指数を参照にして投資顧問会社により設定された指針に従い、評価されることがある。証券または資産が投資顧問会社により設定された評価方法の一つに従って評価できない場合、かかる証券または資産の価額は、通常、PIMCOの提言に基づき、投資顧問会社の評価委員会により誠実に決定される。PIMCOが用いる、重要であり観測不可能なインプットを適用する公正価値の評価方法によって、ファンドがその純資産価額を決定する場合、証券は、投資顧問会社またはその指示に従って行動する者が適正市場価格を正確に反映すると判断するその他の方法によって値付けされ、公正価値の階層のレベル3に分類される。これらの方法は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、投資顧問会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された証券価額が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、当期中の実現および未実現損益合計、購入および売却、レベル3への／からの移動に帰属する変動を表す、報告された市場価格の期首から期末までの残高の調整を要求する。期末のタイミングにおける認識は、ファンドの資産および負債のレベル間の重要な移動に用いられる。US GAAPの要件に従い、公正価値の階層化およびレベル3の調整は、該当する場合、各ファンドの投資有価証券明細表の頁に含まれる。

（d）証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より15日またはそれ以後に決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、ファンドが配当を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の利息収入は、発生主義で計上される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において利息収入の構成要素として計上される。

（e）現金および外国通貨

各ファンドの財務諸表は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される（以下「機能通貨」という。）。ファンズの機能通貨は米ドルである。ファンズの純資産価額およびトータル・リターンは、現行の目論見書において詳述されるとおり、純資産価額が報告される通貨で表示される（以下「報告通貨」という。）。外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる通貨保有ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現外国通貨損益として計上される。投資証券にかかる実現損益および未実現損益ならびに収益および費用は、それぞれ取引の行われた各日および報告日に換算される。証券投資にかかる外国通貨換算レートの変動による影響は、当該証券の市場価格の変動による影響から運用計算書において分別されないが、投資証券にかかる純実現および未実現利益または損失に含まれる。

特定のファンズの純資産価額およびトータル・リターンは、便宜上、報告通貨で表示されている。報告通貨による純資産価額およびトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ

期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。

ファンド/クラス	報告通貨
PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド インスティテューショナル（円ヘッジ） PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド インスティテューショナル（日本円） インスティテューショナル（円ヘッジ） インスティテューショナル・アドミニストレイティブ（円ヘッジ） PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド J（日本円） J（円ヘッジ） Y（日本円） Y（円ヘッジ） PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド J（中国元） Y（豪ドル） Y（ブラジル・レアル） PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド	日本円
PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド インスティテューショナル（米ドル） PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・エマージング・ボンド・インカム・ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） ピムコ・ワールド・ハイインカム	米ドル

（f）複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスに関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。クラス特定費用は、適切な場合において、現在、投

資顧問報酬および管理事務報酬を含む。

(g) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り受益者に宣言され支払われる。

毎月宣言および支払い
PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド インスティテューショナル（米ドル） PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M） PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド J（日本円） J（円ヘッジ） Y（日本円） Y（円ヘッジ） PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド J（中国元） Y（豪ドル） Y（ブラジル・リアル） PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド ピムコ・ワールド・ハイインカム
四半期毎の宣言および支払い
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド

以下のファンズ（またはそのクラス、該当する場合）について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド インスティテューショナル（円ヘッジ） PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド インスティテューショナル（日本円） インスティテューショナル（円ヘッジ） インスティテューショナル・アドミニストレイティブ（円ヘッジ） PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド

分配（もしあれば）は、一般的に関連するファンド（またはクラス（該当する場合））の純投資インカムから支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可しうる。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。あらゆるファンド（またはクラス（該当する場合））に関連して支払われる分配金は当該ファンド（またはクラス（該当する場合））の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド（またはクラス（該当する場合））からの分配金はファンド（またはクラス（該当する場合））の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの機能通貨で支払われる。各ファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド（またはクラス（該当する場合））の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド（またはクラス（該当する場合））の利益として計上される。

3．証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領することができる。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果としてキャピタル・ゲインまたはロスが生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（b）インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に利息収入として含まれる。

（c）ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証書に投資することがある。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドは、通常、借主とのローン契約の条項の遵守を強制する権利を有しない。その結果、ファンドは、借主と、ローン契約を販売している貸主の両方の信用リスクを負うことがある。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。

特定のファンズはまた、将来の資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約を締結することができる。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮にローンの元本額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみおよび貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息およ

び手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、変動金利ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主による変動金利ローンの期限前返済に対して期限前返済ペナルティー手数料を受領することができる。受領された／支払われた手数料は、運用計算書において、利息収益または利息費用の構成要素として計上される。

2010年10月31日終了年度において、未履行ローン契約は下記の通りであった（金額：千単位）。

ファンド	未履行ローン額
PIMCOバミューダ・ディバースファイド・インカム・ファンド	494
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	14,263
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	507

（d）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することがある。かかる証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券、債務担保証券、および不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のある他の証券が含まれる。モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券はローンまたはその他の未収金のプールに対する権利である。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他を含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。アセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む多種の資産により組成される。かかる証券は、金利および元本支払いの両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利支払い部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の元本および金利の期限における支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。

モーゲージ担保債務証券（以下「CMOs」という。）はモーゲージによる担保が付され、クラス毎に分類される債務の法的実体である。CMOsは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。コマーシャル・モーゲージ・バック証券は、利息を反映し、商業不動産に対するモーゲージ・ローンを担保とする証券を含む。コマーシャル・モーゲージ・バック証券投資にかかるリスクの大半は、対象モーゲージ・ローンを担保とする不動産に対する投資リスクが反映されたものである。これらのリスクには、不動産についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のローン支払い能力、および賃借人を確保できる不動産の魅力などが反映される。CMOsおよびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、その他の種類のモーゲージまたはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格のボラティリティーが大きい可能性がある。

ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）は、マルチ・クラスのモーゲージ・デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。一般的なSMBSとして、一方ではモーゲージ・アセットから元本の大半と一部の金利を受領するクラスがあり、他方では金利の大半と元本の残余部分を受領するクラスがある。最も極端な例としては、全ての金利を受領するクラス（金利限定もしくは「I0」クラス）と、全ての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）がある。I0について受領された支払は、運用計算書の利息収益に含まれる。I0の満期日には、元本がほとんどもしくは全く受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の簿価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の利息収益に含まれる。P0について受領された支払は、

取得原価および一口当たり証券の減額として扱われる。

債務担保证券（以下「CDOs」という。）は、債権担保证券（以下「CBOs」という。）、ローン担保证券（以下「CLOs」という。）および同様の仕組みの証券を含む。CBOsおよびCLOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の固定利付債である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債を含む。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保证券の種類およびCDOのクラスに依拠する。CDOsは、（ ）担保证券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、（ ）担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、（ ）ファンドが他のクラスに劣後するCDOsに投資する可能性、および（ ）複雑な仕組みの証券が、投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、あるいは予期せぬ投資結果を招く可能性などを含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

（e）現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券（以下「PIKs」という。）に投資することがある。PIKsは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与する。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（利込価格という。）、資産・負債計算書における投資証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する可能性がある。

（f）レポ契約

各ファンドは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ取引の条項に従い、ファンドは売り主の買戻義務およびファンドによる指定時期および価格での再販売義務を条件とした対象債務（担保）の持高を保有する。全てのレポ取引に対する原証券は、ファンドの保管受託銀行に保管される。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。レポ契約に基づき購入される証券は、資産・負債計算書上に資産として反映される。受取利息は運用計算書において利息収益の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての利息費用となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。一般的に相手方の不履行が生じた場合、ファンドは発生した損失の相殺のため担保を利用する権利を有する。相手方が不履行に陥った場合、ファンドは担保として保有する証券の売却を試みる。これは、当該証券に関して、その価値が買戻価格を下回った場合に被る損失に加え、手続き上の費用または遅滞を伴う。

（g）制限付き証券

各ファンドは、転売について法律上または契約上の制限がある証券に投資することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求される。私募証券は、一般的に、1933年米国証券法によるルール144Aに基づいて、適格機関投資家間で取引される証券を除き、制限されていると考えられる。制限付き証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。

（h）逆レポ契約

特定のファンズは逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約ではファンドは金融機関に、約定価格で約定期日に同種の有価証券を買戻すという契約に基づき、保有している有価証券を売却する。逆レポ契約で売却された有価証券は、資産・負債計算書の負債として計上される。支払利息は、運用計算書において、利息費用の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての利息収益となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領する場合がある。逆レポ契約はファンドが売却した有価証券の市場価格が、買戻す有価証券の価格以下に下落するリスクをとる。ファンドはPIMCOによる現金化が決定している資産または逆レポ契約に基づく債務を担保するその他の資産を分離保有する。

（i）空売り

特定のファンズは、空売りを行うことができる。空売りは、ファンドが証券の市場価格の下落を見越して保有していない証券を売却する取引である。空売りにより売却される証券および当該証券にかかる未払利息は、もしあれば、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドは、ショート・ポジションの買戻時に市場価

格による証券の受渡を行う義務を負う。購入からの損失は投資合計額を超過することはないのに対して、空売りによる潜在的な損失は無制限である。

（j）米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国政府はファンズの株式の純資産価額に対する保証はしない。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。）などのその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。また、学生ローンマーケティング組合などのその他については下部機構の信用によってのみ支えられている。米国政府証券には、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う、時価基準で利息を分配しないゼロ・クーポン証券が含まれる。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれる。FNMAは、その普通株式が民間の受益者によって完全に保有されている政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、慣習的な（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書（以下「PCs」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

（k）発行時取引

特定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。証券は、認可されていても、市場で発行されていないため、かかる取引は条件付きで行われる。ファンドによる約定は、支払および交付を通常の決済期間を越えて行い、証券をあらかじめ決められた価格または利回りで売買するかかる取引に関して行われる。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果としてキャピタル・ゲインまたはロスが生じることがある。

4．金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによるデリバティブ商品の利用方法および利用事由、特定のデリバティブ商品に対する信用リスク関連の偶発的な特性、およびデリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・不負債計算書上での計上場所および公正価格、運用計算書上での実現損益および未実現損益の変動（それぞれデリバティブ契約の一種として分類される）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。投資有価証券明細表に対する注記で開示される期末日現在未決済のデリバティブ商品、および運用計算書で開示される当期中のデリバティブ商品にかかる実現損益ならびに未実現損益の変動は、ファンドのデリバティブ行為の取引高に対する指針の役割を果たす。

（a）外国通貨契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、外国通貨契約を締結することができる。外国通貨契約は、二当事者間で将来のある期日に設定価格で通貨の売買をする合意である。外国通貨契約の市場価格は、外国通貨契約レートの変化に伴い変動する。外国通貨契約は日々値洗いが行われ、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これ

らの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらの契約に関連し、証券は、各契約および条項に基づいて担保として分類されることができる。

ヘッジクラスを有する特定のファンズは、ヘッジクラスの機能通貨建て以外の通貨に対するエクスポージャーを残すために、ファンド・レベルでヘッジの効果を相殺することを目的とし、外国通貨契約を締結する。これらのクラス特定の外国通貨契約が成功するという保証はない。

(b) 先物契約

特定のファンズは先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することが出来る。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金または米国政府および政府機関の債務を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日々値洗いされ、評価額の変動への適正な未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）は、ファンドにより記録される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはいみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上で開示される変動証拠金を上回る損失のリスクを負う。

(c) オプション契約

特定のファンズは、（ ）保有または投資を行う予定の先物、スワップ（「スワップションズ」）、証券、商品または通貨にかかるコールおよびプット・オプション、ならびに（ ）インフレーション・キャップ・オプションおよびフロアー・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコール、プットまたはインフレーション・キャップ・オプションを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売りオプションの直近評価額を反映するため値洗いが行われる。インフレーション・キャップ・オプションの目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損から買い手を保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。これらの負債は、資産・負債計算書に未決済売りオプションとして反映される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

さらに特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドは、資産・負債計算書に投資として含まれ、その後オプションの直近評価額を反映するため値洗いが行われるプレミアムを支払う。失効した購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として扱われる。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。当該オプションに対するプレミアムは特定期間のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または清算された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に対する受取金額に対して相殺される。

（d）スワップ契約

特定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の個別の交渉による合意である。ファンドは、信用、通貨、金利、商品およびインフレ・リスク管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、不履行または破産／支払不能に陥った場合に資産価値および遡及権を提供するために、対応するスワップ契約の条項に基づいて担保として分類されることができる。

スワップは、第三者のベンダーあるいはマーケット・メーカーから入手可能な範囲で得られる価格に基づいて日々値洗いが行われ、評価額の変動は、もしあれば、資産・負債計算書において未実現利益または損失として計上される。市場相場が容易に入手できない、あるいは信頼できないと考えられる場合、特定のスワップ契約は、他の証券または指数を参考にして投資顧問会社によって設定された指針に従って評価されることがある。市場相場が容易に入手できない場合およびスワップが評価方法のひとつに従って評価されない場合、スワップの価格は、投資顧問会社の評価委員会により誠実に決定される。

計算期間の開始時に受領または履行された支払金は、当該項目として資産・負債計算書に反映され、スワップ契約に記載される条項と現在の市況（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他の関連要因）間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に受領または履行された支払金を表す。これらの前払支払金は、スワップの終了時または満期時に、運用計算書において実現利益または損失として計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および書類リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性、金利が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領する／支払われるキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、および、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行、または参照銘柄、債務もしくは指数へのその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換えに一方の当事者（以下「プロテクションの買い手」という。）による他方の当事者（以下「プロテクションの売り手」という。）に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、（ ）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または（ ）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの売り手から、（ ）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を交付するか、または（ ）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もし

くは証券の形態で受領する。回復額は、信用事由が発生するまで、業界基準となる回復率または当該銘柄の特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、回復決済額を計算する際に使用される。

新興国の社債およびソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。ファンドは、発行者による不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行者による不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、新興国の社債、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。新興国の社債、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約と異なり、アセット・バック証券のパフォーマンスが取引全体で変化する可能性があるという理由から、ほとんどの場合、受渡可能債務は特定の参照債務に限定される。前払金、元本の頭金および対象モーゲージ・ローンのその他の評価損または損失発生事由により参照債務の元本残高は減少する。スワップ契約の条項で定義されたように、これらの減少は一時的または永久的である可能性があり、スワップ契約の想定元本額は、対応金額によって調整される。ファンドは、不履行の参照債務に対してプロテクションの手段を提供するために、または特定の参照債務による不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のために、アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄の全てまたは一部に不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたバスケット方式のクレジット商品またはエクスポージャーの一覧である。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および/あるいは各セクター内の様々な信用格付けを含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にある全ての品目を参照にし、不履行が生じた場合、指数にある当該品目のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各品目は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を不履行から保護するための、また、トレーダーが信用の質の変動を推測する際のベンチマークとなっている。

絶対値で表され、期末時点の新興国の社債、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、投資有価証券明細表の脚注として開示され、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブの不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・

スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい額である。ファンドをプロテクションの売り手とする2010年10月31日現在において未決済の全てのクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金、または同じ一つもしくは複数の参照銘柄に対してファンドによって締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額などによって部分的に相殺されることがある。

クロス・カレンシー・スワップ契約

特定のファンズは、通貨リスクに対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにクロス・カレンシー・スワップ契約を締結することができる。クロス・カレンシー・スワップ契約は、指定された為替レートで後日再交換する合意をもって、二当事者による2つの異なる通貨の交換を伴う。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポット・レートで行われる。満期時の再交換は、同じ為替レート、指定されたレート、または、その時の直近スポット・レートにより行われる。利息の支払いは、適用ある場合、契約開始時の2つの通貨における有効利率に基づき、当事者間で行われる。クロス・カレンシー・スワップ契約の期間は、数年間の延長が可能である。クロス・カレンシー・スワップは、通常、商業銀行および投資銀行との間で交渉が行われる。一部のクロス・カレンシー・スワップは、元本キャッシュ・フローの交換を行わず、利息キャッシュ・フローの交換のみ行う。

金利スワップ契約

特定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに対するエクスポージャーにさらされる。ファンドは固定利率債を保有するため、金利上昇の局面においてかかる債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、想定元本に関連したファンドによる他の当事者との利息の支払または受領にかかるそれぞれの約定の交換を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（ ）金利キャップ（この特約ではプレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップ、を越える場合に支払いを合意する。）、（ ）金利フロアー（この特約ではプレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。）、（ ）金利カラー（この特約ではファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを越える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。）、（ ）コーラブル金利スワップ（この特約では取引相手方が全てのスワップ取引を満了日までの所定の日時まで、ゼロ・コストで終了することができる。）、（ ）スプレッド・ロック（この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めている。）、または（ ）ベシス・スワップ（この特約では、二当事者間で、異なる短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。）。

5．主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンズによる、デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンズは金利リスク、為替リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定にされない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利変動により確定利付証券の価値が減少するリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。デュレーションの長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。デュレーションは、主として金利（すなわち利回り）の変動に対する確定利付証券の市場価格の感応度測定において有用である。

ファンズが外国通貨に直接投資する場合、外貨取引を行い外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、または為替リスクに晒されるデリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的発展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンズの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先株式、または先物、オプションといった株式関連投資有価証券などの持分証券の市場価格は、経済動向の現実の悪化もしくは悪化見込み、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって下落する可能性がある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落する可能性がある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティーが高い。

商品関連デリバティブ商品に対するファンズの投資は、従来の証券と比較してより市場価格に対するボラティリティーが高い。商品関連デリバティブ商品の価値は、全般的な市場の変動、商品指数のボラティリティー、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、禁輸措置、関税といった特定の産業もしくは商品に影響を及ぼす要因、および国際的な経済、政治および規制上の発展等の影響を受ける。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンズは、取引を行う相手方に対する信用リスクに晒され、また、決済時の不履行に対するリスクを負担する。ファンズは、高く評価され、信頼に値する取引所において多数の顧客および相手方との取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約または組入証券貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、ファンズは損害を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。

信用リスクと同様に、ファンズは取引相手方リスク、またはファンズと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクにさらされる可能性がある。ファンズが取引相手方リスクにさらされる可能性がある金融資産は、主に取引相手方および投資証券からの未収現金により構成される。投資顧問としてPIMCOは、第三者との取引に入る前に、各相手方に対する審査を広範囲に実行すること、および取引相手方リスク委員会による承認を入手することにより、ファンズに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。さらに、ファンドへの未払金が相手方と合意した所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは現金等価物の形で差出す。ファンドは、かかる担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。

上場証券の全ての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払がなされる。売却証券の引渡しはファンズが支払を受領した後のみになされることから、不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履

行を怠った場合、取引は不履行となる。

特定のファンズは、選定された相手方との特定の取引条件を規律する様々な基本契約の対象となる。これらの基本契約は、不履行の際にそれらのファンズの契約の相殺を可能にすることにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを軽減させる。相手方とのすべての金額は、純額ベースで処理され、決済される。ファンズの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連する基本契約の対象となる各取引による影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

基本レボ契約（「基本レボ契約」）は、ファンズと選定された相手方との間の取引を規律する。基本レボ契約は、レボ契約の取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に関する規定を定める。基本証券先渡取引契約（「基本先渡契約」）は、ファンズと選定された相手方との間で繰延受渡ベースで行われた特定の売買の決済を取り巻く事項および要因について規律する。基本先渡契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に関する規定を定める。

特定のファンズは、ファンズとこれらの相手方間で締結された取引、店頭デリバティブおよび外国通貨契約が準拠する当該相手方との国際スワップデリバティブ協会マスターアグリーメント（以下「ISDAマスターアグリーメント」という。）の当事者である。ISDAマスターアグリーメントは、一般的な義務、表明事項、合意、担保および債務不履行または終了事由に関する規定を定める。終了事由は、適用されるISDAマスターアグリーメントに基づいて、早期終了を選択し全ての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとって重大であることがある。

2008年9月15日に、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクは、米連邦破産法11条の適用を申請した。2008年9月19日には、ブローカー・ディーラーであるリーマン・ブラザーズ・インクに関する証券投資家保護法（以下「SIPA」という。）の手続きが開始された。SIPAに基づいて選出された管財人は、リーマン・ブラザーズ・インクの破産財産を管理する。2008年9月15日には、リーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）が英国倒産法に基づいて管理下に置かれ、その後2008年10月3日にリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクが米連邦破産法11条の適用を申請した。これらの申請に関連して、リーマン・ブラザーズ・グループ・オブ・カンパニーズ（以下総称して「リーマン・ブラザーズ」という。）は、裁判所の承認を条件として、秩序ある方法で再編および／または清算されることになっている。各リーマン・ブラザーズ事業体はそれぞれ個別の法人組織であり、各自の破産手続きに従う。

特定のファンズは、関連リーマン・ブラザーズ事業体が破産法の適用申請時に、または管理下に置かれた時に、リーマン・ブラザーズが事業体が発行者、参照銘柄、相手方、あるいは保証人であったとされる各種の選定された保有高、クレジット・デフォルト契約および未払いの証券ならびにデリバティブ取引を有していた。リーマン・ブラザーズ関連の保有証券、クレジット・デフォルト・スワップ契約および証券ならびにデリバティブ取引は見積り回復可能額にまで評価を切り下げられた。リーマン・ブラザーズ関連の証券ならびにデリバティブ取引における予想損失は、投資証券売却未収金または投資証券購入未払金の構成要素として資産・負債計算書に、また投資証券にかかる実現純利益（損失）として運用計算書に組み入れられている。認識された金額を相殺する法的効力が認められる場合、金融資産および負債は相殺され、その純額が資産・負債計算書に計上される可能性がある。

PIMCOは関連契約の条件に従い、関連リーマン・ブラザーズ事業体に対して債務不履行の通知を交付した。リーマン・ブラザーズを相手方とする取引については、PIMCOは取引を終え、ブローカーより見積りを入手し、適切であると見なされた場合、新規相手方を代替として、ポジションを再開した。

関連する場合、ファンズは適用ある破産手続に従い、特定のリーマン・ブラザーズ事業体に対して賠償請求を行っている。さらに、リーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクのエクスポージャーに晒されるファンズは、和解契約を締結し、リーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクに対する債務を有していたこれらのファンズは、和解契約の条件に従い、当該金額を支払った。

6. 報酬および費用

各ファンドは、（個別に計算される各ファンドまたはクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく

料率として算定される）以下の年率により、下記の報酬を負担する。

ファンド	管理報酬	投資顧問 報酬	管理事務 代行報酬	代行協会員 報酬	販売報酬
PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・ インカム・ファンド					
インスティテューショナル（円ヘッジ）	該当なし	0.50% ⁽¹⁾	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル（米ドル）	該当なし	0.50% ⁽¹⁾	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド					
インスティテューショナル（円）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル（円ヘッジ）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル・ アドミニストレイティブ（円ヘッジ）	該当なし	該当なし	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	該当なし	0.28%	0.20% ⁽³⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ ストラテジー・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ ストラテジー・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファ ンド（M）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO エマージング・ボンド（円ヘッジ） インカム・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ ストラテジー・ファンド					
J（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（円ヘッジ）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y（円ヘッジ）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ ストラテジー・ファンド					
J（中国元）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y（豪ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y（ブラジル・レアル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ） ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ） ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ビムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽⁵⁾	0.55% ⁽⁶⁾

（１）当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する投資顧問報酬を負担する。投資顧問報酬は、（ ）ファンド純資産額の１億米ドル以下の部分について年率0.50%、１億米ドル超のすべてのファンドの純資産について年率0.45%を適用し、（ ）各クラスの資産水準に基づき、各クラスに投資顧問報酬を比例按分して割り当てることにより算定される。

（２）当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬を負担する。管理事務代行報酬は、（ ）ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超１億米ドル以下の部分について年率0.15%、１億米ドル超のすべての部分について年率0.10%を適用し、（ ）各クラスの資産水準に基づき、各クラスに管理事務代行報酬を比例按分して割り当てることにより算定される。

（３）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）は、その資産水準に基づき、ファンド純

資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超 1 億米ドル以下の部分について年率0.15%、1 億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。

- (4) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）は、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超 1 億米ドル以下の部分について年率0.15%、1 億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (5) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の 1 億米ドル以下の部分について年率0.10%、1 億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。
- (6) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の 1 億米ドル以下の部分について年率0.50%、1 億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、管理会社に対して、投資顧問業務、管理事務業務および監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行、印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬（適用する場合）は、該当ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いで支払われる。投資顧問会社は、トラストおよび該当ファンドにより要求される一定の第三者によるサービスに対する費用を負担する。受益者ではなく、投資顧問会社が、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該サービス費用の価格下落の恩恵を受ける。管理事務代行報酬の対象となるファンズに関して、投資顧問会社は通常かかる報酬について利益を得る。

ファンズ（またはクラス（該当する場合））は、（ ）公租公課、（ ）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（ ）利息支払いを含む借入費用、（ ）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、ならびに（ ）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。

受託会社は、ピムコ・ワールド・ハイインカムの受益証券の日本での公募に関して、株式会社三井住友銀行（「SMBC」）を販売会社に任命した。その他のファンズに関しては、販売会社は任命されていない。

上記の表に記載される通り、特定のファンズおよびファンズのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。投資顧問会社の日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資している勘定、日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、投資顧問会社へサービス報酬として分配される。

ピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払い、PIMCOは、ピムコ・ワールド・ハイインカムに代わり、将来回収する可能性のある発生中の経費を前払いした。新たにファンズが設立される場合、関連するファンドに直接帰属するかかる費用は、ファンドあるいはPIMCOにより負担される。かかる費用がファンドに直接帰属しない場合は、かかる費用がその裁量によりPIMCOによって負担される場合を除き、それぞれの純資産価額に比例して、各ファンドがかかる費用を負担する。いずれかのファンドが、完全に支払いを終える前に終了する場合、かかる未払い額は、繰り上げられ、ただちに支払われる。

7. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・グローバル・インベスター・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「エージーアイ」という。）の過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は注記6に開示されている。

トラストの関連当事者であるエージーアイは、2010年10月31日現在、PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンドの発行済受益証券の0.20%を保有している。

特定のファンドは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドへのポートフォリオ、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられるポートフォリオによる有価証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2010年10月31日に終了した年度中、以下のファンズは、関連ファンズ間におい

て、証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド	7,183	9,033
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	6,368	64,075
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	3,998	32,360
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)	41,828	42,384
PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド	337	873
PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド	129	1,541
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	103,803	40,863
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)	3,113	12,914
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)	2,883	86,697

８．保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

９．利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込および買戻しは報告通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートにより米ドルに換算される。各ファンドの受益証券は、将来いずれかのファンドに関連して追加クラスが募集されることができ、無額面で、同一種類として発行される。ファンズの端数となる受益証券は発行されない。利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位^{*}）。

	PIMCO バミューダ・ ディバーシ ファイド・ インカム・ ファンド		PIMCO バミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ ファンド		PIMCO バミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ ファンド(M)		PIMCO バミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ ジャパン・ ボンド・ ファンド		PIMCO バミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ ジャパン・ ボンド・ ファンド(M)	
	2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度	
	金額 口数 (米ドル)		金額 口数 (米ドル)		金額 口数 (米ドル)		金額 口数 (米ドル)		金額 口数 (米ドル)	
受益証券 販売受取額	0	0	0	0	1,178	13,785	749	100,238	5,579	751,899
インスティテュー ショナル(円)	0	0	808	93,235	0	0	0	0	0	0

インスティテューショナル （円ヘッジ）	0	0	322	45,541	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル アドミニストレイティブ （円ヘッジ）	0	0	200 ⁽¹⁾	23,496 ⁽¹⁾	0	0	0	0	0	0
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル（円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル （円ヘッジ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル アドミニストレイティブ （円ヘッジ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	0	0	0	0	(9,953)	(116,405)	(595)	(80,184)	(2,402)	(321,562)
インスティテューショナル（円）	0	0	(135)	(15,727)	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル （円ヘッジ）	0	(31)	(67)	(8,909)	0	0	0	0	0	0
インスティテューショナル アドミニストレイティブ （円ヘッジ）	0	0	0	(12) ⁽¹⁾	0	0	0	0	0	0
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	0	(31)	1,128	137,624	(8,775)	(102,620)	154	20,054	3,177	430,337

	PIMCO パミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン （円ヘッジ） ボンド・ファンド		PIMCO パミューダ JGB フローター・ フォーリン・ストラテジー・ ファンド		PIMCO パミューダ JGB フローター・ ユー・エス・ストラテジー・ ファンド		PIMCO パミューダ・ユー・エス・ ハイ・イールド・ファンド（M）		PIMCO パミューダ・ユー・エス・ ハイ・イールド・ファンド（M）	
	2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度	
	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）
受益証券販売受取額	3,288	460,134	7	672	4	448	89,077	873,624	303	40,144
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	0	0	3,341	32,000	0	0
受益証券買戻支払額	(1,086)	(145,398)	(137)	(14,673)	(91)	(9,782)	(12,216)	(116,806)	(285)	(36,344)
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	2,202	314,736	(130)	(14,001)	(87)	(9,334)	80,202	788,818	18	3,800

	PIMCO エマージング・ボンド・ インカム・ファンド		PIMCO エマージング・ボンド・ インカム・ファンド（M）		PIMCO エマージング・ボンド （円ヘッジ） インカム・ファンド		PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド		PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド	
	2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度	
	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）

受益証券 販売受取額	10	950	1,288	15,264	83	9,942	16	1,258	129	17,171
分配金の 再投資に よる発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券 買戻支払額	(1,006)	(97,569)	(9,482)	(110,352)	(42)	(4,679)	(880)	(71,768)	(140)	(17,890)
ファンド 受益証券 取引による 純増加(減少)額	(996)	(96,619)	(8,194)	(95,088)	41	5,263	(864)	(70,510)	(11)	(719)

	PIMCO ユー・ エス・ ハイ・イールド・ ストラテジー・ ファンド		PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド・ ストラテジー・ ファンド		PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド		PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド		ピムコ・ ワールド・ ハインカム	
	2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了期間		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度		2010年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券 販売受取額	0	0	0	0	14	1,406	99	14,878	3,196	33,738
J (中国元)	0	0	482 ⁽²⁾	51,040 ⁽²⁾	0	0	0	0	0	0
J (日本円)	141	16,919	0	0	0	0	0	0	0	0
J (円ヘッジ)	728	98,759	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (豪ドル)	0	0	258 ⁽³⁾	28,167 ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0
Y (ブラジル・ レアル)	0	0	6,274 ⁽³⁾	694,556 ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0
Y (日本円)	17 ⁽⁴⁾	2,012 ⁽⁴⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (円ヘッジ)	279 ⁽³⁾	31,507 ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
分配金の再投資に よる発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (中国元)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (日本円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (円ヘッジ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (豪ドル)	0	0	13 ⁽³⁾	1,309 ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0
Y (ブラジル・ レアル)	0	0	168 ⁽³⁾	18,285 ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0
Y (日本円)	0	26 ⁽⁴⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (円ヘッジ)	12 ⁽³⁾	1,418 ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券 買戻支払額	0	0	0	0	(60)	(6,009)	(101)	(13,460)	(12,078)	(127,781)
J (中国元)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (日本円)	(6)	(749)	0	0	0	0	0	0	0	0
J (円ヘッジ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (豪ドル)	0	0	(7) ⁽³⁾	(715) ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0
Y (ブラジル・ レアル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (日本円)	0	(12) ⁽⁴⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (円ヘッジ)	(49) ⁽³⁾	(5,874) ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
ファンド受益証券 取引による純増加 (減少)額	1,122	144,006	7,188	792,642	(46)	(4,603)	(2)	1,418	(8,882)	(94,043)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(1) 当該クラスの開始日は2010年8月6日であった。

(2) 当該クラスの開始日は2010年4月30日であった。

(3) 当該クラスの開始日は2010年2月26日であった。

(4) 当該クラスの開始日は2010年7月30日であった。

10. 規制および訴訟事項

トラストは、いかなる訴訟または仲裁手続きにも関与しておらず、トラストによるもしくはトラストに対する、未解決または未発生はいかなる訴訟もしくは請求をも関知していない。但し、PIMCOは、トラストの運用には関係しない以下の訴訟事項の被告となっている。

コーエン対PIMCOおよびPIMCOファンズの案件においては、2005年6月にPIMCOが行った特定の10年物先物契約取引に対して原告が異議申立を行った。PIMCOの見解は、かかる取引はすべて顧客に対する最良執行を保証するために適切に行われたというものである。当事者は、和解によりかかる事項を解決し、これによりPIMCOおよびPIMCOファンズに対するすべての申立が解決された。かかる事項の和解にあたり、PIMCOおよびPIMCOファンズはすべての責任を否定している。かかる和解は純粋に非公開のものであり、規制上の事項ではない。

2006年4月、PIMCOが運用する特定の登録投資法人およびその他のファンズは、ニュージャージー州地区のジーアイ・ホールディングス・インクの破産において、ジーアイ・ホールディングス・インクのアスベスト原告公式委員会により提訴された対審手続きが送達された。2004年7月にPIMCOはこの提訴の被告に挙げられ、現在も引き続き被告となっている。原告は、ジーアイ・ホールディングス・インクの前身の事業体により完全子会社に対し1994年に譲渡された破産財産の回復を求めている。当該子会社はその後社債を発行しており、その社債はPIMCOが運用する特定の登録投資法人およびその他のファンズが所持人であると主張されている。原告の申し立てによれば、2000年にPIMCOが運用する特定の登録投資法人を含む200名以上の社債所持人は、借換取引および融資銀行に対する第一優先担保権の付与を承諾することと引き換えに子会社の資産に第二優先担保権が付与された。原告は、社債所持人のための担保権および／または担保権価値の無効を求めている。2009年11月12日付で、地方裁判所および破産裁判所は、原破産案件における再建計画（以下「計画」という。）に対する承認命令を出した。計画の一環として、PIMCOおよびPIMCOにより管理されているその他のファンズ（以下「PIMCO事業体」という。）を当事者とする審理は取り下げられることになる。計画の承認にあたり、裁判所は、（PIMCOおよびPIMCO事業体に対する申立の却下とは無関係の）IRSによってなされた特定の申立を却下した。IRSは、連邦第3巡回区控訴裁判所に対して上訴の停止を求め、当該停止は承認された。また、ジーアイ・ホールディングス・インクは連邦第3巡回区控訴裁判所に対して、当該停止を却下するよう求めている。当該事項は、関連PIMCO事業体に重大な悪影響を及ぼすとは考えられない。

11. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、財務書類において、所得税の引当は計上されていない。バミューダにおいて上記の税金が制定された場合、ファンズは、1966年免税事業税金保護法に基づき、2016年3月28日までファンズに対しすべての当該税金を免除する旨の約束をバミューダ財務省から受領している。

トラストは、通常、米国連邦所得税上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないようにその業務を遂行する意向である。特に、トラストは、1986年内国歳入法（改正済）に定めるセーフ・ハーバーについて適格となる予定であり、これに基づき、トラストは、その業務が自己勘定での株式および証券または商品の取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされないことになる。トラストの所得がトラストの実行する米国での取引または事業と有効に関係しない場合、トラストが米国の源泉から得る所得の一定カテゴリー（配当および一定種類の利息収益を含む。）は30%の米国の税金を課されることになり、かかる税金は、通常、当該所得から源泉徴収される。一方、トラストがトラストの実行する米国での取引または事業と有効に関係する所得を得る場合、当該所得は、米国内国企業に適用される累進税率の米国連邦所得税を課され、トラストもまた支店利益税を課されることがある。2010年10月31日に終了した会計年度において、トラストは、米国での取引または事業と有効に関係する所得を得なかった。

U.S. GAAPは、不確実なタックス・ポジションが財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。U.S. GAAPに基づき規定される条項に従い、投資顧問会社は、すべての未確

定税務年度について、ファンズのタックス・ポジションを調査し、当該適用はファンドの財政状態または経営実績に影響を及ぼさないとの結論を下した。2010年10月31日現在、ファンズはすでに取った、または将来の税務申告で取ることが見込まれる不確実なインカム・タックス・ポジションに関連する未認識のタックス・ベネフィット純額に関する負債を計上していない。

12．後発事象

投資顧問会社は、財務書類が公表可能となる2011年1月31日までの間に、ファンズの財務書類において存在する後発事象の可能性について評価している。PIMCOは、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な追加事象はないと決定した。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2010

(Amounts in thousands, except per unit amount)

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO U.S. High Yield (Yan-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yan-Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Assets:					
Investments, at value	\$ 784	\$ 82,343	\$ 25	\$ 113	\$ 69
Investments in affiliates, at value	440,096	721,154	20,308	51,131	428,009
Cash	0	604	0	0	0
Foreign currency, at value	0	25	0	0	0
Deposits with counterparty	0	1,110	0	0	0
Receivable for investments sold	0	1,370	0	0	0
Receivable for investments in affiliates sold	0	0	61	0	1,300
Receivable for fund units sold	472	31,409	12	0	5,169
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	15,111	26,212	1,065	2,448	0
	456,463	864,233	21,471	53,682	434,547
Liabilities:					
Payable for investments purchased	\$ 2	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Payable for investments in affiliates purchased	470	28,183	13	0	4,015
Deposits from counterparty	0	8,180	0	0	0
Payable for fund units redeemed	0	0	61	0	2,453
Accrued management fee	0	0	0	0	258
Accrued distribution fee	0	0	0	0	199
Accrued agency fee	0	0	0	0	23
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	632	14,513	261	668	0
Other liabilities	0	4	0	0	147
	1,104	50,880	335	668	7,095
Net Assets	\$ 455,359	\$ 813,353	\$ 21,136	\$ 53,024	\$ 427,452

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 9

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2010

(Amounts in thousands, except per unit amount)

Net Assets Consist of:

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Paid in capital	\$ 362,992	\$ 792,642	\$ 23,656	\$ 33,253	\$ 389,836
Undistributed (overdistributed) net investment income	(14,805)	(14,238)	7,266	0	(39,049)
Accumulated undistributed net realized gain (loss)	43,686	4,793	(113,352)	8,402	21,766
Net unrealized appreciation	63,487	30,157	3,567	11,369	54,899
	\$ 455,359	\$ 813,353	\$ 21,136	\$ 53,024	\$ 427,452

Net Assets:

	N/A	N/A	\$ 21,136	\$ 53,024	\$ 427,452
J (CNY)	N/A	\$ 54,314	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	\$ 35,470	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	386,543	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	30,638	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	728,401	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	2,069	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	31,277	N/A	N/A	N/A	N/A

Units Issued and Outstanding:

	N/A	N/A	181	338	38,319
J (CNY)	N/A	482	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	287	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	2,514	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	264	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	6,442	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	17	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	242	N/A	N/A	N/A	N/A

Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding

(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$ 116.57	\$ 156.97	\$ 11.16
(Expressed in reporting currency)	N/A	N/A	¥ 9,390	¥ 12,644	N/A
J (CNY)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 112.59	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	N/A	¥ 9,069	N/A	N/A	N/A
J (JPY)					
(Expressed in functional currency)	\$ 123.76	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	¥ 9,969	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	\$ 153.78	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	¥ 12,387	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 116.03	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	N/A	¥ 9,346	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 113.07	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	N/A	¥ 9,108	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)					
(Expressed in functional currency)	\$ 119.91	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	¥ 9,659	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	\$ 129.28	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	¥ 10,413	N/A	N/A	N/A	N/A

Cost of Investments Owned

	\$ 784	\$ 82,346	\$ 25	\$ 113	\$ 69
Cost of Investments in Affiliates Owned	\$ 381,089	\$ 702,922	\$ 17,544	\$ 41,541	\$ 373,110
Cost of Foreign Currency Held	\$ 0	\$ 23	\$ 0	\$ 0	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 10

Statements of Assets and Liabilities

October 31, 2010

(Amounts in thousands, except per unit amount)

	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)
Assets:					
Investments, at value	\$ 75,640	\$ 331,943	\$ 420,694	\$ 30	\$ 2,585,660
Investments in affiliates, at value	0	0	0	923,764	0
Repurchase agreements, at value	0	14,700	2,400	0	0
Cash	0	0	0	0	4
Foreign currency, at value	0	43	166	0	5
Deposits with counterparty	245	624	469	0	26,940
Receivable for investments sold	10,650	22,071	30,268	0	176,599
Receivable for investments sold on a delayed-delivery basis	0	0	3,577	0	10,249
Receivable for Fund units sold	0	9,932	4,015	3,724	7,430
Interest and dividends receivable	1,038	4,586	6,767	0	29,209
Variation margin receivable	21	0	15	0	742
Swap premiums paid	697	4,123	2,810	0	4,261
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	3,961	6,342	1,898	0	10,157
Unrealized appreciation on swap agreements	413	730	4,359	0	9,014
	92,265	395,110	477,439	927,518	2,800,470
Liabilities:					
Payable for investments purchased	\$ 8,474	\$ 44,540	\$ 28,597	\$ 0	\$ 216,288
Payable for investments in affiliates purchased	0	0	0	3,724	0
Payable for investments purchased on a delayed-delivery basis	0	0	10,144	0	133,104
Payable for reverse repurchase agreements	0	0	0	0	26,274
Payable for short sales	0	0	0	0	1,652
Deposits from counterparty	3,240	7,740	5,460	0	57,240
Overdraft due to custodian	139	0	0	0	0
Written options outstanding	121	256	74	0	4,081
Payable for Fund units redeemed	0	0	1,300	0	0
Accrued investment advisory fee	33	88	0	0	573
Accrued administration fee	12	34	0	0	211
Swap premiums received	136	664	1,472	0	3,166
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	565	923	1,983	0	13,540
Unrealized depreciation on swap agreements	75	1,405	799	0	2,167
	12,795	55,649	49,429	3,724	458,236
Net Assets	\$ 79,470	\$ 339,461	\$ 428,009	\$ 923,794	\$ 2,402,174

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 5

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2010

(Amounts in thousands, except per unit amount)

Net Assets Consist of:

	PIMCO Bermude Diversified Income Fund	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund (IM)	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (IM)
Paid in capital	\$ 40,672	\$ 255,935	\$ 317,331	\$ 649,925	\$ 1,754,511
Undistributed (overdistributed) net investment income	10,403	28,293	(111,759)	0	390,062
Accumulated undistributed net realized gain	19,569	28,432	82,926	79,865	154,212
Net unrealized appreciation	8,825	26,801	39,511	194,004	103,389
	\$ 79,470	\$ 339,461	\$ 428,009	\$ 923,794	\$ 2,402,174

Net Assets:

	N/A	N/A	\$ 428,009	\$ 923,794	\$ 2,402,174
Inst (JPY)	N/A	\$ 188,633	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	\$ 79,456	124,995	N/A	N/A	N/A
Inst (USD)	14	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst Admin (JPY, Hedged)	N/A	25,833	N/A	N/A	N/A

Units Issued and Outstanding:

	N/A	N/A	34,378	6,434	16,728
Inst (JPY)	N/A	1,515	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	506	749	N/A	N/A	N/A
Inst (USD)	1	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst Admin (JPY, Hedged)	N/A	200	N/A	N/A	N/A

Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding

(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$ 12.45	\$ 143.59	\$ 143.60
(Expressed in reporting currency)	N/A	N/A	N/A	¥ 11,566	¥ 11,567
Inst (JPY)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 124.47	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	N/A	¥ 10,026	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	\$ 157.06	\$ 166.98	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	¥ 12,651	¥ 13,451	N/A	N/A	N/A
Inst (USD)					
(Expressed in functional currency)	\$ 13.52	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst Admin (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 129.23	N/A	N/A	N/A
(Expressed in reporting currency)	N/A	¥ 10,409	N/A	N/A	N/A

Cost of Investments Owned	\$ 70,538	\$ 310,053	\$ 385,604	\$ 29	\$ 2,489,304
Cost of Investments in Affiliates Owned	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 729,761	\$ 0
Cost of Repurchase Agreements Owned	\$ 0	\$ 14,700	\$ 2,400	\$ 0	\$ 0
Cost of Foreign Currency Held	\$ 0	\$ 42	\$ 163	\$ 0	\$ 0
Proceeds Received on Short Sales	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,624
Premiums Received on Written Options	\$ 182	\$ 416	\$ 343	\$ 0	\$ 7,392

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 6

Statements of Operations (Cont.)

Year or Period Ended
October 31, 2010

(Amounts in thousands)

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield (Non-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Non-Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Investment Income:					
Interest	\$ 0	\$ 19	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Dividends from affiliate investments	24,828	7,172	1,531	0	28,378
Miscellaneous income	2	0	0	0	0
Total Income	24,830	7,191	1,531	0	28,378
Expenses:					
Management fees	0	0	0	0	3,186
Distribution fees	0	0	0	0	2,454
Agency fees	0	0	0	0	278
Interest expense	0	6	0	0	0
Miscellaneous expense	0	0	0	0	147
Total Expenses	0	6	0	0	6,065
Net Investment Income	24,830	7,185	1,531	0	22,313
Net Realized and Unrealized Gain (Loss):					
Net realized gain on investments	0	1	0	0	0
Net realized gain (loss) on affiliate investments	6,252	11	(545)	2,819	11,377
Net realized gain on foreign currency transactions	24,333	4,781	1,395	2,895	0
Net change in unrealized appreciation on investments	0	2	0	0	0
Net change in unrealized appreciation on affiliate investments	27,590	18,232	2,528	4,102	42,406
Net change in unrealized appreciation on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	16,808	11,922	879	1,907	0
Net Gain	74,983	34,950	4,257	11,524	53,783
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	\$ 99,813	\$ 42,135	\$ 5,788	\$ 11,524	\$ 76,096

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽¹⁾ The Fund's inception date was February 26, 2010.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 14

Statements of Operations

Year Ended
October 31, 2010

(Amounts in thousands)

	PIMCO Bermude Diversified Income Fund	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)
Investment Income:					
Interest, net of foreign taxes*	\$ 3,907	\$ 11,986	\$ 26,282	\$ 0	\$ 66,418
Miscellaneous income	1	1	0	0	26
Total Income	3,908	11,987	26,282	0	66,444
Expenses:					
Investment advisory fees	331	0	0	0	5,388
Investment advisory fees - Inst (JPY)	0	457	0	0	0
Investment advisory fees - Inst (JPY, Hedged)	0	268	0	0	0
Administration fees	124	294	0	0	1,999
Interest expense	4	2	10	0	89
Miscellaneous expense	0	0	3	0	0
Total Expenses	459	1,041	13	0	7,476
Net Investment Income	3,449	10,946	26,269	0	58,968
Net Realized and Unrealized Gain (Loss):					
Net realized gain (loss) on investments	2,403	7,804	23,365	0	(3,432)
Net realized gain on affiliate investments	0	0	0	19,240	0
Net realized gain on futures contracts, written options and swap agreements	1,755	3,970	8,319	0	50,581
Net realized gain on foreign currency transactions	3,793	5,534	546	3	13,109
Net change in unrealized appreciation on investments	3,452	16,112	20,630	0	70,734
Net change in unrealized appreciation on affiliate investments	0	0	0	57,919	0
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on futures contracts, written options and swap agreements	25	(1,699)	3,495	0	3,951
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	3,842	6,755	136	0	(5,914)
Net Gain	15,270	38,476	55,891	77,162	129,029
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	\$ 18,719	\$ 49,422	\$ 82,160	\$ 77,162	\$ 187,997
* Foreign tax withholding	\$ 0	\$ 0	\$ 1	\$ 0	\$ 4

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 11

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year or Period Ended
October 31, 2010

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO U.S. High Yield (Non-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Net investment income	\$ 24,830	\$ 7,185	\$ 1,531	\$ 0	\$ 22,313
Net realized gain	24,356	4,782	1,306	2,895	0
Net realized gain (loss) on affiliate investments	6,252	11	(54E)	2,819	11,377
Net change in unrealized appreciation	16,806	11,925	879	1,907	0
Net change in unrealized appreciation on affiliate investments	27,900	18,232	2,526	4,103	42,406
Net increase resulting from operations	99,813	42,135	5,788	11,524	76,096

Distributions to Unitholders:

From net investment income and net realized capital gains	0	0	(1,687)	0	(31,305)
J (CNY)	0	(1,830) ⁽¹⁾	0	0	0
J (JPY)	(3,558)	0	0	0	0
J (JPY, Hedged)	(33,351)	0	0	0	0
Y (AUD)	0	(677) ⁽²⁾	0	0	0
Y (BRL)	0	(8,835) ⁽²⁾	0	0	0
Y (JPY)	(26) ⁽³⁾	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	(1,418) ⁽³⁾	0	0	0	0
Distributions in excess of net investment income and net realized capital gains	0	(632)	0	0	0
Y (AUD)	0	(9,450)	0	0	0
Y (BRL)	0	0	0	0	0
Total Distributions	(38,354)	(21,424)	(1,687)	0	(31,305)

Fund Unit Transactions:

Receipts for units sold	0	0	1,406	14,878	33,738
J (CNY)	0	51,040 ⁽¹⁾	0	0	0
J (JPY)	16,919	0	0	0	0
J (JPY, Hedged)	98,759	0	0	0	0
Y (AUD)	0	28,167 ⁽²⁾	0	0	0
Y (BRL)	0	694,556 ⁽²⁾	0	0	0
Y (JPY)	2,012 ⁽³⁾	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	31,507 ⁽³⁾	0	0	0	0
Issued as reinvestment of distributions	0	1,309 ⁽³⁾	0	0	0
Y (AUD)	0	18,295 ⁽²⁾	0	0	0
Y (JPY)	26 ⁽³⁾	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	1,418 ⁽³⁾	0	0	0	0
Cost of units redeemed	0	0	(6,009)	(13,460)	(127,781)
J (JPY)	(749)	0	0	0	0
Y (AUD)	0	(715) ⁽²⁾	0	0	0
Y (JPY)	(12) ⁽³⁾	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	(5,874) ⁽³⁾	0	0	0	0
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	144,006	792,642	(4,603)	1,418	(94,043)
Total Increase (Decrease) in Net Assets	205,46E	813,353	(502)	12,942	(40,252)

Net Assets:

Beginning of year or period	249,894	0	21,636	40,062	476,704
End of year or period*	\$ 455,359	\$ 813,353	\$ 21,136	\$ 53,024	\$ 427,452

*Including undistributed (overdistributed) net investment income of \$ (14,80E) \$ (14,239) \$ 7,266 \$ 0 \$ (39,049)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽¹⁾ The Class's inception date was April 30, 2010.⁽²⁾ The Class's inception date was February 26, 2010.⁽³⁾ The Class's inception date was July 30, 2010.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 18

Statements of Changes in Net Assets

Year or Period Ended
October 31, 2010

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO Bermude Diversified Income Fund	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)
Net investment income	\$ 3,448	\$ 10,946	\$ 26,269	\$ 0	\$ 58,968
Net realized gain	7,951	17,308	32,230	3	60,258
Net realized gain on affiliate investments	0	0	0	19,240	0
Net change in unrealized appreciation	7,319	21,168	23,661	0	68,771
Net change in unrealized appreciation on affiliate investments	0	0	0	57,919	0
Net increase resulting from operations	18,719	49,422	82,160	77,162	187,997

Distributions to Unitholders:

From net investment income and net realized capital gains	0	0	(28,378)	0	0
Total Distributions	0	0	(28,378)	0	0

Fund Unit Transactions:

Receipts for units sold	0	0	13,785	100,238	751,899
Inet (JPY)	0	93,235	0	0	0
Inet (JPY, Hedged)	0	45,541	0	0	0
Inet Admin (JPY, Hedged)	0	23,466 ⁽¹⁾	0	0	0
Cost of units redeemed	0	0	(116,405)	(80,184)	(321,562)
Inet (JPY)	0	(15,727)	0	0	0
Inet (JPY, Hedged)	(31)	(8,903)	0	0	0
Inet Admin (JPY, Hedged)	0	(12) ⁽¹⁾	0	0	0
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	(31)	137,624	(102,620)	20,054	430,337

Total Increase (Decrease) in Net Assets

	18,688	187,046	(48,836)	97,216	618,334
--	--------	---------	----------	--------	---------

Net Assets:

Beginning of year or period	60,782	152,415	476,847	826,578	1,783,840
End of year or period*	\$ 79,470	\$ 339,461	\$ 428,009	\$ 923,794	\$ 2,402,174

* Including undistributed (overdistributed) net investment income of

	\$ 10,405	\$ 28,293	\$ (11,759)	\$ 0	\$ 390,062
--	-----------	-----------	-------------	------	------------

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽¹⁾ The Class's inception date was August 6, 2010.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 16

Financial Highlights (Cont.)

Year or Period Ended
October 31, 2010

Selected Per Unit Data:	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II Y (BRL) ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield (Yen- Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen- Hedged) Fund II	PIMCO World High Income
Net asset value beginning of year or period	\$ 112.53	\$ 95.40	\$ 118.01	\$ 10.10
Net investment income (a)	4.23	7.42	0.00	0.51
Net realized/unrealized gain on investments	20.22	21.95	38.96	1.27
Total increase from investment operations	24.45	29.37	38.96	1.78
Distributions from net investment income and net realized capital gains	(21.51)	(8.20)	0.00	(0.72)
Distributions in excess of net investment income and net realized capital gains	(2.30)	0.00	0.00	0.00
Total distributions	(23.91)	(8.20)	0.00	(0.72)
Net asset value end of year or period	\$ 113.07	\$ 116.57	\$ 156.97	\$ 11.16
Total return (Expressed in functional currency)	24.96%	32.54%	33.01%	18.33%
Total return (Expressed in Japanese yen)	13.27%(b)	17.94%(b)	18.36%(b)	N/A
Net assets end of year or period (000s)	\$ 728,401	\$ 21,136	\$ 53,024	\$ 427,452
Ratio of expenses to average net assets	0.00%*	0.00%	0.00%	1.33%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%*	0.00%	0.00%	1.33%
Ratio of net investment income to average net assets	5.71%*	7.38%	0.00%	4.90%

* Annualized

⁽¹⁾ The Class's inception date was February 26, 2010.^(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the period.^(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is U.S. dollar, however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's reporting currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 4

Financial Highlights

Year or Period Ended
October 31, 2010

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund Inst LPY, Hedged ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund Inst USD	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst LPY ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst LPY, Hedged ⁽¹⁾
Net asset value beginning of year	\$ 120.06	\$ 11.64	\$ 106.27	\$ 127.45
Net investment income (a)	6.81	0.64	5.92	7.19
Net realized/unrealized gain on investments	30.19	1.24	12.28	32.34
Total increase from investment operations	37.00	1.88	18.20	39.53
Distributions from net investment income and net realized capital gains	0.00	0.00	0.00	0.00
Total distributions	0.00	0.00	0.00	0.00
Net asset value end of year	\$ 157.06	\$ 13.52	\$ 124.47	\$ 166.98
Total return (Expressed in functional currency)	30.82%	16.15%	17.13%	31.02%
Total return (Expressed in Japanese yen)	16.41%(b)	N/A	4.22%(b)	16.60%(b)
Net assets end of year (000s)	\$ 79,456	\$ 1.4	\$ 188,633	\$ 124,995
Ratio of expenses to average net assets	0.69%	0.69%	0.49%	0.49%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.69%	0.69%	0.49%	0.49%
Ratio of net investment income to average net assets	5.21%	5.22%	5.04%	4.98%

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst Admin LPY, Hedged ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)
Net asset value beginning of year or period	\$ 117.48	\$ 11.05	\$ 131.63	\$ 131.64
Net investment income (a)	1.28	0.67	0.00	4.11
Net realized/unrealized gain on investments	10.47	1.45	11.96	7.85
Total increase from investment operations	11.75	2.12	11.96	11.96
Distributions from net investment income and net realized capital gains	0.00	(0.72)	0.00	0.00
Total distributions	0.00	(0.72)	0.00	0.00
Net asset value end of year or period	\$ 129.23	\$ 12.45	\$ 143.59	\$ 143.60
Total return (Expressed in functional currency)	10.00%	19.91%	9.09%	9.09%
Total return (Expressed in Japanese yen)	4.09%(b)	N/A	(2.931%(b)	(2.931%(b)
Net assets end of year or period (000s)	\$ 25,833	\$ 428,009	\$ 923,794	\$ 2,402,174
Ratio of expenses to average net assets	0.13%*	0.00%	0.00%	0.38%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.12%*	0.00%	0.00%	0.38%
Ratio of net investment income to average net assets	4.54%*	5.78%	0.00%	3.06%

* Annualized

⁽¹⁾ The Class's inception date was August 6, 2010.^(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the period.^(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is U.S. dollar, however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's reporting currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2010 1

Notes to Financial Statements

October 31, 2010

1. ORGANIZATION

Each fund discussed in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds") is a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II (the "Trust"). The Trust is an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended and supplemented from time to time, the "Trust Deed"). Brown Brothers Hamman Trust Company (Cayman) Limited serves as the "Trustee" of the Trust for the owners of units of the Funds (the "Unitholders"). As used in this report all references to the "Trustee" shall mean the person then serving as trustee to the trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO"), the "Manager" or the "Investment Adviser" is the sponsor of and is responsible for structuring the Trust.

The Trust is authorized and classified as a standard fund under the Investment Funds Act 2006 (the "IF Act"). As such, the Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the IF Act and related rules relating to standard funds. The Trust falls within the definition of a "unit trust fund" for purposes of the IF Act.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further Funds in addition to the twenty Funds currently in operation as at the date of these financial statements.

The Funds presented in this report are listed below.

Fund	Offered to:
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund PIMCO U.S. High Yield Fund PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	Offered only to fund of funds type Japanese investment trusts organized under the Law concerning Investment Trust and Investment Company of Japan ("Japanese Investment Trusts") which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association, Japan.
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund PIMCO U.S. High Yield Fund II PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II PIMCO World High Income	Offered to Japanese and other investors.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	Offered only to other Funds to serve as underlying investment vehicles for such Funds.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(a) Underlying Funds. The Trustee and the Manager may apply all or a portion of the assets of (i) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund and PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund; (ii) PIMCO Emerging Bond Income Fund and PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund; (iii) PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II, and PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund; (iv) PIMCO U.S. High Yield Fund II and PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II; (v) PIMCO World High Income, (each referred to herein as a "Fund of Funds" or "Acquiring Fund" which invest in other Funds) to the respective credit of (i) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M); (ii) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M); (iii) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M); (iv) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M); (v) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), (each referred to herein as an "Underlying Fund" or "Acquired Fund"). Any assets so applied will be held in such Fund of Funds as if received directly thereby. Where assets are so applied, the Acquired Fund will record the issue of Units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per Unit of such Units and will repurchase such Units at the repurchase price per Unit of such Units at the time of repurchase. Accordingly, the ability of an Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Funds to achieve their investment objectives. There can be no assurance that the investment objectives of the Acquired Funds will be achieved.

(b) Determination of Net Asset Value of Units. The Net Asset Value per unit ("NAV") of a Fund (or any Class thereof, if applicable) is valued as of the close of regular trading (normally 4:00 p.m., Eastern time) (the "NYSE Close") on each Fund's Dealing Day (as defined in the current Offering Memorandum of the Trust). The Trustee may temporarily suspend the determination of the NAV of a Fund (or any Class thereof, if applicable), and in connection therewith, the issue, repurchase and conversion of Units in or from the Fund under certain circumstances, as defined in the current Offering Memorandum of the Trust.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

(c) Investment Valuation and Fair Value Measurements. For purposes of calculating the NAV, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are valued at fair market value. Fair market value is generally determined on the basis of last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services.

Investments initially valued in currencies other than the U.S. dollar are converted to the U.S. dollar using exchange rates obtained from pricing service providers. As a result, the NAV of a Fund's shares may be affected by changes in the value of currencies in relation to the U.S. dollar. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the U.S. dollar may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the NAV may change on days when an investor is not able to purchase, redeem or exchange shares.

U.S. GAAP defines fair market value as the price that a Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. It establishes a fair value hierarchy that prioritizes inputs to valuation methods and requires disclosure of the fair value hierarchy, separately for each major category of assets and liabilities, that segregates fair value measurements into levels (Level 1, 2, and 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities. Levels 1, 2 and 3 of the fair value hierarchy are defined as follows:

- Level 1—Inputs using quoted prices in active markets or exchanges for identical assets and liabilities.
- Level 2—Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.
- Level 3—Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Investment Adviser or persons acting at their direction that are used in determining the fair market value of investments.

Level 1 and Level 2 trading assets and trading liabilities, at fair market value

The valuation techniques and significant inputs used in determining the fair market values of financial instruments classified as Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities and non-U.S. bonds are normally valued by pricing service providers that use broker dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The service providers' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date.

Mortgage and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also normally valued by pricing service providers that use broker dealer quotations or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes, estimated cash flows and

market-based yield spreads for each tranche, current market data and incorporates deal collateral performance, as available. Mortgage and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Common stocks, exchange-traded funds and financial derivative instruments such as futures contracts or options contracts that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation adjustments are not applied, they are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy. Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the close of the NYSE. These securities are valued using pricing service providers that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in the U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Preferred stock and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Investments in registered open-end investment management companies will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy. Investments in unregistered open-end management investment companies will be calculated based upon the NAV of such investments and are considered Level 1 provided that the NAV is observable, calculated daily and is the value at which both purchases and sales will be conducted. Investments in privately held investment funds will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Investments in privately held investment funds where the NAV is unobservable will be calculated based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

Short-term investments having a maturity of 60 days or less are generally valued at amortized cost which approximates fair market value. These investments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Over-the-counter financial derivative instruments such as foreign currency contracts, options contracts, or swaps agreements, derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. These contracts are normally valued on the basis of broker dealer quotations or pricing service providers. Depending on the product and the terms of the transaction, the value of the derivative contracts can be estimated by a pricing service provider using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as issuer details, indices, spreads, interest rates, curves, dividends and exchange rates. Derivatives that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair market value The valuation techniques and significant inputs used in determining the fair market values of financial instruments classified as Level 3 of the fair value hierarchy are as follows:

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair market value as determined in good faith by the Investment Adviser or persons acting at their direction and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information or broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of a Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Investment Adviser has delegated to FIMCO, the responsibility for monitoring significant events that may materially affect the

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

values of a Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

The Investment Adviser has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available, and has delegated the responsibility for applying the valuation methods to PIMCO. For instances which daily market quotes are not readily available investments may be valued, pursuant to guidelines established by the Investment Adviser, with reference to other securities or indices. In the event that the security or asset cannot be valued pursuant to one of the valuation methods established by the Investment Adviser, the value of the security or asset will be determined in good faith by the Valuation Committee of the Investment Adviser, generally based upon recommendations provided by PIMCO. When a Fund uses fair valuation methods applied by PIMCO that use significant unobservable inputs to determine its NAV, securities will be priced by another method that the Investment Adviser or persons acting at their direction believe accurately reflects fair market value and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. These methods may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot guarantee that values determined by the Investment Adviser or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires a reconciliation of the beginning to ending balances for reported market values that presents changes attributable to total realized and unrealized gains or losses, purchases and sales, and transfers in/out of the Level 3 category during the period. The end of period timing recognition is used for the significant transfers between levels of the Funds' assets and liabilities. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy and Level 3 reconciliation, if any, have been included in the Notes to the Schedule of Investments for each respective Fund.

(d) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled 15 days or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the dividend. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

(e) Cash and Foreign Currency. The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates [the "functional currency"]. The functional currency for the Funds is the U.S. dollar. The NAV and total return for the Funds are presented in the currency for which the NAV is reported [the "reporting currency"], as detailed in the current Offering Memorandum. The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statements of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments.

The NAV and total return of certain Funds are presented in the reporting currency for convenience. For the purposes of the presentation of the NAV and the total return in the reporting currency, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

Fund/Class:	Reporting Currency
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund	Japanese yen
• Inst (JPY, Hedged)	
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	
• Inst (JPY)	
• Inst (JPY, Hedged)	
• Inst Admin (JPY, Hedged)	
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	
PIMCO Bermuda JGB Frontier Foreign Strategy Fund	
PIMCO Bermuda JGB Frontier U.S. Strategy Fund	
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	
PIMCO Emerging Bond Income Fund	
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	
PIMCO U.S. High Yield Fund	
PIMCO U.S. High Yield Fund II	
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	
• J (JPY)	
• J (JPY, Hedged)	
• Y (JPY)	
• Y (JPY, Hedged)	
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	
• J (CNY)	
• Y (AUD)	
• Y (BRL)	
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund	
• Inst (USD)	
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	
PIMCO Bermuda Emerging Bond Income Fund (M)	
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	
PIMCO World High Income	

(f) Multiclass Operations. Each class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of the Fund equal to that of other classes of the same Fund, except for specific assets and gains and losses designated to a class relating to currency hedging operations. Income, non-class-specific expenses, and non-class-specific realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each class of units based on the relative net assets of each class of the respective Fund. Class-specific expenses, where applicable, currently include, investment advisory and administrative.

(g) Distribution Policy. The chart below shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

Declared and paid monthly:

FIMCO Bermuda Diversified Income Fund
 • Int (USD)
 FIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)
 FIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)
 FIMCO Emerging Bond Income Fund
 FIMCO Emerging Bond Income Fund (M)
 FIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund
 FIMCO U.S. High Yield Fund
 FIMCO U.S. High Yield Strategy Fund
 • J (JPY)
 • J (JPY, Hedged)
 • Y (JPY)
 • Y (JPY, Hedged)
 FIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II
 • J (USD)
 • Y (AUD)
 • Y (BRL)
 FIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund
 FIMCO World High Income

Declared and paid quarterly:

FIMCO Bermuda JCB Foster Foreign Strategy Fund
 FIMCO Bermuda JCB Foster U.S. Strategy Fund

The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

FIMCO Bermuda Diversified Income Fund
 • Int (JPY, Hedged)
 FIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II
 • Int (JPY)
 • Int (JPY, Hedged)
 • Int Adm (JPY, Hedged)
 FIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
 FIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)
 FIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund
 FIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)
 FIMCO U.S. High Yield II
 FIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional Units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the functional currency of the Fund. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there shall be inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

3. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Delayed-Delivery Transactions. Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, a Fund can designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a capital gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(b) Inflation-Indexed Bonds. Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed-income securities whose principal value is periodically adjusted to the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income in the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity.

(c) Loan Participations and Assignments. Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. A Fund generally has no right to enforce compliance with the terms of the loan agreement with the borrower. As a result, a Fund may be subject to the credit risk of both the borrower and the lender that is selling the loan agreement. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrower of the loan.

Certain Funds may also enter into unfunded loan commitments, which are contractual obligations for future funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate Funds to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the notional loan amounts will never be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. A Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a floating rate loan. In certain circumstances, a Fund may receive a prepayment penalty fee upon the prepayment of a floating rate loan by a borrower. Fees earned/paid are recorded as a component of interest income or interest expense in the Statement of Operations.

As of the year ended October 31, 2010, the unfunded loan commitments were as follows (amounts in thousands):

Fund	Unfunded Loan Amounts
FIMCO Bermuda Diversified Income Fund	\$ 494
FIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	14,263
FIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	507

(d) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities. Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities. These securities include mortgage pass-through securities, collateralized mortgage obligations, commercial mortgage-backed securities, stripped mortgage-backed securities,

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

asset-backed securities, collateralized debt obligations and other securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, mortgage loans on real property. Mortgage-related and other asset-backed securities are interests in pools of loans or other receivables. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. Asset-backed securities are created from many types of assets, including auto loans, credit card receivables, home equity loans, and student loans. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal payments. Interest payments may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of pre-payments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the United States government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that the private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements.

Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralized by mortgages and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches," with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including pre-payments. Commercial Mortgage-Backed Securities include securities that reflect an interest in, and are secured by, mortgage loans on commercial real property. Many of the risks of investing in commercial mortgage-backed securities reflect the risks of investing in the real estate securing the underlying mortgage loans. These risks reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make loan payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. CMOs and commercial mortgage-backed securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage- or asset-backed securities.

Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. A common type of SMBS will have one class receiving some of the interest and most of the principal from the mortgage assets, while the other class will receive most of the interest and the remainder of the principal. In the most extreme case, one class will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income in the Statement of Operations. Because little to no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the book value of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income in the Statement of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include collateralized bond obligations ("CBOs"), collateralized loan obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the quality of the collateral may decline in value or default, (iii) the Fund may invest in CDOs that are subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not

be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

(e) Payment In-Kind Securities. Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates, and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata adjustment from the unrealized appreciation or depreciation on investments to interest receivable in the Statements of Assets and Liabilities.

(f) Repurchase Agreements. Each Fund may engage in repurchase transactions. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. The underlying securities for all repurchase agreements are held in safekeeping at the Fund's custodian. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Securities purchased under repurchase agreements are reflected as an asset in the Statements of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statements of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund. Generally, in the event of counterparty default, a Fund has the right to use the collateral to offset losses incurred. If the counterparty should default, a Fund will seek to sell the securities which it holds as collateral. This could involve procedural costs or delays in addition to a loss on the securities if their value should fall below their repurchase price.

(g) Restricted Securities. Each Fund may invest in securities that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but are required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted except for those securities traded between qualified institutional investors under the provisions of Rule 144A of the Securities Act of 1933. Disposal of restricted securities may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve.

(h) Reverse Repurchase Agreements. Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund sells to a financial institution a security that it holds with an agreement to repurchase the same security at an agreed-upon price and date. Securities sold under reverse repurchase agreements are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to the Fund. A reverse repurchase agreement involves the risk that the market value of the security sold by a Fund may decline below the repurchase price of the security. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(i) Short Sales. Certain Funds may enter into short sales transactions. A short sale is a transaction in which a Fund sells securities it does not own in anticipation of a decline in the market price of the securities. Securities sold in short sale transactions and interest payable on such securities, if any, are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund is obligated to deliver securities at the market price at the time the short position is closed. Possible losses from short sales may be unlimited, whereas losses from purchases cannot exceed the total amount invested.

(j) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises. Certain Funds may invest in U.S. Government agencies or Government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. The U.S.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

Government does not guarantee the net asset value of the Funds' shares. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations, and still others, such as those of the Student Loan Marketing Association, are supported only by the credit of the instrumentality. U.S. Government securities may include zero coupon securities, which do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to greater risk than interest-paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC"). FNMA is a government-sponsored corporation the common stock of which is owned entirely by private stockholders. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

(k) When-Issued Transactions. Certain Funds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorized, has not yet been issued in the market. A commitment by a Fund is made regarding these transactions to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Fund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a capital gain or loss.

4. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use derivative instruments, the credit-risk-related contingent features in certain derivative instruments, and how derivative instruments affect the Funds' financial position, results of operations and cash flows. The location and fair value amounts of these instruments on the Statements of Assets and Liabilities and the realized and changes in unrealized gains and losses on the Statements of Operations, each categorized by type of derivative contract, are included in a table in the Notes to Schedules of Investments. The derivative instruments outstanding as of period end as disclosed in the Notes to Schedules of Investments and the amounts of realized and changes in unrealized gains and losses on derivative instruments during the period as disclosed in the Statements of Operations serve as indicators of the volume of derivative activity for the Funds.

(a) Foreign Currency Contracts. Certain Funds may enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and

Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. In connection with these contracts, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

Certain Funds having a hedged class enter into foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these class specific foreign currency contracts will be successful.

(b) Futures Contracts. Certain Funds may enter into futures contracts. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates, and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker, an amount of cash or U.S. Government and Agency Obligations in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value ("variation margin") is recorded by the Fund. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the variation margin disclosed in the Statements of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts. Certain Funds may write (i) call and put options on futures, swaps ("swaptions"), securities, commodities or currencies it owns or in which it may invest and (ii) inflation capped options and floor options. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call, put or inflation capped option, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. The purpose of inflation capped option is to protect the buyer from inflation erosion above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in inflation-linked products. These liabilities are reflected as written options outstanding on the Statements of Assets and Liabilities. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included on the Statements of Assets and Liabilities as an investment and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss.

(d) Swap Agreements. Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are privately negotiated agreements between a Fund and a

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. A Fund may enter into credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Swaps are marked to market daily based upon values from third party vendors or quotations from market makers to the extent available and the change in value if any, is recorded as an unrealized gain or loss in the Statements of Assets and Liabilities. In the event that market quotations are not readily available or deemed unreliable, certain swap agreements may be valued pursuant to guidelines established by the Investment Advisor. In the event that market quotes are not readily available and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Valuation Committee of the Investment Advisor.

Payments received or made at the beginning of the measurement period are reflected as such on the Statements of Assets and Liabilities and represent payments made or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions [credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and other relevant factors]. These upfront payments are recorded as realized gains or losses on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss in the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realized gains or losses on the Statements of Operations.

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized in the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. This risk is mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event for the referenced entity, obligation or index. As a seller of protection on credit default swap agreements, a Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, a Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If a Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If a Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and

deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the recovery settlement value.

Credit default swap agreements on corporate issues, sovereign issues of an emerging country or U.S. Municipal issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. If a credit event occurs and cash settlement is not elected, a variety of other deliverable obligations may be delivered in lieu of the specific referenced obligation. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event). A Fund may use credit default swaps on corporate issues, sovereign issues of an emerging country or U.S. Municipal issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default.

Credit default swap agreements on asset-backed securities involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. Unlike credit default swaps on corporate issues, sovereign issues of an emerging country or U.S. Municipal issues, deliverable obligations in most instances would be limited to the specific referenced obligation as performance for asset-backed securities can vary across deals. Prepayments, principal paydowns, and other write-down or loss events on the underlying mortgage loans will reduce the outstanding principal balance of the referenced obligation. These reductions may be temporary or permanent as defined under the terms of the swap agreement and the notional amount for the swap agreement will be adjusted by corresponding amounts. A Fund may use credit default swaps on asset-backed securities to provide a measure of protection against defaults of the referenced obligation or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular referenced obligation's default.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a list of a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a pool of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. A Fund may use credit default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are benchmarks for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, sovereign

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

issues of an emerging country or U.S. Municipal issues as of period end are disclosed in the footnotes to the Schedules of Investments and serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. For credit default swap agreements on asset-backed securities and credit indices, the quoted market prices and resulting values serve as the indicator of the current status of the payment/performance risk. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller of protection could be required to make under a credit default swap agreement would be an amount equal to the notional amount of the agreement. Notional amounts of all credit default swap agreements outstanding as of October 31, 2010 for which a Fund is the seller of protection are disclosed in the notes to the Schedules of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by a Fund for the same referenced entity or entities.

Cross-Currency Swap Agreements. Certain Funds may enter into cross-currency swap agreements to gain or mitigate exposure on currency risk. Cross-currency swap agreements involve two parties exchanging two different currencies with an agreement to reverse the exchange at a later date at specified exchange rates. The exchange of currencies at the inception date of the contract takes place at the current spot rate. The re-exchange at maturity may take place at the same exchange rate, a specified rate, or the then current spot rate. Interest payments, if applicable, are made between the parties based on interest rates available in the two currencies at the inception of the contract. The terms of cross-currency swap contracts may extend for many years. Cross-currency swaps are usually negotiated with commercial and investment banks. Some cross-currency swaps may not provide for exchanging principal cash flows, but only for exchanging interest cash flows.

Interest Rate Swap Agreements. Certain Funds are subject to interest rate exposure in the normal course of pursuing their investment objectives. Because a Fund holds fixed rate bonds, the value of these bonds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party of their respective commitments to pay or receive interest with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole at zero cost by a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swap, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets.

5. PRINCIPAL RISKS

In the normal course of business the Funds trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the

market (market risk), or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk).

Market Risks. The Funds' investments in derivatives and other financial instruments expose the Funds to various risks such as, but not limited to, interest rate, foreign currency, equity and commodity risks.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Funds are likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations. Duration is useful primarily as a measure of the sensitivity of a fixed income's market price to interest rate (i.e. yield) movements.

If the Funds invest directly in foreign currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, or in derivatives that provide exposure to foreign currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Fund, or, in the case of hedging positions, that the Funds' base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments in the United States or abroad. As a result, the Funds' investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Funds.

The market values of equities, such as common stocks and preferred stocks or equity related investments such as futures or options, may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

The Funds' investments in commodity-linked derivative instruments may subject the Funds to greater market price volatility than investments in traditional securities. The value of commodity-linked derivative instruments may be affected by changes in overall market movements, commodity index volatility, changes in interest rates, or factors affecting a particular industry or commodity, such as drought, floods, weather, livestock disease, embargoes, tariffs and international economic, political and regulatory developments.

Credit and Counterparty Risks. The Funds will be exposed to credit risk on parties with whom they trade and will also bear the risk of settlement default. The Funds minimize concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognized and reputable exchanges. The Funds could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivatives contract, repurchase agreement or a loan of the Funds' securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities are subject to varying degrees of credit risk, which are often reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, the Funds may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which the Funds have unsettled or open transactions will default. Financial assets, which potentially expose the Funds to counterparty risk, consist principally of cash due from counterparties and investments. PIMCO, as the Investment Advisor, minimizes counterparty risks to the Funds by performing extensive reviews of each counterparty and obtaining approval from the Counterparty Risk Committee prior to entering into transactions with a third party. Furthermore, to the extent that unpaid amounts owed to the

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

Fund exceed a predetermined threshold agreed to with the counterparty, such counterparty shall advance collateral to the Fund in the form of cash or cash equivalents equal in value to the unpaid amount owed to the Fund. The Fund may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to the Fund subsequently fails, the Fund would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced to the Fund.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the Funds have received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

Certain Funds are subject to various Master Agreements, which govern the terms of certain transactions with select counterparties. These Master Agreements reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by allowing the Funds to net contracts in the event of default. All amounts with the counterparty are terminated and settled on a net basis. The Funds' overall exposure to counterparty risk can change substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements ("Master Repo Agreements") govern transactions between the Funds and select counterparties. The Master Repo Agreements maintain provisions for, initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral for Repurchase Agreements. Master Securities Forward Transaction Agreements ("Master Forward Agreements") govern the considerations and factors surrounding the settlement of certain purchases and sales made on a delayed-delivery basis by and between the Funds and select counterparties. The Master Forward Agreements maintain provisions for, among other things, initiation and confirmation, payment and transfer, events of default, termination, and maintenance of collateral.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements ("ISDA Master Agreements") govern transactions, over-the-counter derivative and foreign exchange contracts, entered into by the Funds and those counterparties. The ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to early terminate could be material to the financial statements.

On September 15, 2008, Lehman Brothers Holdings Inc. filed for protection under Chapter 11 of the United States Bankruptcy Code. On September 19, 2008, a proceeding under the Securities Investor Protection Act (SIPA) was commenced with respect to Lehman Brothers Inc., a broker-dealer. A trustee appointed under SIPA is administering the bankruptcy estate of Lehman Brothers Inc. Lehman Brothers International (Europe) was placed in administration under the UK Insolvency Act on September 15, 2008. Lehman Brothers Special Financing Inc. filed for protection under Chapter 11 of the United States Bankruptcy Code on October 3, 2008. In connection with these filings, the Lehman Brothers group of companies (collectively "Lehman Brothers") will be reorganized and/or liquidated in an orderly fashion, subject to court approval. Each Lehman Brothers entity is a separate legal entity that is subject to its own bankruptcy proceeding.

Certain Funds had select holdings, credit default swap agreements, and securities and derivatives transactions outstanding with Lehman Brothers entities as issuer, referenced entity, counterparty or guarantor at the time the relevant Lehman Brothers entity filed for protection or was placed in administration. The security holdings, credit default swap agreements, and securities and derivatives transactions associated with Lehman Brothers have been written down to their estimated recoverable values. Anticipated losses for securities and derivatives transactions associated with Lehman Brothers have been incorporated as components of receivable for investments sold or payable for investments purchased on the Statements of Assets and Liabilities and net realized gain/loss on investments on the Statements of Operations. Financial assets and liabilities may be offset and the net amount may be reported in the Statements of Assets and Liabilities where there is a legally enforceable right to set off the recognized amounts.

PIMCO delivered notices of default to the relevant Lehman Brothers entities in accordance with the terms of the applicable agreements. For transactions with Lehman Brothers counterparties, PIMCO terminated the trades, obtained quotations from brokers for replacement trades and, where deemed appropriate, re-opened positions with new counterparties.

Where relevant the Funds have filed claims with certain Lehman Brothers entities, in accordance with the applicable bankruptcy proceedings. In addition, Funds that had exposure to Lehman Brothers Special Financing Inc., have entered into a settlement agreement and those Funds that owed money to Lehman Brothers Special Financing Inc. have paid such amounts pursuant to the terms of the settlement agreement.

6. FEES AND EXPENSES

Each Fund is subject to the following fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Investment Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund					
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.50% ^(A)	0.20% ^(B)	—	—
• Inst (USD)	—	0.50% ^(A)	0.20% ^(B)	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II					
• Inst (JPY)	—	0.35%	0.20% ^(B)	—	—
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.35%	0.20% ^(B)	—	—
• Inst Admin (JPY, Hedged)	—	—	0.20% ^(B)	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	—	0.25%	0.20% ^(B)	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	—	—	—	—	—

Annual Report | October 31, 2010 133

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

Fund	Fees				
	Management	Investment Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	—	0.35%	0.20%*	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Fund II	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	—	—	—	—	—
• J(JPY)	—	—	—	—	—
• J(JPY, Hedged)	—	—	—	—	—
• Y(JPY)	—	—	—	—	—
• Y(JPY, Hedged)	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	—	—	—	—	—
• J(GBP)	—	—	—	—	—
• Y(AUD)	—	—	—	—	—
• Y(BRL)	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	—	—	—	—	—
PIMCO World High Income	0.70%	—	—	0.10%*	0.55%*

* The Class is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund. The advisory fee is calculated by (i) applying 0.50% per annum on the first \$100 million of the Fund's net assets and 0.45% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million, and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the advisory fee based on the asset level of each Class.

* The Class is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund. The administration fee is calculated by (i) applying 0.20% per annum on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million, and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the administration fee based on the asset level of each Class.

* The PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

* The PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

* PIMCO World High Income is subject to an agency fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.10% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, and 0.05% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

* PIMCO World High Income is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.50% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets and 0.55% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

The management, investment advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to the Manager for providing or arranging for the provision of investment advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the Units of the applicable Fund (or Class thereof, as applicable). The Investment Advisor bears the cost of certain third party services required by the Trust and the applicable Fund. The Investment Advisor, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. With respect to Funds that are subject to an administrative fee, the Investment Advisor generally makes a profit on such a fee.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, and administrative fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expenses; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class of Units.

The Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Banking Corporation ("SMBC") to act as Distributor of PIMCO World High Income with respect to the public offering of Units of the Fund in Japan. No distributors have been appointed for any of the other Funds.

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees. PIMCO Japan Ltd, the Investment Advisor's affiliate in Japan, is paid a fee from the accounts, Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to the Investment Advisor to compensate it for its services.

PIMCO World High Income has paid the on-going expenses related to the public offering of its Units in Japan and PIMCO has pre-paid certain on-going expenses on behalf of PIMCO World High Income which PIMCO may recoup in future periods. If further Funds are launched, such costs directly attributable to the relevant Fund will be borne by the Fund, or by PIMCO. Where such costs are not directly attributable to a Fund, each Fund will bear such costs in proportion to its respective Net Asset Value, unless such costs are borne by PIMCO in its discretion. If any Fund is wound up prior to the expenses being fully paid, such unpaid amount will be accelerated and paid immediately.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

7. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Investment Adviser is a related party to the funds and is a majority-owned subsidiary of Allianz Global Investor of America L.P. ("AGI"). Fees payable to the related party are disclosed in Note 6.

AGI, a related party of the Trust, owned 0.20% of the outstanding units in the PIMCO Bermuda Diversified Income Fund as of October 31, 2010.

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a portfolio from or to another fund or portfolio that are or could be considered an affiliate by virtue of having a common adviser (or affiliated investment adviser), is effected at the current market price. During the year ended October 31, 2010, the Funds below engaged in purchases and sales of securities among affiliated Funds (amounts in thousands):

Fund	Purchases	Sales
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund	\$ 7,183	\$ 9,033
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	6,368	64,075
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	3,998	32,360
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	41,828	42,384
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	337	873
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund	129	1,541
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	103,803	40,863
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	3,113	12,914
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	2,863	86,697

8. GUARANTEES AND INDEMNIFICATIONS

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

9. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units of beneficial interest. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the Funds are denominated in the Funds Reporting currency and converted to U.S. dollars at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value and of the same class although additional Classes of Units may be offered in the future related to any Fund. Fractional units of the Funds will not be issued.

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands):

	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	
	Year Ended October 31, 2010		Year Ended October 31, 2010		Year Ended October 31, 2010		Year Ended October 31, 2010		Year Ended October 31, 2010	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	0	\$ 0	0	\$ 0	1,178	\$ 13,785	743	\$ 100,238	5,579	\$ 751,838
Inst. (JPY)	0	0	808	93,236	0	0	0	0	0	0
Inst. (JPY, Hedged)	0	0	322	45,541	0	0	0	0	0	0
Inst. Admin (JPY, Hedged)	0	0	250	23,438	0	0	0	0	0	0
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst. (JPY)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst. (JPY, Hedged)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Inst. Admin (JPY, Hedged)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	0	0	0	0	(3,833)	(116,404)	(506)	(86,184)	(2,402)	(321,567)
Inst. (JPY)	0	0	(135)	(15,727)	0	0	0	0	0	0
Inst. (JPY, Hedged)	0	(31)	(67)	(6,309)	0	0	0	0	0	0
Inst. Admin (JPY, Hedged)	0	0	0	(12)	0	0	0	0	0	0
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	0	\$ (31)	1,128	\$ 137,624	(8,715)	\$ (102,620)	154	\$ 20,054	3,177	\$ 430,337

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

	PMCO Bermuda Global Aggressive Growth Fund Year Ended October 31, 2010		PMCO Bermuda JGB Income Foreign Strategy Fund Year Ended October 31, 2010		PMCO Bermuda JGB Income U.S. Strategy Fund Year Ended October 31, 2010		PMCO Bermuda S. & High Yield Fund (SIF) Year Ended October 31, 2010		PMCO Bermuda S. & High Yield Fund II (SIF) Year Ended October 31, 2010	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	3,268	\$ 450,134	7	\$ 672	4	\$ 448	89,077	\$ 973,524	302	\$ 40,144
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	3,341	32,000	0	0
Cost of units redeemed	(1,086)	(145,338)	(137)	(14,673)	(31)	(8,782)	(12,216)	(116,606)	(281)	(36,344)
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	2,202	\$ 304,736	(130)	\$ (14,001)	(27)	\$ (8,334)	80,202	\$ 788,919	19	\$ 3,800

	PMCO Emerging Bond Income Fund Year Ended October 31, 2010		PMCO Emerging Bond Income Fund (SIF) Year Ended October 31, 2010		PMCO Emerging Bond Income Fund (SIF) Year Ended October 31, 2010		PMCO U.S. High Yield Fund Year Ended October 31, 2010		PMCO S. & High Yield Fund II Year Ended October 31, 2010	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	10	\$ 950	1,286	\$ 15,264	83	\$ 9,942	16	\$ 1,258	129	\$ 17,171
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(1,006)	(137,538)	(9,402)	(110,352)	(42)	(4,679)	(880)	(71,768)	(140)	(17,890)
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	(996)	\$ (96,588)	(8,116)	\$ (95,088)	41	\$ 5,263	(864)	\$ (70,510)	(11)	\$ (719)

	PMCO U.S. High Yield Strategy Fund Year Ended October 31, 2010		PMCO U.S. High Yield Strategy Fund (SIF) Year Ended October 31, 2010		PMCO S. & High Yield (Non- Hedged) Fund Year Ended October 31, 2010		PMCO S. & High Yield (Non- Hedged) Fund Year Ended October 31, 2010		PMCO Broad SIF Income Fund Year Ended October 31, 2010	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	0	\$ 0	0	\$ 0	14	\$ 1,408	39	\$ 14,878	3,136	\$ 33,739
J (CNY)	0	0	602 ⁽¹⁾	\$ 1,040 ⁽¹⁾	0	0	0	0	0	0
J (JPY)	141	16,819	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY, Hedged)	728	98,758	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (AUD)	0	0	258 ⁽²⁾	25,167 ⁽²⁾	0	0	0	0	0	0
Y (BRL)	0	0	6,274 ⁽³⁾	834,126 ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0
Y (JPY)	17 ⁽⁴⁾	2,012 ⁽⁴⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	273 ⁽⁴⁾	31,507 ⁽⁴⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (CNY)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY, Hedged)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (AUD)	0	0	13 ⁽²⁾	1,303 ⁽²⁾	0	0	0	0	0	0
Y (BRL)	0	0	158 ⁽³⁾	16,284 ⁽³⁾	0	0	0	0	0	0
Y (JPY)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	12 ⁽⁴⁾	1,418 ⁽⁴⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	0	0	0	0	(60)	(5,203)	(101)	(13,460)	(12,078)	(127,781)
J (CNY)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY)	(6)	(748)	0	0	0	0	0	0	0	0
J (JPY, Hedged)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (AUD)	0	0	17 ⁽²⁾	1,715 ⁽²⁾	0	0	0	0	0	0
Y (BRL)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (JPY)	0	(12) ⁽⁴⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
Y (JPY, Hedged)	(43) ⁽⁴⁾	(5,874) ⁽⁴⁾	0	0	0	0	0	0	0	0
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	1,122	\$ 144,006	2,188	\$ 732,542	(46)	\$ (4,803)	(12)	\$ 1,418	(8,942)	\$ (94,043)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽¹⁾ The Class's inception date was August 6, 2010.⁽²⁾ The Class's inception date was April 30, 2010.⁽³⁾ The Class's inception date was February 26, 2010.⁽⁴⁾ The Class's inception date was July 30, 2010.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2010

10. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Trust is not engaged in any litigation or arbitration proceedings and is not aware of any litigation or claim pending or threatened by or against it. However, PIMCO is a defendant in the following litigation matters unrelated to its management of the Trust.

In *Kohen v. PIMCO and PIMCO Funds*, plaintiffs challenged certain trades by PIMCO in the June 2005 10 year futures contract. PIMCO's position is that all such trades were properly designed to secure best execution for its clients. The parties resolved this matter through settlement, which resolves all of the claims against PIMCO and PIMCO Funds. In settling this matter, PIMCO and PIMCO Funds deny any liability. This settlement is purely private in nature and not a regulatory matter.

In April 2006, certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO were served in an adversary proceeding brought by the Official Committee of Asbestos Claimants of G-I Holdings, Inc. in G-I Holdings, Inc.'s bankruptcy in the District of New Jersey. In July 2004, PIMCO was named in this lawsuit and remains a defendant. The plaintiff seeks to recover for the bankruptcy estate assets that were transferred by the predecessor entity of G-I Holdings, Inc. to a wholly-owned subsidiary in 1994. The subsidiary has since issued notes, of which certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO are alleged to be holders. The complaint alleges that in 2000, more than two hundred noteholders – including certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO – were granted a second priority lien on the assets of the subsidiary in exchange for their consent to a refinancing transaction and the granting of a first priority lien to the lending banks. The plaintiff is seeking invalidation of the lien in favor of the noteholders and/or the value of the lien. On November 12, 2009, the District Court and Bankruptcy Court issued an order confirming a Plan of Reorganization (the "Plan") in the underlying bankruptcy case. As part of the Plan, the adversary proceeding to which PIMCO and other funds managed by PIMCO ("PIMCO Entities") are parties will be dismissed. In confirming the Plan, the Courts overruled certain objections (unrelated to the dismissal of claims against PIMCO and PIMCO Entities) made by the IRS. The IRS sought a stay pending appeal to the Third Circuit, the stay was granted and G-I Holdings, Inc. has asked the Third Circuit to dismiss the stay. This matter is not expected to have a material adverse effect on the relevant PIMCO Entities.

11. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of Units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. In the event of such taxes being enacted in Bermuda, the Funds have received an undertaking from the Minister of Finance of Bermuda, under the Exempted Undertakings Tax Protection Act of 1966, exempting the Funds from all such taxes until March 28, 2016.

The Trust generally intends to conduct its activities to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income. If, on the other hand, the Trust derives income which is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Trust, such income will be subject to U.S. federal income tax at the graduated rates applicable to U.S. domestic corporations and the

Trust may also be subject to a branch profits tax. During the fiscal year ended October 31, 2010, the Trust did not derive any income effectively connected with a U.S. trade or business.

U.S. GAAP provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. In accordance with provisions set forth under U.S. GAAP, the Investment Advisor has reviewed the Funds' tax position for all open tax years, and concluded that the adoptions had no effect on the Funds' financial position or results of operations. As of October 31, 2010 the Funds have recorded no liability for net unrecognized tax benefits relating to uncertain income tax positions they have taken or expect to take in future tax returns.

12. SUBSEQUENT EVENTS

The Investment Advisor has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Funds' financial statements through January 31, 2011 the date that the financial statements were available to be issued. PIMCO has determined that there are no additional material events that would require disclosure in the Funds' financial statements through this date.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2011年10月末日現在)

	千米ドル	百万円
a．資産総額	327,407	25,007
b．負債総額	2,206	168
c．純資産総額（a - b）	325,201	24,839
d．発行済口数	30,281,852口	
e．一口当たりの純資産価格（c / d）	10.74米ドル	820円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

管理事務代行会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（名義書換事務受託会社、住所：ルクセンブルグ L - 2014、B.P.403、プリンス・アンリ通り33番）に、ファンドに対する一定の名義書換事務代行サービスの提供を委託している。

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。名義書換のための受益者の法的資格には多くの法的制限がある。

（ロ）受益者集会

受託会社または投資顧問会社は、いつでも（アメリカ以外で）受益者集会を招集することができる。受託会社は、合計で発行済ファンド証券の10%以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければならない。21日以上前の通知が、受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりである。受益者は、各ファンド証券ごとに1議決権を有する。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

投資顧問会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）バミューダ諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

a．資本金の額（2012年1月末日現在）

資本金の額 214,857,883.43米ドル（約164億1,085万円）

発行済持分総口数 クラスA持分850,000口、クラスB持分150,000口

最近過去5年間における資本金の額は以下のとおりである。

2008年 1月末日現在	101,571,247.45米ドル
2009年 1月末日現在	104,871,445.63米ドル
2010年 1月末日現在	178,011,862.37米ドル
2011年 1月末日現在	211,318,599.27米ドル
2012年 1月末日現在	214,857,883.43米ドル

b．会社の機構

管理会社の常務役員（Managing Member）は、管理会社の業務・行為を管理・支配し、管理会社の業務に
 関して必要または必要とみなされる一切の行為を行う絶対的かつ完全な権限を有するとともに、他の役員
 の承認なくして、（管理会社の定款に相当する）有限責任会社契約（limited liability company
 agreement）に定める一定の行為を除く一切の行為を行う。

管理会社の常務役員は、書面による同意により一以上の役員会または委員会を組織し、常務役員が有する
 管理会社の業務・行為の管理・支配権のうち一定のものについて、全部または一部を委任することができ、
 常務役員の裁量によりかかる組織または委任を変更または撤回することができる。

役員および従業員の状況

（2012年2月1日現在）

氏名	役職
マイケル・エイミー （Michael Amey）	マネージング・ディレクター
タミー・ジェイ・アーノルド （Tammie J. Arnold）	マネージング・ディレクター
ブライアン・ピー・ベーカー （Brian P. Baker）	マネージング・ディレクター
アンドリュー・ボールズ （Andrew Balls）	マネージング・ディレクター
ウィリアム・アール・ベンツ2世 （William R. Benz, II）	マネージング・ディレクター
ヴィニア・バンサリ （Vineer Bhansali）	マネージング・ディレクター
フィリップ・ボドロー （Philippe Bodereau）	マネージング・ディレクター
アンドリュー・ボゾムワース （Andrew Bosomworth）	マネージング・ディレクター
ジェニファー・エス・ブリッドウェル （Jennifer S. Bridwell）	マネージング・ディレクター
サブリナ・シー・キャリン （Sabrina C. Callin）	マネージング・ディレクター
ウェンディー・ダブリュー・カップス （Wendy W. Cupps）	マネージング・ディレクター
スヘイル・エイチ・ダダ （Suhail H. Dada）	マネージング・ディレクター

クレイグ・エー・ドーソン (Craig A. Dawson)	マネージング・ディレクター
ウィリアム・ジー・デレオン (William G. De Leon)	マネージング・ディレクター
クリス・ダイナリアス (Chris Dialynas)	マネージング・ディレクター
ジェニファー・イー・ダーラム (Jennifer E. Durham)	マネージング・ディレクター
モハメド・エー・エラリアン (Mohamed A. El-Erian)	マネージング・ディレクター
デビッド・シー・フラットム (David C. Flattum)	マネージング・ディレクター
マイケル・ゴメス (Michael Gomez)	マネージング・ディレクター
ウィリアム・エイチ・グロース (William H. Gross)	マネージング・ディレクター
ブレント・アール・ハリス (Brent R. Harris)	マネージング・ディレクター
ダグラス・エム・ホッジ (Douglas M. Hodge)	マネージング・ディレクター
ブレント・エル・ホールデン (Brent L. Holden)	マネージング・ディレクター
キ・ミュン・ホン (Ki Myung Hong)	マネージング・ディレクター
ダニエル・ジェイ・アイバシン (Daniel J. Ivascyn)	マネージング・ディレクター
ルー・ダブリュ(ジェイ)ジェイコブス (Lew W. Jay Jacobs)	マネージング・ディレクター
ニール・カシュカリ (Neel Kashkari)	マネージング・ディレクター
マーク・アール・キーセル (Mark R. Kiesel)	マネージング・ディレクター
チャールズ・マシュー・ラール (Charles Matthew Lahr)	マネージング・ディレクター
デービッド・シー・ローン (David C. Lown)	マネージング・ディレクター
正直知哉	マネージング・ディレクター
スコット・エー・マザー (Scott A. Mather)	マネージング・ディレクター
ラビ・マットゥー (Ravi Mattu)	マネージング・ディレクター
ジョセフ・ヴィー・マクデビット (Joseph V. McDevitt)	マネージング・ディレクター
ロバート・ミード (Robert Mead)	マネージング・ディレクター
カーティス・ミューボーン (Curtis Mewbourne)	マネージング・ディレクター
ジョン・エム・ミラー (John M. Miller)	マネージング・ディレクター
エリック・ジェイ・モゲロフ (Eric J. Mogelof)	マネージング・ディレクター
ジェームズ・ムーア (James Moore)	マネージング・ディレクター
ダグラス・ジェイ・オンガロ (Douglas J. Ongaro)	マネージング・ディレクター
トーマス・ジェイ・オターバイン (Thomas J. Otterbein)	マネージング・ディレクター
サーミル・パリーク (Saumil Parikh)	マネージング・ディレクター
エマニュエーレ・ラバーノ (Emmanuele Ravano)	マネージング・ディレクター

スティーブン・エー・ロドスキー (Stephen A. Rodosky)	マネージング・ディレクター
マーク・ピー・サイドナー (Marc P. Seidner)	マネージング・ディレクター
ジョナサン・ディー・ショート (Jonathan D. Short)	マネージング・ディレクター
スコット・サイモン (Scott Simon)	マネージング・ディレクター
クリスチャン・ストラック (Christian Stracke)	マネージング・ディレクター
ピーター・ジー・ストロー (Peter G Strelow)	マネージング・ディレクター
高野 真	マネージング・ディレクター
チー・ワン (Qi Wang)	マネージング・ディレクター
スーザン・エル・ウィルソン (Susan L. Wilson)	マネージング・ディレクター
ミヒル・ウォラー (Mihir Worah)	マネージング・ディレクター

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドのスポンサーであり、ファンド構成に責任を負う。1971年に設立された管理会社は、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。信託証書に従い、投資顧問会社はサブ・ファンドの投資顧問会社を務め、サブ・ファンドの日々の投資運用に最終的な責任を負う。投資顧問会社は、サブ・ファンドに適用される投資目的および投資指針に従い、ファンド資産の選別、配分および再配分について助言を行う権限を有してサブ・ファンドのポートフォリオを管理する。一定の制限を条件に、管理会社は管理業務を別の者に委託することが認められており、業務の一部を委託している。

管理会社の権利および業務は、信託証書および受託会社と管理会社の間の投資運用契約に規定されている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者または60日前の通知により、退任することができるが、（a）管理会社が清算手続に入った場合、（b）管理会社の財産につき管財人が選任された場合、（c）受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により言明した場合、または（d）管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または（e）現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には直ちに、受託会社によって解任されることがある。PIMCOがファンドの管理会社でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、PIMCOは、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任しもしくは交替させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、ファンドのために、かつファンドの資産のみをもって、（i）ファンドの運用もしくは受益証券の販売、または（ ）信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、費用もしくは出費（弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。）、判決および（受託会社がサブ・ファンドのために和解を承諾している場合の）和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がサブ・ファンドもしくは受託会社に対し

いかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるファンドの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および／または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、サブ・ファンドの資産から補償される。

2012年1月末日現在、管理会社は292本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は668,236,006,459.34米ドル、9,095,982,139.01オーストラリア・ドル、4,746,307,670.91ユーロ、2,746,474,492.05カナダドル、1,987,487,061.01英ポンド、1,176,562,823.00スウェーデンクローナ、59,491,453.50ニュージーランド・ドルおよび206,841,773.14スイスフランの総額の合計額である。

設立国	基本的性格	本数	純資産価格
米国籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	108	531,152,710,736.65 米ドル
	クローズド・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	18	7,579,375,812.02 米ドル
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	17	4,092,795,611.80 米ドル
アイルランド籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	29	82,812,324,884.52 米ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	11	2,690,826,650.37 ユーロ
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	6	1,901,310,865.78 英ポンド
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	2	31,249,714.08 米ドル
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	2	63,102,622.49 ユーロ
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	1	36,176,284.90 英ポンド
ケイマン籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	34	26,391,637,614.17 米ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	2	2,917,298,617.10 オーストラリア・ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	1	1,176,562,823.00 スウェーデンクローナ
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	1	1,954,287,364.17 ユーロ
バミューダ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	32	14,641,652,360.09 米ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	1	38,091,033.88 ユーロ

カナダ籍	オープン・エンド型フィクスト・ インカム・ファンド	11	2,746,474,492.05	カナダドル
ルクセンブルグ 籍	オープン・エンド型フィクスト・ インカム・ファンド	4	1,534,259,726.01	米ドル
	オープン・エンド型フィクスト・ インカム・ファンド	1	49,999,910.33	英ポンド
	オープン・エンド型フィクスト・ インカム・ファンド	1	206,841,773.14	スイスフラン
オーストラリア 籍	オープン・エンド型フィクスト・ インカム・ファンド	9	6,178,683,521.91	オーストラリア ・ドル
	オープン・エンド型フィクスト・ インカム・ファンド	1	59,491,453.50	ニュージーラン ド・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の最近2事業年度（平成21年1月1日から12月31日までおよび平成22年1月1日から12月31日まで）の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.38円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書

	注	2010年12月31日		2009年12月31日		2009年 1 月 1 日	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
資産							
流動資産							
現金および現金等価物	2(c)	305,379,670	23,324,899	183,164,743	13,990,123	117,370,616	8,964,768
運用を通じて公正価値で計上される投資有価証券	4	5,608,187	428,353	4,245,738	324,289	10,261,533	783,776
未収投資顧問報酬：							
プール・ファンド	2(e)	462,621,996	35,335,068	538,823,177	41,155,314	108,833,350	8,312,691
プライベート口座	2(e)	331,126,705	25,291,458	285,980,495	21,843,190	245,055,544	18,717,342
関係会社未収金	8	66,638,845	5,089,875	57,864,212	4,419,669	102,898,573	7,859,393
前払費用		15,967,511	1,219,598	12,786,552	976,637	11,063,490	845,029
その他の流動資産		44,394,045	3,390,817	35,149,167	2,684,693	24,175,209	1,846,502
流動資産合計		1,231,736,959	94,080,069	1,118,014,084	85,393,916	619,658,315	47,329,502
固定資産							
固定資産							
（減価償却費累計額2010年12月31日：63,933,735ドル、2009年12月31日：57,056,457ドルおよび2009年 1 月 1 日：54,094,835ドル控除後）	7	34,447,372	2,631,090	19,928,198	1,522,116	20,478,166	1,564,122
関連会社への投資	2(g)	12,911,466	986,178	6,289,421	480,386	3,977,711	303,818
受取手形	5	365,585	27,923	808,741	61,772	2,304,121	175,989
関係会社未収金	8	-	-	11,124,954	849,724	39,807,145	3,040,470
その他の固定資産		18,736,789	1,431,116	13,665,495	1,043,771	11,111,600	848,704
固定資産合計		66,461,212	5,076,307	51,816,809	3,957,768	77,678,743	5,933,102
資産合計		1,298,198,171	99,156,376	1,169,830,893	89,351,684	697,337,058	53,262,604
負債および出資金							
流動負債							
買掛金および未払費用		205,947,181	15,730,246	134,137,954	10,245,457	103,187,214	7,881,439
未払報酬	9	132,258,785	10,101,926	191,497,473	14,626,577	123,484,420	9,431,740
引当金	12	92,960,000	7,100,285	76,300,000	5,827,794	14,140,000	1,080,013
関係会社未払金	8	92,507,497	7,065,723	66,664,729	5,091,852	50,293,852	3,841,444

短期借入金	8	80,267,234	6,130,811	-	-	-	-
B 受益証券購入プランに基づく未払報酬	9(a)	9,996,543	763,536	27,712,133	2,116,653	17,519,039	1,338,104
その他の流動負債		9,350,153	714,165	10,675,725	815,412	8,942,641	683,039
流動負債合計		<u>623,287,393</u>	<u>47,606,691</u>	<u>506,988,014</u>	<u>38,723,745</u>	<u>317,567,166</u>	<u>24,255,780</u>
固定負債							
B 受益証券購入プランに基づく未払報酬	9(a)	-	-	11,124,954	849,724	39,807,145	3,040,470
その他の未払報酬	9	26,895,361	2,054,268	59,515,399	4,545,786	56,977,839	4,351,967
その他の固定負債		3,598,947	274,888	4,005,016	305,903	4,350,530	332,293
固定負債合計		<u>30,494,308</u>	<u>2,329,155</u>	<u>74,645,369</u>	<u>5,701,413</u>	<u>101,135,514</u>	<u>7,724,731</u>
負債合計		<u>653,781,701</u>	<u>49,935,846</u>	<u>581,633,383</u>	<u>44,425,158</u>	<u>418,702,680</u>	<u>31,980,511</u>
出資金							
クラス A メンバー（発行済受益証券850,000口）		(366,055,978)	(27,959,356)	(155,287,547)	(11,860,863)	(226,318,759)	(17,286,227)
クラス B メンバー（発行済受益証券150,000口）		959,858,978	73,314,029	731,036,662	55,836,580	508,730,540	38,856,839
クラス M 受益証券オプション保有者 （発行済オプション、2010年12月31日：96,451口、 2009年12月31日：66,889口、および 2009年1月1日：26,532口）	9(b)	53,517,241	4,087,647	18,851,224	1,439,856	2,769,182	211,510
通貨換算調整累計額		<u>(2,903,978)</u>	<u>(221,806)</u>	<u>(6,403,042)</u>	<u>(489,064)</u>	<u>(6,546,798)</u>	<u>(500,044)</u>
パシフィック・インベストメント・マネジメント・ カンパニー・エルエルシーの出資金合計		644,416,263	49,220,514	588,197,297	44,926,510	278,634,165	21,282,078
非支配持分		<u>207</u>	<u>16</u>	<u>213</u>	<u>16</u>	<u>213</u>	<u>16</u>
出資金合計		<u>644,416,470</u>	<u>49,220,530</u>	<u>588,197,510</u>	<u>44,926,526</u>	<u>278,634,378</u>	<u>21,282,094</u>
負債および出資金合計		<u>1,298,198,171</u>	<u>99,156,376</u>	<u>1,169,830,893</u>	<u>89,351,684</u>	<u>697,337,058</u>	<u>53,262,604</u>

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書
2010年および2009年12月31日に終了した年度

	注	2010年		2009年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
投資顧問報酬：					
プール・ファンド	2(e)	2,443,384,850	186,625,735	1,754,517,406	134,010,039
プライベート口座	2(e)	1,043,445,628	79,698,377	835,943,106	63,849,334
管理事務報酬および サービス報酬	2(e)	1,224,977,068	93,563,748	796,537,650	60,839,546
関係会社からの返済	8	19,669,300	1,502,341	15,343,223	1,171,915
収益合計		4,731,476,846	361,390,201	3,402,341,385	259,870,835
費用					
報酬および給付金	9	1,526,533,244	116,596,609	1,165,423,755	89,015,066
一般管理費		361,138,778	27,583,780	254,914,874	19,470,398
副管理事務サービス		330,697,928	25,258,708	195,925,319	14,964,776
賃借料および設備費		38,548,208	2,944,312	29,974,251	2,289,433
手数料		52,308,161	3,995,297	27,992,817	2,138,091
専門家報酬		78,225,474	5,974,862	51,881,166	3,962,683
副顧問報酬		63,279,571	4,833,294	33,995,109	2,596,546
マーケティング費および 宣伝費		10,552,635	806,010	7,611,594	581,374
保険料		7,275,370	555,693	6,405,744	489,271
その他		39,015,961	2,980,039	42,989,336	3,283,525
費用合計		2,507,575,330	191,528,604	1,817,113,965	138,791,165
営業利益		2,223,901,516	169,861,598	1,585,227,420	121,079,670
その他の費用		(30,210,624)	(2,307,487)	(60,816,406)	(4,645,157)
関連会社持分利益	2(g)	3,189	244	11,710	894
法人所得税および 非支配持分控除前利益		2,193,694,081	167,554,354	1,524,422,724	116,435,408
法人所得税費用	10	46,758,840	3,571,440	25,792,036	1,969,996
当期純利益		2,146,935,241	163,982,914	1,498,630,688	114,465,412
非支配持分に帰属する純損失		6	0	-	-
パシフィック・インベストメント・ マネジメント・カンパニー・ エルエルシーに帰属する純利益		2,146,935,247	163,982,914	1,498,630,688	114,465,412
その他の包括利益：					
通貨換算調整	2(k)	3,499,064	267,259	143,756	10,980
包括利益		2,150,434,311	164,250,173	1,498,774,444	114,476,392

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2010年および2009年12月31日に終了した年度

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスM受益証券オプション保有者			通貨換算調整累計額		非支配持分		出資金合計	
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	オプション	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2008年12月31日															
現在残高	850,000	(226,318,759)	(17,286,227)	150,000	508,730,540	38,856,839	26,532	2,769,182	211,510	(6,546,798)	(500,044)	213	16	278,634,378	21,282,094
純利益		1,154,085,612	88,149,059		344,545,076	26,316,353		-	-	-	-	-	-	1,498,630,688	114,465,412
分配金		(960,980,110)	(73,399,661)		(281,728,812)	(21,518,447)		-	-	-	-	-	-	(1,242,708,922)	(94,918,107)
B受益証券プランに基づき記録された報酬		37,415,568	2,857,801		-	-		-	-	-	-	-	-	37,415,568	2,857,801
AllianzGI HoldingによるB受益証券購入時のベース配分		(159,489,858)	(12,181,835)		159,489,858	12,181,835		-	-	-	-	-	-	-	-
M受益証券参加プランに基づき記録された報酬		-	-		-	-		16,082,042	1,228,346	-	-	-	-	16,082,042	1,228,346
通貨換算調整		-	-		-	-		-	-	143,756	10,980	-	-	143,756	10,980
2009年12月31日															
現在残高	850,000	(155,287,547)	(11,860,863)	150,000	731,036,662	55,836,580	66,889	18,851,224	1,439,856	(6,403,042)	(489,064)	213	16	588,197,510	44,926,526
純利益		1,664,663,141	127,146,971		482,272,106	36,835,943		-	-	-	-	(6)	(0)	2,146,935,241	163,982,914
分配金		(1,679,736,680)	(128,298,288)		(465,292,312)	(35,539,027)		-	-	-	-	-	-	(2,145,028,992)	(163,837,314)
B受益証券プランに基づき記録された報酬		16,147,630	1,233,356		-	-		-	-	-	-	-	-	16,147,630	1,233,356
AllianzGI LLCによるB受益証券購入時のベース配分		(211,842,522)	(16,180,532)		211,842,522	16,180,532		-	-	-	-	-	-	-	-
M受益証券参加プランに基づき記録された報酬		-	-		-	-		34,666,017	2,647,790	-	-	-	-	34,666,017	2,647,790
通貨換算調整		-	-		-	-		-	-	3,499,064	267,259	-	-	3,499,064	267,259
2010年12月31日															
現在残高	850,000	(366,055,978)	(27,959,356)	150,000	959,858,978	73,314,029	96,451	53,517,241	4,087,647	(2,903,978)	(221,806)	207	16	644,416,470	49,220,530

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書

2010年および2009年12月31日に終了した年度

	2010年		2009年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益	2,146,935,241	163,982,914	1,498,630,688	114,465,412
営業活動から得た現金純額への 当期純利益の調整：				
株式報酬	50,813,647	3,881,146	53,497,610	4,086,147
減価償却費	9,938,367	759,092	7,999,046	610,967
運用を通じて公正価値で計上される 投資有価証券にかかる未実現損失（利益）	364,913	27,872	(189,843)	(14,500)
関連会社持分利益	(3,189)	(244)	(11,710)	(894)
固定資産の処分純損失	45,261	3,457	64,632	4,937
関連会社投資有価証券の買戻し純利益	(320)	(24)	-	-
運用を通じて公正価値で計上される 投資有価証券売却手取金	1,738,465	132,784	9,256,294	706,996
運用を通じて公正価値で計上される 投資有価証券購入額	(3,465,507)	(264,695)	(3,050,656)	(233,009)
支払法人所得税	48,335,972	3,691,902	10,481,434	800,572
支払利息	16,391	1,252	84,201	6,431
営業資産および負債の変動：				
未収投資顧問報酬の変動	31,054,971	2,371,979	(470,914,778)	(35,968,471)
関係会社からの未収金の変動	10,479,850	800,451	100,163,561	7,650,493
前払金およびその他の資産の変動	(17,522,131)	(1,338,340)	(15,270,915)	(1,166,392)
買掛金、未払費用、未払報酬 および引当金の変動	(56,091,897)	(4,284,299)	105,622,052	8,067,412
関係会社に対する未払金の変動	25,842,768	1,973,871	16,370,877	1,250,408
その他の負債および その他の未払報酬の変動	(34,351,679)	(2,623,781)	3,925,130	299,801
営業活動から得た現金純額	2,214,131,123	169,115,335	1,316,657,623	100,566,309
投資活動で使用了たキャッシュ・フロー				
固定資産の購入	(23,951,211)	(1,829,393)	(5,681,605)	(433,961)
固定資産の売却手取金	-	-	14,000	1,069
関連会社の買戻しによる手取金	11,144	851	-	-
関連会社への投資	(6,630,000)	(506,399)	(2,300,000)	(175,674)
受取手形立替金	(386,880)	(29,550)	(487,904)	(37,266)
受取手形返済金	303,445	23,177	157,179	12,005
投資活動に使われた現金純額	(30,653,502)	(2,341,314)	(8,298,330)	(633,826)
財務活動で使用了たキャッシュ・フロー				
短期借入金による受取金	175,267,234	13,386,911	206,000,000	15,734,280
短期借入金返済	(95,000,000)	(7,256,100)	(206,000,000)	(15,734,280)
メンバーへの支払現金分配	(2,145,028,992)	(163,837,314)	(1,242,708,922)	(94,918,107)
財務活動に使われた現金純額	(2,064,761,758)	(157,706,503)	(1,242,708,922)	(94,918,107)
現金および現金等価物にかかる 為替レート変動の影響	3,499,064	267,259	143,756	10,980
現金および現金等価物の純増加額	122,214,927	9,334,776	65,794,127	5,025,355
期首現金および現金等価物	183,164,743	13,990,123	117,370,616	8,964,768
期末現金および現金等価物	305,379,670	23,324,899	183,164,743	13,990,123
非現金財務活動についての補足開示：				
従業員からの未収金 - B 受益証券購入プラン	8,129,529	620,933	26,447,009	2,020,023
B 受益証券購入プランに基づく未払報酬	8,129,529	620,933	26,447,009	2,020,023

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
およびその子会社

連結財務書類に対する注記

2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日

１．組織および事業

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」または「当社」という。）は、デラウェアを本拠地とする有限会社であり、経営メンバーであるアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「AllianzGI LP」という。）の子会社である。当社は、カリフォルニア、ニューポートビーチに本部を置く、機関投資家向けおよびリテールのミューチュアル・ファンドならびに機関投資家の区分口座に対し投資運用および投資顧問サービスを提供する登録投資顧問である。

AllianzGI LPは、当社のクラスA受益証券の850,000口のすべてを所有している。150,000口の合計発行済クラスB受益証券が、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エルエルシー（以下「AllianzGI LLC」という。）、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ユー・エス・ホールディング エル・エル・シー（以下「AllianzGI Holding」という。）、AllianzGI LPおよびPIMCOの特定の従業員により保有されている。当社は、250,000口のクラスM受益証券の発行を承認し、クラスM受益証券に係るオプションがPIMCOの特定の従業員および連結事業体に付与された。2010年12月31日現在、クラスM受益証券は発行されていない。利益および分配に関して、クラスB受益証券はクラスA受益証券およびクラスM受益証券より優先する。

アリアンツ・エスイーはAllianzGI LP、AllianzGI LLCおよびAllianzGI Holding の過半数持分を間接的に所有している。アリアンツ・エスイーは損害、災害、生命および健康保険の取扱いならびに資産運用を手がけるグローバルな会社である。

2010年度中、当社はPIMCOの完全所有ブローカー／ディーラー子会社であるPIMCOインベストメンツ・エルエルシー（以下「PI LLC」という。）を設立した。PI LLCは、PIMCOファンズおよび様々な固定利付商品の主要な販売会社である。以前は、AllianzGI LPの間接的完全所有の子会社アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ディストリビューターズ（以下「AGID」という。）がPIMCOファンズの主要な販売会社であったが、引き続きアリアンツ・ファンズおよび持分商品の主要な販売会社となる。2010年12月31日現在、PI LLCによって開始された販売活動はなかった。登録されたブローカー／ディーラーとして、PI LLCが当社に配当金を支払う能力は、出資金純額ならびにSECおよびFINRAの報告要件に依拠する。

2011年1月14日付で、PI LLCはFINRAの会員の権限が与えられた。2011年2月14日よりPI LLCは運用を開始し、PIMCOファンズに帰属する販売報酬およびサービス報酬を得ている。かかる変更の結果、PIMCOとAGID間で締結されたマーケティング・サービス契約 - その契約によりPIMCOファンズのマーケティングに関しPIMCOがAGIDに対し報酬を支払う - の条項が、2010年12月15日付で修正された。2010年12月15日から2011年2月13日までの間に、PIMCOは、発生したマーケティング・サービス費用をAGIDに払い戻した。

２．重要な会計方針

ａ．作成の基礎

本連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）またはIFRS解釈指針委員会もしくはその前身のいずれかにより承認された基準および解釈に準拠した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された当社の最初の財務書類である。当該連結財務書類において表示されている会計方針が、すべての期間において一貫して適用されている。IFRSへの移行が、米国において一般に公正妥当と認められる会計方針（以下「US GAAP」という。）に基づき以前に報告されていた当社の財務ポジションおよび運用実績にどのような影響を及ぼすかについての説明は、本連結財務書類中の注13に記載されている。本連結財務書類は、米ドル建てで表示されている。

本連結財務書類は、発生主義ならびに取得原価主義を用いる継続事業ベースで作成されており、公正価値で測定されていた特定の金融資産が修正されている。当社の現行計画および予測を査定した

後に、経営メンバーは、予見できる将来において当社が事業を継続するに足りる十分な資金を有していると考え、

本連結財務書類は、2011年8月17日付で経営メンバーにより発行を承認された。

b. 連結

本連結財務書類は、当社およびその過半数所有子会社の勘定を含むものである。本連結財務書類はまた、特別目的事業体（以下「SPE」という。）とみなされる関連のジョイント・アレンジメント（共同契約）を含む。当社の直接の支配下にある子会社およびSPE（以下「子会社」という。）は、連結されている。支配力があるとされるのは、当社が子会社の財務方針および運営方針を規律するパワーを有する場合 - 通常は当社が子会社の議決権の過半数を有する場合 - である。支配力の有無について判断するために、現在行使可能または転換可能である潜在的議決権について考慮する必要がある。SPEの場合のように、法的観点から支配力が存在しない場合、経済的観点から支配力の有無について査定しなければならない。すべての重要な連結会社間残高および取引は、消去されている。

エージェンシーまたは信託機関において管理される第三者資産は当社の資産ではなく、本連結財務書類においても表示されていない。

c. 現金および現金等価物

PIMCOおよび連結事業体は、機関マネー・マーケット・アカウントに一定の現金残高を投資している。2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在、それぞれ219,245,557米ドル、111,791,495米ドルおよび55,266,068米ドルが、関連のないマネー・マーケット・アカウントに投資されている。経営陣は、マネー・マーケット・アカウントに対する投資を連結キャッシュ・フロー計算書において現金等価物であるとみなしている。この投資は取得価額で計上されているが、それはほぼ公正価値と同じである。当社は、残りの現金および現金等価物を合衆国政府により保証された複数の金融機関に保有している。各機関における勘定収支は、一般的に米国の連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）の保険適用範囲を超過し、この結果として、FDICの保険適用範囲超過分の金額に関する信用リスクの集中が存在する。

d. 運用を通じて公正価値で計上される投資有価証券

運用を通じて公正価値で計上される投資有価証券は、売買目的金融資産のことを表す。売買目的投資有価証券は、主として短期および中期保有目的のピムコのプール・ファンドへの投資により構成される。売買目的投資有価証券は公正価値で計上される。公正価値の変動は、連結損益および包括利益計算書に直接計上され、当該投資有価証券により得た配当金の影響額が控除される。これらの投資有価証券にかかる取引は、取引日ベースで計上される。

e. 投資顧問報酬および管理事務報酬

投資顧問報酬および管理事務報酬はサービスが提供された時に認識される。これらの報酬は主に運用資産の時価に対する比率をもとに計算される。プライベート口座の未収投資顧問報酬は、主に四半期ベースで請求している口座に対するものである。また、プライベート口座およびプール・ファンドは、投資の運用成績に基づいた報酬を計上することもあり、これらの報酬はあらかじめ設定された運用目標値が達成され、かつ、報酬の受領がほぼ確実な場合において、各契約期間終了時に計上される。

f. 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額で計上される。事務機器、什器および備品は、一般に5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。自動車は、一般に5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。賃借資産改良費は、当該賃借契約の残存期間またはかかる改良費の耐用年数の

いずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。

資産の経済的耐用年数および残存価額は各会計期間末に見直され、必要に応じて調整される。処分時、またはその使用もしくは処分による将来の経済的利益が期待できない場合には、有形固定資産項目への認識が中止される。処分手取金純額と当該資産の簿価間の差異として計算される資産の処分により生じる損益は、当該資産が売却または消却された年度において連結損益および包括利益計算書に含まれる。

g. 関連会社への投資

PIMCOがこれらの事業体を支配していないが、当社が重大な影響力を持つと判断される場合には、投資は関連会社への投資に分類される。当社は関連会社への投資を持分法により計上している。関連会社への投資は初期費用として計上され、その後、投資対象会社の純資産中PIMCOの持分の取得後の変動に対して調整される。持分利益または損失は、これらの投資の公正価値の変動からの未実現および実現損益の当社の比例配分を表す。

h. 法人所得税

PIMCOは、有限責任会社として組織され、パートナーシップとして課税されるため、米国連邦税を課されない。PIMCOに発生した課税所得に対しては、最終的にPIMCOのメンバーが、各自の持分に従いその納税に責任を負う。PIMCOは、特定の法域において、州税の課税対象である。

一定の連結事業体は連邦税、外国税および州税の課税対象であることから、独自に納税申告書を提出しており、法人所得税について資産・負債法に基づき会計処理をしている。かかる方法により、連結財務書類または納税申告書に計上されている事象に関する将来の見積税効果に基づく繰延税金資産負債が計上される。繰延税金負債は、通常、すべての課税一時的差異に対して認識され、繰延税金資産は、控除可能な一時的差異に対して将来の課税所得が見込まれる範囲において認識される。繰延税金資産および負債は、割引前ベースで測定される。

i. 分配

PIMCOは、その営業利益（PIMCOの有限責任会社契約に定義済）を、各四半期ごとに、当該四半期末から30日以内に分配することが要求されている。

j. 株式報酬制度

当社は、株式報酬制度の取決めを計上するにあたって、株式に基づく報奨の交付日現在の公正価値に基づき、持分商品による報奨と引替えに受領した従業員サービスの費用を測定する。従業員サービス費用は費用として認識され、出資金の同額の増加とともに株式に基づく支払報奨と引替えに従業員がサービスを提供する期間全体に渡り認識される。当社の持分商品は公的な取引による時価を有さないため、公正価値は、一部は類似する公開事業体の売買価額の包括的分析、類似する事業体の市場取引および当社の財務実績に関する検討に基づいて、当社の経営陣により決定される。

k. 外貨建て取引

外国子会社の資産および負債は、年度末現在存在する現行の為替レートにより、米ドルへ換算されている。収益および費用は、主に有効な毎月の為替レートの平均値により換算された。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算による影響は、その他の包括利益に含まれる。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算の換算調整累計額は、2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在の連結財政状態計算書の出資金に含まれる。

1. 見積りの使用

IFRSに従い添付の連結財務書類を作成するに当たって、経営陣は将来の事象についての見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよびその根底にある仮定は、報告された資産および負債、偶発資産および負債の開示、報告された収益および費用額、ならびに添付の連結財務書類に対する注記に影響を及ぼす。これらの見積りおよび仮定は、経営陣の最良の判断に基づく。経営陣は、過去の経験および経営陣が将来の事象に合理的に影響を与えると考える現在の経済環境を含むその他の既知の要因を使用して、見積りおよび仮定について継続的に試査する。経営陣は、事実および状況がかかる見積りおよび仮定に影響を及ぼす場合に調整を行う。将来の事象およびその影響を正確に判断することはできないため、実際の結果はかかる見積額とは大幅に異なることがありうる。経済環境の継続的な変動によるかかる見積額の変更は、将来期間において財務書類上で反映される。経営陣は、判断が必要とされる重大な領域は、下記に関するものであると考える。

- 当社の持分権証券の公正価値の見積りを含む、株式報酬支払の測定。これらの見積りはとりわけ、当社の将来の収益、および
- 引当金の評価に関する仮定に対して感応度が高い。

会計方針適用の際に、経営陣により重大な判断がなされた。以下を含むこれらの判断は、連結財務書類において認識される金額に対して最も重大な影響を及ぼす。

- 成功報酬に関して収益の認識に付随する測定基準の評価（注2（e）で記載される）。
- SPE（注6で記載される）であると判断される事業体に付随する支配権およびリスク／報酬、ならびに当該事業体の連結の影響に対する評価。
- 当社が投資顧問サービスを提供しているプール型投資ビークルに付随する支配権およびリスク／報酬、ならびに当該ビークルを連結しないという判断に対する評価。

m. 金融商品

下記の表は、当社の金融資産および金融負債の公正価値と簿価を比較したものである。

	2010年12月31日	
	簿価	公正価値
	(米ドル)	(米ドル)
金融資産：		
現金および現金等価物	305,379,670	305,379,670
売買目的投資有価証券	5,608,187	5,608,187
未収投資顧問報酬	793,748,701	793,748,701
関係会社未収金	66,638,845	66,638,845
関連会社への投資	12,911,466	12,911,466
受取手形	365,585	365,585
金融負債：		
短期借入金	80,267,234	80,267,234

	2009年12月31日	
	簿価	公正価値
	(米ドル)	(米ドル)
金融資産：		

現金および現金等価物	183,164,743	183,164,743
売買目的投資有価証券	4,245,738	4,245,738
未収投資顧問報酬	824,803,672	824,803,672
関係会社未収金	68,989,166	68,989,166
関連会社への投資	6,289,421	6,289,421
受取手形	808,741	808,741
金融負債：		
短期借入金	-	-

2009年1月1日

	簿価 (米ドル)	公正価値 (米ドル)
金融資産：		
現金および現金等価物	117,370,616	117,370,616
売買目的投資有価証券	10,261,533	10,261,533
未収投資顧問報酬	353,888,894	353,888,894
関係会社未収金	142,705,718	142,705,718
関連会社への投資	3,977,711	3,977,711
受取手形	2,304,121	2,304,121
金融負債：		
短期借入金	-	-

PIMCOの金融商品の簿価は公正価値に近似している。売買目的投資有価証券は、公正価値で計上され、活発に取引が行われる市場価格を用いて測定される。現金および現金等価物ならびに売買目的投資有価証券を除き、当社の金融商品には活発な市場が存在しないため、経営陣は公正価値の見積りにおいて評価技法を採用している。未収投資顧問報酬および会計会社未収金の公正価値は、満期までの期間が短いことと信用リスクが低いことから、簿価に近似するとみられている。受取手形および短期借入金の公正価値は、当社で入手可能な類似債務の現在の市場利率との比較に基づく。当社の意向により、満期時または回収時まで当該金融商品を保有する。

当社は、金融商品の使用により以下のリスクに対するエクスポージャーを有している。

- ・ 信用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 市場リスク

リスク管理は、当社の事業全体にとって重要である。経営陣は、リスクと管理の適切なバランスが達成されるように当社のリスク管理プロセスを継続的に監視する。リスク管理方針および体制は、市況の変動および当社の活動を反映させるために見直される。経営陣は、その重要な活動をAllianzGI LPのリスク管理委員会に報告する。

信用リスク

信用リスクは、顧客または金融商品の取引相手方が契約上の義務を履行できない場合の当社への財務損失のリスクであり、主に当社の売掛金、銀行預金および投資有価証券から生じる。

未収投資顧問報酬およびその他の未収金：当社の信用リスクに対するエクスポージャーは、主にそれぞれの顧客の個々の特性により影響を受ける。当社の顧客層は、業種および事業を行っている国のデフォルト・リスクを含めて、信用リスクに関する影響がそれほどない。しかし、地理的に信用リスクの集中はなく、当社の運営にとって個別に重要な顧客は皆無である。

顧客の信用度は、新規取引先の受入手続の一部として評価される。当社は、取引債権またはその他の未収金に関して担保を要求しないが、未決済の債権残高に関して各顧客の運用資産を監視する。当社は、未収債権の回収には優れた実績があり、個々の顧客に取立リスクが確認された場合のみ貸倒引当金を設定する。

銀行預金：銀行預金は、主要な金融機関に対する債権である。当社は、かかる銀行の信用度を見直し、当該機関の財務体質に問題がある場合には、かかる機関と取引を行わない。

投資：当社の投資は、投資ファンド内で行われ、詳細な投資ガイドラインに従って管理されている。法令遵守手続は、個々のファンドがそれぞれの適用される信用リスクおよび流動性リスク限度の範囲内で運用されるように整備されている。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が期日の到来する金融債務を支払うことができないリスクである。流動性を管理するための当社のアプローチは、通常およびストレスのかかる状態において、許容できない損失を被ることまたは当社の評判を傷つけるリスクを冒すことなく、できる限り、期日に債務を支払うために十分な流動性を常に維持することである。

当社は、キャッシュ・フロー要件を積極的に監視するよう努める。主として、当社は、金融債務の管理を含む予想される営業費用を支払う必要に応じるために十分な現金を保有するように努めるが、自然災害のような合理的に予想不可能な非常事態の潜在的な影響は除外する。さらに、当社は、注記8に述べられている AllianzGI LPのアリアンツ・エスイーとの間の信用融資枠を利用できる。

2010年12月31日現在の未決済の短期借入金は、2011年1月7日に返済された。

市場リスク

市場リスクは、為替レートや金利のような市場価格の変動が、当社の利益または保有する金融商品の価額に影響を及ぼすリスクである。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にする一方で、市場リスク・エクスポージャーを許容できるパラメーターの範囲に管理・制御することである。

通貨リスク：当社は、当社の機能通貨以外の通貨建ての収益、購入および借入にかかる通貨リスクにさらされる。当社の取引の大部分は米ドル建てであるが、かなり限られた範囲で、主にユーロ建て、英ポンド建ておよび円建ての取引も発生する。

当社は、通貨リスクに対するエクスポージャーは限られていると判断し、現在のところ当該リスクを限定するためのヘッジまたはその他の技法を積極的には採用していない。

金利リスク：当社は、そのすべてが短期性の関係会社との借入契約のみの範囲で、金利リスクにさらされる。経営陣は当該リスクはわずかであると判断しており、かかるリスクを限定するための積極的なヘッジまたはその他の技法は採用されていない。

その他の市場価格リスク：市場価格リスクは、当社が保有し管理する、それぞれ固有の投資指針に基づく投資ファンドが保有している投資有価証券から発生する。かかるファンドの主要な投資対象は、個別の基準に基づいて管理され、すべての売買判断はクライアント指針またはファンドの約款に従って行われる。

当社の市場リスクに対するエクスポージャーを監視するため、経営陣は為替レート、金利およびその他の市場リスク要因の変動に対する当社の感応度を評価する。2010年12月31日現在、2010年12月31日現在のメンバーの出資金または同日に終了した年度の報告された包括利益に重大な差異が生じたかもしれない合理的に可能と思われるかかる要因に変動はなかった。

資本管理

当社の方針は、投資者、債権者および市場の信頼を保持し、また将来の事業の発展を継続するために強固な資本基盤を維持することである。

当期中、資本管理に対する当社のアプローチに変更はなかった。

当社、またはその子会社は、PI LLCおよび一部の海外子会社を例外として、外部から必要資本要件の引き上げを課されることはない。

n. 引当金

当社が過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローが見込まれる場合において、引当金が認識される。引当金として認識される金額は、報告日現在における債務の最良の見積りである。その影響が重大である場合、貨幣の時間的価値および必要に応じて負債に特有のリスクに対する現在の市場評価を反映した利率における予測将来キャッシュ・フローを割引くことにより引当金が決定される。債務の決済の際に求められる金額に影響を及ぼす可能性のある将来の事象は、当該事象が発生するという十分な客観的証拠がある場合において引当金に反映される。一部またはすべての支出が保険会社またはその他の当事者により払い戻されることが予想され、それがほぼ確実な場合、当該払戻しは連結財政状態計算書において個別の資産として認識され、その金額は連結損益および包括利益計算書において計上される。引当金は各会計期間末に見直され、現在の最良の見積りを反映するよう調整される。当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローがもはや見込まれない場合、引当金は戻し入れられる。

3. 会計方針の将来の変更

a. 金融商品

2009年11月にIASBにより公表されたIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第39号「金融商品：認識および測定」（以下「IAS第39号」という。）の一部を置き換えるものである。複数の規則を持つIAS第39号に置き換わるものとして、IFRS第9号は、金融資産または金融負債を償却原価または公正価値のいずれによって測定するかを決定する際に、単一的アプローチを用いる。IFRS第9号における当該アプローチは、事業体がビジネス・モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に照らして、金融商品をどのようにして管理するかに基づく。かかる新規基準はまた、複数の減損技法を使用していたIAS第39号に置き換わるものとして、単一の減損技法を使用することを要求している。IFRS第9号は現在、2013年1月1日以後に開始する会計期間から効力が発生することになっているが、IASBは効力発生日を2015年1月1日とする公開草案を公表している。当社は現在、連結財務書類への影響について検討中である。

ｂ．連結財務書類

2011年5月にIASBにより公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」（以下「IFRS第10号」という。）は、IAS第27号「連結および個別財務諸表」ならびにSIC第12号「連結 - 特別目的事業体」を置き換えるものである。IFRS第10号は、事業体が一つまたは一つ以上の事業体を支配する場合における一律のモデルに基づき、連結財務書類の表示および作成に対する指針を設定する。被投資事業体の変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有する場合、および被投資事業体に対するパワーをこれらのリターン額に影響を与えるために使用する能力を有する場合、事業体は被投資事業体を支配する。IFRS第10号は、2013年1月1日以後に開始する会計期間から効力が発生することになっている。当社は、当社の連結財務書類において2013年1月1日付でIFRS第10号を採用する予定であるが、現在その影響について検討中である。

ｃ．ジョイント・アレンジメント

2011年5月にIASBにより公表されたIFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」（以下「IFRS第11号」という。）は、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」およびSIC第13号「共同支配企業 - 共同支配投資企業による非貨幣性資産の抛出」を置き換えるものである。IFRS第11号は、ジョイント・アレンジメントの当事者による財務報告に対する指針を設定する。ジョイント・アレンジメントの事業体は、当該アレンジメントにより生じる権利と義務を評価することにより、関与するアレンジメントの種類 - ジョイント・オペレーションもしくはジョイント・ベンチャーのいずれか - を決定しなければならない。IFRSは、共同営業者（ジョイント・オペレーター）に対して、当該アレンジメントの持分に関連して、資産および負債（ならびに関連収益および費用）を認識することを要求する一方で、ジョイント・ベンチャーに対しては、投資を当初公正価値で認識し、事後変更に関しては持分法会計を用いて認識することを要求する。IFRS第11号は、2013年1月1日以後に開始する会計期間から効力が発生することになっている。当社は、連結財務書類において2013年1月1日付でIFRS第11号を採用する予定であるが、現在その影響について検討中である。

４．金融商品の公正価値ヒエラルキー

IFRS第7号は、連結財政状態計算書において公正価値で計上される金融商品を、使用される評価技法およびこれらの評価技法に対するインプットが市場において観測可能であるか否かにより、3レベルのヒエラルキーに分類するよう要求している。

- レベル1：その公正価値が、同一の資産および負債についての活発な市場における取引相場価格（未調整）を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。取引相場価格が容易に入手可能であり、その価格が市場での独立第三者間取引で実際にかつ定期的に発生するものであることを表している場合、金融商品は活発な市場において見積られるとみなされる。
- レベル2：その公正価値が、観測可能な市場データに基づく（観測可能インプット）重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。
- レベル3：その公正価値が、観測可能な市場データに基づかない（観測不可能インプット）少なくとも一つの重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。

当社は、2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在、それぞれ合計5,608,187米ドル、4,245,738米ドルおよび10,261,533米ドルにのぼる運用を通じて公正価値で計上される金融商品について試査を行い、公正価値測定に使用される活発な市場における未調整の取引相場価格に基づき、これらはレベル1の投資証券に分類されると判断した。これらの金融資産は、当社の関連ファンズへの投資を表している。2010年および2009年12月31日に終了した年度中、当社の評価方針に変更はなかった。

５．受取手形

PIMCOは、従業員の長期勤務を確保するためのプログラムの一環として、一部の従業員に対して貸付を行っている。当該貸付には手形発行時における標準金利の利子がつき、個人が引き続き当社に雇用されていることを条件に、1年から5年の期間にわたり元本が免除される。貸付元本の返済が免除される前に従業員が退職する場合には、かかる元本および利息を支払わなければならない。2010年および2009年度に、PIMCOはそれぞれ約386,880米ドルおよび487,904米ドルの新規貸付を行った。2010年および2009年12月31日に終了した年度において、PIMCOは在籍中の従業員に対して未決済の貸付に係るそれぞれ551,591米ドルおよび1,846,105米ドルの償却費用を計上した。かかる費用は、添付の連結損益および包括利益計算書の報酬および給付金に含まれている。2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在、これらの貸付の未決済元本残高はそれぞれ604,266米ドル、1,575,104米ドルおよび3,255,144米ドルであった。

6．特別目的事業体

SPEの持分への関与およびエクスポージャー、ならびに特定されたSPEの持分が連結されるべきか否かについての要件を評価するにあたり、当社は、当社の投資（もしあれば）の性質、当社がSPEから得る報酬の性質、SPEに対する当社の義務、運用を管理するパワーを含む、SPEに付随する事業体により保有されるパワー、およびSPEにおける投資家の権利や制限を含む要因について考慮する。

2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在、当社は、連結を要すると判断されるSPEの定義を満たした運用会社6社を特定した。これらの各ケースにおいて、PIMCOは事業体に対して法的所有権を有していないが、事業体の運用契約の条項に記載されるとおり、PIMCOは、事業体により生じる経済的利益に対する権利ならびに損失リスクに加えて、事業体の運用決定に対して支配力を有する。当該連結企業には以下が含まれる。

- イギリスにおける登録投資顧問である、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「ピムコ・ヨーロッパ」という。）。
- 日本における登録投資顧問である、ピムコジャパンリミテッド（以下「ピムコジャパン」という。）。
- オーストラリアにおける登録投資顧問である、ピムコ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ピムコ・オーストラリア」という。）。
- シンガポールにおける登録投資顧問である、ピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッド（以下「ピムコ・アジア」という。）。
- 香港における登録投資顧問である、ピムコ・アジア・リミテッド（以下「ピムコ・香港」という。）。
- スイスにおいてピムコ・ヨーロッパに対し特定のサービスを提供するピムコ・スイス・エルエルシー。

2010年12月31日現在の当該連結企業の合計資産は、約423百万米ドルで、2010年12月31日現在の当社の損失リスクは約237百万米ドルあった。

2009年12月31日現在の当該連結企業の合計資産は、約323百万米ドルで、2009年12月31日現在の当社の損失リスクは約182百万米ドルあった。

2009年1月1日現在の当該連結企業の合計資産は、約204百万米ドルで、2009年1月1日現在の当社の損失リスクは約115百万米ドルあった。

7．固定資産

固定資産の主要項目は以下のとおりである。

事務機器、什器 および備品 (米ドル)	賃借資産改良費 (米ドル)	美術品 (米ドル)	自動車 (米ドル)	合計 (米ドル)

2009年1月1日現在 原価	44,265,144	30,205,749	80,262	21,846	74,573,001
2009年1月1日現在 減価償却累計額	(35,129,615)	(18,943,374)	-	(21,846)	(54,094,835)
2009年1月1日現在 簿価	9,135,529	11,262,375	80,262	-	20,478,166
追加	5,534,088	172,195	-	-	5,706,283
処分	(28,793)	(13,991)	(60,526)	-	(103,310)
再分類	(565,930)	565,930	-	-	-
減価償却	(3,806,856)	(2,346,085)	-	-	(6,152,941)
2009年12月31日現在 簿価	10,268,038	9,640,424	19,736	-	19,928,198
追加	23,527,390	423,821	-	-	23,951,211
処分	(39,985)	(5,276)	-	-	(45,261)
再分類	(1,850,008)	1,850,008	-	-	-
減価償却	(6,708,852)	(2,677,924)	-	-	(9,386,776)
2010年12月31日現在 簿価	25,196,583	9,231,053	19,736	-	34,447,372

当社は2010年および2009年12月31日に終了した年度に、それぞれ9,386,776米ドルおよび6,152,941米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

8. 関連当事者間取引

当社はアリアンツ・エスイーの特定の子会社に対して顧問業務を提供している。2010年中、かかる業務への返済金額は、19,669,300米ドルであり、そのうち6,183,913米ドルが、2010年12月31日現在未決済であった。2009年中、かかる業務への返済金額は、15,343,223米ドルであり、そのうち2009年12月31日現在3,933,408米ドルが、2009年1月1日現在4,188,146米ドルが未決済であった。返済は、添付の連結損益および包括利益計算書中の関係会社からの返済において、ならびに添付の連結財政状態計算書中の関係会社未収金において表示されている。

AllianzGI LPは、PIMCOに対し会計および管理サービスを提供している。当該サービスは時間および用途に基づいて配賦されている。2010年および2009年における、これらのサービスに対する請求金額はそれぞれ合計11,984,046米ドルおよび10,328,110米ドルにのぼり、連結損益および包括利益計算書のその他の費用に含まれている。関係会社への未払金にはこれらのサービスに関してAllianzGI LPへ支払われるべき負債およびPIMCOに提供したサービスに関しての他の関係会社への未払金ならびに商取引上の通常過程においてPIMCOに代わって支払われた費用としての他の関係会社への未払金が含まれており、2010年および2009年12月31日現在、それぞれ合計92,507,497米ドルおよび62,213,798米ドルにのぼった。

短期の運用資金需要に充当させるため、随時、3か月物LIBORに0.5%を上乗せした利率により、通常30日以内の有利子短期貸付が、AllianzGI LPおよびPIMCOの間で交付されている。2009年および2010年度中、発生した短期貸付は以下を含む。

- 2009年度中、PIMCOはAllianzGI LPから合計206百万米ドルの借入を行った。当該借入は、1日から16日にわたる、12百万米ドルから60百万米ドルに及ぶ追加借入を有する7つの異なる借入により構成された。
- 2010年1月28日付でPIMCOは70百万米ドルの借入を行い、完全に返済された。また2010年4月29日付でPIMCOは25百万米ドルの借入を行い、完全に返済された。2010年12月29日付で、PIMCOはAllianzGI LPから80百万米ドルの借入を行い、2011年1月7日付で完全に返済された。
- 2010年12月、ピムコ・スイス・エルエルシーは、非連結関係会社であるピージーイー・エルエルシーから、年率4%で267,234米ドルの借入を行った。

2010年12月31日現在、PIMCOは添付の連結財政状態計算書において短期借入金として表示される、合計80,267,234米ドルにのぼる未決済の短期ローンを有していた。2009年12月31日および2009年1月1日現在、未決済の短期ローンはなかった。PIMCOはローンにかかる利子費用において、2010年および2009年度中、発生主義ベースで計上される21,327米ドルおよび84,523米ドルを負っており、かかる金額は連結損益および包括利益計算書にその他費用として含まれる。

AllianzGI LPは、アリアンツ・エスイーに対し、2011年11月に失効する400百万米ドルのリボルビング信用枠を有している。当該信用枠は、LIBORに20ベシス・ポイント（2010年12月31日現在0.45%の利率）を上乗せした変動利率での短期借入を可能にするものである。必要な範囲において、AllianzGI LPは、PIMCOを含む子会社に代わり、かかるリボルビング信用枠から引き出す。2010年12月31日現在、かかる契約の下での未決済額はなかった。

2010年中、当社は系列のファンド・コンプレックスから1,978,349,930米ドルの投資顧問報酬および1,218,837,551米ドルの管理事務報酬を得た。2009年中、当社は1,330,237,524米ドルの投資顧問報酬および793,581,775米ドルの管理事務報酬を得た。これらの投資顧問報酬および管理事務報酬はそれぞれ連結損益および包括利益計算書中の投資顧問報酬 - プール・ファンドと管理事務報酬およびサービス報酬に含まれている。

上記に記載の関連当事者間取引は、概して、一般的な独立第三者間取引と同じ条件で行われた。

最高経営責任者および特定のその他の役員は、経営陣の主要メンバーであるとみなされる。経営陣は、これらの個人が当社に対し大きな貢献を行ったと考える。これらのサービスと引き替えに、彼らは、経営陣がえり抜きのメンバーに対して与えると考える報酬を受領する。年間ベースの給料に加え、主要経営陣は、注9において詳述される各給付プランに参加しているが、これらの給付プランは当社の報酬および給付金の大部分を占めている。

9. 給付プラン

a. クラスB受益証券購入プラン

当社は、特定の従業員がクラスB所有者受益証券（権利付与を条件とする。）の購入を行っていた、クラスB受益証券購入プラン（以下「プラン」という。）を有する。プランに基づき、PIMCOに対する15%の所有持分を表章する、合計150,000口の発行済受益証券が存在する。プランに基づき発行される受益証券は、2年から6年にわたり権利が付与され、参加者が死亡または高度障害になった時に買戻される。毎年、権利付与済みクラスB受益証券の一部を、AllianzGI LPまたは一定の関連会社は買戻す権利（以下「コール」という。）を有し、また、参加者はAllianzGI LPに買戻しを行わせる権利（以下「プット」という。）を有する。このコール権利またはプット権利は、受益証券の各交付について最初の権利付与から6か月間に限り行使可能である。買戻金額は、買戻しが行われるクラスB受益証券のその時の公正価値に基づく。これらの権利付与済み受益証券に関して、PIMCOは、買戻す権利（以下「コール」という。）を有しておらず、また、参加者はPIMCOに買戻しを行わせる権利（以下「プット」という。）を有していない。これらの権利および義務はAllianzGI LPまたは一定の関係会社に留まることから、PIMCOは持分決済型プランとしてクラスB受益証券購入プランを計上し、AllianzGI LPからの分配金として出資金において同額分の増加を認識する。2010年中、AllianzGI LLCは、865,435,466米ドルでPIMCOのクラスB受益証券25,854口の買戻しを行った。2009年中、AllianzGI Holding は、464,806,771米ドルでPIMCOのクラスB受益証券22,253口の買戻しを行った。

当社の従業員は、B受益証券の取得費用の金額により、AllianzGI LPに対する未払い手形を発行した。かかる手形は関連するB受益証券の権利付与と同時に満期を迎え、また、AllianzGI LPは手形と同額の賞与を従業員に対して支払うことを意図している。当社は、従業員により購入される受益証券の公正価値を反映し、関連する権利確定期間にわたる報酬費用を認識した。2010年および2009年12月31日に終了した年度において、プランに従い認識された報酬費用は、それぞれ16,147,630米ドルおよび37,415,568米ドルであり、連結損益および包括利益計算書の報酬および給付金に含まれている。オペレーティング・アグリーメントの条

項に従い、プランに基づき記録されたすべての報酬は、クラスAメンバーに配分された。

従業員により所有されるB受益証券に関連する2010年および2009年中の活動は、下記のとおりである。

	受益証券口数			加重平均 交付日現在 公正価値
	権利付与済み	権利未付与	合計	
2009年期首現在	66,553	12,626	79,179	\$ 9,018
権利付与済み	4,533	(4,533)	-	-
ブット済み	(22,253)	-	(22,253)	6,975
失権済み	-	(702)	(702)	12,980
2009年期末現在	48,833	7,391	56,224	9,777
2010年期首現在	48,833	7,391	56,224	9,777
権利付与済み	6,081	(6,081)	-	-
コール／ブット済み	(25,854)	-	(25,854)	8,142
失権済み	-	(241)	(241)	16,762
2010年期末現在	29,060	1,069	30,129	11,123

2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在のB受益証券保有者は、下記のとおりである。：

	受益証券所有口数		
	2010年12月31日	2009年12月31日	2009年1月1日
従業員	30,129	56,224	79,179
AllianzGI LLC	93,717	67,643	66,941
AllianzGI Holding	26,133	26,133	3,880
AllianzGI LP	21	-	-
合計	150,000	150,000	150,000

2010年12月31日現在、2011年12月31日に至る将来期間において認識されると予想される権利未付与報酬に関連する合計見積報酬費用は、3,337,107米ドルであった。

b. クラスM受益証券資本参加プラン

2008年中、PIMCOは、PIMCOにサービスを提供する一定の個人、および一定のPIMCOの関係者に対するクラスM受益証券資本参加プラン（以下「M受益証券プラン」という。）を設定した。M受益証券プランの参加者は、新規クラスの持分商品（以下「M受益証券」という。）を取得するオプションを付与され、これは、オプション付与日の3年目、4年目および5年目の応当日に3分の1ずつ付与される。M受益証券にかかるオプションは、M受益証券の公正価値の上昇に基づき、関連する権利確定期間に渡りM受益証券に転換される。付与されたオプションは、参加者がM受益証券繰延べプランを通じてM受益証券の受領を繰延べない限り、キャッシュレス取引により自動的に行使される。2010年12月、当該M受益証券プランは、その詳細が注9（f）において開示されるとおり、M受益証券繰延べ計画とAllianzGI LP執行役員向け繰延報酬制度（以下「EDCP」という。）が統合されたため、修正された。クラスM受益証券はPIMCOの無議決権受益証券であり、保有者は、クラスAおよびクラスBメンバーへの優先分配後のPIMCOの純分配可能収益の比例按分割合に等しい分配を、四半期毎に受領する権利を与えられる。EDCPの繰延べを選択したこれらの参加者は、引き続き四半期毎の分配を受領する。

M受益証券プランに基づき、最大250,000口のM受益証券が発行を承認されている。2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在、M受益証券プランにおいて、それぞれ96,451口、66,889口および26,532口のオプションが未決済であるが、オプションの行使により発行された受益証券はなかった。

付与された各オプションの公正価値は、権利付与日においてブラック・ショールズ・オプション価格設定モデルを使用することにより見積もられる。かかるモデルは、特定のインプットの変数に関して、経営陣に見積りの開発を要求するものである。独立した第三者による評価が、クラスM受益証券の公正価値決定の際に、経営陣を補佐する目的で履行された。分配利回りは、2011年から2014年までのA受益証券保有者の出資金に対する保証額支払い後にM受益証券と同率でA受益証券保有者に分配される過去の分配可能営業利益（以下「OPAD」という。）に基づいて見積もられた。予想ボラティリティは、選択された同一グループの平均ヒストリカル・ボラティリティおよびインプライド・ボラティリティに基づく。予想年数は、3つの付与済みトランシェ（すなわち3、4および5年目に3分の1ずつ）を個別のオプションとして取扱うことにより、計算された。

下記の表は、2010年および2009年中に付与されたM受益証券オプションの公正価値の計算に使用される仮定を規定したものである。

	2010年	2009年
加重平均交付日現在公正価値	15,413米ドル	8,756米ドル
仮定：		
予想年数	3.85年	3.85年
予想ボラティリティ	45.9% - 47.0%	48.6% - 48.9%
予想利回り	10.8% - 12.4%	9.2% - 10.6%
無利息利子率	1.1% - 1.8%	1.7% - 1.8%

発行済であり、行使可能なM受益証券オプションの口数および加重平均行使価格に関連する、2010年および2009年度の活動の概要は下記のとおりである。

	受益証券口数			加重平均 交付日現在 公正価値
	付与済み	未付与	合計	
2008年12月31日現在の発行済額	-	26,532	26,532	\$ 9,561
当年度中の以下による変動：				
付与済み	-	41,606	41,606	8,756
失権済み	-	(1,249)	(1,249)	8,904
2009年12月31日現在の発行済額	-	66,889	66,889	9,072
2009年12月31日現在の行使可能額	-	-	-	-
2009年12月31日現在の発行済額	-	66,889	66,889	9,072
当年度中の以下による変動：				
付与済み	-	36,010	36,010	15,413
失権済み	-	(6,448)	(6,448)	10,044
2010年12月31日現在の発行済額	-	96,451	96,451	11,375
2010年12月31日現在の行使可能額	-	-	-	-

2010年12月31日現在発行済のM受益証券オプションは、8,500米ドルおよび15,448米ドル間の行使価格および3.3年の加重平均残存契約年数を有している。

M受益証券オプション報奨の公正価値は、報酬費用として、個別のトランシェ毎の関連付与期間にわたり、段階的受給権帰属法で減価償却される。付与を予定されているM受益証券オプション報奨の合計口数は、見積失権額に対して調整される。2010年および2009年12月31日に終了した年度におけるM受益証券プランの下で認識される報酬費用はそれぞれ34,666,017米ドルおよび16,082,042米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。2010年12月31日現在、2015年12月31日に至る将来期間において認識されると予想される見積失権額を控除したM受益証券オプション報奨の未付与に関連する見積報酬費用は、93,052,938米ドルである。

c. 利益分配および報奨制度

PIMCOは、収益性と自由裁量の賞与を基礎に参加者に対して給付する2つの利益分配および報奨制度を設けている。これらの制度のための報酬は、2010年および2009年12月31日に終了した年度において、それぞれ1,160,559,494米ドルおよび852,877,873米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

d. 長期報奨制度

2005年中、当社は、特定の重要な従業員に対し、長期報奨制度（以下「LTIP」という。）を設定した。報奨は、主に指定された営業利益目標の達成に基づいており、3年に渡り権利付与される。当プランは、負債報奨として会計処理され、関連する権利確定期間に渡り報酬として費用勘定につけられる。2010年および2009年12月31日に終了した年度において、当社はそれぞれ32,468,278米ドルおよび25,328,036米ドルのLTIPに基づく報酬費用を認識し、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在、発生したLTIP負債の合計はそれぞれ49,502,507米ドル、48,030,429米ドルおよび44,902,791米ドルであり、添付の連結財政状態計算書に流動負債項目中の未払報酬および固定負債項目中のその他の未払報酬として含まれる。

e. 貯蓄および投資プラン

AllianzGI LPIは、PIMCO従業員向け確定拠出型従業員貯蓄および退職金制度のスポンサーである。このプランは、内国歳入法第401(k)条に基づき許可されたものであり、適格従業員に対し、内国歳入法で随時定められる金額を上限として、年間給与額の100%まで拠出することを認めるものである。従業員は、概して、満21歳に達するか、または開始日の翌月の初日付で適格者となる。満1年の必要な勤務が完了した後に、当社は、内国歳入法により定められた金額を上限として、従業員が拠出した年間給与額の5%相当額と同額を拠出する。PIMCOの拠出金は、5年の必要な勤務の後、従業員に対し完全に確定する。このプランに関連するPIMCOの費用計上額は、2010年および2009年に12月31日に終了した年度においてそれぞれ6,572,274米ドルおよび4,522,232米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

PIMCOはまた、かかる制度の下で、対象となる個人の基本給与額の5～11%の拠出を、独自の裁量で行うことができる。この制度に関連するPIMCOの費用計上額は、2010年および2009年12月31日に終了した年度において、それぞれ10,547,616米ドルおよび7,157,418米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

複数の外国企業は、特定の従業員に関して他の給付制度を有している。2010年および2009年12月31日に終了

した年度中、これらの制度に関連して計上された費用は、それぞれ3,104,436米ドルおよび2,497,860米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

f．執行役員向け繰延報酬制度

AllianzGI LPは、非適格繰延報酬制度を設けている。この制度に基づき、一部の適格従業員に対して給付されるはずの報酬の一部は強制的に繰延べられ、また、かかる適格従業員は追加的な報酬の繰延べを選択できる。この制度は、主として、改正された1974年従業員退職年金保障法 第201（2）条、第301（a）（3）条および第401（a）（1）条で定義されている範囲において、経営陣または高額報酬受給従業員から成る特定のグループに繰延報酬制度を提供する目的で維持されている。この制度のもとで繰延べられた金額は、従業員の意向に従って有価証券へ投資され、AllianzGI LPにおいて受託保有されている。

g．アリアンツ・グループ株式報奨制度

当社は、アリアンツ・エスイー株に連動した制限付株式単位（以下「RSU」という。）を特定の従業員に対して授与する、アリアンツ・エスイーが支援する株式に基づく報奨制度に参加している。付与されるRSUの株数は、各参加者毎に個別に設定され、付与価格、アリアンツ・エスイーの価値の経済発展、および固定報酬ならびに業績といった個々の要因に基づいて決定される。

RSU制度に基づき、当社は、付与される各RSUについて、権利付与日に先行する10取引日におけるアリアンツ・エスイー株の時価平均価格を現金で支払うか、またはアリアンツ・エスイー株一株もしくはその他の同等の持分商品を発行する義務を負う。RSUは5年後に付与される。アリアンツ・エスイーは、権利付与日後の最初の証券取引所営業日に、すべての制度参加者のため、RSUを一括して実施する。2010年12月31日に終了した年度においてRSU制度に関する報酬費用は、133,250米ドル減少した。2009年12月31日に終了した年度においてRSU制度に関する報酬費用は、227,536米ドルであった。

h．従業員株式購入制度

アリアンツ・エスイーは、適格な従業員に対して、毎年所定の日にアリアンツ・エスイーの米国預託株式を割引価格で購入する機会を与えることを目的とした、従業員株式購入制度を有する。当該制度のために、総額250,000口の米国預託株式が引き当てられている。アリアンツ・エスイーは、株式の総購入額を決定し、当社により任命された委員会が割引価格を決定する。従業員は、購入日後一年以内の株式の売却または譲渡を許されていない。当社より支払われた時価と割引価格の差額または割引額は、2010年および2009年度において、それぞれ437,791米ドルおよび447,659米ドルにのぼった。

10．法人所得税

法人所得税計上額は、以下のとおりである。

		12月31日に終了した年度	
		2010年	2009年
当期：			
連邦税	\$	97,961	93,358
州 税		312,702	153,097
外国税		43,440,084	23,315,287
	当期合計	43,850,747	23,561,742
繰延			
外国税		2,908,093	2,230,294
	引当金合計	\$ 46,758,840	25,792,036

法人所得税計上額の報告金額と、税引前所得に対して連邦法定税率を適用して算出される税額との差額は、主に、米国の税務上、パートナーシップであるという当社の立場に加え、州税、国際税および損金不算入費用によるものである。

2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在、未払法人所得税はそれぞれ19,977,456米ドル、15,699,387米ドルおよび388,785米ドルであり、これは添付の連結財政状態計算書の買掛金および未払費用に含まれている。さらに、2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在の繰延税金資産はそれぞれ15,589,479米ドル、10,889,580米ドルおよび8,414,031米ドルにのぼり、繰延税金負債はそれぞれ61,870米ドル、56,027米ドルおよび93,580米ドルにのぼった。繰延税金資産および繰延税金負債はそれぞれ、添付の連結財政状態計算書にその他の固定資産およびその他の固定負債として含まれる。

11. リース契約

PIMCOは、解約不能オペレーティング・リース契約に基づき事務所スペースをリースしている。この契約の期間は1年超であり、将来の最低リース料は以下のとおりである。

12月31日に終了する年度

2011年	\$	13,948,625
2012年		13,210,522
2013年		10,416,756
2014年		1,040,981
2015年		346,543
	\$	<u>38,963,427</u>

これらのリースに基づく賃借料は、2010年および2009年12月31日に終了した年度において、それぞれ13,070,938米ドルおよび11,782,729米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。特定のリース契約は、リース存在期間に渡り、賃借料の上昇について規定している。当社は、リース期間に渡って、定額法によって賃借料の上昇を認識する。

12. 引当金

PIMCOは、通常の事業の過程において生じる各種の係争、法律的な争いの当事者となっている。下記の表は、現在係争中の訴訟に関して2010年および2009年度中に計上された引当金を表している。

引当金 - 訴訟	コモディティに 関する訴訟の引当金 (米ドル)	その他 (米ドル)	合計 (米ドル)
2009年1月1日	12,500,000	1,640,000	14,140,000
運用の部において 認識される引当金の増加	62,500,000	-	62,500,000
引当金支払	-	(340,000)	(340,000)
2009年12月31日	75,000,000	1,300,000	76,300,000
運用の部において 認識される引当金の増加	17,000,000	15,428,314	32,428,314
引当金支払	-	(15,768,314)	(15,768,314)

2010年12月31日	92,000,000	960,000	92,960,000
-------------	------------	---------	------------

コモディティに関する訴訟の引当金

数年前、原告がPIMCOを相手取り訴訟を起こした。これは、2005年5月9日から2005年6月30日の間にPIMCOが行った違法行為により、連邦商品取引法の規定に違反して、2005年6月の10年物財務省中期証券先物の価格を人為的に増価させたというものである。経営陣は、当時の当該事案の現在における事実および状況を鑑みて、引当金ならびにその後の引当金積増分を認識していた。2010年12月、当社は約92百万米ドルを支払うことで原告の和解に合意し、2011年3月に全額支払った。PIMCOはまた、約26.8百万米ドルにのぼる弁護士報酬等の原告関連費用を、原告に弁済することに合意した。2011年5月、裁判所はPIMCOに対するすべての申立を却下し、当該事案を終了させた。PIMCOは、当該事案に関連し、15.25百万米ドルにのぼる保険金請求を提出し、当該金額を受領した。経営陣は現在、その他の情報源からの追加回収額について追跡中である。

経営陣は、添付の連結財政状態計算書および添付の連結損益および包括利益計算書において、これらの引当金について十分な見越額を計上していると考え、当社は、発生に応じて関連弁護士報酬を費用計上する。

13. IFRSへの移行

当社は、移行日を2009年1月1日とする、2010年1月1日より発効となるIFRSを採用した。当社は、IFRS採用以前はUS GAAPに従ってその連結財務書類を作成していた。本連結財務書類は、IFRSに従って作成された当社の最初の財務書類である。

a. 全面遡及適用からの任意免除

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下「IFRS第1号」という。)に準拠した本連結財務書類の作成にあたり、当社は、IFRSの全面遡及適用からの特定の任意免除を採用している。適用となる任意免除項目には、固定資産が含まれる。

b. 全面遡及適用からの強制免除

IFRS第1号に準拠した本連結財務書類の作成にあたり、当社は、IFRSの全面遡及適用からの特定の強制免除を採用している。かかるIFRSの全面遡及適用からの強制免除には見積りが含まれる。見積りの設定または修正において、事後的判断がなされなかったため、US GAAPに基づいて当社により実施された見積りは、IFRSに基づくこれらの適用と一致している。

c. 出資金に対する調整

以下は、US GAAPからIFRSへの移行に従って報告された当社の出資金の調整である。

	2009年12月31日 (米ドル)	2009年1月1日 (米ドル)
出資金:		
US GAAPに基づく残高	588,142,961	278,520,633
報告された出資金増加の差額:		
買掛金および未払費用()	54,549	113,745
IFRSに基づく出資金	588,197,510	278,634,378

d. 純利益に対する調整

以下は、US GAAPからIFRSへの移行に従って報告された当社の純利益の部の調整である。

2009年12月31日に了した年度

（米ドル）

US GAAPに基づく純利益	1,501,604,016
報告された純利益の増（減）差額：	
その他の費用、純額（ ）	(59,196)
報酬および給付金（ ）	(2,914,132)
IFRSに基づく純利益	1,498,630,688

e. IFRSへの移行の免除に対する注記

（ ）買掛金および未払費用 - IFRSに基づき、引当金は、債務の決済に要求されると予測される費用を現在価値に割引くものとする。貨幣の時間的価値により、報告期間直後の現金のアウトフローに関する引当金は、後日生じた現金のアウトフロー同額分に関する引当金に比べて、より不利なものとなる。これは、偶発事象に対する測定基準により現在価値に割引くことが認められていないため、US GAAPとは異なる。IFRSに基づく引当金の割引に対する調整は、純利益および出資金の変動につながる。

（ ）報酬および給付金 - IFRSに基づき、段階的受給による株式報酬は、個人に対する報酬の一環とみなされ、各報酬は、権利付与期間にわたって個別に費用化されなければならない。これは、段階的受給による報酬をプールおよび費用化し、報酬を当該プールの権利付与期間にわたり定額法で償却することが認められているUS GAAPとは異なる。IFRSに基づく株式報酬の繰延計上による調整は、純利益の変動につながる。

14. 後発事象

当社は、連結財務書類において調整を要するまたは開示すべき後発事象があるか否かを決定するために、連結財政状態計算書日から連結財務書類発行日である2011年8月17日までに発生した事象を評価した。当社は、以下の開示すべき事象を特定していることに留意されたい。

PIMCOは、2011年3月14日付で、受益証券1口当たり18,410米ドルの行使価格を有する、69,594口のM受益証券オプションを付与した。

2011年3月15日付で、7,598口のM受益証券オプション報奨の権利が付与された。2011年3月31日付で、M受益証券プランに記載されるキャッシュレスの行使に基づき、これらの権利付与済み報奨が行使された。その結果、3,651.53口数のM受益証券が発行された。

AllianzGI LLCは、2011年3月31日付で、クラスB受益証券12,686口を588,887,179米ドルでコールした。

PIMCOは、2011年6月10日付で、現在の貸主と新規リース契約（以下「リース契約」という。）を締結した。当該リース契約に基づき、PIMCOは、カリフォルニア、ニューポートビーチの20階建ての新築オフィスビルを貸主から賃借する。予定リース期間は2014年初頭に開始する10年間であり、約380,000平方フィートを、1か月につき1平方フィート当たり3.85米ドルに営業費用を加えた賃料で賃借することになっている。

当社は、2011年度中、以下の分配を行った。

営業利益	クラスA	クラスB	クラスM	
稼得期間	メンバー	メンバー	メンバー	合計
2010年第4四半期	483,498,880	142,591,758	-	626,090,638
2011年第1四半期	484,674,650	127,041,422	2,005,011	613,721,083

2011年第 2 四半期	549,423,829	137,572,008	2,247,136	689,242,973
合計	1,517,597,359	407,205,188	4,252,147	1,929,054,694

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Financial Condition

Assets	Note	December 31		January 1,
		2010	2009	2009
Current assets:				
Cash and cash equivalents	2(c)	\$ 305,379,670	183,164,743	117,370,616
Investments carried at fair value through operations	4	5,608,187	4,245,738	10,261,533
Investment advisory fees receivable:				
Pooled funds	2(e)	462,621,996	538,823,177	108,833,350
Private accounts	2(e)	331,126,705	285,980,495	245,055,544
Receivables from affiliates	8	66,638,845	57,864,212	102,898,573
Prepaid expenses		15,967,511	12,786,552	11,063,490
Other current assets		44,394,045	35,149,167	24,175,209
Total current assets		1,231,736,959	1,118,014,084	619,658,315
Noncurrent assets:				
Property and equipment, net of accumulated depreciation of \$63,933,735, \$57,056,457, and \$54,094,835 at December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, respectively	7	34,447,372	19,928,198	20,478,166
Investment in associates	2(g)	12,911,466	6,289,421	3,977,711
Notes receivable	5	365,585	808,741	2,304,121
Receivable from affiliate	8	—	11,124,954	39,807,145
Other noncurrent assets		18,736,789	13,665,495	11,111,600
Total noncurrent assets		66,461,212	51,816,809	77,678,743
Total assets		\$ 1,298,198,171	1,169,830,893	697,337,058
Liabilities and Capital				
Current liabilities:				
Accounts payable and accrued expenses		\$ 205,947,181	134,137,954	103,187,214
Accrued compensation	9	132,258,785	191,497,473	123,484,420
Provisions	12	92,960,000	76,300,000	14,140,000
Payable to affiliates	8	92,507,497	66,664,729	50,293,852
Short-term borrowings	8	80,267,234	—	—
Accrued compensation under B unit purchase plan	9(a)	9,996,543	27,712,133	17,519,039
Other liabilities		9,350,153	10,675,725	8,942,641
Total current liabilities		623,287,393	506,988,014	317,567,166
Noncurrent liabilities:				
Accrued compensation under B unit purchase plan	9(a)	—	11,124,954	39,807,145
Other accrued compensation	9	26,895,361	59,515,399	56,977,839
Other liabilities		3,598,947	4,005,016	4,350,530
Total noncurrent liabilities		30,494,308	74,645,369	101,135,514
Total liabilities		653,781,701	581,633,383	418,702,680
Capital:				
Class A members (issued and outstanding 850,000 units)		(366,055,978)	(155,287,547)	(226,318,759)
Class B members (issued and outstanding 150,000 units)		959,858,978	731,036,662	508,730,540
Class M unit option holders (96,451 options issued as of December 31, 2010, and 66,889 as of December 31, 2009, and 26,532 as of January 1, 2009)	9(b)	53,517,241	18,851,224	2,769,182
Cumulative foreign currency translation adjustments		(2,903,978)	(6,403,042)	(6,546,798)
Total Pacific Investment Management Company LLC's capital		644,416,263	588,197,297	278,634,165
Noncontrolling interest		207	213	213
Total capital		644,416,470	588,197,510	278,634,378
Total liabilities and capital		\$ 1,298,198,171	1,169,830,893	697,337,058

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Operations and Comprehensive Income

Years ended December 31, 2010 and 2009

	Note	2010	2009
Revenues:			
Investment advisory fees:			
Pooled funds	2(e)	\$ 2,443,384,850	1,754,517,406
Private accounts	2(e)	1,043,445,628	835,943,106
Administrative and service fees	2(e)	1,224,977,068	796,537,650
Reimbursement from affiliates	8	19,669,300	15,343,223
Total revenues		4,731,476,846	3,402,341,385
Expenses:			
Compensation and benefits	9	1,526,533,244	1,165,423,755
General and administrative		361,138,778	254,914,874
Subadministrative services		330,697,928	195,925,319
Occupancy and equipment		38,548,208	29,974,251
Commissions		52,308,161	27,992,817
Professional fees		78,225,474	51,881,166
Subadvisory services		63,279,571	33,995,109
Marketing and promotional		10,552,635	7,611,594
Insurance		7,275,370	6,405,744
Other		39,015,961	42,989,336
Total expenses		2,507,575,330	1,817,113,965
Operating income		2,223,901,516	1,585,227,420
Other expenses		(30,210,624)	(60,816,406)
Equity in income of associates	2(g)	3,189	11,710
Income before income taxes and noncontrolling interest		2,193,694,081	1,524,422,724
Income tax expense	10	46,758,840	25,792,036
Net income		2,146,935,241	1,498,630,688
Net loss attributable to noncontrolling interest		6	—
Net income attributable to Pacific Investment Management Company LLC		2,146,935,247	1,498,630,688
Other comprehensive income:			
Foreign currency translation adjustment	2(k)	3,499,064	143,756
Comprehensive income		\$ 2,150,434,311	1,498,774,444

See accompanying notes to consolidated financial statements.

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Changes in Capital
Years ended December 31, 2010 and 2009

	Class A members		Class B members		Class M unit option holders		Cumulative translation adjustment	Noncontrolling interest	Total capital
	Units	Amounts	Units	Amounts	Options	Amounts			
Balances at December 31, 2008	850,000	\$ (226,318,759)	150,000	\$ 508,730,540	26,532	\$ 2,769,182	(6,546,798)	213	278,634,378
Net income		1,154,085,612		344,545,076		—	—	—	1,498,630,688
Distributions		(960,980,110)		(281,728,812)		—	—	—	(1,242,708,922)
Compensation recorded under the B unit plan		37,415,568		—		—	—	—	37,415,568
Allocation of basis upon purchase of B units by AllianzGI Holding II		(159,489,858)		159,489,858		—	—	—	—
Compensation recorded under the M Unit participation plan		—		—		16,082,042	—	—	16,082,042
Foreign currency translation adjustment		—		—		—	143,756	—	143,756
Balances at December 31, 2009	850,000	(155,287,547)	150,000	731,036,662	66,889	18,851,224	(6,403,042)	213	588,197,510
Net income		1,664,663,141		482,272,106		—	—	(6)	2,146,935,241
Distributions		(1,679,736,680)		(465,292,312)		—	—	—	(2,145,028,992)
Compensation recorded under the B unit plan		16,147,630		—		—	—	—	16,147,630
Allocation of basis upon purchase of B units by AllianzGI LLC		(211,842,522)		211,842,522		—	—	—	—
Compensation recorded under the M Unit participation plan		—		—		34,666,017	—	—	34,666,017
Foreign currency translation adjustment		—		—		—	3,499,064	—	3,499,064
Balances at December 31, 2010	850,000	\$ (366,055,978)	150,000	\$ 959,858,978	96,451	\$ 53,517,241	(2,903,978)	207	644,416,470

See accompanying notes to consolidated financial statements.

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Cash Flows
Years ended December 31, 2010 and 2009

	<u>2010</u>	<u>2009</u>
Cash flows from operating activities:		
Net income	\$ 2,146,935,241	1,498,630,688
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:		
Equity compensation	50,813,647	53,497,610
Depreciation and amortization	9,938,367	7,999,046
Unrealized loss (gain) on investments carried at fair value through operations	364,913	(189,843)
Equity in income of associates	(3,189)	(11,710)
Net loss on disposal of property and equipment	45,261	64,632
Net gain on redemption of investments in associates	(320)	ò
Proceeds from sale of investments carried at fair value through operations	1,738,465	9,256,294
Purchases of investments carried at fair value through operations	(3,465,507)	(3,050,656)
Income taxes paid	48,335,972	10,481,434
Interest paid	16,391	84,201
Change in operating assets and liabilities:		
Investment advisory fees receivable	31,054,971	(470,914,778)
Receivables from affiliates	10,479,850	100,163,561
Prepays and other assets	(17,522,131)	(15,270,915)
Accounts payable, accrued expenses, accrued compensation, and provisions	(56,091,897)	105,622,052
Payable to affiliates	25,842,768	16,370,877
Other liabilities and other accrued compensation	(34,351,679)	3,925,130
Net cash provided by operating activities	<u>2,214,131,123</u>	<u>1,316,657,623</u>
Cash flows from investing activities:		
Purchases of property and equipment	(23,951,211)	(5,681,605)
Proceeds from sale of property and equipment	ò	14,000
Proceeds from redemptions of associates	11,144	ò
Investment in associates	(6,630,000)	(2,300,000)
Notes receivable advances	(386,880)	(487,904)
Notes receivable repayments	303,445	157,179
Net cash used in investing activities	<u>(30,653,502)</u>	<u>(8,298,330)</u>
Cash flows from financing activities:		
Proceeds from short-term borrowings	175,267,234	206,000,000
Repayment of short-term borrowings	(95,000,000)	(206,000,000)
Cash distributions paid to members	(2,145,028,992)	(1,242,708,922)
Net cash used in financing activities	<u>(2,064,761,758)</u>	<u>(1,242,708,922)</u>
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	<u>3,499,064</u>	<u>143,756</u>
Net increase in cash and cash equivalents	<u>122,214,927</u>	<u>65,794,127</u>
Cash and cash equivalents, beginning of year	<u>183,164,743</u>	<u>117,370,616</u>
Cash and cash equivalents, end of year	<u>\$ 305,379,670</u>	<u>183,164,743</u>
Supplemental disclosures of noncash financing activities:		
Receivable from employees - B unit purchase plan	\$ 8,129,529	26,447,009
Accrued compensation under B unit purchase plan	8,129,529	26,447,009

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(1) Organization and Business

Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO or the Company), a Delaware limited liability company and subsidiary of Allianz Global Investors of America L.P. (AllianzGI LP), the managing member, is a registered investment advisor, headquartered in Newport Beach, California, that provides investment management and advisory services to institutional and retail mutual funds and to separate accounts of institutional clients. AllianzGI LP owns all 850,000 Class A units of the Company. There are a total of 150,000 Class B units, which are owned by Allianz Global Investors of America LLC (AllianzGI LLC), Allianz Global Investors U.S. Holding II LLC (AllianzGI Holding II), AllianzGI LP, and certain employees of PIMCO. The Company has authorized 250,000 Class M Units for issuance and options on Class M Units had been granted to certain employees of PIMCO and consolidated entities. As of December 31, 2010, no Class M Units have been issued. Class B units have priority over Class A and M units with respect to income and distributions.

Allianz SE indirectly owns a majority interest in AllianzGI LP, AllianzGI LLC, and AllianzGI Holding II. Allianz SE is a global company engaged in property and casualty protection, life and health insurance, and asset management.

During 2010, the Company formed PIMCO Investments LLC (PI LLC), a wholly owned broker/dealer subsidiary of PIMCO, to be the primary distributor of PIMCO Funds and various fixed income products. Previously, Allianz Global Investors Distributors (AGID), an indirect wholly owned subsidiary of AllianzGI LP, was the primary distributor of the PIMCO Funds, and will continue to be the primary distributor of the Allianz Funds and equity products. As of December 31, 2010, no distribution activities had commenced at PI LLC. As a registered broker/dealer, the ability of PI LLC to pay dividends to the Company will be subject to the net capital and reporting requirements of the SEC and FINRA.

PI LLC was granted FINRA membership, effective January 14, 2011. Effective February 14, 2011, PI LLC commenced operations and began earning the distribution and servicing fees attributable to PIMCO Funds. As a result of this change, the terms of the marketing service agreement between PIMCO and AGID, whereby PIMCO paid a fee to AGID for marketing PIMCO Funds, were amended on December 15, 2010. Between December 15, 2010 and February 13, 2011, PIMCO reimbursed AGID for their marketing service costs incurred.

(2) Significant Accounting Policies

(a) Basis of Preparation

These consolidated financial statements are the Company's first financial statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), which are in compliance with standards and interpretations approved by either the International Accounting Standards Board (IASB) or the IFRS Interpretations Committee or their predecessors. The accounting policies have been applied consistently to all periods presented in the consolidated financial statements. An explanation of how the transition to IFRS has affected the Company's previously reported financial position and results of operations under U.S. generally accepted accounting principles (US GAAP) is provided in note 13 to these consolidated financial statements. These consolidated financial statements are presented in United States dollars.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

The consolidated financial statements have been prepared on an accrual basis as well as a going - concern basis using the historical cost convention, modified for certain financial assets that have been measured at fair value. After reviewing the Company's current plans and forecasts, the Managing Member considers that the Company has adequate resources to continue operating for the foreseeable future.

These consolidated financial statements were authorized for issuance by the Managing Member on August 17, 2011.

(b) Consolidation

The consolidated financial statements include the accounts of the Company and its majority - owned subsidiaries. The consolidated financial statements also include its affiliated joint arrangements, which are considered special purpose entities (SPEs). Subsidiaries and SPEs, hereafter "subsidiaries," which are directly controlled by the Company, are consolidated. Control exists when the Company has the power to govern the financial and operating policies of the subsidiary, generally when the Company owns more than half of the voting rights of the subsidiary. In order to determine whether control exists, potential voting rights that are currently exercisable or convertible have to be taken into consideration. If no control exists from a legal perspective, it has to be assessed whether control exists from an economic perspective, as in the case of SPEs. All significant intercompany balances and transactions have been eliminated.

Third-party assets managed in an agency or fiduciary capacity are not assets of the Company and are not presented in these consolidated financial statements.

(c) Cash and Cash Equivalents

PIMCO and the consolidated entities invest certain cash balances in institutional money market accounts. There was \$219,245,557, \$111,791,495, and \$55,266,068 invested in nonaffiliated money market accounts at December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, respectively. Management considers investments in money market accounts to be cash equivalents for purposes of the consolidated statements of cash flows. This investment is carried at cost, which approximates fair value. The Company maintains its remaining cash and cash equivalents in various federally insured banking institutions. The account balances at each institution generally exceed the Federal Deposit Insurance Corporation's (FDIC) insurance coverage, and as a result, there is a concentration of credit risk related to amounts in excess of FDIC insurance coverage.

(d) Investments Carried at Fair Value through Operations

Investments carried at fair value through operations represent financial assets held for trading. Investments held for trading consist primarily of investments in PIMCO pooled funds with a short - to moderate - term duration objective. Investments held for trading are measured at fair value. Changes in fair value are recognized directly in the consolidated statements of operations and comprehensive income and exclude the impact of any dividends earned on such investments. Transactions in these investments are recorded on a trade - date basis.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(e) Investment Advisory and Administrative Fees

Investment advisory and administrative fees are recognized as the services are performed. Such fees are primarily based on percentages of the market value of the assets under management. Investment advisory fees receivable for private accounts consist primarily of accounts billed on a quarterly basis. Private accounts and pooled funds may also generate a fee based on investment performance, which is recognized at the end of the respective contract period if the prescribed performance hurdles have been achieved and it is virtually certain that the fee will be received.

(f) Property and Equipment

Property and equipment are stated at cost, less accumulated depreciation and amortization. Office equipment, furniture, and fixtures are depreciated on a straight - line basis over their estimated useful lives, generally five years. Automobiles are depreciated on a straight - line basis over their estimated lives, generally five years. Leasehold improvements are amortized on a straight - line basis over the remaining terms of the related leases or the useful lives of such improvements, whichever is shorter.

The assets' useful economic lives and residual values are reviewed at each financial period end and adjusted if appropriate. An item of property and equipment is derecognized upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss arising on the disposal of the asset, calculated as the difference between the net disposal proceeds and the carrying amount of the item, is included in the consolidated statements of operations and comprehensive income in the year the item is sold or retired.

(g) Investments in Associates

Investments are classified as associates when it is determined that PIMCO does not control these entities, however, the Company has significant influence. The Company accounts for investments in associates under the equity method of accounting. An investment in an associate is recorded at its initial cost and adjusted thereafter for the post - acquisition change in PIMCO's share of net assets of the investee. The equity income or loss represents the Company's proportionate share of the unrealized and realized gains and losses from changes in fair value of these investments.

(h) Income Taxes

PIMCO is not subject to United States (U.S.) federal income tax as it is organized as a limited liability company and is taxed as a partnership. Ultimately, the members of PIMCO are responsible for taxes on their proportionate share of PIMCO's taxable income. PIMCO is subject to state taxes in certain jurisdictions.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

Certain consolidated entities are subject to federal, foreign, and state income tax and file separate tax returns and account for income taxes under the asset and liability method. This method gives recognition to deferred tax assets and liabilities based on the expected future tax consequences of events that have been recognized in the consolidated financial statements or tax returns. Deferred tax liabilities are generally recognized for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognized to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilized. Deferred tax assets and liabilities are measured on an undiscounted basis.

(i) Distributions

PIMCO is required to distribute its operating income (as defined within the PIMCO limited liability company agreement) for each calendar quarter no later than 30 days after the end of such quarter.

(j) Share - Based Compensation Plans

The Company accounts for share - based compensation plans by measuring the cost of employee services received in exchange for an award of equity instruments based on the grant date fair value of the share - based award. The cost of employee services is recognized as an expense, with a corresponding increase to capital, over the period during which an employee provides service in exchange for the share - based payment award. As the Company's equity instruments have no publicly traded market price, fair value is determined by the Company's management based in part on a comprehensive analysis of trading values of comparable public entities, market transactions of comparable entities, and consideration as to the Company's financial performance.

(k) Foreign Currency Translation

The assets and liabilities of foreign subsidiaries have been translated into U.S. dollars at the current rate of exchange existing at year - end. Revenues and expenses were translated primarily at the average of the monthly exchange rates then in effect. The effects of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar are included in other comprehensive income. The cumulative translation adjustment of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar is included in capital in the

consolidated statements of financial condition as of December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(l) Use of Estimates

The preparation of the accompanying consolidated financial statements in conformity with IFRS requires management to make estimates and assumptions about future events. These estimates and the underlying assumptions affect the amounts of assets and liabilities reported, disclosures about contingent assets and liabilities, reported amounts of revenues and expenses, and the accompanying notes to the consolidated financial statements. These estimates and assumptions are based on management's best judgment. Management evaluates its estimates and assumptions on an ongoing basis using historical experience and other known factors, including the current economic environment, which management believes could reasonably influence future events. Management adjusts such estimates and assumptions when facts and circumstances dictate. As future events and their effects cannot be determined with precision, actual results could differ significantly from these estimates. Changes in those estimates resulting from continuing changes in the economic environment will be reflected in the financial statements in future periods. Management believes that the significant areas where judgment is necessarily applied are those which relate to the:

- Measurement of share - based payments, which includes estimates of fair value of the Company's membership units. These estimates can be particularly sensitive to assumptions in regards to the Company's future earnings; and
- Assessment of provisions.

Critical judgments have been made by management in applying accounting policies. Those that have the most significant effect on amounts recognized in the consolidated financial statements include the following:

- Evaluation of the measurement criteria associated with the recognition of revenues associated with performance fees (as discussed in note 2(e)),
- Evaluation of the rights of control, and risks and rewards associated with entities determined to be SPEs (as discussed in note 6), and the impact to consolidation of such entities, and
- Evaluation of the rights of control, and risk and rewards associated with pooled investment vehicles to which the Company provides investment advisory services, and the determination not to consolidate such vehicles.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(m) Financial Instruments

The following table compares the carrying value with the fair value of the Company's financial assets and financial liabilities:

	December 31, 2010
	Carrying

	amount	Fair value
Financial assets:		
Cash and cash equivalents	\$ 305,379,670	305,379,670
Investments held for trading	5,608,187	5,608,187
Investment advisory fees receivable	793,748,701	793,748,701
Receivables from affiliates	66,638,845	66,638,845
Investment in associates	12,911,466	12,911,466
Notes receivable	365,585	365,585
Financial liabilities:		
Short-term borrowings	\$ 80,267,234	80,267,234

	December 31, 2009	
	Carrying amount	Fair Value
Financial assets:		
Cash and cash equivalents	\$ 183,164,743	183,164,743
Investments held for trading	4,245,738	4,245,738
Investment advisory fees receivable	824,803,672	824,803,672
Receivables from affiliates	68,989,166	68,989,166
Investment in associates	6,289,421	6,289,421
Notes receivable	808,741	808,741
Financial liabilities:		
Short-term borrowings	\$ 0	0

	January 1, 2009	
	Carrying amount	Fair Value
Financial assets:		
Cash and cash equivalents	\$ 117,370,616	117,370,616
Investments held for trading	10,261,533	10,261,533
Investment advisory fees receivable	353,888,894	353,888,894
Receivables from affiliates	142,705,718	142,705,718
Investment in associates	3,977,711	3,977,711
Notes receivable	2,304,121	2,304,121
Financial liabilities:		
Short-term borrowings	\$ 0	0

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

The carrying value of PIMCO's financial instruments approximates fair value. Investments held for trading are carried at fair value and are measured using actively traded market prices. With the exception of cash and cash equivalents and investment held for trading, there is no active market for the Company's financial instruments, and as such, management has employed valuation techniques to estimate fair value. The fair value of investment advisory fees receivable and receivables from affiliates has been deemed to approximate their carrying value through reference to their short maturity as well as low credit risk. The fair value of the notes receivable and short term borrowings is based upon the Company's comparison to current market rates available to the Company for comparable debt. It is the Company's intention to hold such instruments until maturity or collection.

The Company has exposure to the following risks from its use of financial instruments:

- Credit risk

- Liquidity risk
- Market Risk

Risk management is integral to the whole business of the Company. Management continually monitors the Company's risk management process to ensure that an appropriate balance between risk and control is achieved. Risk management policies and systems are reviewed to reflect changes in market conditions and the Company's activities. Management reports its significant activity to the Risk and Controls Committee of AllianzGI LP.

Credit Risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a customer or counterparty to a financial instrument fails to meet its contractual obligations, and arises principally from the Company's receivables from customers, bank deposits, and investment securities.

Investment advisory and other receivables: The Company's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each customer. The demographics of the Company's client base, including the default risk of the industry and country in which client operates, has less of an influence on credit risk. However, geographically there is no concentration of credit risk, and no single customer who is individually material to the Company's operations.

The creditworthiness of customers is assessed as part of new client acceptance procedures. The Company does not require collateral in respect of trade or other receivables, but monitors the assets under management for each customer in relation to their outstanding receivable balance. The Company has an excellent history of collection on outstanding receivables and establishes an allowance for impairment only when an individual customer has been identified as at risk for collection.

Interest Bearing Deposits with Banks: The interest bearing deposits with banks are due from major institutions. The Company reviews the creditworthiness of such banks and does not deal with such institutions if it is not satisfied with the institution's financial strength.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

Investments: The Company's investments are within investment funds, which it manages subject to detailed investment guidelines. Compliance procedures are in place to ensure that the individual funds operate within their applicable credit and liquidity risk limitations.

Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Company's reputation.

The Company seeks to actively monitor its cash flow requirements. Typically, the Company ensures that it has sufficient cash on demand to meet expected operational expenses, including the servicing of financial obligations; this excludes the potential impact of extreme circumstances that cannot reasonably be predicted, such as natural disasters. In addition, the Company has access to AllianzGI LP's line of credit with Allianz SE as discussed in note 8.

Short - term borrowings outstanding as of December 31, 2010 were repaid on January 7, 2011.

Market Risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates and interest rates will affect the Company's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to

manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimizing the return.

Currency risk: The Company is exposed to currency risk on revenues, purchases, and borrowings that are denominated in a currency other than the functional currency of Company. The majority of the Company's transactions are in U.S. dollars, but transactions also occur on a more limited basis primarily in Euros, the British Pounds Sterling, and Japanese Yen.

The Company considers its exposure to currency risk to be limited, and currently does not actively employ any hedging or other techniques to limit such risk.

Interest rate risk: The Company is subject to interest rate risk only to the extent of its borrowing arrangements with affiliates, all of which are short term in nature. As management considers this risk to be minimal, no active hedging or other strategies are employed to limit such risk.

Other market price risk: Market price risk arises from investment securities held within the investment funds the Company holds and manages, each of which are subject to specific investment guidelines. Material investments in such funds are managed on an individual basis and all buy and sell decisions are made in accordance with client guidelines or the funds' governing documents.

In monitoring the Company's exposure to market risks, management evaluates the Company's sensitivity to changes in currency rates, interest rates, and other market risk factors. As of December 31, 2010, there were no changes in such factors that were deemed reasonably possible that would have resulted in any material differences to members' capital as of December 31, 2010 or the reported comprehensive income for the year then ended.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

Capital Management

The Company's policy is to maintain a strong capital base so as to preserve investor, creditor, and market confidence and to sustain future development of the business.

There were no changes in the Company's approach to capital management during the year.

Neither the Company nor any of its subsidiaries, with the exception of PI LLC and certain foreign subsidiaries, are subject to externally imposed capital requirements.

(n) Provisions

Provisions are recognized when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation. The amount recognized as a provision is the best estimate of the obligation at the reporting date. If the effect is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows at a rate that reflects current market assessments of the time value of money and, where appropriate, the risk specific to the liability. Future events that may affect the amount required to settle an obligation are reflected in the amount of a provision where there is sufficient objective evidence that they will occur. Where some or all of the expenditure is expected to be reimbursed by an insurance or some other party, and it is virtually certain, the reimbursement is recognized as a separate asset on the consolidated statements of financial condition, and the amount is recorded in the consolidated statements of operations and comprehensive income. Provisions are reviewed at each reporting date and adjusted to reflect the current best estimate. If it is no longer probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation, the provision is reversed.

(3) Future Change in Accounting Policies

(a) Financial Instruments

IFRS 9, *Financial Instruments* (IFRS 9), was issued by the IASB in November 2009 and will replace a portion of International Accounting Standard (IAS) 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement* (IAS 39). IFRS 9 uses a single approach to determine whether a financial asset or financial liability is measured at amortized cost or fair value, replacing the multiple rules in IAS 39. The approach in IFRS 9 is based on how an entity manages its financial instruments in the context of its business model and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The new standard also requires a single impairment method to be used, replacing the multiple impairment methods in IAS 39. IFRS 9 is currently effective for annual periods beginning on or after January 1, 2013, however the IASB has released an exposure draft to defer the effective date to annual periods beginning on or after January 1, 2015. The Company is currently evaluating the impact of IFRS 9 on its consolidated financial statements.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(b) Consolidated Financial Statements

IFRS 10, *Consolidated Financial Statements* (IFRS 10), was issued by the IASB in May 2011 and supersedes IAS 27, *Consolidated and Separate Financial Statements*, and SIC - 12, *Consolidation - Special Purpose Entities*. IFRS 10 establishes principles for the presentation and preparation of consolidated financial statements based on a uniform model when an entity controls one or more other entities. An entity controls another entity when it is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity. IFRS 10 is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2013. The Company is currently evaluating the impact of IFRS 10, which it intends to adopt on January 1, 2013, on its consolidated financial statements.

(c) Joint Arrangements

IFRS 11, *Joint Arrangements* (IFRS 11), was issued by the IASB in May 2011 and supersedes IAS 31, *Interest in Joint Ventures*, and SIC 13, *Jointly Controlling Entities - Non - Monetary Contributions by Venturers*. IFRS 11 establishes principles for financial reporting by parties to a joint arrangement. An entity to a joint arrangement must determine the type of arrangement in which it is involved, either a joint operation or a joint venture, by assessing its rights and obligations arising from the arrangement. The IFRS requires a joint operator to recognize and measure the assets and liabilities (and recognize the related revenues and expenses) in relation to its interest in the arrangement, while a joint venture is required to recognize an investment at its initial fair value with subsequent changes using the equity method of accounting. IFRS 11 is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2013. The Company is currently evaluating the impact of IFRS 11, which it intends to adopt on January 1, 2013 on its consolidated financial statements.

(4) Fair Value Hierarchy of Financial Instruments

IFRS 7 requires that financial instruments carried at fair value in the consolidated statements of financial condition are classified into a three - level hierarchy depending on the valuation techniques used and whether the inputs to those valuation techniques are observable in the market.

- Level 1 - Financial instruments for which the fair value is determined by using quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities are classified into this category. A financial instrument is regarded as quoted in an active market if quoted prices are readily available and those prices represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.
- Level 2 - Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with any significant input being based on observable market data (observable inputs), are classified into this category.
- Level 3 - Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with at least one significant input not being based on observable market data (nonobservable inputs), are classified into this category.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

The Company has evaluated its financial assets carried at fair value through operations totaling \$5,608,187, \$4,245,738, and \$10,261,533 as of December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, respectively, and determined that based on the unadjusted quoted prices in active markets used to determine fair value that these are classified as Level 1 instruments. These financial assets represent the Company's investment in affiliated funds. There were no changes to the Company's valuation policies during the years ended December 31, 2010 and 2009.

(5) Notes Receivable

PIMCO grants loans to certain employees as part of programs designed to ensure the long - term retention of those employees. The loans bear interest at the prime rate at issuance of the note and the principal is forgiven over a period ranging from one to five years provided the individual continues to be employed by the Company. If an employee leaves before the loan is forgiven, the principal and accrued interest will become due. During 2010 and 2009, PIMCO granted approximately \$386,880 and \$487,904, respectively, in new loans. PIMCO recorded \$551,591 and \$1,846,105 in amortization expense on loans outstanding to current employees for the years ended December 31, 2010 and 2009, respectively, which is included in compensation and benefits expense in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income. At December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, the original principal balance outstanding on such loans amounted to \$604,266, \$1,575,104, and \$3,255,144, respectively.

(6) Special Purpose Entities

In evaluating its involvement with, and exposure to, interests in SPEs as well as the requirement as to whether or not any identified interest in a SPE should be consolidated, the Company considers factors including nature of the Company's investment (if any), the nature of the fees earned by the Company from the SPEs, obligations of the Company to the SPEs, powers held by entities associated with the SPEs, including the power to direct or control operations, and the rights and restrictions of the investors in the SPEs.

As of December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, the Company identified six operating companies, which meet the definition of a SPE, for which it was determined consolidation was required. In each instance, PIMCO held no legal ownership in the entity, but the terms of the entities operating agreements give PIMCO control over the operating decisions of the entities, along with the rights to the economic benefits generated by the entity as well as the risk of loss. The consolidated companies include:

- PIMCO Europe Limited (PIMCO Europe), a registered investment advisor in the United Kingdom.
- PIMCO Japan Limited (PIMCO Japan), a registered investment advisor in Japan.
- PIMCO Australia PTY Limited (PIMCO Australia), a registered investment advisor in Australia.
- PIMCO Asia Pte. Ltd (PIMCO Asia), a registered investment advisor in Singapore.
- PIMCO Asia Limited (PIMCO Hong Kong), a registered investment advisor in Hong Kong.
- PIMCO Switzerland LLC provides certain services to PIMCO Europe in Switzerland.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

The total assets of these consolidated entities at December 31, 2010 were approximately \$423 million, and the Company's exposure to loss as of December 31, 2010 was approximately \$237 million.

The total assets of these consolidated entities at December 31, 2009 were approximately \$323 million, and the Company's exposure to loss as of December 31, 2009 was approximately \$182 million.

The total assets of these consolidated entities at January 1, 2009 were approximately \$204 million, and the Company's exposure to loss as of January 1, 2009 was approximately \$115 million.

(7) Property and Equipment

The major classifications of property and equipment are as follows:

	Office equipment, furniture, and fixtures	Leasehold improvements	Art	Auto	Total
Cost as of January 1, 2009	\$ 44,265,144	30,205,749	80,262	21,846	74,573,001
Accumulated depreciation as of January 1, 2009	<u>(35,129,615)</u>	<u>(18,943,374)</u>	ò	<u>(21,846)</u>	<u>(54,094,835)</u>
Carrying amount as of January 1, 2009	9,135,529	11,262,375	80,262	ò	20,478,166
Additions	5,534,088	172,195	ò	ò	5,706,283
Disposals	(28,793)	(13,991)	(60,526)	ò	(103,310)
Reclassifications	(565,930)	565,930	ò	ò	ò
Depreciation	<u>(3,806,856)</u>	<u>(2,346,085)</u>	ò	ò	<u>(6,152,941)</u>
Carrying amount as of of December 31, 2009	10,268,038	9,640,424	19,736	ò	19,928,198
Additions	23,527,390	423,821	ò	ò	23,951,211
Disposals	(39,985)	(5,276)	ò	ò	(45,261)
Reclassifications	(1,850,008)	1,850,008	ò	ò	ò
Depreciation	<u>(6,708,852)</u>	<u>(2,677,924)</u>	ò	ò	<u>(9,386,776)</u>
Carrying amount as of of December 31, 2010	\$ 25,196,583	9,231,053	19,736	ò	34,447,372

The Company recorded depreciation expense of \$9,386,776 and \$6,152,941 for the years ended December 31, 2010 and 2009, respectively, which is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income.

(8) Related - Party Transactions

The Company provides services to certain subsidiaries of Allianz SE. In 2010, the amount of reimbursement for such services was \$19,669,300, of which \$6,183,913 was outstanding as of December 31, 2010. In 2009, the amount of reimbursement for such services was \$15,343,223, of which \$3,933,408 was outstanding as of December 31, 2009 and \$4,188,146 was outstanding as of January 1, 2009. The reimbursements are shown as reimbursement from affiliates in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income and as receivable from affiliates in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

AllianzGI LP provides certain accounting and administrative services to PIMCO, which are allocated based on time and usage factors. The amount charged for such services totaled \$11,984,046 and \$10,328,110 during 2010 and 2009, respectively, which is a component of other expenses in the consolidated statements of operations and comprehensive income. The payable to affiliates includes a liability to be paid to AllianzGI LP in connection with these services and payables to other affiliates in connection with services they have provided to PIMCO and for expenses that have been paid on behalf of PIMCO over the ordinary course of business transactions, totaling \$92,507,497 as of December 31, 2010 and \$62,213,798 as of December 31, 2009.

From time to time, short - term interest - bearing advances are granted between AllianzGI LP and PIMCO for generally less than 30 days, at a rate of 3 - month LIBOR plus 0.5% to cover short - term operating cash needs. Short - term advances that occurred during 2009 and 2010 include:

- During 2009, PIMCO borrowed a total \$206 million from AllianzGI LP, which consisted of seven different borrowings from one to sixteen days in increments between \$12 million and \$60 million.
- On January 28, 2010, PIMCO borrowed \$70 million, which has been fully repaid. On April 29, 2010, PIMCO borrowed \$25 million, which also has been fully repaid. On December 29, 2010, PIMCO borrowed \$80 million from AllianzGI LP, which was fully repaid on January 7, 2011.
- In December 2010, PIMCO Switzerland LLC borrowed \$267,234 from PGA LLC, a nonconsolidated affiliated entity, at a rate of 4% per annum.

At December 31, 2010, PIMCO had outstanding short - term loans totaling \$80,267,234, which is shown as short - term borrowings in the accompanying consolidated statements of financial condition. There were no outstanding short - term loans as of December 31, 2009 and January 1, 2009. PIMCO incurred \$21,327 in interest expense on loans during 2010 and \$84,523 during 2009, which is recorded on an accrual basis and included in other expenses in the consolidated statements of operations and comprehensive income.

AllianzGI LP has a \$400 million revolving credit facility with Allianz SE, which expires in November 2011. The facility permits short - term borrowings at a floating rate of interest of LIBOR plus 20bps (interest rate of 0.45% as of December 31, 2010). To the extent necessary, AllianzGI LP would draw on this revolving credit facility on behalf of its subsidiaries, including PIMCO. There were no amounts outstanding under this agreement at December 31, 2010.

During 2010, the Company earned investment advisory fees of \$1,978,349,930 and administration fees of \$1,218,837,551 from affiliated fund complexes. During 2009, the Company earned investment advisory fees of \$1,330,237,524 and administration fees of \$793,581,775. These investment advisory fees and administration fees are included in the consolidated statements of operations and comprehensive income as investment advisory fees - pooled funds and administrative and service fees, respectively.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

The related - party transactions noted above were generally at terms equivalent to those that prevailed in arm's length transactions.

Managing Directors and certain other executive officers are considered to be key members of management. Management believes that these individuals provide significant contributions to the Company. In return for their service, they receive remuneration, which management believes to be in line with its select group of peers. In addition to an annual base salary, key management participates in each of the benefit plans that are further discussed in note 9, which represents the majority of the compensation and benefits of the Company.

(9) Benefit Plans

(a) Class B Unit Purchase Plan

The Company has a Class B Unit Purchase Plan (the Plan) whereby certain employees had purchased PIMCO Class B ownership units subject to vesting. There are a total of 150,000 units issued and outstanding under the Plan representing a 15% ownership interest in PIMCO. Units issued under the Plan vest over two to six years and are subject to repurchase upon death or disability of the participant. AllianzGI LP, or certain affiliates, have the right to repurchase (call), and the participants have the right to cause AllianzGI LP to repurchase (put), a portion of the vested Class B units each year. This call or put right is only exercisable six months after the initial vesting of each grant of units. The repurchase price will be based upon the then fair value of the Class B units being repurchased. PIMCO does not have the right to repurchase (call) and the participants do not have the right to cause PIMCO to repurchase (put) these vested units. As these rights and obligations rest with AllianzGI LP, or certain affiliates, PIMCO accounts for the Class B Unit Purchase Plan as an equity - settled plan, and recognizes a corresponding increase in capital as a contribution from AllianzGI LP. During 2010, AllianzGI LLC repurchased 25,854 PIMCO Class B units for \$865,435,466. During 2009, AllianzGI Holding II repurchased 22,253 PIMCO Class B units for \$464,806,771.

Employees of the Company have issued notes payable to AllianzGI LP in the amount of their acquisition costs for the B units. Such notes mature at the same time as the related B units vest, and it is the intention of AllianzGI LP to pay bonuses to the employees in an amount equal to the notes. The Company is recognizing compensation costs over the related vesting period to reflect the fair value of the units purchased by employees. Compensation expense recognized under the Plan for the years ended December 31, 2010 and 2009 was \$16,147,630 and \$37,415,568, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income. In accordance with terms of the Operating Agreement, all compensation recorded under the Plan is allocated to the Class A members.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

Activity during 2010 and 2009 related to the B units owned by employees is as follows:

	Number of units			Weighted average grant date fair value
	Vested	Nonvested	Total	
Beginning of year - 2009	66,553	12,626	79,179	\$ 9,018
Vested	4,533	(4,533)	ò	ò
Put	(22,253)	ò	(22,253)	6,975
Forfeited	ò	(702)	(702)	12,980
End of year - 2009	48,833	7,391	56,224	9,777
Beginning of year - 2010	48,833	7,391	56,224	9,777
Vested	6,081	(6,081)	ò	ò
Called/put	(25,854)	ò	(25,854)	8,142
Forfeited	ò	(241)	(241)	16,762
End of year - 2010	29,060	1,069	30,129	11,123

B unit holders as of December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009 are as follows:

	Number of units owned		
	December 31, 2010	December 31, 2009	January 1, 2009
Employees	30,129	56,224	79,179
AllianzGI LLC	93,717	67,643	66,941
AllianzGI Holding II	26,133	26,133	3,880
AllianzGI LP	21	ò	ò

Total	150,000	150,000	150,000
-------	---------	---------	---------

As of December 31, 2010, the total estimated compensation cost related to unvested awards expected to be recognized in future periods through December 31, 2011 is \$3,337,107.

(b) Class M Unit Equity Participation Plan

During 2008, PIMCO established a Class M Unit Equity Participation Plan (the M Unit Plan) for certain individuals providing services to PIMCO and certain of its affiliates. Participants in the M Unit Plan are granted options to acquire a new class of equity instruments (M Units), which vest in one - third increments on the third, fourth, and fifth anniversary of the option grant date. M Unit options are converted to M Units based on the appreciation of fair value of the M Unit over the related vesting period. Vested options will be automatically exercised in a cashless transaction unless the participant has elected to defer the receipt of M Units through the M Unit Deferral Plan. In December 2010, the M Unit Plan was amended to merge the M Unit Deferral Plan with the AllianzGI LP Executive Deferred Compensation Plan (the EDCP), as further disclosed in note 9(f). Class M Units are nonvoting units of PIMCO and entitle the holder to receive quarterly distributions equal to a pro rata share of PIMCO's net distributable income after the priority distributions to Class A and B members. Those participants electing to defer in the EDCP continue to receive quarterly distributions.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

A maximum of 250,000 M Units are authorized for issuance under the M Unit Plan. As of December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, 96,451, 66,889 and 26,532 options, respectively, were outstanding for M units, but no units had been issued from the exercise of options.

The fair value of each option grant is estimated on the date of grant using the Black - Scholes option - pricing model. The model requires management to develop estimates regarding certain input variables. An independent third party valuation was completed to assist management in determining the fair value of a Class M Unit. The dividend yield was estimated based upon the historical Operating Profit Available for Distribution (OPAD) distributed to A Unit holders, which are, after a guaranteed payment for capital to A Unit holders from 2011 through 2014, pari passu with M Units. Expected volatilities are based on the average historical and implied volatility of a select group of peers. The expected life was calculated based upon treating the three vesting tranches (one - third in years 3, 4, and 5) as separate options.

The following table provides the assumptions used in calculating the fair value of the M Unit Options granted during 2010 and 2009:

	2010	2009
Weighted average grant date fair value	\$ 15,413	8,756
Assumptions:		
Expected term (years)	3.85	3.85
Expected volatility	45.9% - 47.0%	48.6% - 48.9%
Expected dividends	10.8% - 12.4%	9.2% - 10.6%
Risk-free rate of return	1.1% - 1.8%	1.7% - 1.8%

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

A summary of the activity in 2010 and 2009 related to the number and weighted average exercise price of the M Unit Options outstanding and exercisable is as follows:

	Number of units			Weighted average grant date fair value
	Vested	Nonvested	Total	
Outstanding at December 31, 2008	ò	26,532	26,532	\$ 9,561
Changes during the year:				
Granted	ò	41,606	41,606	8,756
Forfeited	ò	(1,249)	(1,249)	8,904
Outstanding at December 31, 2009	ò	66,889	66,889	9,072
Exercisable as of December 31, 2009	ò	ò	ò	ò
Outstanding at December 31, 2009	ò	66,889	66,889	9,072
Changes during the year:				
Granted	ò	36,010	36,010	15,413
Forfeited	ò	(6,448)	(6,448)	10,044
Outstanding at December 31, 2010	ò	96,451	96,451	11,375
Exercisable as of December 31, 2010	ò	ò	ò	ò

The M Unit Options outstanding as of December 31, 2010 have an exercise price between \$8,500 and \$15,448 and a weighted average remaining contractual life of 3.3 years.

The fair value of M Unit option awards is amortized to compensation expense on a graded vesting attribution method over the related vesting period of each separate tranche. The total number of M Unit option awards expected to vest is adjusted for estimated forfeitures. Compensation expense recognized under the M Unit Plan for the years ended December 31, 2010 and 2009 was \$34,666,017 and \$16,082,042, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income. As of December 31, 2010, the total estimated compensation cost related to nonvested M Unit option awards, net of estimated forfeitures, expected to be recognized in future periods through December 31, 2015 is \$93,052,938.

(c) Profit Sharing and Incentive Plans

PIMCO has two profit sharing and incentive plans that compensate participants on the basis of profitability and discretionary bonuses. Compensation under these programs was \$1,160,559,494 and \$852,877,873 for the years ended December 31, 2010 and 2009, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(d) Long - Term Incentive Plan

During 2005, the Company established a Long - Term Incentive Plan (LTIP) for certain key employees. Awards are primarily based upon achieving specified operating earnings targets and vest over three years. This plan is accounted for as a liability award and expensed as compensation over the related vesting period. The Company recognized

compensation expense under the LTIP of \$32,468,278 and \$25,328,036 for the years ended December 31, 2010 and 2009, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income. The total accrued LTIP liability was \$49,502,507, \$48,030,429, and \$44,902,791 at December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, respectively, and is included within current accrued compensation, and noncurrent other accrued compensation in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(e) Savings and Investment Plans

AllianzGI LP is the sponsor of a defined contribution employee savings and retirement plan covering PIMCO employees. The plan qualifies under Section 401(k) of the Internal Revenue Code and allows eligible employees to contribute up to 100% of their annual compensation, as defined, and is subject to a maximum dollar amount determined from time to time by the Internal Revenue Code. Employees are generally eligible following the later of attainment of age 21 or on the first day of the month following the start date. After the completion of one year of credited service, the Company matches an amount equal to the first 5% of annual compensation, subject to the Internal Revenue Code limits, contributed by the employees. PIMCO contributions fully vest to employees over five years of credited service. The amount expensed by PIMCO related to this plan during the years ended December 31, 2010 and 2009 was \$6,572,274 and \$4,522,232, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income.

Under the plan, PIMCO may also make discretionary contributions ranging from 5% to 11% of a covered individual's base compensation. The amount expensed by PIMCO related to this plan during the years ended December 31, 2010 and 2009 was \$10,547,616 and \$7,157,418, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income.

Various foreign entities have other benefit plans for certain employees. The amount expensed related to these plans during the years ended December 31, 2010 and 2009 was \$3,104,436 and \$2,497,860, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(f) Executive Deferred Compensation Plan

AllianzGI LP has a nonqualified deferred compensation plan pursuant to which a portion of the compensation otherwise payable to certain eligible employees will be mandatorily deferred, and pursuant to which such eligible employees may elect to defer additional amounts of compensation. The plan is maintained primarily for the purpose of providing deferred compensation for a select group of management or highly compensated employees, within the meaning of Sections 201(2), 301(a)(3), and 401(a)(1) of the Employee Retirement Income Security Act of 1974, as amended. Amounts deferred under the plan are invested in marketable securities as directed by the employees and are held in trust at AllianzGI LP.

(g) Allianz Group Equity Incentive Plans

The Company participates in a share - based compensation plan sponsored by Allianz SE, which awards certain employees Restricted Stock Units (RSU) that are tied to Allianz SE stock. The number of RSU granted is set individually for each participant and is determined on the basis of the grant price, the economic development of the value of Allianz SE, and individual elements such as fixed remuneration and performance.

Under the RSU plan, the Company is obligated to pay, in cash, the average market price of an Allianz SE share in 10 trading days preceding the vesting date or issue one Allianz SE share, or other equivalent equity instrument, for each RSU granted. The RSUs vest after 5 years. Allianz SE will exercise the RSUs uniformly for all plan participants on the first stock exchange day after their vesting date. Compensation expense related to the RSU plan during the year ended

December 31, 2010 was reduced by \$133,250. Compensation expense related to the RSU plan during the year ended December 31, 2009 was \$227,536.

(h) Employee Stock Purchase Plan

Allianz SE has an Employee Stock Purchase Plan that is designed to provide eligible employees with an opportunity to purchase American Depositary Shares of Allianz SE annually at a discounted price on a predetermined date. An aggregate of 250,000 American Depositary Shares are reserved for this plan. Allianz SE determines the gross purchase price of the shares, and a committee appointed by the Company determines the discount price. Employees are not allowed to sell or transfer the shares for a one - year period following the purchase date. The difference between the market price and the discount price, or the discount, was paid by the Company and amounted to \$437,791 in 2010 and \$447,659 in 2009.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(10) Income Taxes

The provisions for income taxes are as follows:

		Year ended December 31	
		2010	2009
Current:			
Federal	\$	97,961	93,358
State		312,702	153,097
Foreign		43,440,084	23,315,287
Total current		43,850,747	23,561,742
Deferred:			
Foreign		2,908,093	2,230,294
Total provision	\$	46,758,840	25,792,036

The differences between the reported amount of income tax expense and the amount that would result from applying the federal statutory tax rates to pretax income arise primarily from the Company's status as a partnership for U.S. tax purposes as well as the effects of state and international taxes and nondeductible expense.

At December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, income taxes payable amounted to \$19,977,456, \$15,699,387, and \$388,785, respectively, and are included in accounts payable and accrued expenses in the accompanying consolidated statements of financial condition. Additionally, as of December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, deferred tax assets amounted to \$15,589,479, \$10,889,580, and \$8,414,031, respectively, and deferred tax liabilities amounted to \$61,870, \$56,027, and \$93,580, respectively. Deferred tax assets and deferred tax liabilities are included in other noncurrent assets and other noncurrent liabilities, respectively, in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(11) Lease Commitments

PIMCO leases office space under noncancelable operating leases with terms in excess of one year and future minimum payments are as follows:

Year ending December 31:	
2011	\$ 13,948,625
2012	13,210,522
2013	10,416,756
2014	1,040,981
2015	346,543
	<u>\$ 38,963,427</u>

Rent expense under these leases was \$13,070,938 and \$11,782,729 for the years ended December 31, 2010 and 2009, respectively, which is included in occupancy and equipment expenses in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income. Certain lease agreements provide for rental escalations over the term of the operating lease. The Company recognizes the rental increases over the terms of the leases on a straight - line basis.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(12) Provisions

PIMCO is subject to various pending and threatened legal actions, which arise in the normal course of business. The following table provides the provisions recorded during 2010 and 2009 related to the on - going legal disputes:

Provisions - litigation	Commodities litigation provision	Other	Total
January 1, 2009	\$ 12,500,000	1,640,000	14,140,000
Increase in provisions recognized in operations	62,500,000	0	62,500,000
Provision payments	0	(340,000)	(340,000)
December 31, 2009	75,000,000	1,300,000	76,300,000
Increase in provisions recognized in operations	17,000,000	15,428,314	32,428,314
Provision payments	0	(15,768,314)	(15,768,314)
December 31, 2010	\$ 92,000,000	960,000	92,960,000

Commodities Litigation Provision

A lawsuit was filed several years ago against PIMCO, whereby the plaintiffs claim that PIMCO acted unlawfully by causing an artificial increase in the prices of June 2005 10 - year U.S. Treasury Note futures contracts between May 9 and June 30, 2005, and was in violation of the Commodity Exchange Act. Management had recognized a provision, as well as subsequent increases to the provision, based on the current facts and circumstances of the case at the time. The Company had agreed to a settlement with the plaintiffs in December 2010 for approximately \$92 million, which was fully paid by March 2011. PIMCO also agreed to reimburse the plaintiffs related expenses, such as attorney fees, of approximately \$26.8 million. In May 2011, the court dismissed all claims against PIMCO and terminated the case. PIMCO has filed and received an insurance claim of \$15.25 million related to this matter. Management is currently pursuing incremental recoveries through other sources.

Management believes that they have provided adequate accruals for these provisions in the accompanying consolidated statements of financial condition and in the accompanying consolidated statements of operations and comprehensive income. The Company expenses related legal fees as incurred.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(13) Transition to IFRS

The Company adopted IFRS effective January 1, 2010, with a transition date of January 1, 2009. Prior to the adoption of IFRS, the Company had prepared its consolidated financial statements in accordance with US GAAP. These consolidated financial statements are the first annual financial statements that comply with IFRS.

(a) Elected Exemptions from Full Retrospective Application

In preparing these consolidated financial statements in accordance with IFRS 1, *First - time Adoption of International Financial Reporting Standards* (IFRS 1), the Company has applied certain of the optional exemptions from full retrospective application of IFRS. The options exemption applied includes property and equipment.

(b) Mandatory Exemptions from Full Retrospective Application

In preparing these consolidated financial statements in accordance with IFRS 1, the Company has applied certain mandatory exemptions from full retrospective application of IFRS. The mandatory exemption applied from full retrospective application of IFRS includes estimates. Hindsight was not used to create or revise estimates, and accordingly, the estimates made by the Company under US GAAP are consistent with their application under IFRS.

(c) Reconciliation of Capital

The following is a reconciliation of the Company's capital reported in accordance with US GAAP to its capital in accordance with IFRS:

	December 31, 2009	January 1, 2009
Capital:		
Balance under US GAAP	\$ 588,142,961	278,520,633
Differences increasing reported capital:		
Accounts payable and accrued expenses (i)	54,549	113,745
Capital under IFRS	\$ 588,197,510	278,634,378

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009

(d) Reconciliation of net income

The following is a reconciliation of the Company's net income reported in accordance with US GAAP to its net income in accordance with IFRS:

	Year ended December 31, 2009
Net income under US GAAP	\$ 1,501,604,016
Differences increasing (decreasing) reported net income:	
Other expenses, net (i)	(59,196)
Compensation and benefits (ii)	(2,914,132)
Net income under IFRS	\$ 1,498,630,688

(e) Notes to the Explanation of the Transition to IFRS

- (i) Accounts payable and accrued expenses - Under IFRS, a provision shall be discounted to the present value of the expenditures expected to be required to settle the obligation. Because of the time value of money, provisions relating to cash outflows that arise soon after the reporting period are more onerous than those where cash outflows of the same amount that arise at a later date. This differs from US GAAP as the measurement criteria for contingent liabilities do not allow for discounting to the present value. Adjusting for the discount of provisions under IFRS resulted in changes in net income and capital.
- (ii) Compensation and benefits - Under IFRS, share - based compensation awards with graded vesting are considered to be a series of individual awards, and each award must be expenses separately over its vesting term. This differs from US GAAP, which allowed for awards with graded vesting to be pooled and expensed as one award on a straight - line basis over the vesting period of the pool. Adjusting for the accelerated recording of share - based compensation awards under IFRS resulted in changes in net income.

(14) Subsequent Events

The Company has evaluated events occurring after the date of the consolidated statements of financial condition through August 17, 2011, the date the consolidated financial statements were available to be issued, to determine whether any subsequent events necessitated adjustment to or disclosure in the consolidated financial statements, noting the Company has identified the following events to disclose:

On March 14, 2011, PIMCO granted 69,594 M Unit Options that have an exercise price of \$18,410 per unit.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2010 and 2009

On March 15, 2011, 7,598 M Unit option awards vested. On March 31, 2011, these vested awards were exercised under the cashless exercise feature provided in the M Unit Plan, resulting in the issuance of 3,651.53 M Units.

On March 31, 2011, AllianzGI LLC exercised a call of 12,686 Class B units for \$588,887,179.

On June 10, 2011, PIMCO entered into a new lease agreement (Lease Agreement) with their current landlord. Under the Lease Agreement, the landlord will develop and PIMCO will lease a newly constructed, 20 - story office building in Newport Beach, California. The expected lease term is for 10 years, commencing in early 2014, and renting approximately 380,000 square feet at \$3.85 per square foot per month, plus operating expenses.

The Company has made the following distributions during 2011:

Operating income period earned		Class A Members	Class B Members	Class M Members	Total
Fourth quarter of 2010	\$	483,498,880	142,591,758	0	626,090,638
First quarter of 2011		484,674,650	127,041,422	2,005,011	613,721,083
Second quarter of 2011		549,423,829	137,572,008	2,247,136	689,242,973
Total	\$	1,517,597,359	407,205,188	4,252,147	1,929,054,694

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.38円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書

2011年6月30日現在

（未監査）

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
現金および現金等価物	552,224,727	42,178,925
運用を通じて公正価値で計上される投資有価証券	3,775,440	288,368
未収投資顧問報酬：		
プール・ファンド	240,359,792	18,358,681
プライベート口座	486,357,148	37,147,959
関係会社未収金	90,757,556	6,932,062
繰延販売手数料	19,127,961	1,460,994
未収販売報酬およびサービス報酬	33,519,316	2,560,205
前払費用	16,261,248	1,242,034
その他の流動資産	14,183,103	1,083,305
流動資産合計	1,456,566,291	111,252,533
固定資産		
固定資産（減価償却費累計額：65,151,354ドル）	42,094,237	3,215,158
関連会社への投資	12,912,537	986,260
受取手形	782,544	59,771
その他の固定資産	29,999,063	2,291,328
固定資産合計	85,788,381	6,552,517
資産合計	1,542,354,672	117,805,050
負債および出資金		
流動負債		
買掛金および未払費用	281,752,125	21,520,227
未払報酬	419,234,365	32,021,121
関係会社未払金	81,975,607	6,261,297
短期借入金	267,234	20,411
B受益証券購入プランに基づく未払報酬	10,929,122	834,766
その他の流動負債	8,760,627	669,137
流動負債合計	802,919,080	61,326,959
固定負債		
その他の未払報酬	16,792,091	1,282,580
その他の固定負債	23,556,487	1,799,244
固定負債合計	40,348,578	3,081,824
負債合計	843,267,658	64,408,784

出資金		
クラスAメンバー（発行済受益証券850,000口）	(456,426,693)	(34,861,871)
クラスBメンバー（発行済受益証券150,000口）	1,072,467,261	81,915,049
クラスM受益証券オプション保有者 （発行済オプション155,584口）	79,540,219	6,075,282
クラスM受益証券（発行済受益証券3,652口）	8,337,986	636,855
通貨換算調整累計額	(4,831,966)	(369,066)
パシフィック・インベストメント・マネジメント・ カンパニー・エルエルシーの出資金合計	699,086,807	53,396,250
非支配持分	207	16
出資金合計	699,087,014	53,396,266
負債および出資金合計	1,542,354,672	117,805,050

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書
2011年6月30日に終了した6か月間
（未監査）

	米ドル	千円
収益		
投資顧問報酬：		
プール・ファンド	1,395,666,844	106,601,034
プライベート口座	543,051,393	41,478,265
管理事務報酬およびサービス報酬	700,500,764	53,504,248
販売報酬およびサービス報酬	127,590,504	9,745,363
関係会社からの返済	10,489,946	801,222
収益合計	2,777,299,451	212,130,132
費用		
報酬および給付金	882,136,443	67,377,582
一般管理費	279,474,466	21,346,260
手数料	155,553,876	11,881,205
副管理事務サービス	11,334,942	865,763
賃借料および設備費	29,602,609	2,261,047
専門家報酬	45,967,401	3,510,990
副顧問報酬	26,903,574	2,054,895
マーケティング費および宣伝費	23,774,910	1,815,928
保険料	3,713,503	283,637
その他	36,733,853	2,805,732
費用合計	1,495,195,577	114,203,038
営業利益	1,282,103,874	97,927,094
その他の費用	(804,763)	(61,468)
関連会社持分利益	1,071	82
法人所得税および非支配持分控除前利益	1,281,300,182	97,865,708
法人所得税費用	18,310,516	1,398,557
当期純利益	1,262,989,666	96,467,151
非支配持分に帰属する純損失	-	-
パシフィック・インベストメント・マネジメント・ カンパニー・エルエルシーに帰属する純利益	1,262,989,666	96,467,151
その他の包括利益：		
通貨換算調整	1,927,988	147,260

包括利益

1,264,917,65496,614,410[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2011年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスM受益証券オプション保有者		
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	オプション	米ドル	千円
2010年12月31日現在残高	850,000	(366,055,978)	(27,959,356)	150,000	959,858,978	73,314,029	96,451	53,517,241	4,087,647
純利益	-	994,088,212	75,928,458	-	264,613,430	20,211,174	-	-	-
分配金	-	(968,173,530)	(73,949,094)	-	(269,633,179)	(20,594,582)	-	-	-
B受益証券プランに基づき 記録された報酬	-	1,342,635	102,550	-	-	-	-	-	-
AllianzGI LLCによる B受益証券購入時の ベース配分	-	(117,628,032)	(8,984,429)	-	117,628,032	8,984,429	-	-	-
M受益証券参加プランに 基づき記録された報酬	-	-	-	-	-	-	-	32,077,950	2,450,114
M受益証券オプション 行使時のベース配分	-	-	-	-	-	-	-	(6,054,972)	(462,479)
通貨換算調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2011年6月30日現在残高	850,000	(456,426,693)	(34,861,871)	150,000	1,072,467,261	81,915,049	96,451	79,540,219	6,075,282

	クラスM受益証券			通貨換算調整累計額		非支配持分		出資金合計	
	口数	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2010年12月31日現在残高	-	-	-	(2,903,978)	(221,806)	207	16	644,416,470	49,220,530
純利益	-	4,288,024	327,519	-	-	-	-	1,262,989,666	96,467,151
分配金	-	(2,005,010)	(153,143)	-	-	-	-	(1,239,811,719)	(94,696,819)
B受益証券プランに基づき 記録された報酬	-	-	-	-	-	-	-	1,342,635	102,550
AllianzGI LLCによる B受益証券購入時の ベース配分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
M受益証券参加プランに 基づき記録された報酬	-	-	-	-	-	-	-	32,077,950	2,450,114
M受益証券オプション 行使時のベース配分	3,652	6,054,972	462,479	-	-	-	-	-	-
通貨換算調整	-	-	-	(1,927,988)	(147,260)	-	-	(1,927,988)	(147,260)
2011年6月30日現在残高	3,652	8,337,986	636,855	(4,831,966)	(369,066)	207	16	699,087,014	53,396,266

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書
2011年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	1,262,989,666	96,467,151
営業活動から得た現金純額への当期純利益の調整：		
株式報酬	33,420,585	2,552,664
減価償却費	7,327,962	559,710
運用を通じて公正価値で計上される投資有価証券に		
かかる未実現利益	(63,287)	(4,834)
関連会社持分利益	(1,071)	(82)
固定資産の処分純損失	5,437	415
運用を通じて公正価値で計上される投資有価証券売却手取金	1,896,085	144,823
運用を通じて公正価値で計上される投資有価証券購入額	(51)	(4)
支払法人所得税	25,380,988	1,938,600
支払利息	203,200	15,520
営業資産および負債の変動：		
未収投資顧問報酬の変動	67,031,761	5,119,886
関係会社からの未収金の変動	(23,186,132)	(1,770,957)
前払金およびその他の資産の変動	(34,017,346)	(2,598,245)
買掛金、未払費用、未払報酬および引当金の変動	244,236,336	18,654,771
関係会社に対する未払金の変動	(10,531,890)	(804,426)
その他の負債およびその他の未払報酬の変動	9,264,744	707,641
営業活動から得た現金純額	1,583,956,987	120,982,635
投資活動で使用したキャッシュ・フロー		
固定資産の購入	(14,700,666)	(1,122,837)
受取手形立替金	(429,290)	(32,789)
受取手形返済金	(242,267)	(18,504)
投資活動に使われた現金純額	(15,372,223)	(1,174,130)
財務活動で使用したキャッシュ・フロー		
短期借入金による受取金	672,000,000	51,327,360
短期借入金返済	(752,000,000)	(57,437,760)
メンバーへの支払現金分配	(1,239,811,719)	(94,696,819)
財務活動に使われた現金純額	(1,319,811,719)	(100,807,219)
現金および現金等価物にかかる為替レート変動の影響	(1,927,988)	(147,260)
現金および現金等価物の純増加額	246,845,057	18,854,025
期首現金および現金等価物	305,379,670	23,324,899
期末現金および現金等価物	552,224,727	42,178,925
非現金財務活動についての補足開示：		
従業員からの未収金 - B受益証券購入プラン	932,579	71,230
B受益証券購入プランに基づく未払報酬	932,579	71,230

4【利害関係人との取引制限】

投資顧問会社に関する潜在的利益相反

ファンドと投資顧問会社、受託会社および／または管理事務代行会社との間において、一定の利益相反が発生する場合がある。こうした利益相反は、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社の客観性およびファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社は、こうした利益相反を公正に解決するよう相当の努力を尽くすが、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社がこの点に関して成功を収めるという保証は存しない。

投資顧問会社、受託会社または管理事務代行会社は、随時、直接または間接的に、投資運用会社に対する持分を保有し、また、資金をかかえる会社运用到させることができる。ファンドも、その資産をかかえる一社以上の投資運用会社运用到させることができる。

投資顧問会社は、顧客の勘定で各種の証券に直接投資する。投資顧問会社が顧客のまたは自己の勘定で取引を行う場合、ファンドに助言を行う過程で投資顧問会社が入手した情報（ファンドが雇用するその他のサービス提供会社との関係から生まれた投資アイデアを含む。）を利用することができる。投資顧問会社は、かかる情報を利用して獲得した利益に関してファンドに説明し、また上記の情報を受け取ったことに対してファンドを補償する義務を負わない。

投資顧問会社は、多数の口座を運用しており、またファンドとの間で他の顧客の口座よりもファンドを優先させる旨の契約を締結していない。投資顧問会社は、配分されたファンドの資産を投資する責任を負い、他の顧客（ファンドを含む。）のために投資を行う際に、各口座間で投資顧問会社のリソースおよび限られた市場機会を配分する義務を負う。かかる配分に際して、ファンドが行う同一の証券および取引に関して競合レベル（発注の優先順位を含む。）が上がるだけでなく、投資顧問会社の戦略に基づく価格で、特定の証券を取得または換金することが困難または不可能となる可能性があり、その結果、投資顧問会社が運用する一部の口座が他の口座よりも有利なパフォーマンスになる場合がある。

ファンドの資産以外の資産を運用する際に、投資顧問会社は、ファンドを運用する取引方法、取引方針および取引戦略とは異なる取引方法、取引方針および取引戦略を使用することができる。したがって、ファンドの取引の成果は、投資顧問会社が取引を行う他の口座とは異なる場合がある。投資者はまた、ある時に特定のサブ・ファンドが行う投資および特定のサブ・ファンドが達成した成果は、PIMCOが投資顧問を務めるその他のミューチュアル・ファンド（ファンドと同様の名称、投資目的および投資方針を有するミューチュアル・ファンドを含む。）の投資および投資成果と一致しないことも認識しておくべきである。

投資顧問会社は、自己の勘定で有価証券を売買することができる。さらに、投資顧問会社は、当該取引もしくは当該日のいずれかに関し価格や取引コストが平均される場合には、PIMCOの別の顧客のために同時に行われる取引について注文を併合して執行することができる。

投資顧問会社は、請求に応じて、かかる利益相反について既存の受益者および将来の受益者と協議するものとする。それぞれの受益者は、受益証券を購入するために必要な条件として、かかる活動および利益相反を明確に認め、承諾する。

受託会社に関する潜在的利益相反

受託会社は、権利もしくは裁量の行使、または取引の実行の方法において、またはこれらの結果、異なるまたは相反する利益（個人の利益であるか、または単独受託会社または他のトラストの受託会社のうちの一受託会社（他のサブ・トラストに関する受託会社を含む。）としての資格に関する利益であるかにかかわらず、）を有することになる可能性があるにもかかわらず、信託証書の条項に従って、信託証書または一般法に基づき許可されているあらゆる取引を行なう権限または裁量を行使することができる。ただし、（i）受託会社は、いつでも、信託証書に従って、かつ誠意をもって、行為しなければならないものとし、また、（ii）受託会社は、受託会社が異なるまたは相反する利益を有することになる可能性があるあらゆる事項において行為すること（単なる形式上の当事者としての行為を除く。）を回避することができる。

受託会社およびその取締役、役員および従業員は、ファンドに関連し、いずれかの会社、法人または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た一切の合理的報酬またはその他の合理的便益について、かかる状況または役職が受託会社の受託者としての地位、またはファンドに関連する一切の株式、ストック、財産、権利または権限によりまたはこれらを理由に取得または保有もしくはは保持することになった場合においても、説明する義務を負わない。

ファンドの資産の一部を構成する現金が、受託会社または受託会社のいずれかの関連会社（銀行またはその他の金融機関）の預金勘定に移転された場合、かかる銀行またはその他の金融機関は、かかる現金について、かかる期間の預金に関する通常の銀行慣習に従って、類似の財務状態の金融機関への同様の金額および期間の預金に適用される市場実勢金利に類似する利率による金利が付されることを許可するものとする。これによりかかる銀行またはその他の金融機関は、自身の利用および利益のために、通常のすべての銀行利益および外国為替取引利益を留保することができる。受託会社またはその代理人（受託会社のいずれかの関連会社を含む。）がファンドの投資に関連し、有価証券の売買を行うためにブローカーとして行為した場合、かかる者は、通常のあらゆるブローカー利益を留保し、また、かかる業務に対する通常の報酬を請求する権利を有するものとする。

受益者は、以下の点に注意すべきである。受託会社またはそのいずれかの関連会社は、信託証書の条項に従って、（i）ファンドからいずれかの有価証券もしくは財産を購入する場合、またはファンドに対しいずれかの有価証券もしくは財産を売却する場合、かかる有価証券もしくは財産が異なる価格で受託会社またはいずれかの関連会社によって購入され、また、その後売却される可能性があり、またかかる差額に関しファンドに説明する義務を負わないにもかかわらず、いつでも当事者として行為することができること、また、受託会社またはいずれかの関連会社は、当該時点の関連会社以外との類似の取引において一般に適用されている条件よりも受託会社または関連会社にとって不利な条件でかかる有価証券または財産を売買しなければいけない義務はないこと。（ ）受託会社またはいずれかの関連会社にとって、ある取引において義務の対立または利益相反が生じる可能性があるとしてもファンドに関するあらゆるサービスを提供すること。（ ）ファンドに関する貸付またはその他の銀行業務を提供すること。（ ）他の顧客に対し売買委託業務を提供すること。（v）有価証券の発行体に対するファイナンシャル・アドバイザーまたは貸し手として行為すること。（ ）有価証券に関する引受人、ディーラーまたは販売会社として行為すること。（ ）受託会社またはいずれかの関連会社によって設立、スポンサー、助言または管理されている有価証券、債務、ミューチュアル・ファンドまたはユニット・トラスト・ファンドに投資すること。（ ）ファンドの費用で、またはファンドの利益のために保険証券の発行を手配すること。（ ）為替取引においてカウンターパーティとして行為すること。（x）複数の者のために代理人として同一の取引に関し行為すること。（ ）有価証券の発行に関し、重大な利益を有すること。（ ）適用される信託証書または関連するいずれかの契約書に基づき、受託会社またはいずれかの関連会社の業務についてファンドに対し請求する報酬に加えて、上記の業務に対する報酬および利益を得ること。

本書における反対趣旨の記載にかかわらず、管理事務代行会社によって提供される業務は、管理事務代行契約の条項に従うものとし、また、保管受託銀行によって提供される業務は、保管契約の条項に従うものとする。信託証書の条項に基づき、受託会社（およびその関連会社）は、管理会社またはファンドまたはいずれかの受益者またはその株式もしくは証券もしくは持ち分がファンドの一部をなすいずれかの会社または法人との間で金融、銀行またはその他の取引に関する契約を締結すること、またはこれらの取引を行なうこと、またはかかる契約もしくは取引に関する利益を取得することを妨げられないものとする。また、受託会社は、ファンドまたは管理会社または受益者に対し、かかる契約もしくは取引によって、またはこれらに関連して受託会社が得たもしくは受けた一切の利益もしくは便益に関し、説明する義務を負わないものとする。

受託会社は、受益者に対し、本項において記載されている、また許可されているあらゆる業務によって受託会社またはいずれかの関連会社が得たもしくは受けたあらゆる報酬、手数料、利益または便益について、説明する義務を負わないものとする。疑義の回避のために記せば、かかる一切の業務によって受託会社またはいずれかの関連会社が得たもしくは受けたあらゆる報酬、手数料、利益または便益が、受託会社が信託証書に基づき受け取ることができる報酬に影響を及ぼすことはない。本書における反対趣旨の記載にかかわらず、管理事務代行会社および保管受託銀行に支払われる報酬は、管理事務代行契約および保管契約の条項に従うものとする。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

デラウェア州法および有限責任会社契約に基づき、営業の譲渡を行うには投資顧問会社の社員の合意を要し、かつ、1940年米国投資会社法（改訂済）第15条に規定する対価の受領に関する制限に服する。

管理会社兼投資顧問会社の有限責任会社契約に基づき、社員は投資顧問会社の常務社員の承認を得た上で、その持分を譲渡できる。

（３）出資の状況

該当なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

ファンドは、いかなる訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はファンドによるもしくはファンドに対する係争中もしくは発生するおそれのある訴訟または請求が存在するとは認識していない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「管理会社」、「投資顧問会社」または「PIMCO」)(Pacific Investment Management Company LLC)

(1) 資本金の額

2012年1月末日現在、214,857,883.43米ドル(約164億1,085万円)

(2) 事業の内容

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは1971年に設立され、米国1940年投資顧問法に基づく投資顧問業者の登録を受けている。PIMCOは、法人、受託者、年金および利益分配型退職年金、慈善団体、寄贈財産および機関投資家に対し投資運用業務を提供し、通常、それぞれの顧客の投資ポートフォリオにおける純資産価額に基づいて手数料を受領している。多様な持株会社の仕組みを通じて、PIMCOはその株式の大部分をアリアンツ・エス・イーにより所有されている。アリアンツ・エス・イーはヨーロッパを本拠地とする総合国際保険および金融サービス持株会社であり、ドイツの株式公開企業である。2011年12月末日現在、投資顧問会社は、1.35兆米ドルを超える顧客勘定に対して投資助言を提供している。

2. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)(Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)

(1) 資本金の額

2011年12月31日現在、125万米ドル(約9,548万円)

(2) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島法に基づき1985年に信託会社として設立され、ファンドの受託者(「受託会社」として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)に基づいて信託会社として、およびバミューダにおいて中央銀行の認可により、業務を行う免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

3. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」)(Brown Brothers Harriman and Company)

(1) 資本金の額

2011年12月31日現在、6.6億米ドル(約504億1,080万円)

(2) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフル・サービス金融機関である。

4. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルク)エス・シー・エイ(「名義書換事務受託会社」)(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A)

(1) 資本金の額

2011年12月31日現在、1,209万米ドル(約9億2,343万円)

(2) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイは1989年に設立され、他の業務の中でもとりわけ名義書換業務を提供している。

5. SMBCフレンド証券株式会社(「代行協会員」)

（１）資本金の額

2012年１月末日現在、272億7,000万円

（２）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

２【関係業務の内容】

１．パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「投資顧問会社」）

（Pacific Investment Management Company LLC）

ファンドに対し、投資顧問業務を提供する。

２．ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（Brown brothers Harriman Trust Company（Cayman）Limited）

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。

受託会社の義務は、信託証書および投資ファンド法に基づきそのすべての責務を果たすまたは果たさせること、および信託証書および投資ファンド法に従い受益者の利益のためにファンドを管理することである。ただし、かかる行為が受託者の側の債務を生じる可能性がある、信託証書の条項に反するまたはその他法律に違反すると合理的に決定される場合または法律顧問による助言があった場合、受託会社またはその代理人は、いかなる行為も要求されないものとする。

受託会社の権利および義務は、投資ファンド法および信託証書に規定されている。受託会社は、信託証書および投資ファンド法の条項に従い、受託会社としてファンドの業務を監督するものとする。受託会社は、受益者に対し60日前までに書面で通知することにより退任することができるものとする。受託会社の退任または解任は、管理会社の場合と同様、当局の事前の書面による承認を得て、かつ後任の受託会社が任命された場合のみ有効となる。管理会社は、後任の受託会社の任命を条件とし、受託会社の解任が受益者による投票総数の４分の３以上の多数により可決された場合に、その解任を書面で受託会社に通知することができるものとする。受益者は、受託会社の退任または解任および後任の受託会社の名称に関し、書面による通知を受けるものとする。

信託証書の条項に基づき、受託会社は、ファンドのために行った行為に関連して負う可能性のある債務および費用（法的費用を含む。）について、ファンドの資産から補償を受ける権利を有するものとする。ただし、かかる損失は、受託会社の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失により生じたものではないものとする。信託証書は、受託会社の行為が同一基準に合致することを条件として、ファンド、受益者またはその他の者に対する一切の債務から受託会社を免除するものとする。受託会社は、また、管理会社の指示または助言により受託会社が行った一切の行為により生じたトラスト、受益者またはその他の者に対する一切の債務について受託会社を免除するものとする。受託会社は、受益証券の全部または一部を買戻すためファンドの資産が不十分である場合、受託会社自身の資産を使用する義務を負わないものとする。

受託会社は、ファンドの受託会社としての職能においてのみ信託証書を締結し、また、かかる一切の損失、債務、損害、費用または経費、判決および解決のために支払われた金額は、受託会社が求償権を有するまたはファンドの資産から補償金を得られる範囲内に限られたものとする。いかなる状況においても、（受託会社側の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失による場合を除き、）信託証書に基づく損失、債務等を満たすために受託会社の動産を利用することはできないものとする。

受託会社は、信託証書に関連し発生した争議については、バミューダの法域および法律に取消不能の形で従ってきた。すべての受益者は、バミューダの包括的法域およびバミューダの法律に従うものとする。

受託会社は信託証書に従い、トラストの資産を保有する。受託会社は、信託証書に基づく受益証券の分配金の支払、受益証券の申込みおよび買戻しの受理、買戻し請求に対する支払、および受益者名簿の維持を含むファンドの管理に関する全般的責任を負うものとする。管理会社は、管理会社または受託会社が随時任命

するその他のアドバイザーおよび代理人の支援を受け、サブ・ファンドの資産の日常的管理を行うものとする。信託証書および投資ファンド法の規定に従い、受託会社および管理会社は、その業務の一部を委託し、ファンドの保管受託銀行、管理事務、登録事務および名義書換代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、名義書換事務代行会社としての業務の一部をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託し、これらは各々、信託証書および投資ファンド法に基づき委譲されることが許可されているすべての権利、権限および職権を有するものとする。

3. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管受託銀行」、「管理事務代行会社」、「登録事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）（Brown Brothers Harriman and Company）

受託会社および管理会社は、ファンドの管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、ファンドの管理事務・登録事務・名義書換事務・会計事務代行業務を行うものとし、適用法令および信託証書に従ってファンドの会計書類を保管し、各ファンドの一口当たりの純資産価格を計算する。管理事務代行会社は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意により、管理事務代行契約に基づく義務の履行を関連会社または第三者（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・アイを含むがこれに限られない）に委託することまたは下請けにだすことができる。ただし、かかる任命により、管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務と法的責任が軽減されるものではない。

管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、特に、ファンドの会計帳簿、記録の保管、ファンドの財務諸表の作成に関する監督その他の管理事務、受益者名簿の維持、受益者との連絡業務および購入申込および売却請求の取扱、ファンドのための受益証券の買戻しまたは名義書換に関するファンド宛のすべての通信の処理および対応、適用あるマネー・ロンダリング規制の遵守および管理事務代行契約に基づくその任務に必要なその他すべての関連業務の遂行に関し責任を負うものとする。

受託会社、管理会社および管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社との間で締結された契約に基づき、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、管理事務代行契約上の義務および業務の遂行における管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の作為、不作為、誤謬または遅延（判断の誤りおよび法の誤った解釈を含むがこれらに限られない）の結果としてファンドまたはファンド受益者もしくは元受益者またはそれ以外の者が被るかこれらに生じる一切の損失、損害または費用について、責任を有さず義務を負わないものとする。ただし、その義務および職務の遂行における管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社による故意の違法行為、悪意または過失に直接起因する損失、損害または費用については、この限りではない。管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社、受託会社または管理会社は、60日前までの書面による通知により、管理事務代行契約を終了させることができるものとする。ただし、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、当局の事前の書面による承認なしでは解任または変更されないものとし、受益者は、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の解任および新任管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の名称について書面で通知されるものとする。上記にかかわらず、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社、受託会社または管理会社は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも管理事務代行契約を終了させることができる。

受託会社は、ファンドの保管受託銀行として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。

保管受託銀行は、受託会社と保管受託銀行の間で締結された契約の条項に従い、保管受託銀行に送付され保管受託銀行により保持されるファンドの全資産を保管する権利を有する。

保管受託銀行は、ファンドの資産の全部または一部を保管するために他の銀行および金融機関を任命することができ、保管契約に基づく管理義務の履行を関連会社または第三者に委託および下請けにだすことができる。ただし、保管受託銀行は、委託に際して、委託先の選定、保持、監視に相当な注意を払うものとし、かかる任命により、保管契約に基づく保管受託銀行の管理義務が軽減されるものではない。保管受託銀行は、保管受託銀行が決定する決済機構に有価証券を保管することができる。保管受託銀行は、ファンドの資金および有価証券の預託に関し、銀行の通常の業務を有するものとする。サブ・ファンドの受益者の利益保護のため、受益証券の売却等によりサブ・ファンドが受領したすべての金銭は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの口座に維持され、投資対象の購入、サブ・ファンドの受益者による買戻請求に対する支払い、サブ・ファンドの費用の支払い、またはその他の許可された支払いのために限りかかる口座から引き出され得るものとする。保管受託銀行は、申込代金を受領するものとし、また、受託会社の指示により買戻請求に応じる責任を有するものとする。

保管契約の条項に従い、保管受託銀行は、受託会社、管理会社またはその適法に任命された代理人による適切な指示を受けた場合のみ、保管契約に基づくその職務を遂行する。保管契約により、保管受託銀行は、保管受託銀行の過失、悪意または故意の違法行為の結果としてファンドが被る一切の直接的損害について責任を負う旨規定されている。

いずれかの当事者は、60日以上前の書面通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも保管契約を終了させることができる。

4．ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「名義書換事務受託会社」） （Brown Brothers Harriman（Luxembourg）S.C.A）

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ファンドの一定の名義書換事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託する。この委託に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、特に、受益証券の発行および買戻しの登録、宣言された分配の記録を保持すること、もしあれば、受益者への分配の支払い、ならびにルクセンブルグの法令であるマネー・ロンダリング規制（「AML」）および顧客確認規則（「KYC」）により要求される受益証券の申込者に対するデュー・デリジェンス調査の実施に責任を有する。ファンドに提供するサービスについては、ファンドではなくブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーがブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに報酬を支払う。名義書換事務受託会社はファンドから直接報酬を受領しない。

5．SMBCフレンド証券株式会社（「代行協会員」）

日本における受益証券の販売に関して、代行協会員として行為する。

3【資本関係】

管理会社および投資顧問会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1 バミューダ諸島における投資信託制度の概要

2011年9月末日現在、ユニット・トラストとして知られる契約型の投資信託の形態にて設定されたものの数は289である。また、2011年9月末日現在、投資会社として設立されたミューチュアル・ファンドまたはインベストメント・ファンドの数は1,345に達している。これらのユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドの純資産の総額は、2011年9月末日現在で、およそ1,703.6億米ドルである。

バミューダにおける投資信託について、下記の統計データがBMAにより公表されている。

	2002年12月 末日現在	2003年12月 末日現在	2004年12月 末日現在	2005年12月 末日現在	2006年12月 末日現在	2007年12月 末日現在	2008年12月 末日現在	2009年9月 末日現在	2010年6月 末日現在	2011年9月 末日現在
ミューチュアル・ファンド	688	680	809	846	906	881	819	697	661	613
アンブレラ・ファンド	50	47	70	62	67	77	76	72	64	47
サブ・ファンド	157	155	354	315	283	253	220	203	172	119
分離アカウント会社	-	9	29	55	69	77	83	86	79	68
分離アカウント	-	43	159	331	390	391	336	343	229	209
ミューチュアル・ ファンド合計数	1,294	1,321	1,421	1,609	1,715	1,679	1,534	1,401	1,205	1,056
ユニット・トラスト	76	70	96	105	109	106	71	53	39	39
アンブレラ・トラスト	21	65	72	114	151	162	84	108	101	95
サブ・トラスト	33	82	166	215	215	215	198	201	175	155
フィーダー・トラスト	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
ユニット・ トラスト合計数	132	221	334	434	475	483	353	362	315	289
総 数	1,426	1,542	1,755	2,043	2,190	2,162	1,887	1,763	1,520	1,345
ファンド合計数	-	-	1,076	1,182	1,302	1,303	1,133	1,016	1,205	1,056
純資産総額	681億米ドル (5兆2,015億 円)	1,158億米ド ル (8兆8,448億 円)	1,581.8億米 ドル (12兆818億 円)	1,875.3億米 ドル (14兆3,235億 円)	2,115.2億米 ドル (16兆1,559億 円)	2,491.7億米 ドル (19兆316億 円)	1,711.9億米 ドル (13兆755億 円)	1,544.5億米 ドル (11兆7,969億 円)	1,812.4億米 ドル (13兆8,431億 円)	1,604.4 億米ドル (12兆2,544億 円)

2 バミューダ諸島における投資信託の形態

(1) 概 説

バミューダ諸島における投資信託事業は過去15年間にわたって著しい成長を遂げ、現在では十分に確立された投資信託の拠点になっている。かかる結果を達成することができた一因としては、投資信託を規制する責任を負う主要な機関たるBMAがバミューダ諸島内でファンドを設立しようとする者に対して、相当に高度な信用性を要求していることが挙げられる。バミューダ諸島で設定された多数の大型ファンドはロンドン証券取引所および香港証券取引所等の証券取引所で取引されている。加えて、多数のファンド、とりわけヨーロッパの投資家を対象とするファンドはダブリン証券取引所またはルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

バミューダ諸島においては、投資信託を、さまざまな形態において、すなわちミューチュアル・ファンド会社（Mutual Fund Company）、ユニット・トラスト（Unit Trust）またはパートナーシップ（Partnership）として構築、設定することができる。投資信託の各形態の詳細については、下記「（2）バミューダ諸島における投資信託の各形態」の項に記載されている。1981年会社法（その後の改正も含む。）は、とりわけミューチュアル・ファンド会社の活用を可能とし、かつ促進することを意図する条項を含んでいる。1981年会社法中の募集に関する一定の条項はユニット・トラストの受益証券の募集にも適用されるが、パートナーシップは1981年会社法の当該条項の対象となっていない。

バミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、バミューダ諸島の大蔵大臣（以下「大蔵大臣」という。）は投資ファンド法を制定した。投資ファンド法は、免除されていない限りすべての投資ファンドにつき、標準スキーム（Standard Scheme）、法人向けスキーム（Institutional Scheme）ま

たは管理スキーム（Administerd Scheme）に分類するように要求している。投資ファンド法の目的は投資家の利益を保護するという観点から、バミューダ諸島における投資ファンド法セクション2で定義される投資ファンド（「投資ファンド」）の設立および運営に適用される標準および基準を確立する点にある（詳細については、2006年投資ファンド法を参照されたい。）。

1972年為替管理法（および同法に基づき制定された規則）は、集団投資スキームの受益証券または株式の発行および譲渡に対してBMAからの許認可が必要とされる限り、集団投資スキームにも適用される。かかる許認可は、BMAの明示の同意なしには目論見書、プロモーター、保管銀行等の変更を行ってはならないという条件を付して付与される。

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融機関である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンドに該当する金融機関を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンドを監督、規制し、各投資ファンドに対して、当該投資ファンドが投資ファンド法、投資ファンドの規則および目論見書上の投資ファンドの規則を遵守していることを毎年確認するよう要求している。

各スキームは、BMA が指定する様式、方法および頻度でBMAに情報を提供するよう要求されており、バミューダの法律により要求されている情報についてBMAに提供することをスキームが拒絶する場合、BMAまたはその目的のためにBMAにより正当に授權された者は、スキームの査察を実行することができる。

（2）バミューダ諸島における投資信託の各形態

（A）バミューダ諸島の会社

バミューダ諸島の会社の設立および運営を規定する主要な法律は1981年会社法である。

バミューダ法は、バミューダ人が支配権を有する法人（以下「内国法人」という。）とバミューダ人以外の者が支配権を有する法人（以下「免税会社」という。）を区別している。内国法人に限りバミューダ諸島内で事業を遂行し、取引を行うことが認められている。免税会社はバミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外の取引および活動につき、バミューダ諸島内から事業を遂行することができる。

1981年会社法上、公開会社と非公開会社の概念は、正式に区別されているわけではない。但し、1981年会社法の一定の条項は、指定された証券取引所に株式が上場されている会社（以下「公開会社」という。）に排他的に適用される旨を明示している。さらに、会社が、1981年会社法に定義される「一般公衆」に対して株式を発行する場合、目論見書に関する1981年会社法の条項が適用される。

BMAはバミューダ諸島のすべての免税会社の設立を承認しなければならない。また、あらゆる場合において、その実質的所有者の身分を開示しなければならない。

バミューダ諸島の会社の基本定款および付属定款は一体として基本文書を構成する。バミューダ大蔵省は、当該会社の基本定款の内容に関して直接的な監督権限を保持しており、基本定款のみが会社登記官に提出される。基本定款は公開の記録書類であり、会社登記官の事務所にて、公衆の閲覧に供される。

基本定款には、会社の授權株式資本を記載しなければならない。法定最低資本金はない（保険会社を除く。）無額面株式および無記名株式は認められていない。

バミューダ諸島の会社の付属定款はバミューダ諸島の会社登記官には提出されず、また原則として公衆の閲覧に供されない。付属定款には、当該会社、株主および取締役間の権利、義務が記載される。とりわけ、会社が異なる権利内容の種々のクラスの株式を発行している場合、各クラスの株式に付与されている権利を付属定款に記載することができる。

バミューダ諸島の会社はバミューダ諸島内に登記上の事務所を有さなければならない。その住所は会社登記官に登記される。郵便の私書箱は登記上の事務所として使用することができない。会社の株主名簿および記録書類は、原則として、登記上の事務所に保管しなければならない。

バミューダ諸島の会社は少なくとも1名の取締役を置かなければならない。会社の取締役も認められている。非公開の免税会社（つまり、免税会社でその株式が指定された証券取引所に上場されていない会社）は、バミューダ諸島の一定の居住要件を充足していなければならない。すなわち、（a）バミューダ諸島に居住する取締役が1名在すること、（b）バミューダ諸島に居住する秘書役が1名存すること、または（c）バミューダ諸島に居住する代表者が1名存すること。

会社は取締役および役員の氏名および住所を記載した名簿を作成し保持しなければならない。取締役および役員の名簿は登記上の事務所に保管しなければならない。また公衆の閲覧に供さなければならない。

バミューダ諸島の会社の役員は、その会社の取締役であっても、または取締役でなくてもよい。バミューダ諸島の会社は会社秘書役を選任しなければならない。秘書役は会社のあらゆる取締役会および株主総会に出席し、会社の記録書類を作成することが要求されている。

バミューダ諸島の会社は、事業活動に関して適切な会計帳簿を作成しなければならない。かかる会計帳簿は、登記上の事務所または取締役が適切であると思料するその他の場所にて保管される。また取締役は、常時、会計帳簿を閲覧に供さなければならない。会計帳簿がバミューダ諸島外で保管されている場合には、会社は取締役が四半期毎に合理的な正確性をもって会社の財務状態を確認するのに十分な記録をバミューダ諸島内に保管しなければならない。

バミューダ諸島の会社は、株主総会において会社の監査役を選任しなければならない。但し、かかる要件は、全株主および全取締役が書面を以てまたは株主総会において、監査役を設置しない旨合意することにより、放棄することができる。かかる放棄は、監査役を選任することになっていた年次株主総会にて行われなければならない。

バミューダ諸島の会社の株主は、1名以上であれば足り、かつ株主は、第三者のためのノミニーとして株式を所有することができる。会社が保持する株主名簿には、株主の氏名および住所を記入することを要する。加えて、株主名簿には、株主が所有する株式数を、および全額払込まれていない株式に関しては株式に係る払込済のまたは払込が合意された金額を、記入しなければならない。会社は、株主名簿を登記上の事務所または（適切な通知を提出することにより）バミューダ諸島内の他の住所にて保管しなければならない。ミューチュアル・ファンドは公衆の閲覧に供される株主名簿を作成するという一般的要件を免除されている。

一定の場合、会社の設立後、ある者に対して株式を発行するためには、BMAの承認を必要とする。株式の発行手続および発行される株式の価格は、会社の付属定款に定められる。券面額を下回る発行価格による株式発行は認められない。株式の発行により生じる超過額は、原則として「払込剰余金勘定」と称する法定勘定に貸記され、かかる勘定は、いずれかのクラスの株式の特別発行を含む会社の資本取引のために使用することができる。

付属定款に別段の定めがない限り、バミューダ諸島の会社の株式は、譲渡人および（通常の場合には）譲受人またはこれらの代理人が署名した標準的な譲渡証書により譲渡することができる。株式の発行に関して、譲受人はBMAにより承認を受けなければならない。

バミューダ諸島の各免税会社は、1981年会社法の規定に従い、大蔵大臣の監督に服する。バミューダ諸島の法令に違反した場合、当該会社は、会社の解散および取締役と役員に対する過料の賦課等の制裁を受けることがある。大蔵大臣は、1981年会社法第132条に従い、会社の業務を検査し、大蔵大臣が命じる方法により報告を行う検査役を任命することができる。会社の各取締役、役員または従業員は、検査役に対して、検査のために検査役が要求する帳簿または書類を提出しなければならない。会社の役員、代理人または従業員は、会社の業務検査に際して、（a）検査役が提出することを要求した帳簿もしくは書類の提出を拒絶し、または（b）会社の業務に関連する質問に対する回答を拒絶した場合、過料を課されることがある。検査役は、いつでも大蔵大臣に報告することができ、また、検査の完全性に関して、大蔵大臣に報告し、かつ当該報告書の写しを当該会社を送付するものとする。

大蔵大臣が、当該報告書を調査により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が（a）1981年会社法の規定または同法に基づき付与された免許、許可または認可に違反する行為を、認識しつつまたは故意

に行ったと判断した場合、大蔵大臣は、会社登記官に対して、当該会社の解散申立を最高裁判所に対して行うよう指示することができ、（b）また会社の株主または会社債権者の利益を損なう方法により業務を遂行したと判断した場合、大蔵大臣は、会社に対し、当該業務に関して必要とみなす措置を講じるように要求することができる。最高裁判所は、上記申立の審理により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が1981年会社法の規定に違反する行為を行ったものと認定した場合、（a）会社の解散命令を発し、（b）会社に対し2,000バミューダ・ドルの過料を課し、または（c）当該違反を認識しつつまたは故意に承認または許可した会社の役員、代理人または従業員に対し、同額の過料を課することができる。

（B）バミューダ諸島の免税パートナーシップ

バミューダ諸島のパートナーシップの設立および運営を規定する主要な法律は、（1）1902年パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「パートナーシップ法」という。）（2）1883年リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「リミテッド・パートナーシップ法」という。）および（3）1992年免税パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「免税パートナーシップ法」という。）である。

免税またはリミテッド・パートナーシップは、独立した法人格の取得を決定することができる。かかる決定のない場合、パートナーシップは、法人格を有する法人には当たらず、パートナー間の法的関係にすぎない。独立した法人格の取得を決定しない場合であっても、バミューダ法の下で、パートナーシップは、社団としてあらゆる現実的な目的のために機能することができる。裁判所規則において、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて訴え、または訴えられることが認められている。パートナーシップ法第5条および第6条ならびに代理に関する法律に基づき、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて業務を遂行する権限を付与されている。バミューダ諸島のパートナーシップに関する法律は、英国法の原則を手本としている。パートナーシップ法は、本質的に、パートナーシップに関するコモン・ローを法制化したものであるが、現行の衡平の原則およびコモン・ローについても、パートナーシップ法の明示の規定に反しない限り、引続き効力を有する旨規定している。パートナーシップ法は、一般に、パートナーシップの性質、パートナーと取引の相手方との関係およびパートナー相互間の関係を規律している。

パートナーシップの運営はパートナーシップ契約に定められる。但し、当該契約が或る事項に関して規定していない場合には、パートナーシップ法が適用される。パートナーシップ契約は（免税リミテッド・パートナーシップ証書に関する情報を除き）非公開とする。

バミューダ法の下では、2種類のパートナーシップの設立が可能である。1つは、すべてのパートナーがパートナーシップの債務および義務に関して無限責任を負担するもの（以下「ジェネラル・パートナーシップ」という。）であり、他は、リミテッド・パートナーシップ法に基づき設立されるパートナーシップで、パートナーのうちの或る者が有限責任しか負担しないもの（以下「リミテッド・パートナーシップ」という。）である。免税パートナーシップは、いずれの種類にも可能である。

免税パートナーシップは、免税パートナーシップ法において「免税パートナーシップに係る証書が免税パートナーシップ法の規定に従い登録済であり、そのパートナーのうちの1名または複数の者がバミューダ人としての地位を有していないパートナーシップ」として定義されている。

免税リミテッド・パートナーシップの場合、免税パートナーシップ法では、リミテッド・パートナーシップ法に基づきリミテッド・パートナーの有限責任が確保されており、かつ行うべき一切の行為および負担すべき一切の罰金はジェネラル・パートナーの責任に帰する旨定められている。

免税パートナーシップは、バミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外に及ぶ取引および活動に関連して、バミューダ諸島内から業務を遂行することができる。

免税パートナーシップを設立する許可を取得するためには、大蔵大臣に申請しなければならない。

大蔵大臣の承認を取得した場合、免税パートナーシップとして登録するために、会社登記官に対し、パートナーシップ契約の写しおよび大蔵大臣の承認書の写しを付して、署名済みの免税パートナーシップ証書の写しを送付しなければならない。当該証書は公開の記録書類である。但し、パートナーシップ契約は公開

されない。

リミテッド・パートナーシップの場合には、登録のために、会社登記官に対して、リミテッド・パートナーシップ証書（免税パートナーシップ証書に記載される情報の大部分が含まれている。）を送付しなければならない。リミテッド・パートナーシップ証書が登録されない限り、リミテッド・パートナーシップは、「設立」されたとはみなされない。

免税パートナーシップの名称、ジェネラル・パートナー（リミテッド・パートナーは対象とされない。）および免税パートナーシップが遂行する業務の一般的性質を変更するには、大蔵大臣から許可を取得することが必要とされる。承認が付与された場合には、免税パートナーシップの変更証書を会社登記官に届け出なければならない。

各パートナーシップは登記上の事務所（私書箱を住所とすることは認められない。）を保持し、バミューダ諸島の「居住者たる代表者」を任命しなければならない。パートナーシップが免税パートナーシップ法の基本的な条項を遵守していない場合、居住者たる代表者は、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。居住者たる代表者は、ジェネラル・パートナーとして行為するために設立された免税会社であってもよい。

免税パートナーシップは、パートナーシップ契約に定める期間に関し、一般に妥当と認められた会計原則に従って作成された監査済財務書類を保持することを要求されている。但し、パートナーがパートナーシップ契約に別段の定めを設けている限り、かかる規定を放棄することができる。

免税パートナーシップの解散に基づく清算の開始後30日以内に、抹消証書を会社登記官に届け出なければならない。

上記の情報に加えて、とりわけ以下の条項がリミテッド・パートナーシップに適用される。リミテッド・パートナーは、一定の要件を充足することを条件として、パートナーシップに出資することに同意した金額を超えて、パートナーシップの債務について責任を負わない。リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、ジェネラル・パートナーシップのパートナーと同一の責任を有する。リミテッド・パートナーシップの業務に関するすべての訴訟は原則として、ジェネラル・パートナーに対してのみ訴えが提起される。リミテッド・パートナーシップは、少なくとも1名のジェネラル・パートナーを有していなければならない。リミテッド・パートナーシップにおいては、原則として、ジェネラル・パートナーのみがパートナーシップの経営に関与し、業務を遂行することができる。リミテッド・パートナーがパートナーシップの経営に関与する場合、当該パートナーは有限責任を享受する利益を失うことになる。

各リミテッド・パートナーシップは、バミューダ諸島内の事務所にて、パートナーのみの閲覧に供されるリミテッド・パートナーの名簿を保管しなければならない。

リミテッド・パートナーシップの登録は、パートナーシップの解散およびこれに基づく清算により、またはリミテッド・パートナーが存在しなくなった場合には抹消することが要求される。抹消証書には、パートナーシップの名称、登録日、解散日および抹消の効力発生日を記載する。かかる証書は会社登記官にて登録されなければならない。

（Ｃ）免税ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの投資が会社の株式に対する投資に比べて受入れ易く、または魅力的であるとする地域では、投資家のために（免税会社よりも）一層活用されている。ユニット・トラストは、受託会社が信託証書に従い受益者の利益のために、信託ファンドに関する信託を宣言することにより設立される。投資家が受託会社に対し資金を提供し、原則として受託会社が保管銀行として当該資金を保管し、当該資金は投資家（つまり受益者）の利益のために投資運用会社により運用される。各受益者は、信託財産に対し割合的な持分を有する。

信託は、本来的には、英国の衡平法上の裁判所により展開されてきた法的概念であるが、現在ではある程度、実定法により規定されている。バミューダ諸島の信託法は、英国の信託法を基礎にしているものの、特定の分野ではバミューダの実定法により補強されている。英国のコモン・ローは、バミューダ諸島では高

度に説得的な権威を有している。

信託は、原則として証書（つまり「信託証書」）により設定される法的関係であり、これにより或る者（以下「信託設定者」という。）が受託会社に対し、財産（以下「信託財産」という。）を提供し、受託会社は、特定の者（以下「受益者」という。）の利益のために、信託財産に対する所有権を保有する。信託契約の中には、（後述の）「保護機関」が含まれることがある。

信託の特徴は、1989年信託法（以下「1989年法」という。）第2条（2）（特定条項）に、以下のように記載されている。

- （a）信託財産は、受託会社の固有の財産とは分離された信託財産を構成する（そのため受託会社の債権者は自己の債権に関して、信託財産にかかって行くことはできない。）。
- （b）信託財産に対する所有権は、受託会社の名義または受託会社を代理するノミニーの名義にて保持される。
- （c）受託会社は、法律により課される忠実義務に従い、受益者の利益のために信託の条項に基づいて、信託財産を管理し、処分する権限および義務を有する。

受託会社は、信託財産の所有権を有し、受益者の利益のために信託を管理する義務を負う者である。信託財産を構成する財産は、不動産または動産（例えば、現金、証券、土地、個人的財産その他の有形または無形資産）のいずれであってもよい。かかる財産は信託の対象となりうるものが確認されているものでなければならない。受託会社は、受益者に対し忠実義務を負っており、法律により課された厳格な義務を履行することが要求されている。最も重要な義務には、以下のものが含まれる。

- （ ）信託の条項に従い受益者の最善の利益のために、信義に従い誠実に行動すること。
- （ ）受託会社の固有の財産および受託されているその他の財産から分離して信託財産を管理、維持すること。
- （ ）すべての受益者が成年であり、かつ信託証書の条項に反する受託会社の行為に同意する場合でない限り、または裁判所が信託証書の条項の変更を認可する場合でない限り、信託証書の条項を遵守すること。
- （ ）受益者間では、不平等な取扱いをしないこと。とりわけ、ある受益者に対し当期利益に対する分配を行い、他の受益者に対し将来の持分を付与する場合には、かかる義務は受益者の公正な持分割合に応じて履行される。
- （ ）信託証書に矛盾する明示的な定めがない限り、信託財産を保全し、不要な資産を売却すること。
- （ ）信託の管理および信託財産の投資に当たり、合理的な注意、能力および配慮を尽くすこと。無償の受託会社は、自己の固有財産の管理に際して尽くされる一般人の誠実義務、忠実義務および注意義務と同程度の忠実義務および注意義務を信託の管理に際して尽くすことで足りる。高度の水準の忠実義務および知識は（信託証書に別段の記載がない限り）有償の専門的な受託会社に対し期待されている。
- （ ）信託証書により適切に授權されている場合を除き、第三者または共同受託会社に対し、義務または権限を委任しないこと。
- （ ）信託証書に基づき別段の明示的な授權を受けていない限り、全員一致により行動すること。そのため、投資およびすべての信託財産は、共同名義により、またはすべての受託会社の指図に従い保管されなければならない。
- （ ）信託証書により報酬が承認されていない限り、無報酬にて行動すること。
- （ ）自己の利益のために、信託財産から利益を得、または信託財産を買取らないこと。受託会社は、受託会社としての資格に基づいて受領した利益その他の利得に関し、受益者に説明しなければならない。信託証書により授權されていない限り、公正な対価が支払われたかどうかにかかわらず、受託会社による信託財産の買取りは受益者により無効とされることがある。

受託会社は、法律上、すべての信託財産および信託業務の適切な記録書類および会計帳簿を作成し保管することを要求されている。

バミューダ諸島における信託を規定する主要な法律は、1975年受託会社法(本質的には、1925年英国受託会社法を基礎としている。以下「受託会社法」という。)、1989年信託(特別規定)(改正済)法、1989年永続積立法および2001年信託(信託業務規則)法である。

とりわけ、受託会社法は、バミューダ諸島の信託の受託会社に対して一定の権限を付与し、信託の設立および運営のための法的根拠を導入し、かつ信託証書に織込まれる管理規則の標準項目を定めている。

2001年信託(信託業務規則)法には、バミューダ諸島内で信託業務を遂行するための免許が付与されるべき信託会社の規制上の枠組みが定められている。

永続型信託財産の付与および外部に対する当該付与に関する英国のコモン・ローの原則の適用は、バミューダ諸島においては、1989年永続積立法(以下「永続積立法」という。)により変更を受けている。永続積立法は、積立に関する当該原則を近代化して、簡潔にしたものであり、コモン・ローの原則に基づき無効とされたはずの一定の信託の有効性を確保している。永続積立法には、信託期間として100年間を超えない確定期間を選択できる旨の規定がある。永続積立法第15条には、信託に基づく利益の積立を永続的な期間(すなわち、100年間またはコモン・ロー上の永続期間に21年を加算した期間)継続することができる旨の定めがある。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産が2016年3月28日まで課税されない旨の約定を取得することができる。

(3) 2006年投資ファンド法(投資ファンド法)

規則

バミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA(集団投資ファンドスキーム分類)規則(「CIS規制」)は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、(1)法人向けファンド(Institutional funds)、(2)管理型ファンド(Administered funds)および(3)標準ファンド(Standard funds)に分類される。それぞれのファンドのクラスの詳細は、以下のとおりである。

法人向けファンド

投資ファンドは、以下の場合、法人向けファンドに分類される。

(a) 基本文書および目論見書に基づき

適格投資家のみに公開されている。

各投資家につき、投資ファンドへの最低投資金額を100,000米ドルとする。

(b) 投資ファンドが、投資ファンドの会計帳簿および記録書類を入手できるバミューダ諸島に居住する役員、受託者または代表者を有する。

以下に該当する場合、「適格投資家」という。

- () 個人的な収入が、当該年の前年、前々年の2年間、それぞれ、200,000米ドルを超えるか、その配偶者との合算収入が、かかる2年間の各年、300,000米ドルを超える場合で、投資を行う当該年においても、同様の水準の収入が合理的に見込まれる個人。
- () 投資を行う当該年において、その純資産または配偶者と合算した純資産が100万米ドルを上回る個人(以下「高額資産投資家」という。)
- () 金融および事業に関係する事項について知識や経験があり、投資により見込まれるメリットやリスクを正しく評価できる個人。
- () 資産総額が、500万米ドル以上の企業組織、非法人組織、パートナーシップまたは信託(かかる企業が当該資産を単独で保有しているか、または、その一部を子会社もしくは持株会社であるその他の企業

組織を保有しているかを問わない。)。

() そのすべての株主、構成員または受益者が上記の分類に当てはまるもの。

管理型ファンド

投資ファンドは、その事務管理会社が投資ファンド法に基づき認可されている場合で、以下の要件を充足する場合、管理型ファンドに分類される。

(a) 基本文書および目論見書に基づき、投資家に対して、投資ファンドへの最低投資金額として50,000米ドルを要求している場合。

(b) かかる目的のために、BMAが認める証券取引所に上場している場合。

標準ファンド

その他の分類に当てはまらない場合、投資ファンドは、標準ファンドに分類される。

大蔵大臣は、どの投資ファンドの分類についても、現在の要件を変更する権限を有し、投資ファンドの追加分類を設定できる。

申請手続

ファンドの認可の申請は「投資ファンド法申請書式」によって行われ、設立、構成および / または組織の承認ならびにファンドのユニットの発行および譲渡の一括承認の要請と、同時にまたは希望する場合は、事後に、BMAに提出される。(下記、「規制投資信託の設立」の項参照。)

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きをただちに開始する。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立 / 組織について早い決定をする。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設するなど、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとる。しかし、ファンドが認可または免除を得るまで営業を開始できないことは明らかである。

申請の迅速な処理の一助として、BMAは、プロモーターになる予定の者およびサービス提供会社の名称をBMAに事前通知するために使用される直通連絡用Eメール・アドレスを設置したことに留意しなければならない。

認可申請は下記を伴わなければならない。

(a) 会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書、

(b) 認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する業務運営者の署名した証明書、

(c) BMAが合理的に要求する情報、および

(d) 申請料。

BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることがある。

BMAに対する投資ファンドの認可および分類の申請は、手続きに通常、2営業日から5営業日を要する。

投資ファンド法は、経過規定を含み、それにより、CIS規則の下でバミューダ法人向けスキームとして承認された各投資ファンドは、新投資ファンド法の下で法人向け投資ファンドとして認可され分類される。既存のバミューダ標準スキームは、標準投資ファンドとして分類される。さらに、CIS規則の下で承認された投資ファンドがその分類に課された条件に従っている場合、当該条件は投資ファンドに適用され続ける。いかなる当該投資ファンドも、手数料なしで分類を変更することができるが、分類変更の当該申請は投資ファンド法の開始日から6か月以内になされる。

認可要件

適切な分類で認可を取得するために、

(a) ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければならない。ただし、BMAは、適切であると考えられる場合、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがある。

- (b) ファンドは、投資管理者、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、認可を受ける段階でこれらの者を任命する。
- (c) ファンドの財産は、バミューダにおいて認可を取得しているか、またはバミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服している保管受託銀行に委託しなければならない。BMAは、異なる取決めによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めている。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドが保管受託銀行または承認されたブライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていることを条件とする。免除は、主としてインフラストラクチャーのタイプの資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがある。
- (d) 保管受託銀行はまた、業務運営者（投資ファンド法の定義では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、およびミューチュアル・ファンド会社の場合は会社をいう。）から独立していなければならず、さらに
- (1) ミューチュアル・ファンド会社の場合は、取締役、
- (2) パートナーシップの場合は、パートナー
- からの独立が義務付けられている。
- BMAは、かかる措置が適切であると考える場合、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、保管受託銀行は、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがある。
- (e) 業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行うものとして適切かつ適正な者でなければならず、その経験および知識の組み合わせは、ファンドの目的に適したものでなければならない。
- (f) ファンドは、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守しなければならない。認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならず、かかる者がバミューダにおいて参加者名簿を保管することを要求されている。

ファンド規則

ファンド規則は、標準ファンドに分類された認可投資ファンドにのみ適用され、当該ファンドの保管銀行はBMAによる認可が必要である。ただし、投資ファンドの事務管理会社が、バミューダ諸島でファンドの管理事務業を行っている場合を除く。

かかる規則は、投資家または投資家になろうとする者による閲覧の用に投資ファンドの基本文書の写しを供するように要求しており、監査済財務書類を含む財務報告書の作成を義務付けている。かかる財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければならない。

ファンド目論見書規則

ファンド目論見書規則は、すべての認可投資ファンドに適用され、以下を含む、特定事項を目論見書で開示しなければならない。

- (a) 取締役、役員、および主要なサービス提供会社の名称、住所、およびその他の事項。
- (b) 投資目的および投資制限ならびに借入権限。
- (c) 重大なリスク。これには分離勘定の運営に関連する潜在的なリスクの記述が含まれる（該当する場合）。
- (d) 受益証券に付随する主要な権限と制限。
- (e) 発行価格および買戻価格の決定の基準、ファンド資産の評価の基準および頻度に関する記載。
- (f) 潜在的な利益相反の記載。
- (g) 会計年度終了日、投資家に配布される財務報告書の通知および頻度。

目論見書には、特定の免責条項、および投資家が投資ファンドへの投資メリットについて情報に基づいて判断するために合理的に請求するであろうその他の重要な情報を記載しなければならない。

BMAは、記載したような当該規則を遵守することが、必要以上に負担である、または、これにより規則が制定された目的を達成できないと判断する場合、特定の投資ファンドについて、ファンド規則またはファンド目論見書規則を変更または放棄する権限を有する。BMAが、かかる規則が保護すべき利益に過度のリスクを生じるとみなす場合には、放棄または変更は行われない。

BMAは、通常、マスター・ファンドに対して、ファンド目論見書規制による目論見書発行の要件の免除を認める。ただし、マスター・ファンドの投資者が同様の構造を持つフィーダー・ファンドであり、それぞれのフィーダー・ファンドが目論見書を作成し、発行している場合に限る。

会社法上の目論見書要件

ミューチュアル・ファンド（または、ユニット・トラストのパミュダ諸島の管理会社または受託会社）による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集と同様に、1981年会社法が目論見書規定に従う。1981年会社法が目論見書規定は、パートナーシップには適用されない。下記「1981年会社法による目論見書の要件」参照。

設立文書

投資ファンドの設立文書は、その事業の規制および運用について規定している。一般に、投資ファンド法は、設立文書で、（a）受益証券に付随する権限および制限、（b）資産および負債の評価条件、（c）受益証券1口当たり純資産価格および受益証券の発行価格および買戻価格の計算方法、（d）受益証券の発行、譲渡、転換（適用あれば）および買戻条項、（e）投資制限および借入制限（もしあれば）について規定するように要求している。

規則対象外ファンド

私募ファンド

私募ファンドである投資ファンドは、明示的に、投資ファンド法の適用対象外とする。投資ファンドへの投資者数が20名以下で、投資ファンドが通常一般への募集を行わない場合に、私募ファンドとなる。

私募ファンドがかかる除外の要件を満たしていることの書面による通知は、業務運営者が、設立後実務的に可能な限り早急に、BMAに対して行わなければならない。

免税ファンド

CIS規則上の免税ファンドは、投資ファンド法においても、免税ファンドとする。

新規投資ファンドは、BMAに、投資ファンド法の免税ファンドとなることを申請することができる。かかる方法で、免税となった投資ファンドは、スイスの設立国ルールに基づき、EU貯蓄課税指令（以下「EU指令」という。）の適用外として取扱われる。これは、免税ファンドは、EU指令の開示要件または源泉徴収税要件に従わず、スイスの支払代理人を介して業務を行うことができることを意味する。

以下の場合、ファンドは、免税となる。

（a）「適格投資家」のみに公開されている場合、（上記「法人向けファンド規則」に定義される。）

（b）ファンドの事務管理会社がBMAが認める者の分類に適合する場合、

（c）監査人を任命している場合、かつ

（d）スキームの会計帳簿および記録書類を入手できるパミュダ諸島に居住する役員、受託者または代表者を有する場合。

免除を申請する場合、要件を満たす投資ファンドは、適切な情報を開示し、規定の手数料を添えてCIS様式による申請書をBMAに提出しなければならない。免除が認められると、当該投資ファンドは、継続して免除の要件を満たしていることを記載した通知を、毎年提出しなければならない。

かかる投資ファンドは、特別に、BMAにより登録され、認可申請することができる。

ファンドが免除を認められている場合、投資ファンド法からは免除されるが、会社法の要件は、それがパミュダ諸島におけるすべての会社に関係するため、またパートナーシップ法令は、それがパミュダ諸島のすべてのパートナーシップに関係するため、満たされなければならない。さらに、BMAは、予定される投資

ファンドの最終的な実質所有者または業務運営者が、健全な状態にあるかどうかを精査する。

クローズド・エンド型投資ファンド

クローズド・エンド型ファンドの投資家は、保有する受益証券の買戻しを請求する権限がなく、一般的には、事前に決定された投資期間の終了時に純資産価額で買戻される。

会社型のクローズド・エンド型ファンドは、会社法に基づき、投資持株会社として登録されることにより、設立される。当該会社は、一般に、会社自身に（株主ではなく）、特定の状況において株式の買戻しまたは購入を実施できる権限を付与して設立されている。かかる権限は、投資家の適格規制を確実に遵守するため、また、適切な時期に投資家に資本を返還するために用いられる。かかる会社、および事実上同様の構造を持ったユニット・トラストおよびパートナーシップは、投資ファンド法に定める「投資ファンド」の定義に該当しないため、通常、投資ファンド法の規定には従わない。

クローズド・エンド型投資ファンドの管理会社は、一般に、投資ファンドについてその概要を前述した投資経験、財務上の健全性、および目論見書開示に関する同様の規則を遵守しなければならない。クローズド・エンド型投資ファンドのその他のサービス提供会社の身元も、BMAに対して開示しなければならない。ただし、かかるものに関してBMA認可は要求されないためかかる開示は、BMAが参照するに留まる。

クローズド・エンド型投資会社による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集計画と同様に、会社法の目論見書規定に従わなければならない。（上記「会社法による目論見書の開示」の項参照。）

現行規定

投資家への報告書

投資ファンドは、監査済財務書類の写しを含む、投資家への財務報告書の作成、配布の規定を設けなければならない。財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければならない。いずれかは、バミューダ国外の法域のものとする事ができる。

BMAへの報告書

投資ファンド法は、BMAが合理的に要求する投資ファンドの投資活動についての報告書を、BMAに対して提出するよう、ファンド業務運営者に要請する権限を付与している。標準ファンドは、月次ベースで、その運用について、BMAに報告しなければならない。かかる報告は、投資ファンドの1株または1口当たり価格、純資産価額および同月の販売および買戻し金額を含めなければならない。報告は、月末から20営業日以内に実施しなければならない。通常、投資ファンドの事務管理会社が、かかる報告を取扱っている。法人向けファンドおよび管理型ファンドは、標準ファンドと同じ基準で報告しなければならない。唯一の違いは、報告の頻度であり、かかる投資ファンドは、各暦四半期の終了から20営業日以内に報告するものとする。

投資ファンドは、BMAに対し、会計年度終了後6ヶ月以内に、投資ファンドが投資ファンド法、ファンド規則およびファンド目論見書規則を遵守していることを確認する書面を提出しなければならない。

ファンドのサービス提供会社は、BMAに対して、特定事項について報告しなければならない。サービス提供会社が、実質的にファンド資産がその目論見書に従い投資されていないこと、および、投資ファンドの通常管理運営が、実質的に、その基本文書の規定に従い行われていないことに気づいた場合、当該サービス提供会社は、かかる事態の発生後、14日以内にBMAに通知しなければならない。その業務運営者に対して、かかる事態について、書面による報告を行わなければならない。

BMAへの通知およびBMAの承認

認可投資ファンドの業務運営者は、BMAに対して、以下の場合、事前に書面による通知を行ない、承認を得なければならない。

ファンドの目論見書の重大な変更。

サービス提供会社の変更。

会社の取締役の変更の申し出についても、BMAに対して、通知しなければならないが、BMAの事前の承認は必要ない。

標準ファンドだけが、（ ）ユニット・トラストの受託会社の変更、（ ）リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーの変更、（ ）1または2つの会社の再建、合併のため、投資ファンドの業務

を終了するという申し出に関して、BMAの事前の承認を得る必要がある。法人向けファンドまたは管理型ファンドは、単に、BMAに予定される変更を通知するだけでよい。

情報収集および調査権限

BMAは、認可投資ファンドの認可を特定の場合に取消することができる。しかしながら、BMAが、その状況が、取消を正当とするものではないと判断した場合、BMAは、それに代わる指示を行うことができる。BMAは、特定の状況において、最高裁判所に対して、投資ファンドの解散を申し立てる権限を有する。

新投資ファンド法は、広範な情報収集権、介入権、強制権をBMAに付与している。BMAによるか、それに代わる調査の開始の規定も含んでいる。しかしながら、BMAによる機密情報の開示を制限する防護策および保護策も設けられている。もっとも、投資ファンド法は、開示について一定の方法も提供している。かかる開示義務の範囲には、制限が設けられており、よって、例えば、「証拠漁り」を行うためにかかる権限を用いることはできない。

（４）1981年会社法による目論見書の要件

（Ａ）概要

1981年会社法の第３部および第35条は、目論見書および募集について定めている。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役（ユニット・トラストの場合にはユニット・トラストの受託会社または管理会社）による受益証券（share）の募集を構成する。パートナーシップは、1981年会社法の当該条項の対象にはならない。従って、集団投資スキームにより作成された目論見書または募集目論見書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設立するためのBMAへの申請手続の一部を形成する。さらに、当初募集前に、集団投資スキームは目論見書を発行し、バミューダ会社登記官に提出しなければならない。さらに、当初募集の前に当該スキームは目論見書を発行しなければならず、またかかる目論見書の発行前または発行後合理的に可能になり次第、バミューダの会社登記官に目論見書を届出なければならず、かかる目論見書は当該スキームにかかわる取締役全員もしくは取締役代行全員によって署名されるか、またはそれらを代理して署名されなければならない。受益証券の継続的な募集のために、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、目論見書の補足を会社登記官に提出しなければならない。ユニット・トラストについて、募集を行う受託会社または管理会社がバミューダ諸島で設立されている場合、バミューダ会社登記官への届出要件のみが存続する。

下記の場合には前項に記載される目論見書を発行し、届出する必要はない。

- （a）株式が特定証券取引所に上場されており、当該特定証券取引所の規則により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届出が必要がない場合、または
- （b）当該会社が所轄監督当局の規則または規制に準拠しており、かかる規則または規制により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届出が必要がない場合。ただし、当該当局の管轄地以外に居住する者に対してのみ当該募集が行われることを理由として目論見書の発行および届出が免除されている場合を除く。

目論見書は、1981年会社法第27条第（１）項、適用のバミューダ公認スキームに関するBMA規則および投資ファンド法に従うファンド目論見書規則に規定されている記載内容上の要件に従わなければならない。目論見書が1981年会社法を遵守していることを証明して弁護士により必要であれば会社登記官に提出されなければならない。受益証券の継続的な募集のために、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、目論見書の補足を会社登記官に提出しなければならない。

1981年会社法は、目論見書が（ ）1981年会社法に定める事項を含むか、または（ ）指定された証券取引所もしくはバミューダ諸島以外の権限ある規制当局（以下「外国当局」という。）により受領または承認されるかしなければならない旨の規定がある。

1981年会社法により目論見書に記載することを要求する項目は以下の通りである。

- （a）発起人、役員および予定されている役員の氏名、経歴および住所
- （b）会社の事業または予定されている事業

- (c) 発起人、取締役または仮取締役の決定において発行により調達されなければならない最低募集総額
- (d) 募集される受益証券に付随する権利または制限
- (e) 目論見書に記載されている受益証券の販売に際して支払うべき手数料およびかかる販売に関して会社が受け取るべき金額
- (f) 会社の役員による会社の受益証券保有
- (g) 1981年会社法に基づき制定された細則が要求する様式で作成され、その要求する情報および文書の写しを記載した会社の監査人による報告書またはステートメント
- (h) 募集の開始および終了の日時

1981年会社法第28条は、運転資本を含む一定の事柄を規定するために発行により調達しなければならない最低募集総額の扱いを定めている。1981年会社法には、目論見書の発行日から120日以内に、会社の受領した金額がかかる最低額に達しない限り、株式を割当てることができない旨の定めがある。従って目論見書には、その旨を記載しなければならない。またはこれに代わり、募集の要項にかかる要件に反しないようにする必要がある。

さらに、株式の発行および割当ての仕組みを最低額の受領前に株式を割当てることができるようなものにしてはならない。例えば、受領すべき最低募集総額が1,000,000バミューダ・ドルであり、1名の投資家が申込み最低額が10,000バミューダ・ドルである場合、目論見書には株式が申込書および払込金の受領時に発行される旨、単純に記載してはならない。

継続的な募集の場合にはしばしば見受けられることであるが、取締役が最低募集総額がないと考えている場合、その旨の記載を含まなければならない。

1981年会社法には、会社が株式の引受または引受手続の対価として、当該引受人に対し「妥当な手数料」を支払う旨の定めがある。上記を除き、会社は株式資本を手数料、割引料または控除額の支払に充当しない。

監査済財務諸表および監査報告書は各目論見書に含まなければならない。財務諸表は、目論見書の発行日の前6か月以内の日付のものが作成されなければならない。かかる監査済財務諸表が目論見書の発行日の6か月以上前の期間に関連するものである場合、かかる日付の前4か月以内に終了した四半期の未監査財務諸表も目論見書に含めなければならない。

新たに設立された会社の最初の募集の場合、会社がまだ事業を開始していないこと、会計書類が作成されていないことおよび配当が宣言または支払われていないことを記載した監査人による報告書を含むことで足りる。

さらに、一般的には、監査人が目論見書に監査報告書を含めることに同意し、かつ同意を撤回していない旨の記載が含まれる。

外国当局が株式を募集するための基礎として目論見書を「受領または承認」した場合、目論見書は法定の記載内容上の要件に従う必要はなく、当該外国当局により受領または承認された様式にて受諾可能として取扱われる。但し、目論見書が外国当局に受領または承認された場合でも、1981年会社法第28条により要求される発行により調達しなければならない最低募集総額に関する記載を含まなければならない。

1995年会社に関する(財務諸表および監査報告書)規則は、1981年会社法第27条第(1)項(h)号および(i)号により目論見書に一定の情報を含めることを要求している。(h)号は集団投資スキームが事業を行っていない場合の株式または受益証券の当初募集の際に使用される目論見書に以下の3項目を含めることを要求している。

- (a) 集団投資スキームが事業を行っていないこと
- (b) 設立以降、集団投資スキームの財務状況に重大な変更がないこと
- (c) 監査人が同意し、または同意を撤回していないこと
 - (i) 号は株式の当初募集中の目論見書に以下の1項目を含めることを要求している。
 - (a) 監査人による集団投資スキームの監査人としての任命の受諾の確認書

（Ｂ）刑事上および民事上の責任

1981年会社法は、記載内容が重要でないかまたはかかる記載を行った時点において真実であると確信する合理的な根拠があったことを証明しない限り、目論見書に不実の記載を行いまたはこれを承認することを刑事上の犯罪とみなしている（1981年会社法第30条）。起訴され、有罪判決が宣告された場合、かかる者は5年間の懲役刑もしくは5,000バミューダ・ドルの罰金刑に処し、または両刑を併科することがある。略式判決においては、1年間の懲役刑もしくは2,000バミューダ・ドルの罰金刑に処し、または両刑を併科することがある。

1981年会社法はまた、目論見書の不実の記載に民事上の責任を負わせることを定めている。1981年会社法第31条は、目論見書を信頼して株式を引受けたすべての者が目論見書に含まれる不実の記載により蒙った損失または損害を賠償する責任を以下の者に負わせている。

- （a）目論見書の発行当時の集団投資スキームの取締役もしくは役員またはユニット・トラストの管理会社
- （b）目論見書の中で役員として任命されることを承諾しもしくは役員として任命されている者、または目論見書の中で直ちにもしくは一定期間後に役員となることに同意している者
- （c）集団投資スキームの発起人またはユニット・トラストの管理会社となる者
- （d）目論見書の発行を承認する者

但し、以下の事項を証明することができる場合には1981年会社法第31条の責めを負わない。

- （ ）目論見書が無断でまたは同意なしに発行され、その発行を認識したときに無断でまたは同意なしに発行されたという合理的な公告を直ちに行った場合。
- （ ）目論見書の発行後、目論見書に基づく株式の割当前に、目論見書に含まれている不実の記載を認識し、同意を撤回し、撤回およびその理由の合理的な公告を行った場合。
- （ ）株式の割当時まで記載が真実であると確信する合理的な根拠があった場合。

専門家または公務員によりなされた記載に関しては、上記（a）ないし（d）の者に責任が帰することはない。

（Ｃ）継続的な届出義務

一般的に、年次の届出業務は存在しない。

ただし、当該集団投資スキームが受益証券を公衆に対して継続的に募集する場合において、目論見書のいずれかの規定が重要な点において正確ではなくなる事由が発生したときは、会社登記官に対し補足目論見書を届け出なければならない。

（５）租税、印紙税および為替管理

租税

本書の作成日現在、免税会社、免税パートナーシップもしくは免税ユニット・トラストまたはこれらの株主、パートナーもしくは受益者（バミューダに通常居住する者を除く。）が支払義務を負うパーミューダ諸島の法人税、所得税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、資本移転税、財産税または相続税は存在しない。

これらの各法人・団体は、1966年免税事業課税防止法に基づき、利益または所得について計算される租税、資本性資産、キャピタル・ゲインもしくは評価益について計算される租税または財産税もしくは相続税の性質を有するその他の租税を課す法律がバミューダ諸島において制定された場合、かかる租税が2016年3月28日までかかる法人・団体もしくはその事業またはかかる法人・団体の株式、受益証券その他の債務証券に適用されないことを確保するよう、バミューダ諸島大蔵大臣に申請することができ、通常かかる適用の免税を受ける。但し、かかる租税が、バミューダ諸島に通常居住し、かかる法人の株式、受益証券その他の債務証券を有する者に適用される場合またはかかる法人・団体に賃貸された土地に適用される場合

は、この限りでない。

ユニット・トラストは、それ自体ではバミューダ諸島において年間登録手数料を支払う義務を負わないが、ユニット・トラストのバミューダ諸島所在の管理会社は、管理するユニット・トラストについて2,595バミューダ・ドルの手数料を支払う。

バミューダ諸島の免税パートナーシップの年間手数料は2,235バミューダ・ドルであり、バミューダ諸島の免税会社の年間手数料はその株式資本の額により、1,995バミューダ・ドル乃至31,120バミューダ・ドルの範囲でスライドする。

投資ファンド法は、認可または免税（場合による。）の申請を行った時点、分類の変更の申請を行った時点と、その後は、毎年、4月30日またはそれ以前に、各種手数料の支払いについて以下のように規定している。

認可申請手数料（全投資ファンド） - 750.00ドル

再分類手数料（全投資ファンド） - 750.00ドル

年間手数料

法人向けファンド - 850.00ドル

管理型ファンド - 850.00ドル

標準ファンド - 1,350.00ドル

免税ファンド申請手数料 - 500.00ドル

免税ファンド年間手数料 - 600.00ドル

印紙税

免税の会社、パートナーシップまたはユニット・トラストがその資本、株式または受益証券の発行、償還または譲渡に当たり支払義務を負う印紙税その他類似の租税は存在しない。

為替管理

バミューダ諸島は独立した為替管理を行っており、1972年為替管理法および関連規則に基づき管理している。免税会社、免税パートナーシップおよび免税ユニット・トラストは、バミューダ諸島の為替管理上、BMAより非居住者として分類される。またBMAは、1972年為替管理法および同法に基づく細則に基づく特段の同意を得ることなく、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者に対する、またはかかる者による免税会社、免税パートナーシップまたは免税ユニット・トラストの株式または受益証券の発行、償還および譲渡を行うことを認可する。為替管理上バミューダ諸島の居住者とみなされる者が関わる発行および譲渡には、1972年為替管理法に基づく個別の承認を事前に取得する必要がある。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成23年3月31日 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第6期）

平成23年7月29日 半期報告書（第7期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バミューダ・トラスト

受託会社および受益者各位

我々の意見では、投資有価証券明細表を含む添付の資産・負債計算書、関連運用計算書、純資産変動計算書および経理のハイライトは、全ての重要な点において、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ JGBフローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ JGBフローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）、PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド およびピムコ・ワールド・ハイ・インカム（ピムコ・バミューダ・トラスト を構成し、「ファンズ」と総称される。）の2011年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度または期間の各運用実績、純資産の変動および経理のハイライトについてアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則に従って適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および経理のハイライト（以下、総称して「財務書類」という。）は、ファンズの経営陣に責任がある。我々の責任は、我々の監査に基づいて当該財務書類についての意見を表明することである。我々は、アメリカ合衆国における一般に認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を実施した。監査基準は、財務書類に重大な虚偽の記載がないか否かについて合理的な確証を得るために我々が監査を計画しかつ実施することを要求している。監査には、財務書類上の金額および開示を裏付ける証拠を試査により検証すること、採用された会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りを査定することならびに財務書類全体の表示の妥当性を評価することが含まれる。我々の監査は、我々の意見表明のために合理的な基礎を提供していると確信する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

2011年12月23日

Report of Independent Auditors

To the Trustee and Unitholders of PIMCO Bermuda Trust II:

In our opinion, the accompanying statements of assets and liabilities, including the schedules of investments, and the related statements of operations, of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond

Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund II, PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund II, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II, PIMCO U.S. High Yield (Yen Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield (Yen Hedged) Fund II, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II, and PIMCO World High Income (constituting the PIMCO Bermuda Trust II, hereafter referred to as the “Funds”) at October 31, 2011, and the results of each of their operations, the changes in each of their net assets and the financial highlights for the year or period then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to collectively as “financial statements”) are the responsibility of the Funds' management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits of these financial statements in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP

December 23, 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
メンバー各位

私どもは、添付のパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよび子会社（以下「当社」という。）の2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在の連結財政状態計算書、ならびに2010年および2009年12月31日に終了した年度における関連の連結損益および包括利益計算書、連結出資金変動表および連結キャッシュ・フロー表について監査を行った。これらの連結財務書類の責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいてこれらの連結財務書類について意見を表明することにある。

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査は、現状に適した監査手続きを指定する基礎として、財務報告にかかる内部管理の検討を含んでいるが、当社の財務報告にかかる内部管理の有効性について、意見を表明することを目的としていない。従って、我々は、かかる意見の表明を行わない。また監査は、財務書類の金額および開示を裏付ける証拠の試査による検証、全体的な財務書類の表示の評価とともに、適用された会計原則および経営陣により行われた重要な見積りに対する評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと信じている。

私どもの意見では、上記の連結財務書類がすべての重要な点において、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社の2010年および2009年12月31日ならびに2009年1月1日現在の財政状態、ならびに2010年および2009年12月31日に終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

ケーピーエムジー・エルエルピー
2011年8月17日

Independent Auditors' Report

The Members

Pacific Investment Management Company LLC:

We have audited the accompanying consolidated statements of financial condition of Pacific Investment Management Company LLC and subsidiaries (the Company) as of December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, and the related consolidated statements of operations and comprehensive income, changes in capital, and cash flows for the years ended December 31, 2010 and 2009. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit

includes consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial condition of Pacific Investment Management Company LLC and subsidiaries as of December 31, 2010 and 2009, and January 1, 2009, and the results of their operations and their cash flows for the years ended December 31, 2010 and 2009, in conformity with International Financial Reporting Standards, as issued by the International Accounting Standards Board.

KPMG LLP

August 17, 2011

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

ピムコ・バミューダ・トラスト

受託会社および受益者各位

我々の意見では、投資有価証券明細表を含む添付の資産・負債計算書、関連運用計算書、純資産変動計算書および経理のハイライトは、全ての重要な点において、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ JGBフローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ JGBフローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)、PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド、ピムコ・ワールド・ハイ・インカム、PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド およびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド(ピムコ・バミューダ・トラスト を構成し、「ファンズ」と総称される。)の2010年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度または期間の各運用実績、純資産の変動および経理のハイライトについてアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則に従って適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および経理のハイライト(以下、総称して「財務書類」という。)は、ファンズの経営陣に責任がある。我々の責任は、我々の監査に基づいて当該財務書類についての意見を表明することである。我々は、アメリカ合衆国における一般に認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を実施した。監査基準は、財務書類に重大な虚偽の記載がないか否かについて合理的な確証を得るために我々が監査を計画しかつ実施することを要求している。監査には、財務書類上の金額および開示を裏付ける証拠を試査により検証すること、採用された会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りを査定することならびに財務書類全体の表示の妥当性を評価することが含まれる。我々の監査は、我々の意見表明のために合理的な基礎を提供していると確信する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

2011年1月31日

Report of Independent Auditors

To the Trustee and Unitholders of PIMCO Bermuda Trust II:

In our opinion, the accompanying statements of assets and liabilities, including the schedules of investments, and the related statements of operations, of changes in net assets, and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund II, PIMCO U.S. High Yield (Yen Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield (Yen Hedged) Fund II, PIMCO World High Income, PIMCO Bermuda Diversified Income Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II, and PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund (constituting the PIMCO Bermuda Trust II, hereafter

referred to as the “Funds”) at October 31, 2010, and the results of each of their operations, the changes in each of their net assets and the financial highlights for the year or period then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to collectively as “financial statements”) are the responsibility of the Funds' management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit of these financial statements in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP

January 31, 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
メンバー各位

私どもは、添付のパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよび子会社の2009年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日をもって終了した年度における関連の連結損益および包括利益計算書、連結出資金変動表および連結キャッシュ・フロー表について監査を行った。これらの連結財務書類の責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいてこれらの連結財務書類について意見を表明することにある。

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査は、現状に適した監査手続きを指定する基礎として、財務報告にかかる内部管理の検討を含んでいるが、当社の財務報告にかかる内部管理の有効性について、意見を表明することを目的としていない。従って、我々は、かかる意見の表明を行わない。また監査は、財務書類の金額および開示を裏付ける証拠の試査による検証、全体的な財務書類の表示の評価とともに、適用された会計原則および経営陣により行われた重要な見積りに対する評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと信じている。

私どもの意見では、上記の連結財務書類がすべての重要な点において、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社の2009年12月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

ケーピーエムジー・エルエルピー

2010年3月19日

Independent Auditors ' Report

The Members

Pacific Investment Management Company LLC:

We have audited the accompanying consolidated statement of financial condition of Pacific Investment Management Company LLC and subsidiaries as of December 31, 2009, and the related consolidated statements of operations and comprehensive income, changes in capital, and cash flows for the year then ended. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company ' s management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit.

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Pacific Investment Management Company LLC and subsidiaries as of December 31, 2009, and the results of their operations and their cash flows for the year then ended, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

KPMG LLP

March 19, 2010

（ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。）